

統計資料シリーズ：No. 8

明治前期日本経済統計解題書誌

—— 富国強兵篇(上の2) ——

細 谷 新 治

1978年3月

一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

統計資料シリーズ：No. 8

明治前期日本経済統計解題書誌

—— 富国強兵篇(上の 2) ——

細 谷 新 治

1978年3月

一 橋 大 学 経 済 研 究 所
日 本 経 済 統 計 文 献 セ ン タ ー

統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文献センターは、1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は、1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い、統計原データを一定の基準において連続する系列として整理採録し、またこれらのデータを加工して経済分析上有用な統計量を推計し、さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を発揮し、すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げること为目标としている。

このようなセンターの活動にともなって、統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが、それらの成果を発表し、広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には、その対象によっては、きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし、また比較的短期間にそれを完了することのできるものもあり、作業成果は必ずしも定期的にえられるわけではない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、センターの活動の進展にともない、成果のまとまった段階で随時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長

石 川 滋

は し が き

「明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇——」の上巻は、はじめ2分冊で刊行する予定であったが、作業の過程で当初予定した頁数を大幅に超過したため、3分冊で刊行することとなった。

また「上の1」の目次に予告した篇別構成も若干変更した。最も大きな変更は、頁数等の関係もあって司法統計を削除したことである。また章の順序も変更して、第8章、第9章と第10章、第11章を入れ替えた。最終的には、本「上の2」の目次に示したような篇別構成となっている。「上の3」は引きつづき刊行の予定である。

本「上の2」についても、「下」と同様に筆者の浅学のためと調査の時間切れのため、とり上げるべき重要統計書で洩れているものが多いと思われる。また解題についても思わぬ誤りがあることを恐れている。読者の指摘によって今後改善していきたい。

なお、箇々の統計書に収録された統計表の表示方法その他の細部については、「上の1」、「下」の利用者の指摘によって、全体の不統一を犠牲にして「上の2」ではこれを改善するようにつとめた。

「上の2」の刊行については、本文献センターの前主任藤野正三郎教授、現主任倉林義正教授の御配慮をわずらわした。また元主任梅村又次教授と本文献センターの松田芳郎助教授から種々の貴重な御助言をえた。

資料の所在調査については、総理府統計局図書館、国立公文書館、同 内閣文庫、国立国会図書館、東京大学史料編纂所、東京大学経済学部図書室、早稲田大学図書館、法務省図書館の諸機関から、資料の閲覧利用に種々の便宜を与えられた。

なお、「上の2」の編集は、本文献センターの開発部門の作業として行なわれたが、完成にいたるまでには事務部門の方々の多くの協力をえた。とりわけ高橋益代事務官には資料の収集をはじめ、調査の細部にわたって協力をえた。「上の1」のはしがきでは、「上の2」の人口篇の書誌解題は高橋氏の手によると記したが、都合によって筆者が単独で稿を起した。

また、田口照美には統計表の書き上げ、原稿の浄書、校正等について協力をえた。

「上の2」の刊行に際して、以上の諸機関と諸氏に厚く感謝の意を表したい。

本研究の一部には、昭和51・52年度文部省科学研究費一般研究(A)「経済統計データ・パークのための情報蓄積に関する共同研究」(課題番号140005; 研究代表者藤野正三郎)の分担研究者としての著者の研究成果がとり入れられている。

1978年3月

細 谷 新 治

目 次

上の 1

はしがき	i
凡例	vii
序 章 本書の主題と調査手法について	1
1 本書の調査目的	1
2 調査対象	1
3 解題の構成	9
4 調査の手法	9
第 1 章 中央統治機構の確立過程	17
1 中央政府機構の確立過程	17
1) 中央政府機構の創出	17
2) 中央政府機構の確立	18
2 地方統治機構の創出と統計調査機構	20
1) 大区小区制と統計調査機構	20
2) 地方三新法体制と統計調査機構	23
第 2 章 中枢諸官省の成立と統計調査機構の整備過程	30
1 大蔵省の成立と統計調査機構の整備過程	30
1) 大蔵省の成立	30
2) 統計調査機構の基礎条件の整備過程	32
a) 幣制の統一	32
b) 財政制度の統一	34
c) 税制の近代化	36
2 内務省の成立と殖産興業統計調査機構の整備過程	38
1) 内務省の成立	38
2) 内務省の統計調査機構の整備過程	39
a) 「農事通信仮規則」	39
b) 本省統計行政の一元化	40
3 農商務省の成立と農業統計調査機構の整備過程	41
1) 農商務省の成立	41
2) 農商務省における農業統計調査機構の整備過程	41
a) 「農商務通信規則」	42

b) 本省統計機構の一元化	45
第3章 中央統計機構の確立過程	52
1 大蔵省統計寮の成立	52
2 太政官政表課の成立過程	60
3 中央統計行政の一元化をめぐる権限争い	66
4 太政官統計院の成立過程	69
第4章 太政官国勢総括統計解題	87
1 辛未政表	87
2 壬申政表	88
3 日本政表	93
4 統計要覧	126
5 帝国統計年鑑	130
第5章 各省国勢総括統計解題	167
1 大東秘鑑	167
2 国勢要覧	169
3 統計表	171

上の2

はしがき

凡例

第6章 地誌・行財政全国総括統計総説	175
1 地方行財政のための府県総括統計書の種類	175
2 中央政府の修史事業の成立過程とその経緯	176
3 内務省地理局の成立とその事業	179
第7章 地誌・行財政全国総括統計解題	192
1 藩制一覧表	192
2 府県史料	194
3 皇国地誌	200
4 地理局年報	210
5 地理局要	217

6	地誌撮要	218
7	地方要覧	220
8	国勢一斑	226
9	使府藩県概表	230
10	府県一覧	232
11	各府県明細書	233
12	日本府県民費表	234
13	明治六年国郡高反別調	240
14	大蔵卿年報書	241
第8章 戸籍・人口全国総括統計総説		260
1	明治前期人口統計資料の種類	260
1)	人口統計の種類	260
2)	全国人口静態統計資料	260
3)	全国人口動態統計資料	262
4)	地方人口統計資料	262
2	人口統計資料としての壬申戸籍	265
1)	明治4年「戸籍法」の成立	265
2)	「4年戸籍法」の歴史的 성격	266
3)	壬申戸籍による人口把握の構造	269
4)	戸籍行政機構の変遷	273
3	人口動態統計資料としての衛生統計	276
1)	衛生行政の誕生	276
2)	衛生行政の近代化過程と明治19年の転換	278
3)	衛生統計調査機構の整備過程	281
第9章 戸籍・人口全国総括統計解題		299
1	日本全国戸籍表	299
2	戸籍局年報	311
3	全国人口耕地比較図表	317
4	明治十五年棄児増減現員表	317
5	戸口概表	317
6	各府県戸長役場町村戸口表	318

7	都府名邑戸口表	319
8	日本全国戸口総計表	321
9	全国男女年齢職業区別	322
10	衛生局年報	324
11	都市生死婚姻統計表	339
12	甲斐国現在人別調	342

上の3 目 次

第10章 警察全国総括統計総説

第11章 警察全国総括統計解題

第12章 教育全国総括統計総説

第13章 教育全国総括統計解題

付録

参考文献目録

索引

1 文献索引

2 機関名索引

3 人名索引

凡 例

この「解題書誌」はつぎのような内容構成をもっている。

収録の範囲

1 調査対象および期間

明治元年より17年迄に刊行された統計資料の刊行状況および所在状況を明らかにしようとしてつとめた。統計資料が17年以前を調査対象年としているときでも、その刊行年が17年以降のばあいは今回の調査からは省いた。

2 所在調査の範囲

所在調査の範囲は、国立公文書館、同 内閣文庫、総理府統計局図書館、国立国会図書館、一橋大学附属図書館、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターに所蔵されている原本（刊本および草稿）に限定した。但し、以上の機関が原本を所蔵していないばあいは、その原本の所蔵機関名をあげた場合もある。

3 統計資料の採録基準

中央官庁の統計調査および業務統計の結果を収録した刊行統計書に重点をおいたが、その未刊行原稿および草稿をも気のついた限り収録するようにつとめた。但し官庁の公文書類の系統的調査は今回は行なわなかった。この分野の調査は従来全く未開拓であって多くの貴重な統計資料が埋れていると思われるが、つぎの機会としたい。中央官庁の各部局で刊行された雑誌は原則として採録しなかった。

本書の構成

1 統計資料解題の構成

1) 統計資料名

2) 個々の統計書の書誌事項記入

3) 所蔵機関名略称

4) 所蔵注記

5) 書誌注記

6) 統計内容注記

調査対象年

内容細目

7) 解題

2 記載の形式

1) 統計資料名

i 統計資料の記載はつぎの順序によった。

資料番号, 統計資料名, 最初の回次または年次, 最初の編者名～明治17年迄の最終編者名, 最初の刊年～17年以前の最終刊年

ii 統計資料名が年次によって異なるばあいには通称の資料名をとった。

iii 回次と調査対象年の両方あるばあいには調査対象年をとった。調査対象年のないばあいには回次をとった。

iv 編者は最初と最後の編者のみを取り, 途中の変遷は, 個々の統計書名の記載にゆずり省略した。

2) 個々の統計書の書誌事項記入

i 統計書原本, 草稿, 再製本の配列の順序はつぎのとおりとした。

1 定本刊本 年代順

2 覆刻本 (刊本原書をそのままの形で再製したもの)

i 定本

ii 抜すい本

3 翻刻本 (原書を定本として再製したもの)

i 定本

ii 抜すい本

iii 翻刻本の覆刻本

4 模刻本 (写本の原書をそのままの形で再製したもの)

5 草稿 (定本の自稿本またはその写本)

6 草稿の一部

7 草稿材料

ii 個々の統計書の記載の順序はつぎのとおりとした。

書名 編者名 刊年 巻数または冊数 頁または丁数 各巻の内容細目 所蔵機関

iii 書名について

書名は本文巻頭または目次首にあるものを正式書名とした。両方ない場合は表紙の外題を取り, そこにもないばあいには表題紙にあるものをとった。ま

た目次首、外題、表題紙等に異書名があるばあいは、その書名を書誌注記の欄に記載した。書名の上にある割書、小書、角書や下にある割注等は書名の1部とみなしてそれぞれ1字あけて書名の前後につけた。但し割書は1行に記入した。また年次または回次も書名の1部とみなして書名の前後に記載した。

V 編者名が原書にないが、推定してつけ加えたばあいはそれを〔 〕に入れて記載した。

vi 原書に刊年の記載のないばあいは例言、巻末、等の年次をもって刊年に替え〔例言〕、〔巻末〕等の記載を附した。

3) 所蔵機関名の略称はつぎのようにした。

国立公文書館は(公)、内閣文庫は(内)、総理府統計局図書館は(総)、国立国会図書館は(国)、一橋大学附属図書館は(図)、日本経済統計文献センターは(セ)。

「マ」はマイクロ版(ロールまたはフィッシュ)、「覆」は覆刻本の記号である。

4)、5) 注記は所蔵注記、書誌注記の2種類とし、所蔵注記には④、⑤等の記号を使用し、書誌注記には①、②等の記号を使用した。

6) 統計内容注記

i 調査対象年次と内容細目に分けた。

調査対象年次は、年度とあるのは会計年度、年度と記載していないばあいは暦年を意味する。調査対象年が複数のばあいは主たる対象年を記載した。また調査対象年の代りに調査時点があるばあいは、〇〇年月日調というように調査年月日を記載した。

ii 統計書の内容細目については、著者の主観を入れず収録されている統計表はすべて表名および表の内容を記載した。

iv 統計表名は、明治初期のばあい本文の表名と目次の表名とが異なるものが多いが、そのばあいは両者を比較して詳しい方を採用するか、または合成した表名を作成した。また表名のないばあい、あるいは表名に本解題書誌の著者が字句を附加したばあいはその作成または追加した表名の字句を〔 〕に入れて記載した。

v 表名と表名の間は1字空きとし、ひとつの主題の下にいくつかの表がある場合は最初の主題の次に：の記号を使用した。

vi 調査年月日が表名中にあるばあいは表名として扱い、説明の部分にあるばあ

いは統計表名の後に（ ）に入れて記載した。

統計表の記載方式

1. 統計表が表頭、表側の構成をとっていないばあいは表名のつぎに（ ）に入れて統計項目を列記した。
2. 統計表が表頭、表側から構成されているばあいはつぎのとおりに記載した。

a) 統計表

免 役 簿 人 員	徴 兵 連 名 簿 人 員	
		明 治 10 年
		明 治 11 年

記載方式

徴
兵
表

徴兵表（表頭 徴兵連名簿人員，免
役簿人員；表側 10～11年）

3. 表頭、表側がさらに細分されているばあいは、第1次細分は＜ ＞，第2次細分は≪ ≫，第3次細分は（ ）を使用した。第4次細分以下は省略した。

b) 統計表

替為国外 香 パ ロ 横 港 リ ン 浜 銀 貨		
	最 高	1 月
	最 底	
	平 均	

明
治
十
七
年
東
京
横
浜
物
価

記載方式

明治17年東京横浜物価（表頭 横浜銀
貨，外国為替＜ロンドン，パリ，香港＞
；表側 1月＜最高，最低，平均＞）

4. 表頭、表側がつぎのようなばあいには、下の記載方式のようにした。

c) 統計表

記載方式

海外留学人員表（表頭 元年～3年；表側 公用・私用・留学＜男，女＞）

三年	二年	元年		
			男	公用
			女	
			男	私用
			女	
			男	留学
			女	

海外留学人員表

d) 統計表

轄直未				轄直				府 県		
岩手		長崎		茨城		青森				
計	木	計	木	計	木	計	木	科目		
								官	木数	火 災
								民		
								反別		

被害府県別表

記載方式

被害府県別表（表頭 府県：直轄＜青森・茨城《木，計》》，未直轄＜長崎岩手《木，計》》；表側 火災＜木数《官，民》，反別＞）

- 科目名が明らかに分るばあい（地名等）は、科目名は省略した。
- 表頭、表側の項目は原則として最初の2項目のみを記載し、以下は省略した。
- 表頭、表側に明治5，6，7，8……14年等や1反，2反，3反……10反等，連続する数値のあるばあいは5～14年，1～10反，等と～印を使用した。
- 表中の計，小計，合計等は省略した。但し比較，前年比，増減，平均，等は記入した。
- 統計表の表頭、表側が前年統計書の同名の統計表と同じばあいは、同前年同表

と記入した。

10. 表頭、表側の全部又は表頭、表側のみがすぐ前の統計表と同じばあいは9と同じく、同前表と記入した。
11. 年報の場合のように説明文と統計表の混在しているばあいの扱い方はつぎのようにした。

説明文のみのばあいは、章節の名称の後に〔記事〕と記入した。また章節が、説明文と関連統計表とから成り立っているばあいは章節名のつぎに、：〔記事〕甲表 乙表…というように記載した。

但し、明治初期の統計資料のばあいは記事のなかに統計数値があるばあいが多いので注意をされたい。

解 題

各統計書には解題を附して統計調査および業務統計の沿革、調査目的、調査対象、調査系列を記述してその統計の特徴や利用上の注意すべき諸点を明らかにした。調査の沿革の項では、さらにその統計書の17年以降の刊行状況および、その統計資料を統計数値の内容において実質的に引きつぐ統計書についても、17年以降の刊行状況を明らかにするようにつとめた。

調査目的の項では、それぞれの調査がどのような問題意識によって企画されたか、またその問題意識がどのような社会的経済的諸条件の下で生れたかを明らかにするようにつとめた。調査対象の項では、調査対象年次、対象地域、対象品目についての大要の把握が可能なるべくにつとめた。調査系列の項では調査の実施機関の他、統計資料に収録されている統計数値がどの段階で集計報告されたものにもとづいているかという報告単位（enumeration unit）を明らかにするようにつとめた。但し、統計数値の信頼度については、今回は一部の例外を除いては上記の方法によって間接に調査することに留め、数値そのものの照合による調査は原則として行なわなかった。

根拠法の項では統計調査や業務統計の根拠となった法令を、主として「法令全書」にもとづき、「法令全書」にないばあいは、「法規分類大全」あるいは各省の「布達全書」等によって列記した。この点の調査はなお不充分であり、今後さらに各省の文書や各府県段階の布達全書を調査する必要があると考えられる。

なお、つぎに法令中にある2、3のむずかしい用語の解説をしておこう。

輪廓附：明治6年太政官第393号達に「布告達書刷印発行候分永く遵守すべきもの

は輪廓を附し一時可心得ものは輪廓無之候此旨相達候事」とあり、重要な法令には月日の下に「輪廓附」と記したのである。なお、この方式は16年に廃止された。

預所ある諸藩：旧幕府直隸の土地を預かり、民政税務を託された諸藩

沙：御沙汰

その他

1. 引用文の使用漢字について

明治初年においては難解な字句の使用が多いが、この解題ではつぎの方法をとり、読み易くすることを心掛けた。略字のあるばあいは略字を使用した。カタカナは平仮名に直し、濁点のない助詞には濁点をつけた。ただし、書名に使用されたカタカナは変更しなかった。

2. [] 記号について

[] 印の記号は編者または刊年推定のばあいと、統計表に本解題書誌の著者が字句を追加したばあいの他、表中の難解な字句の説明および注記の際に使用した。

第6章 地誌・行財政全国総括統計総説

1 地方行財政のための府県総括統計書の種類

「本書 上の1」においては、「辛未政表」から「帝国統計年鑑」にいたる太政官政表課（統計院）によって作成された統計書および大蔵省統計寮によって作成された「統計表」等の国勢総括統計書の解題を試みた。その際、明治前期における集権的統治機構の成立過程において、当時の中枢の官省であった太政官、大蔵省、内務省の権力を背景とする中央統計行政機構をめぐる権限争いのなかから、ほぼ明治15年前後に日本における統計行政機構の原型が成立した経過をも明らかにした。

「上の2」の本章ではまず、中央政府が地方行財政を効果的に実施するために、地方の情報の収集を目的として作成された太政官、内務省、大蔵省の諸統計書を収録し、その成立の事情を明らかにすることを目的とする。

全体は4つのグループに分けられる。第1のグループは、太政官によって作成された「藩政一覧表」、「府県史料」、「皇国地誌」である。そのうち「藩制一覧表」は、明治2年の版籍奉還直後に、中央政府が新たに自己の管轄下に入った諸藩に対する施政の基礎的情報を収集する目的で実施した調査の結果表である。つぎの「府県史料」と「皇国地誌」は、中央政府が集権国家の正統性を顕彰する目的で開始した修史事業の一環として実施された、府県史と地誌の編纂事業の成果である。しかしこの2つの史料には、府県の現状に関する統計情報も含まれており、修史事業として実施されてはいるが、中央政府がこの調査によって地方行財政実施のための情報をえようとしたものであることは明らかである。

政府が実施した地誌調査の成果としては、皇国地誌のほかに陸軍省の兵要地誌調査の成果である「共武政表」と、文部省による地誌調査がある。(1)

「共武政表」およびその延長である「徴発物件一覧表」調査は、途中西南戦争による中断はあったが、年々拡大して明治末年まで継続され、単に軍事に関する情報のみならず、当時の日本経済に関する貴重な情報を収録した一大統計書として発展したことは「本書 下巻」に紹介した。(2)

これに対して「府県史料」と「皇国地誌」調査は密切に関連して進められたが、何れも未完に終り、収集された尨大な史料は府県単位で編集されなかったため、この両史料のみによって明治10年代における日本の社会経済情報の分析を行なうことは不可能となった。「皇国地誌」は、折角収集した原史料さえもほとんどすべて焼失してしまったのである。

第2のグループは、内務省地理局によって作成された諸統計書である。これはさらに2つに分けられる。

第1は地理局の業務年報である「地理局年報」と、同局の業務参考資料として作成された「地理局要」である。これらの統計書は、地理局が地租改正のための基礎作業として実施した、土地の地籍編成、地券・地図の作成、府県・郡・町村区域の確定および官民有地の所有変換、等の土地・山林行政に関する重要な統計数値を収録している。

第2は「地誌撮要」で、これは中央政府が地方行政を効果的に実施する目的で編集された府県総括統計

書であって、明治12年に刊行され、14年に「地方要覧」と改題されたが、同年に刊行された太政官の「統計要覧」より遥かに充実した全国統計書であるといつてよいであろう。

第3のグループは、大蔵省によって刊行された府県総括統計書である「使府藩県概表」から「府県一覽」にいたる統計書である。明治8年に刊行された「使府藩県概表」は、大蔵省の地方行財政業務実施のために作成されたものであるが、わが国における最初の府県総括統計書であり、また13年に刊行された「府県一覽」は、内務省の「地方要覧」とならぶ、当時におけるもっとも詳細な府県別の全国総括統計書である。

この時点で内務省、大蔵省によって「地方要覧」、「府県一覽」等の府県総括統計書が刊行されたことは、中央集権政府によって地方行財政政策の立案、実施のために府県単位の情報が切実に要求されたことに応えるものであった。これに対して太政官政表課においては、杉 亨二の指揮による国勢総括統計書が、「日本政表」と題されて刊行されたが、それは全くばらばらの主題別統計書であり、政府の政策目的に応えられなかったのである。

明治14年の大隈による統計院の設立は、当時中央において孤立した大隈の自衛策という意味をもつと同時に、政策目的のためただちに役に立つ国勢総括統計書の作成を企図したものであった。その際杉が重視されなかった根本的理由は、大隈と杉の統計思想の対立によるものであるが、直接の原因は「日本政表」の失敗であったと考えられよう。

その結果、統計院によってまず企画されたのは、以上のような行政目的にただちに役立つ統計書であつて、13年の「統計要覧」がそれであるが、その内容は「地方要覧」、「府県一覽」に比べて遥かに劣るものといわなければならない。15年に刊行された第1回の「統計年鑑」にいたつて、はじめて統計院は行政目的に役立つ国勢総括統計書を刊行することができたのである。

最後の第4のグループには、地方行財政統計書として太政官によって刊行された、「日本府県民費表」およびこの調査過程で作成された「国郡高反別調」を収録した。この2つの統計書は、「日本政表」の一環として作成されたといつてもよく、「本書 上の1」の「日本政表」の項に収録すべきものかもしれないが、地方行財政目的のための統計書という意味で、ここに収録したものである。

ここで断りしておかなければならないのは、「大蔵卿年報書」を、このグループに収録したことである。もともとこの統計書は「上の1」に国勢総括統計書として収録すべきものであったが、編集上の都合で「上の2」に収録されることとなった。本書全体が明治前期の統計資料収集の中間報告書的色彩の強いものであると考えられるので、構成上の不統一にこだわらず収録することとした。また金融財政統計については、別にとりあげたいと考えているので、その解題も最少限度に留めた。利用者のお許しを願う次第である。

2 中央政府の修史事業の成立過程とその経緯

この節では府県総括統計書成立の前史として、「府県史料」と「皇国地誌」編集事業の背景である、中央政府における修史事業の成立過程とその変遷の経緯を明らかにしたい。(3)

新政府が本格的に国史編纂事業を開始したのは、明治5年10月、太政官正院の外史に歴史課と地誌課がおかれてからである。(4) 歴史課の課長は旧長州藩の長松 幹が就任し、地誌課の課長に旧幕臣の塚本明毅が就任した。塚本は当時太政官権大外史であったが、5年9月、皇国地誌を編集すべきことを上言し、これが採用された結果課長としてその指揮をとることとなったのである。皇国地誌の編修命令は明治5年9月、太政官達第290号をもって府県に達せられた。ただし8年まではほとんど実質的には開始されなかった。

明治6年5月、大蔵省の権限を縮少し太政官の権限を拡大するために行なわれた太政官の職制改正によって、正院内史に7課1局が設けられ、歴史課と地誌課は内史所管となった。同月の「内史官事務章程」によると、歴史課は「此課は国史を編輯する事を掌る」とあり、地誌課は「此課は地誌地図を編輯する事を掌る」とある。

明治6年(月日共闕)の「歴史課事務章程」の前文にはつぎのようにある。

「本課の掌は歴代の紀伝を編撰も世運の汗隆政体の没革を詳にし一定の国史を修るに在り就中予卯昭運の会先朝に胚胎し国家頗る多事に属す而して朝廷紀載備らず是最も其急にすべき者とす故に先づ先帝即位の日に起り以て丕新の治に及び制度典章官省地方の沿革施設等朝廷文書及び列藩諸家の記録を博採し本院の正史を撰し以て廟堂の広視通鑑に供すべし然後に一は順次其上に遡り一は将来に就き本院記録の文書府県の記載等に拠り陸續編次以て上下国史を一定すべし藩史は慶元以降封建の形勢藩治の体裁を誌し戸口租徭會計法律刑法軍務等の沿革異同を詳にし志表を制し本史の参考に備ふべし藩史は近日建議のものに係る府県史は廢藩置県以来土地の分合民俗の趨舎より以て官員設置貫属禄制等に至り綱要を挙げ沿革を詳にし順次編輯以て本史の考拠に備ふべし府県史亦近日建議するものに係る以上本課專掌の事務とす奉職官員宜しく左の章程を遵守し失墜する勿るべし」

この前文は長松の起稿によるものと思われるが、まず国史編纂の前提条件として、全国的な関係史料収集の重要性を述べ、つぎに維新革命を中心とした本院の正史を編纂し、これをさらに上下に延長した国史を編纂すること、さらに以上の本史の参考資料として藩史、府県史を編輯すべきことを述べている。これによってまず正史「復古記」の編修が開始された。

明治7年8月、内務省の成立に伴って内史所管の地誌課は同省の地理寮へ移管された。さきの「歴史課事務章程」にある府県史の編纂命令が、太政官達第147号をもって府県へ達せられたのは7年11月10日である。

ついで明治8年4月4日、大久保政権は不平士族の叛乱や自由民権運動の高揚に対して、中央政権の体制を強化するため、漸次立憲政体樹立の詔書を公布し、同日、太政官正院職制の改革が行なわれた。このとき内史に6課2局が設けられたが、歴史課は昇格して修史局となった。局長は長松であったが、副局長に左院から旧薩摩藩出身の儒学者、重野安繹が転じた。また6月には参議伊地知正治が修史局副総裁となったが、事実上の修史局の中心人物は重野であった。(5)

修史局の最大の目的である正史の編纂は、「大日本史」を「六国史」に準ずる正史とみなし、これに続

く後小松天皇から起筆する方針を決定した。これに伴って修史局はつぎの3部構成となった。第一部は「復古記」の編纂で長松が総括、第二部を正史編纂のための史料編修担当とし、第二部甲は南北合一以後で川田 剛が総括、徳川氏史料編修を第二部乙とし重野が総括することとなった。川田は旧松山藩出身の漢学者である。また第三部は、皇室系統調査および埤史料の編修を担当することとした。

明治8年9月、内務省地理寮の地誌課が再び修史局へ移管されて別に1課となった。課長は引きつづき塚本であった。明治9年「明治史要」の刊行が開始された。(6)

明治10年1月11日、各省の寮制が局制に改まり、また同月18日正院の称が廃されるなどの、太政官および各省の官制改革にともなう、修史局も廃された。同月26日、修史館が太政官におかれ、修史事業と地誌編纂事業が続けられることとなった。伊地知正治が総裁となった。修史館は3局に分かれ、第一局は総局、第二局は史料編修で甲科は南北朝以降で主任は川田 剛、乙科は徳川氏史および藩史を担当し主任は重野、第三局甲科は「復古記」と「明治史要」の編修を担当し、主任は長松 幹、第三局乙科は地誌を担当し主任は塚本であった。ただし、修史館はその後予算を半減されたため、館員も大幅に減少したため編修事業は遅々として進まなかった。その後、地誌編修事業は10年12月8日、再び内務省地理局に移管された。翌明治11年に外史記録課長であった久米邦武が重野の懇請によって第二局乙科に入った。

修史事業の遅延は経費の削減のためもあるが、根本的原因是に正史編纂をめぐる、正史編纂派の重野と非編纂派の川田との間に意見が対立したことである。結局明治14年、川田は宮内省に移った。(7)同年12月、重野が中心となった修史館の組織は再び改正されて5局制となり、第二局が編修課で重野が編修副長官となり、いよいよ正史稿本(のちの「大日本編年史」)の編修が開始された。この「大日本編年史」は編年体を取り、文章は漢文体であった。この過程で「大日本史」の誤りが多数発見され、史料批判を基底においた重野、久米の修史館考証史学が形成されていったのであった。

明治18年、太政官制が廃止され内閣制となるに伴って、修史館は明治19年1月に廃止され、内閣に臨時修史局が設置された。21年には臨時修史局が廃止され、その事業は帝国大学文科大学に移管され、臨時編年史編纂掛となり重野が編纂委員長となった。この前後に重野、久米は文科大学教授に発令されている。わが国における官学考証史学の誕生である。

この間、明治18年から19年にかけて「補正明治史要」3冊が刊行された。また明治22年に「復古記」が完成している。ここで明治19年に刊行された「補正明治史要附録表」について述べておこう。この書物は「明治史要」の参考表として、明治元年から15年までの各種統計表171表を収録したものであって、明治9年に刊行された「明治史要附録概表」を補うものである。

明治24年に入って、前年内務省地理局の地誌編纂事業が移されてできた帝国大学内の地誌編纂掛を合併して、史誌編纂掛となった。25年に編纂委員のひとり久米邦武の「神道は祭天の古俗」という論文に端を発した筆禍事件が発生し、久米は帝国大学を追われた。翌26年には文部大臣井上 毅によって「大日本編年史」の編修事業の停止命令が下され、重野は委員長を免官となり、ついで大学も去ることとなった。

明治5年以来の政府の修史事業はここに終止符をうつこととなったのである。(8)

明治28年に入って、編修方針を編年史の作成から史料編修に専念することに改めて、文科大学に史料編纂掛が復活し、「大日本史料」、「大日本古文書」の編修、刊行が決定された。この史料編纂掛は昭和4年、史料編纂所に改称されて現在にいたっている。

3 内務省地理局の成立とその事業

内務省地理局の前身は明治2年4月、太政官中に設立された民部官の庶務司戸籍地図掛である。同年7月8日、「職員令」によって民部官は民部省になった。当初の民部省は地理、土木、駅逓の3司および聴訟掛の構成であった。この地理司は、民部官時代の戸籍地図掛が昇格したものである。

一方、2年7月の大蔵省の職制は造幣、出納、用度、租税、監督、通商、鉱山、営繕の8司制であった。この時点での中央政府の地方行財政事務は民部、大蔵両省の間に重複があった。この民部、大蔵両省の合併、分離の経過については「本書 上の1」の第1章、第2章および「本書 下巻」に詳説したのでここでは省略する。

めまぐるしい民・蔵両省の合併、分離の間にも中央政府の財政逼迫は益々急をづけ、これを反映して、貢租の実情を把握するための両省から出された府県、諸藩に対する旧貢租の調査命令は、2年から3年にかけておびただしい数であった。（この調査命令については「本書 下巻」p.16～19に収録してあるので参照されたい）これら両省の調査活動のなかから戸籍調査、物産調査、物価調査、土地調査、等の重要な統計調査が徐々に整備されていったのである。これらの調査活動の主管部局は民部省では地理司、大蔵省では租税司であった。

民部省の事務機構で地理司が筆頭にあげられているのは、同司の所管事務が民部省においてもっとも重要視されていたことを意味する。地理司の所管事務の内容を、明治3年10月に定められた「事務章程」によって見るとつぎのとおりである。(9)

「民部省「地理司事務章程」

第一章 本司は民部省の所轄にして全国地理戸籍人員地方石高社寺物産調の事を掌管す其事務を執行処分するは渾て本省の決裁に従ふを則とす

第二章 全国の経緯山川江湖海岸島嶼の位置を詳にし府藩県管轄地の経界州郡村市制置を審にし周囲広袤を測り四方寒温を検し面積を精算し実測の図籍を製するは測量掛の掌る事とす

第三章 従前の地図に釐正を加へ精細ならしめ披閱に便にし海岸島嶼の測量等実測図に照考して校正し以て実地の用に供し諸官省要用ある時は此を模写して与へ及び山川江湖海湾田畑原野道路堤塘等或は変換し或は開墾に由り府藩県の申牒あるときは渾て其図を模し纂輯して検案に備へ全国一村毎の地図を合輯編成し山勢水利土地の肥瘠民の貧富田畑の多少荒蕪の有無を詳にし地誌を編集する事は図籍掛の掌る事とす

第四章 全国戸数人口を明覈にし及生死嫁娶脱籍復籍棄児の申牒を受けて例に準じ其処分を考案し決裁の上之を簿冊に記し或は帰農の印章を与へ又は府藩県人員東京出入の申牒を受付し及び各地

方の物産人民所有の田畑山林其他所有品を精案して之を表出し国の均力を算勘するは戸籍掛の掌る事とす但歳末に至り其表を作り太政官へ開申すべし

第五章 地方石高を精算するは府藩県實際の現石を信とし之を天保の郷帳に照考して其差謬違訛あるは實地に検し村落の割合名称の変易ある如き其実を推し新に明治の郷帳を製し新田高入及開墾畝下の年限潰地流田等を案し及び社寺領地の石高を検し増損変易とも歳表を作り太政官へ開申すべし

第六章 府藩県の添削せし土地の村別租税高及社寺領の貢額六ヶ年平均の實数を申告せしめ其数を算して廩米を以て支給するの目途を立つべし但此条処置結局せし後は除くべし

第七章 官林樹木の簿記を詳にし凡土木の事あって照会あるときは其工作に応じ其用度を検査して之に支給し其数を記すべし

第八章 各開港場外国人居留地の章程及地坪の広狭を審にする等其管轄庁より詳細の申告を取り司中の簿録に記し其規律を更め其位置を易る如きは可否を此司に議せしむ

第九章 水利を開き溝渠を鑿ち及造営興作其他変革あるにより地理に関係するは此司と合議するを則とす

第十章 土地の添削或は上地代地の事あるときは此司に検案せしむ

第十一章 港津を開塞し郡県村里を分合し郷村道路の位置を変する等は此司に下議する事とす
第十二章より第二章まで原書闕く

以上の「事務章程」によってみられるとおり、地理司は全国の地理、戸数人口、地方石高、社寺、物産に関する行政および調査を掌管し、事務機構は測量掛、図籍掛、戸籍掛の3掛であった。第1章に「全国地理……の事を掌管」とあるのは、土地行政を主管することを意味している。

明治4年7月14日の廃藩置県直後の7月27日の官制改革によって民部省が廃止され、その所管事務の大部分は大蔵省に吸収された。これによって、これまで民部省地理司の所管していた土地、人口、物産行政関係の事務は、租税寮の所管となった。8月19日の「大蔵省事務章程」によると、「大蔵省は理財会計一切の庶務を統理し全国人民の身分地方の警邏駅通郵便等の事を総管す其事務の綱領を掲る左の如し」とあり、以下全29条のうち第1条に「全国地方石高併地理の事」とある。また4年8月19日の「租税寮事務章程」によると、「租税寮は全国一切地租税庸の事務及土地の事を掌管する所なり」とある。

この土地に関する事務を担当した部局は内部課であって、同課の「事務章程」によると、

「内国の地租及附属の諸雑税其他土地に属する事務を掌る

州郡の経界村市の制置土地の規制及地図地籍券等の事務を掌る

田畑の石高反別及地位石盛反高見取流作場大縄場其他山林河海の貢租等一切地租に関渉する事務を通知す」

とある。

内部課の分課は、4年11月25日の「租税寮処務条例」によると、「常務掛、地理掛附図籍」とある。事

務内容は同条例によると、「土地に属する府県の申牒諸官省往復臨時の文書及び国郡を分割し或は之を合併し其他石高の増減地形の変換する等一切土地に属する事務を掌る」とある。

以上にみられるように、租税寮が土地行政を主として所管した理由は、当時においては中央政府の財政的基礎が旧幕藩体制から引きついだ現物資租、つまり土地に課せられた地租収入であったからである。

ところで、旧幕時代から引きついだ土地制度の不統一は、税収の観点からばかりでなく、一般経済政策の遂行上からも大きな障害であった。なぜなら、中央政府の殖産興業政策遂行に必要な資本の形成は、土地の担保化によって可能であったから、これを促進するためには土地制度の統一が前提であるからである。

しかしながら、近代的税法の確立と殖産興業政策という2つの目的のために、緊急課題とされた土地制度の近代的統一事業は、中央政府によって租税改正の観点からのみ主として進められ、土地制度の改正はそれに付随するという形になった。これがこの時点において土地行政が大蔵省と内務省とに分散し、重複混乱を生む原因となったのである。

以下、その過程を簡単に述べておこう。廃藩置県実施以前においては、中央政府は地租改正を断行して一挙に税制の近代化に踏みきることはできなかった。しかし、明治3年8月、大蔵省が直轄領に対して、旧貢租の範囲内で課税の不公平を是正する目的で実施した「検見規則」の基本方針にも、「先づ旧慣に依り三年乃至五年間検見を以て登量を試験し以て均一の租率を定めんとす」とあるように、近い将来に統一的税法を制定するという方向はうち出されていたのである。先にあげた明治4年8月の「租税寮事務章程」のうち、内部課は「……地図地籍地券等の事務を掌る」とあることは、7月の廃藩置県直後の時点においてすでに、翌5年の壬申地券交付を手はじめとする地租改正の準備が租税寮内部において着々と進められていたことを示しているといえよう。

明治5年7月25日、租税寮に改正局が設置された。この改正局は、同年2月の壬申地券交付を第1段階とする、本格的な地租改正の立法業務を担当するために設置されたものであったが、地券発行業務が激増し、同局の事務能力を越える事態となってきた。明治6年7月28日の地租改正法令の公布によって、地租改正事業が本格化するとともに、この傾向は一層激しくなってきた。

明治6年11月に入ると中央政府機構に大きな改革があった。それは大久保利通による内務省の成立である。これによって大蔵省より租税寮の勸業課と地理課、戸籍、土木、駅通の3寮が内務省に移管された。租税寮の土地関係の業務は、新たに内務省に設置された地理寮と測量司が担当することとなった。

明治7年1月の「地理寮職制及事務章程」によれば、「地理寮は全国州郡村里の経界山林原野沼池河海區別の事務を掌る処なり」とある。¹⁰ その所管事務は、府県区域の画定、町村境界の画定、地籍編成、地券・地図の作成、土地の官民有区分、山林事務、等の中央政府の地方行財政近代化の基盤となる、土地行政事務のすべてを含むものであった。地理寮はつぎの3課構成である。

「 経界課

土地の経界を画定し規則を設け名称を更正し名区旧蹟を保安し或は新に地図を製し又は内地運輸の諸港津の規則を更正する等を掌る

森林課

官私の森林を調査し之が規則を設け全国の良木を繁茂せしむるの処分を掌る

本課

地籍地券の法を立及田畑山林居屋敷を変じ及潰地亡所或起返し開墾等の土地に関する地方の申牒を処分するを掌る」

7年2月に分課は税地、木石、計算、諸務、図書の5課と文書、受付の2掛に増強され、ついで8月に測量司が廃されて地理寮中に量地課がおかれた。同時に内史所管の地誌課も同寮に移管された。これによって地理寮の分課はつぎのようになった。

「第一部 地籍課 第二部 地誌課 第三部 量地課 第四部 山林課 第五部 会計課 第六部 諸務課 文書掛」

以上の経過によって明らかなように、内務省は急速に中央政府における中枢的官省として成長していったのである。その結果、地租改正事業は大蔵省と内務省の両省に分割されたため、事業の推進に大きな障害となった。

明治8年3月、租税寮改正局を発展的に解消して、大蔵、内務両省とは独立の地租改正事務局が設立されたのは、この矛盾を解消するためであった。総裁には内務卿大久保利通が自ら就任し、御用掛に大蔵卿大隈をおき、大蔵少輔兼租税頭松方正義を実質上の局長として、地租改正事業は中央政府の総力をあけて推進されることとなった。

同時に地理寮と地租改正事務局との間の地租改正業務の調整については、つぎのような両者間の事務権限の分担がとり決められた。

- 「一 地租改正の際に当り土地の広狭を丈量し、^{耕宅地等の広狭を丈量すると云}郡村の経界を正し、^{彼郡村と此郡村と犬雑を更生するのみを}牙錯^{其所を定め官民有未定の所有其名称を区別する等は地租改正局の権とす}云ふ^{を定むるを云ふ}
- 二 全国測量及び論地等に付臨時測量に属するもの国郡村市の分合改称に係ること官有地の所分に係ること潰地処分開拓許可等に係ることは都て地理寮の権とす

但地租改正局にて其章程により土地関涉の事務を処分するは地租改正以前の分に限り都て地租改正既済後の処分は地理寮章程の通りたるべし」

地租改正事務局は5月から本格的活動を開始した。改正事業は大久保総裁の強大な権力によって強引に進められ、明治14年にはほぼその目的を達した。14年6月に同局は開鎖されて、残務は大蔵省租税局の地租改正残務掛に引きつがれた。

地租改正事業の成功によって、政府の目的とした近代的税法統一はほぼその狙いを達した。実施された土地整理事業は、旧幕時代から引きつがれた土地制度に根本的な変革をもたらし、日本における産業資本の形成に大きな役割を果たしたのであった。

第1に旧幕時代の複雑な郡村字の境界および飛地が整理された。第2に旧幕時代の複雑な土地の権利関係が整理され、私的土地所有が創出された。第3に政府によって社寺領と山林原野の官民有区分処分が進

められ、国土の60%近くが国有化公有化された。^{〔11〕}第4は土地丈量であって、全国の土地が1筆毎に測量され、その結果政府は従来に比べて遥かに精密な土地台帳をもつことになった。これによって全国の耕宅地段別は、地租改正事業の最終報告である「地租改正報告書」によれば、48.7%増加することとなった。^{〔12〕}以上が土地改革の側面から見た地租改正事業の概要である。

つぎに、もとに戻って明治8年以降の地理局の事務機構の変遷を追ってみよう。

明治8年6月、太政官から府県に対して「皇国地誌」の編修を開始すべきことが命令された。その直後、「地誌の儀は……内史所管に属し至当」という塚本の建言が採用されて、8年9月地理寮中の地誌課は再び正院修史局へ移管された。

明治9年1月29日、地理寮分課は地籍、量地、山林、会計、諸務、文書の6課と改められた。同日の「地理寮職制及事務章程」によると「地理寮は土地調査森林保護国郡村市を廃置する等の事を掌どる」とあり、「事務章程」の上款にあげられた所管事務（頭意見を具し卿の議判決定に拠って施行するものとす）は、つぎのとおりである。

「 上款

- 第一条 土地に関する諸法則を創定改正する事
- 第二条 量地の法則及び制圖の方法を創定改正する事
- 第三条 量地の基点を定むる事
- 第四条 地籍編製の法則を改正する事
- 第五条 地券の法則を改正する事
- 第六条 森林列樹の法則を創定改正する事
- 第七条 動植物法則を創定改正する事
- 第八条 府県管轄及び国郡村の経界を査定する事
- 第九条 工部省所轄外の土石抗鑿の方法を創定釐革する事
- 第十条 官有地を撰定授受する事
- 第十一条 府県本支廳廃立及び移転の地を処分する事
- 第十二条 民有土地及び民有木竹等を買上る事
- 第十三条 官有土地及び官有木竹を払下る事
- 第十四条 論地及び官民有未定地処分の事
- 第十五条 量地及び其他の事業着手する場所を定むる事
- 第十六条 外国人に関する土地の事務を処分する事
- 第十七条 温泉の制度を立つる事
- 第十八条 海面境界を査定する事
- 第十九条 村市を分合する事
- 第二十条 寮中各課を廃置分合する事

第二十一条 本寮掌管の事務に於て府県に指令布達し又は院省使等に稟議照会する事

第二十二条 寮規外の事件を処分する事

第二十三条 定額外の物品を購求する事

さらに明治10年1月、地理寮は地理局に昇格して局内の分課は、地籍、山林、量地、計算、文書の5課と改められた。ついで8月15日、編暦、観天の業務が量地課の所管となり、同課は測量課と改称された。同年9月、内務権大書記官桜井 勉が局長に就任した。彼は途中、12年5月に山林局長に転じたが、13年3月地理局長を兼任し、22年12月まで在職した。¹³

桜井が地理局長に就任した当時の内務省は、大久保内務卿時代の指揮下に地租改正事業、殖産興業事業が精力的に推進された時代であった。地理局は地租改正事務局と共同して、この事業の基盤整備ともいべき土地行政を担当し、山林の官民有区分事業、官有林の保護育成事業、全国地籍調査、土地測量、地質調査を推進したのである。

また地理局は、中央政府の地方行政機構改革の基盤整備である地方区画業務を担当し、府県区域の画定郡町村の区域画定、廃合存立を管掌した。その結果、地方三新法のひとつとして明治11年7月22日の「郡区町村編成法」が公布され、府県の大小区画は廃されたのである。この措置は12年12月8日の地方分画処分規定、13年5月5日の太政官達第22号の郡区の分割新置の布告によって一応完成する。

中央政府の地方体制整備は、明治17年の戸長管区体制を経て明治21年から23年の市制、町村制、郡制、府県制の公布による地方自治制によって一応の完成をみるが、この改革のための地方区画事業にも地理局は引きつづき参加している。

一方、地理局における皇国地誌の編成は桜井局長、塚本課長によって進められていた。以上の地理局の活動は、この時期における地理局の出版物によってうかがうことができる。地理局の出版物については、内閣文庫の福井のリストがもっとも詳細である。¹⁴ そのなかから、以下に本書に関係したもののみを列挙してみよう。

地方行財政

「国郡所轄沿革図表 明治13年」

「地方管轄沿革図表 明治17年」

「地方税経済に属する土地坪数明細表 地方税経済に属する土地坪数明細簿 明治17年」

「府県国郡区管轄沿革表 明治17年」

「京都金沢地積 明治19年」

「地方行政区画便覧 全 明治20年」

地名

「郡名異同一覧 明治14年」

「郡区町村一覧 明治14年」

「地名索引 乾、坤 明治18年 2冊」

「和名類聚抄地名索引 明治21年」

歴史

「三正綜覧 明治13年」

「藩屏年表 稿本 明治16年 30冊」

「巻懐年表 明治19年」

地誌

「新編武蔵風土記稿 明治17年」

「地誌目録 明治18年」

地図

「東京上野公園地実測図 明治10年」

「実測東京全図 明治11年, 明治12年改訂」

「実測 畿内全図 (大日本全図第一号) 明治11年」

「駿河甲斐伊豆三州図 (大日本全図第四号) 明治12年」

「相模武蔵二州図 (大日本全図第五号) 明治12年」

「大日本府県管轄図 明治12年」

「伊賀伊勢志摩尾張四州図 (大日本全図第二号) 明治13年」

「横浜実測図 明治14年」

「大日本国全図 明治14年」

「兵庫神戸実測図 明治14年」

「大日本府県分轄図 明治14年, 16年補訂版」

「小笠原郡島之図 明治16年」

「朝鮮全図 明治18年」

「大阪実測図 明治19年」

「東京実測全図 明治19~21年」

「改正 北海道全図 明治20年」

そのほか刊年不明のものに「長崎外国人遊歩規程図」がある。また明治14年の「大日本国全図」と別に地理局で毎年刊行した「大日本全図」がある。

以上のほかに、福井は「地理局年報」,「地誌目録」によって、さらに多くの地理局刊行物と思われるものを列挙しているが、そのうち本書に直接関係のあるもののみをあげておこう。

「国郡郷荘考」,「全国村高 正保元禄天保明治 対照表」,「日本国郡沿革考」,「全国町村名索引」,「全国郡名索引」,「阿波忌部郷考」,「延喜式駅伝考」,「和名鈔郡郷考」,「府県郡郷沿革図」。

以上のように、桜井局長をリーダーとする地理局は、明治11年から16年にかけて精力的に活動したが、その間にあって地理局をめぐる政治情勢は、10年半ばから20年にかけて急変したのであった。第1に明治

11年5月の大久保利通の暗殺を直接の契機として、内務省が推進してきた殖産興業政策は根本的に再検討されて、14年4月7日に農商務省が成立する。これによって内務省の殖産興業政策業務はすべて農商務省に移管されることとなった。

明治13年3月に地質調査を担当していた地質局は勸農局に移管された。14年6月、地租改正事業の終了とともに地租改正事務局が廃止されたため、残務である社寺境内の官地事務が同年8月、地籍課に移管された。この地租改正事業の終了は、これまで地理局のもっとも主要な業務であった土地整理業務の縮少を意味する。また図書局との間に協定が行なわれて、編曆事務は地理局、頒曆事務は図書局の専管となった。

明治16年2月28日の「地理局各課事務順序」によると当時の分課はつぎのとおりである。

「 測量課 測量部 製図部 気象部 編曆部 観象部 庶務部 倉庫部
地籍課 議案部 簿記部
地誌課 編纂部 製図部 雑務部
計算課 検算部 簿記部 雑務部
文書課 庶務部 編纂部 図書部
職員掛 」

以上の各課各部のうち、とくに関係の深い部局の事務内容のみをあげておこう。

「 測量課 測量部

全国の三角測量細区及び高低測量より其他の経緯方位測量等の如き土地に関する一切の測量及之が推算を負担す

同 製図部

地図を調製し兼ねて活版印刷等の事務を負担す

同 気象部

気象の観測をなし及び衛生農業航海土工其他百般に関する緊要の諸象を考究して之を報告し及び暴風警報の事務を負担す

中外の報告によりて各種の図表を調整す

地籍課 議案部

府県国郡町村の区域名称の組替官有地の授受官民有地の区分其他官有山林地処分及原の下渡貸渡払下并に山林原野官民有区分を除くの外全国の土地処分に関する一切の文案を調理す

同 簿記部

全国の地籍広表計数及び議案部にて調理せる者を簿記し日表年報等を調整す

参考となるべき数量に係る編料を編纂す

地誌課 編纂部

全国の地誌を編纂す

同 製図部

全国の地図を調整す

計算課 検算部

局中金穀に関する諸回議其他計数に渉る事件の正算を掌り及官有物払下代貸渡料等の価格当否を
監査す

同 簿記部

官有物払下代貸渡料等を簿冊に明記し而して伝票の事を掌る」

明治17年6月、地理局の測量事務は参謀本部陸軍測量局に統合された。また同年、内務卿山県有朋の稟議によって皇国地誌の編修方針が改められ、これまでの府県による郡村誌の編纂は中止されて地理局によって編修されることとなった。その直後、18年2月、塚本は病死して皇国地誌の編修事業はその中心人物を失うこととなった。

しかし桜井局長は、新編修方針にもとづいて皇国地誌の編修を続けることとし、自ら千葉県の実地調査を行なった。その調査結果は、「大日本国誌 安房 第三巻」として完成された。その後も引き続き国別の地誌の編纂は続けられたが、22年12月、桜井が徳島県知事に転任したため、皇国地誌は2大指導者を失ない、その後急速に事業は縮小されることとなったのである。

明治18年、太政官から内閣制に改められた後の地理局はさらに縮小されて、19年1月16日の「内務省処務条例節録」によると僅かに地籍、地誌、観測の3課を残すのみとなった。その後、明治23年に入って地誌編纂業務が文部省へ移管され、また同年8月、地理局所管の中央気象台が内務大臣直轄の機関になるとともに、ついに地理局は廃止されて、庶務局に地理課を残すのみとなった。

統計調査史の観点から地理局の活動をみれば、最大の業績は、中央政府による地方行財政制度確立のための基礎的作業としての府県の区域の確定および郡町村の区画の制定である。これは統計調査対象としての地域が確定することを意味する。

この地方区画制定事業は、明治11年の地方三新法体制から17年の戸長管区体制を経て、22年の市制町村制、24年の府県制、郡制の施行によって一応終了した。

塚本によって開始された皇国地誌の編纂事業は当初、修史の一環として開始されたものであったが、明治10年に地理局の事業に組みこまれて以降は、収集された郡村誌が、上記の地方区画制定事業の資料としても使用されたことは地理局の出版物によっても知ることができよう。この時期において桜井と塚本はその中心人物として活躍したのであった。

しかしながら皇国地誌編纂事業は遅々として進まず、当時地理局へ通達された郡村単位の地誌の段階では、内務省が切実に要求した地方行財政政策の実施のための資料としては、無価値に等しかったのである。当時、中央集権国家が要求した情報は、区々たる1地方小地域の情報ではなく、府県単位で編成された諸統計表であった。このことを端的に現すものは、地理局によって作成されて明治12年に刊行された「地誌撮要」が、内容は府県単位の総括統計書でありながら依然として地誌という題名をもっているのに対して、明治14年に刊行されたその改訂版が「地方要覧」と改題されたことである。

翌明治15年には、これまで各府県によって発行されていた府県統計書の様式が統一された。これによって、中央政府が地方行財政目的のために利用する府県統計書の相互の比較および全国集計が可能になった。

この明治15年、内務省に各局の統計事務を総合した統計課が設置されたことは、同省が「各種統計表を作製し、それを行財政政策の立案、実施上の基礎資料、参考資料として、政策の有効かつ円滑な実施をはかろうとしたことを示すものとして注目されなければならない」。¹⁵⁾

明治17年の山県による皇国地誌の編修方針の変更も、先に述べたように桜井、塚本の編修方針によって、中央政府の要求する行財政政策施行に必要な資料がえられなかったということが最大の理由であろう。

注

- (1) 文部省による地誌調査は、地理教育のための教科書の作成が目的であった。その成果は、当時の日本の現状分析の資料としてはほとんど役に立たないと思われるので、ここではとりあげないこととする。
- (2) 「本書 下巻」の第4章の16 共武政表、17 徴発物件一覧表を参照されたい。
- (3) 太政官における修史事業の沿革については、下記の文献を参照されたい。
岩井忠熊：第6章 参考文献7)。大久保利謙：第6章 参考文献13,14。小沢栄一：第6章 参考文献15。坂本太郎：第6章 参考文献16
- (4) 新政府が国史編纂事業を計画したのは、明治5年がはじめてではなく明治2年であった。この年の3月、新政府は、国家意識高揚の手段として修史事業をおこすこととし、塙保巳一によって設立された和学講談所を改組して、史料編輯国史校正局を設立した。このことは、政府が塙によって幕府の援助の下に進められていた史料編纂事業を継続しようとしたことを意味する。
2年4月、輔相三条実美に正史編纂事業を興すべき勅書が下され、同年5月、昌平学校内に国史編輯局が設置された。総裁は三条実美である。これは、7月創立された大学校の所属となったが、12月、大学校が大学と改称された際、「史料編修姑く休局之事」と達せられ、事業は事実上行なわれなかった。
- (5) 重野安釋（成斎）は、これ以降明治26年、史誌編纂委員長を辞すまで、終始一貫して明治政府の修史事業の指導者として活躍した。この修史事業における重野の指導方針は、地誌編纂事業にも大きな影響を与えたものと考えられるが、この点の究明は後日に譲りたい。重野の思想と経歴については、岩井忠熊：第6章 参考文献(7)、西村時彦編：第6章 参考文献2を見よ。
- (6) 「明治史要」は明治9年に第1巻から第8巻までを刊行、同年「明治史要附録概表」と題する統計表を刊行している。この統計書は7年12月調査時点の統計表42表を収録したもので、当時におけるハンディな国勢総括統計書である。「明治史要」の第9巻から第16巻までは12年から18年までに刊行された。19年に「補正明治史要附録表」が刊行されている。昭和8年に史料編纂所から2巻本として再版された。
- (7) 川田は、修史局から宮内省の皇典講究所に移り、重野を中心とした修史局系史学に対抗した国学系の小中村清矩等とともに、「古事類苑」を完成した。川田は塚本の友人であったようである。
- (8) この事情については、小沢栄一：第6章 参考文献15)に詳しい。p. 443～448
- (9) 「法規分類大全 官職門七至九」では、地理司の事務章程は全文20章であったが、「第十二章より第二十章まで原書闕く」となっていて全文は分らない「本書 下巻」では、そのうち第7章までを掲載したが、ここでは重複をいわず第11章までの全文を掲げた。

110 7年1月9日の「地理寮事務章程」の全文はつぎのとおりである。

第一条 地理寮は全国州郡村里の経界山林原野沼池河海区別の事務を掌る処なり

第二条 頭は寮中の事務を総管し権頭は或は便宜課を分て之を掌管し又は他方に出張する事あり助権助は寮中分課の事務を担当し大属以下は各課に就て事務を掌る

第三条 凡そ土地の規則を設け或は之を更正し或は新に地図を製し地籍地券の法を立る等は処分法案を作り脚の差図を乞て之を処置す

第四条 州郡の経界を画定し府県村市の制置及土地の名称を更正し又は内地運輸の爲め諸港津を開閉し其規則を設立更正する等は都て其処分の法案を作り脚の差図に従て之を処置す

第五条 平地山林池河海岸等一管理中又は他の管轄に交渉するの検査及田畑山林屋敷地を变じ及潰地亡所或起返開墾等の類土地に関する地方の申牒は成規恒例に照して便宜処分し其成例なきは審案具状して脚に申呈し其指図を乞ふ

第六条 全国官私森林の調査及繁息せしむるの方法時勢適度に審案具状し脚の指図を得て処分するを掌る

第七条 全国名区旧蹟保安の事を掌る

第八条 凡そ地方より申牒して請問諮決する事務既定の条規例格に照準して指令すべきは脚の名を以て之を処置し条規例格なきは考案を具し脚の差図を得て之を処置すべし

第九条 凡そ寮中掌管の事務地方へ布達し或は諸省等に掛合するは都て脚の名を以てし其布達掛合の事件に付照会推問督促等は頭の名を以て往復するを得べし

第十条 寮中の諸書類諸簿冊は順次に之を編纂して後考に便するを要す

第十一条 本寮一切の事務毎件之を収録して毎月毎三月毎一年と之を区分し其事務の部類を分て詳明なる実務の考課状及計表を作り之を脚に呈す

第十二条 寮中官員の人名官禄俸給及寮中に属する公費旅費其他の諸雑費は毎月之を集録し計表を添へて脚に呈す

但官禄旅費其他経費の請取方は本省の手續に準ずべし

第十三条 凡そ寮中の諸費用及当務に関する一切の経費出納簿冊を製して詳明登記し毎件頭の検印を以て之を證す

第十四条 凡そ寮中一切の事務を掌理するは本省職制及事務章程に照して之を処分し施為の際矛盾註誤なきを要す

第十五条 寮中要領の事務分て三課とす

111 山林原野の官民有区分処分については、「本書 下巻」の第2章の「山林局年報」の解題を参照されたい。

112 なお、この時期の土地丈量は、まだ多くの不備があったため、政府は明治17年の「地租条例」の公布を機会にその年の12月、大蔵省達第89号によって「地租に関する諸帳簿様式」を制定して地租の根本台帳の整備を行なうこととした。この土地台帳の整備にあたって、従来の帳簿と実際の土地とのそごを訂正することとなり、明治18年から、いわゆる地押調査といわれる土地の再調査が開始された。これは4年間におよび大事業となり、全国宅地総筆数の32%が更正された。その結果整備された土地台帳、土地公図が今日の土地統計の基礎となっている。

113 桜井の伝記と業績については、長池敏弘：第6章 参考文献11が詳細である。以下はその抄録に過ぎない。

桜井 勉は天保14年9月13日、但馬の出石藩参政、一太郎の二子として生れた。はじめ熊一、のちに勉と称し、児山と号した。青年の頃江戸に遊学し芳野金陵、中村正直に学んだ。このとき重野安繹に益をえたとあるが、詳

細は不明である。慶応元年家督を相続、3年に新政府が人材を集めるため徴士、貢士の制を定めた際、出石藩貢士として太政官に出仕した。

王政復古後は藩の重臣として藩政改革に努力、廃藩置県後は出石県大参事として藩士の救済につとめた。明治4年12月、松山県権参事に任ぜられた。その後大隈重信の知遇をえて大蔵省租税寮に転任、6年2月地理課長に任ぜられた。当時の局長は、戸籍局から転じた杉浦 譲であった。同年7月、地租改正法が公布されて大蔵省に地租改正掛が設けられるとともに、同掛兼務を命ぜられて地租改正事業、府県管轄区分事業に専念した。この前後に大久保利通の知遇をえている。

明治10年9月、局長杉浦が死亡したため、その跡をついで地理局長となった。

明治12年、桜井の提唱によって山林局が設置されるとともに、初代山林局長に就任した。彼の局長としての在任は2年にみたなかったが、その間彼は林区制度の制定、官林の内務省直轄、官林調査、官林の保護育成、森林法の草案作成、等を精力的に手がけ、明治初期の山林行政の骨格は彼によって形成されたといわれている。

明治13年3月、山林局長を解任されて再び地理局長に転じた。彼はその後22年12月、徳島県知事に転出するまで10年間、局長として地籍編成、地方区画、官有地管理、その他の土地行政、地質調査、気象観測、編暦、土地測量、地図作成、地誌編集、等の第一線にたって活躍した。

その後、一旦郷里に引退したが、日清戦争中は自由党から衆議院議員として出馬して当選した。その後再び官界に復帰し山梨県知事、台湾新竹県知事を歴任、内務省神社局長を最後に故郷出石へ引退、郷土の産業振興に努力するかたわら著述に専念した。

晩年の大作は祖父、桜井東門の著作の改訂で、その成果は「校補但馬考」として大正11年刊行された。桜井の墓のある宗鏡寺には、この草稿38巻が所蔵されている。

⑭ 福井 保：第6章 参考文献2)

- ⑮ 山中永之佑：第6章 参考文献⑧ p.264。山中は、同上 p.265 で統計院事務章程の第1条、第2条を紹介し、この「二つの規定は、統計表を作製しようとする権力＝官僚制の意図が、右に指摘したように統計表を政策実施上の基礎資料、参考資料とすることにあつたことを明瞭に示しているといえよう。これらの諸点は、専門的体系的な政治、経済知識に基づいて国内外の諸条件の分析、統計表の作製等を行ないかつそれらの資料を駆使して行財政を担当、遂行しうる専門的技術、能力を有する官僚を、権力が要請される必然性を示唆する点でも、とくに注意しておかなければならない」と述べている。この専門的技術、能力を有する官僚の典型として、内務省統計課長兼統計院勤務の永井久一郎をあげることができる。永井については、第8章の注④5を見られたい。

第6章 参考文献

- (1) 大霞会：内務省史第一巻～第四巻 地方財務協会 昭和46年
- (2) 福井 保：内務省地理局の編集・刊行物解題「北の丸——国立公文書館報——」9号（昭和52年）
- (3) 福島正夫：地租改正の研究 有斐閣 昭和37年
- (4) 福島正夫：第二編 近・現代「北島正元編：土地制度史Ⅱ 山川出版社 昭和50年（体系日本史叢書7）」所収
- (5) 保柳睦美：明治以後の日本の社会と伊能図の存在「保柳睦美編：伊能忠敬の科学的業績——日本地図作製の近代化への道——古今書院 昭和49年」所収

- (6) 石田龍次郎：皇国地誌の編纂——その経緯と思想——「一橋大学研究年報 社会学研究」8号（昭和41年）
- (7) 岩井忠熊：日本近代史学の形成「岩波講座 日本歴史22 別巻1 岩波書店 昭和38年」所収
- (8) 岩井忠熊：重野安釋「永原慶二；鹿野政直編：日本の歴史家 日本評論社 昭和51年」所収
- (9) 三浦周行：日本史学史概説「三浦周行：日本史の研究第2輯 岩波書店 昭和5年」所収
- (10) 長池敏弘：ルポ 出石紀感——桜井勉資料を求めて——「林業経済」300号（昭和48年）
- (11) 長池敏弘：桜井勉の生涯とその事蹟1)～(4)，補遺「林業経済」303，305，306，309，313号（昭和49年）
- (12) 西村時彦編：成斎先生行状資料「薩藩史研究会編：重野博士史学論文集 上巻 雄山閣 昭和13年」所収
- (13) 大久保利謙：日本近代史学史 白楊社 昭和16年
- (14) 大久保利謙：明治史学成立の過程「歴史学研究」105号（昭和17年）
- (15) 小沢栄一：近代日本史学史の研究 明治編——一九世紀日本啓蒙史学の研究—— 吉川弘文館 昭和43年
- (16) 坂本太郎：日本の修史と史学 至文堂 昭和33年（日本歴史新書）
- (17) 高木菊三郎：旧内務省地理局出版に係る地理関係の主要図書と地図の目録「地理調査所時報」12集（昭和26年）
- (18) 山中永之佑：日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年

第7章 地誌・行財政全国総括統計解題

1 藩制一覧表〔太政官〕修史局第三課 編〔刊年不明〕

- (1) 藩制一覧表〔太政官〕修史局第三課 編〔刊年不明〕(写) 9冊 (内)
- (2) 藩制一覧表 上巻, 下巻 東京 日本史籍協会 昭和3年(覆刻本) 2冊^①
- (3) 明治己巳庚午年間各藩管内穢多非人等戸口調査材料〔太政官〕統計院 編〔明治14年~17年〕(写) 10丁^② (総)(セ・覆)

書誌注記

- ① 書名は目次首による。表紙には「藩政一覧」とある。
- ② 巻頭の「略説」に「大蔵省記録局保存中の藩制録中より抜萃」とある。表題紙左下に「統計院」とある。

統計内容注記

(1) 藩制一覧表

調査対象年 明治2年

内容細目

今治藩(届日限未詳):草高 高 込高 改出新田高
戸数(総数) 人口(総数, 男, 女) 内穢多戸数
内穢多人口(総数, 男, 女) 神社(総数, 社人戸数,
人口, 男, 女) 寺(総数, 僧, 尼) 村数(総数,
修験戸数, 人口, 男, 女) 士族戸数, 士族人口(総
数, 男, 女) 卒族戸数 卒族人口(総数, 男, 女)
兵隊

飯山藩(届日未詳):草高 高 改出新田高 正租米
(元治元甲子より明治元戊辰迄5ヶ年平均) 諸雑税
(米, 金, 銀, 銭) 戸数(総数) 人口(総数, 男
<総数, 神主, 僧, 山伏>, 女<総数, 尼, 神子>)
外に非人戸数, 外に非人人口(総数, 男, 女) 外に
穢多戸数 外に穢多人口(総数, 男, 女) 神社(庚
午10月23日届) 寺 外に士族戸数 外に士族人口(
総数, 男, 女) 外に社家女 外に卒族人口(総数,
男, 女) 外に卒族戸数 外に卒族人口(総数, 男,
女) 外に社家女 外に寺院女
以下, 各藩別に記述がある。

解題

明治2年6月17日, 版籍奉還が実行された。この版籍奉還直後の6月25日に行政官から出された達書が, いわゆる諸務変革令といわれるものであり, これは中央政府が自己の管轄下に入った全国の国勢にかんする情報を収集しようとする目的をもつ調査命令であると同時に, 中央政府の地方行財政措置をも含む重要な指令である。つぎに全文を掲げておこう。

「六月二十五日(達)第576(行政官) 知藩事

別紙之通被仰出候事

(別紙)

- 一 従来支配地総高併現米総高取調可申出事
但免は五ヶ年平均を以て取調可申出事
- 一 諸産物及諸税数取調可申出事
- 一 公廩一ヶ年之費用取調可申出事
- 一 職制職員取調可申出事
但重立候職員は人撰可相親事
- 一 藩士兵卒員数取調可申出事
但従前之禄併扶持米遣居候高取調可申出事
- 一 社寺領其外従前禄扶持米等遣居候人員併高取調可申出事
- 一 現石十分之一を以て家禄可被相定候事
但石高外諸雑税も可準之事
- 一 支配地総絵図可差出事
- 一 支配地人口戸数取調可申出事
- 一 一門以下平士に至る迄総て士族と可称事
但家禄御定之振合に基き給禄適宜改革可致候且一門之輩は追て位階を可賜事
- 一 家禄相応家令家扶家従以下召仕候人員可親出事
但従前之知家事は家令と唱可申事

右之件々被仰出候に付ては諸務変革来る十月中取調可申出事」

この諸務変革令は2つの部分からなっている。前半は, 各藩単位の石高, 諸産物, 税收, 藩諸経費, 職制職員, 藩士, 兵卒, 人口, 戸数, 等の地方の行政, 経済の現状に関する情報の収集命令である。後半は諸務変革を内容とする指令で, 藩高の十分の一を家禄とし, 一門以下兵士にいたるまでを士族とするという, 中央政府の諸藩に対する行財政措置である。

明治初期の諸藩の経済数値を総合的にとることのできる貴重な史料といわれる「藩制一覧表」は, 上記の諸務変革令

による調査命令によって、明治2年から3年にかけて新政府に上申された報告書を編集したものであるが、稿本のまま放置され、刊行されなかった。この稿本は、後にこれを翻刻した日本史籍協会の例言に「藩制一覧表九冊は、旧修史局に於て、集録編纂したるものの如く、原本は目下内閣記録課に所蔵す。其の書修史局の野紙を用ゐる朱字を以て書入をなし、或は符箋を爲し、或は其局編修員の私考を追記する所ありて、体裁一見稿本の如し」とあり、太政官修史局がこれを編集したことが明らかである。修史局は第6章の2で述べたように、「……列藩諸家の記録を博採し本院の正史を撰」すること、および「藩史は慶元以降封建の形勢藩治の体裁を誌し戸口租徴会計法律刑法軍務等の沿革異同を詳にし志表を制し本史の参考に備ふべし」（明治6年の「歴史課事務章程」による）とあるので、当然この「藩制一覧表」の編集を担当したのであろう。

土屋喬雄によると、原資料である各藩の上申書そのものの一部は、「統計書類」（藩制録）と題す筆写本10冊で、大蔵省文庫に保管されており、その内容は松本藩以下34藩である。他は関東大震災で焼失したという。(1)

「藩制一覧表」に収録された諸藩は、281藩である。そのうち、ここでは比較的調査項目の多い今治藩、飯山藩の統計内容のみを収録したが、調査項目は各藩によって精粗がある。調査命令のない藩債額、軍艦数を上申した藩もある。

この資料は明治維新直後、廃藩置県直前の各藩の租税、人口、戸数、生産額、等の経済状態に関する情報を、網羅的に収録した唯一の全国国勢総統計であって、その史料的位置は極めて高いといえよう。ただし人口についていえば、東京、京都、大阪、長崎、等の府県の人口はこれによって知ることができず、また族籍別人口は知ることができるが職業別人口は知ることができない、等の制約がある。(2)

なお最後の「明治己巳庚午年間各藩管内穰多非人等戸口調査材料」と題する10丁の稿本は、その巻頭の略説に「此穰多非人調査材料は大蔵省記録局保存の藩制録中に散見したるものを抜萃して類別せしものなり……」とあるように、「藩制一覧表」の原史料である藩制録から統計院が編集したものである。作成年は統計院のおかれていた明治14年から17年の間と推定される。

注

- (1) 土屋喬雄：第8章 参考文献(143) p.147
- (2) 土屋喬雄：同上 p.148

「府県史料」稿本

(以下は府県の図書館に現存する、修史局に提出された「府県史料」正本の複本の所蔵状況である。筆者の限られた調査時間内に急拠作成したものであるため、完全を期することができなかった。読者のご指摘によって今後これを補充してゆきたいと願っている。

- (1) 埼玉県史料 埼玉県立図書館文書館①
- (2) 千葉県史料 千葉県立中央図書館②
- (3) 東京府史料 東京都公文書館③
- (4) 新潟県史料 新潟県立図書館④
- (5) 山梨県史料 山梨県立図書館⑤
- (6) 岐阜県史料 岐阜県立図書館⑥
- (7) 静岡県史料 静岡県立中央図書館葵文庫⑦
- (8) 京都府史 京都府立総合資料館⑧
- (9) 島根県史 島根県立図書館⑨
- (10) 山口県史料 山口県文書館⑩
- (11) 長崎県史 長崎県立図書館⑪

「府県史料」翻刻本

- (12) 宮城県史33 資料篇10 宮城県 編 仙台 宮城県史刊行会 昭和50年
- (13) 山形県史 資料篇1 明治初期上——山形県史 置賜県歴史—— 山形県 編 厳南堂 昭和35年⑫
- (14) 千葉県史料 近代篇 明治初期1～6 千葉県史編纂審議会 編 千葉 千葉県 昭和43～51年 6冊⑬
- (15) 神奈川県史料 第1～第9巻 神奈川県立図書館 編 横浜 同館 昭和40～48年 9冊⑭
- (16) 神奈川県史料 第10巻 索引篇 神奈川県立文化資料館 編 横浜 同館 昭和50年⑮
- (17) 石川県史料 第1～第5巻 石川県立図書館 編 金沢 同館 昭和46～50年 全5冊⑯
- (18) 山梨県史 第1～第8巻 山梨県立図書館 編 甲府 同館 昭和33～40年 全8冊(山梨県史料1～8)⑰
- (19) 明治初期静岡県史料 第1～第5巻 静岡県史料刊行会 編 静岡 静岡県立中央図書館 昭和42～46年 全5冊⑱

書誌注記

- ① 明治元年より17年までの埼玉県史料のうち、租法・刑法・騒擾時変・禁令の部など若干を所蔵している。
- ② 千葉県史料の稿本の大部分を所蔵している。
- ③ 東京府史料40冊を所蔵している。
- ④ 新潟県史・相川県史・柏崎県史110冊が所蔵されている。
- ⑤ 明治元年より13年にいたる山梨県史料45巻全部を所蔵している。
- ⑥ 明治元年から15年にいたる岐阜県史料78冊を所蔵。内閣文庫所蔵の正本と若干の出入あり。
- ⑦ 明治8年までの19冊を所蔵している。
- ⑧ 明治元年より15年までの京都府史197冊を所蔵している。
- ⑨ 明治元年より18年にいたる146冊を所蔵している。
- ⑩ 欠あり。
- ⑪ 「庶務課史誌掛事務簿」の中に府県史27冊が所蔵されている。
- ⑫ 内閣文庫所蔵本より翻刻。
- ⑬ 「明治初期6」は千葉県企画部県民課編である。内閣文庫所蔵本に欠けている1部分は千葉県立中央図書館所蔵本により翻刻。刊行継続中である。
- ⑭ 内閣文庫所蔵本より翻刻。
- ⑮ この「索引篇」をもって刊行終了。
- ⑯ 内閣文庫所蔵本より翻刻。刊行終了。
- ⑰ 山梨県立図書館所蔵本より翻刻。刊行終了。
- ⑱ 内閣文庫所蔵本より翻刻。刊行終了。

解題

1～2. 沿革 調査目的

「府県史料」と題する史料は、国立公文書館の内閣文庫に所蔵されている2,166冊にのぼる膨大な未公刊資料である。この史料の沿革は、明治6年にさかのぼる。(1)

同年に作成された正院内史歴史課の「事務章程」に「府県史は廃藩置県以来土地の分合民俗の趨舎より以て官員設置貫属禄制等に至り綱要を挙げ沿革を詳にし順次編輯以て本史の考拠に備ふべし 府県史亦近日建議するものに係る」とあるように、歴史課は

わが国の正史を編纂する目的で前年に発足したが、正史の編纂のための参考資料として府県史の編集を計画したのであった。この「事務章程」を作成したのは、長松 幹と推定される。長松はその後、明治17年に元老院議官に任ぜられ修史局を辞任するまで終始一貫、府県史の編集を担当した。したがって「府県史料」の研究のためには、長松の生涯および歴史思想の研究が不可欠の前提と思われるが、今回は断念せざるをえなかった。将来の調査課題としたい。

上記「事務章程」の文中に「近日建議するものに係る」とあるが、この府県史編集の命令が各使府県に達せられたのは、翌明治7年11月10日である。以下全文を掲げる。

「太政官達第四百十七号 国史編修に付維新以来地方施設沿革等左の例則に依り叙記し正院歴史課へ可差出此旨相達候事

但費用の儀は本年四月第五十六号達地誌編輯費額七百金を以て改て史誌兩般の費用に支給候条右勘定帳史誌兩廉を区分し大蔵省へ可差出事」

上記の達に「左の例則」とある「歴史編輯例則」は、前文と7則よりなるが、いまそのうちから前文と、本書に関係のもっとも密切な調査内容を含む第1則から第5則までをあげておこう。

「歴史編輯例則

歴史は政治の沿革民物の盛衰を観るを主腦とす故に各管内諸般の事蹟左項を照して事毎に年月日を詳覈にし逐次分類叙記すべし就中申陳布令等大に關係する処あるものは類に従ひ原文を挿入し事由難解のものは条下に註釈を加ふべし凡史伝を脩する質実簡明を尚ぶ故に事実縁由を考究し行文の雅俗に拘らず紀事の本末を全ふし繁を省き要を摘み貫通理會し易らしめ妄に愛憎褒貶を加へ溢美冤枉の弊なきを要す主任者最も注意すべし

第一則

立庁の日より明治七年十二月に至る迄部内政治の施設制度の沿革租法禄制拓地勸農より軍役工業及び騷擾時変等の事類を分ち歴叙すべし

但孝義忠節の類及び民利を興し国益を成せしもの等は之を附記すべし

第二則

該管地元幕府の所領或は某藩の提封某氏の采地に係るもの又他管を合併するものは某地は某県を併す某地は某県を割く等其沿革を詳記すべし

但旧幕府並に藩の制度戸口租税法律會計軍務及び民俗土風を記載する図書 官私を論せず 苟も史料考証に供すべきものは遺漏なく搜索して書目を録上すべし

第三則

他管を合するものは其旧管庁設置より本管に併合するまでの事蹟顛末第一則第二則 該管地元某の所領に係る等の沿革を記すを云ふ に準じ每管別に之を細記すべし

第四則

立庁以来知事令参事属等任解進退の辞令全文及び年月日を記載し別に簿冊を作り検閲に便にすべし旧管庁亦之に準ず

簿冊書式

本貫属族 元本貫
旧名某
苗 字 名
年 齡

年月日

一任某官

或は某職被仰付候事
或は某職被免候事

年月日

一免本官

或は某職被 免候事
或は出仕差免候事

年月日

一内外御用出張

但簿冊書式は明治五年 正月 第八号達離形の通たるべし

第五則

本庁は何道何国何郡何地に在りて東京を距る幾許里幾国郡を管し広袤大約幾許幾大区を画し幾支庁を置く 支庁毎に地名を記す 其国郡 華土族平民社寺其概數を分署す但明治七年を以て算す以下計算條之に依る 部内戸口 反数租稅給禄の總計 學校城市 城は何人の聚く所何人の居る所を註す 開港開市場 何年何月に始るを記す 及

び裁判所領台の所在選卒番人の員數を詳記すべし

但山陵御墓及び歴世に關涉する有名の社寺古趾遺跡等其所在或は旧記碑文等を掲載す」

この太政官達によって各府県に史誌編纂掛や史誌掛がおかれた。史誌掛とあるのは、この達の但書に、この府県史料の調査費は、皇国地誌の調査費と共同して使用することが定められているため、府県では史誌掛を設けて両者の調査を担当することとなったためである。ところが「歴史編輯例則」は抽象的な文句が多くて、各府県の編集担当者は困惑した。また当時、地租改正事業が進行中であったこの作業にとりかかる時間的ゆとりもなかったようである。

府県史の項目の大綱は8年に改訂されたが、同年9月に前年内務省へ移管された地誌課が再び修史局へ復帰したため、皇国地誌と府県史料との間に調整が行なわれ、地誌に関しては府県史料から除外することとなった。この新方針による綱目は、明治9年2月の日付のある長松修史局長より三重県知事にあてた通達によって見る事ができる。この調査項目については後述する。

ところで、修史館に集められた「府県史料」は、とりあえずそのまま保管され、その校閲はしばらく行なわれなかつ

た。明治17年に入ってつぎの修史館の上申にもとづいて、各府県において編集する方針から、修史館において編集する方針に改められた。

「修史館総裁稟議

府県史編輯事務地方の分担を廃し本館に専任せられ度俄に付上申

明治十七年五月七日」(2)

この稟議の出された同月の1日に山県内務卿の稟議によって、皇国地誌の編集方針も府県から内務省地理局の一括編集方針に変更されている。この両稟議を比較すると内容はかなり共通している。この17年の2つの稟議の出された背景については皇国地誌の解題を参照されたい。

修史館はその後、18年7月に「府県史編集心得」、「府県志材料纂輯順序」等の編集方針を定めて新たに編集を開始することとした。編輯大綱は9年2月の第3次案により、年代は18年6月を下限とし、体裁は京都府の進達稿本を範とした。現在「府県史料」の各府県に収録されている「修史館稿本」、「修史館史料雑綴」は、このようにして作成された修史館による府県史編集の成果である。ただし、その完成度は府県によって相当の開きがある。

府県史編集事業が最終的に中止されたのは、明治19年1月、内閣制の成立とともに修史館が廃され、内閣に臨時修史局が設けられたときである。その結果、修史館に所蔵されていた「府県史料」稿本は内閣記録局に引きつがれた。大正3年11月、さらに内閣文庫の管理に移ったが、このときに従来「国史」、「歴史」、「府県史」等の様々な名称をつけられていたこの史料は、一括して「府県史料」と題せられて公開されたのである。

この「府県史料」は所蔵機関が内閣文庫であり、蔵書目録が刊行されていなかったため、これまで比較の学界に知られることがなかった。戦前では土屋喬雄が昭和6年に、この史料の騒擾の部と「太政類典」等の史料から、「明治初年農民騒擾録」を刊行し、また同年の「経済学論集」に「旧佐賀藩に於ける土族授産」を発表したのが例外であるといわれている。(3)

戦後、各地で府県史、市史、警察史、教育史の編集が盛んになるにつれて、この史料の存在価値は急速に高くなった。昭和36年に内閣文庫によって「内閣文庫国書分類目録」が刊行され、そこに内容細目がはじめて紹介され、一般にも知られるようになった。翌年、雄松堂によってマイクロ・フィルムによる複製本が作成されて販売されたが、その際「マイクロ・フィルム版 府県史料 解説・細目 同社 昭和37年」と題する小冊子が作成された。この筆者は内閣文庫の和漢書専門官、福井 保であったが、福井はその後、国立公文書館の館報「北の丸」の2号にさらにくわしい解題と内容細目を発表した。これは「府県史料」の編別構成を忠実に再現し、さらに調査対象年次をも付した、現在におけるもっとも詳細な内容索引である。この索引によってもある程度収録された統計表を検索することができるが、調査対象の項で述べるように、「府県史料」のなかには、福井の上記の索引に掲載されている統計表より遥かに多くの統計表が収録されていることをとくに述べておきたい。

しかし、いうまでもなく府県史の編纂は大綱はあっても、その収録統計表まで細かく指示はされなかったもので、これらの統計表の収録の程度は府県によってばらばらである。したがって、「府県史料」に収録された統計表を利用して、ある期間における特定の主題について全国を横断した分析は不可能であろうと思われる。しかし、この史料は各府県の明治初期の経済情勢に関する広範な主題にわたっての史料を収集していることと、しかもその編集が地方官庁によって行なわれたため信頼度が相当に高い(一定の限界はあるが)という理由によって、明治初期の地方史の研究にとってはもちろんのこと、さらに明治初期の政治史、社会経済史、等々の研究者にとってもこの史料の利用価値は非常に高いものといえるであろう。

3. 調査対象

明治7年11月10日の「歴史編輯例則」では、調査項目を上記の第1則から第5則で列挙している。ところが、これが余りにもばく然としているため、各府県では調査を開始することができなかった。そのため修史局では明治8年に入って、第2次改訂版を作成している。(4) その全文を以下にあげよう。

「凡事類を分つ譬へば

県庁 立庁の顛末、内外庁分合等

制度

租法 反別、元高、正雑税概数、維新以来改正の大概等
○本年第三十一号達書に照準すべし

禄制

軍役

職制

禁令

庁則

会計 諸定額金等

政治

拓地

勸農 牧畜、樹芸等

工業 鉱物、製造物並道路、堤防、橋梁等

裁判 褒賞、刑罰、懲役等

県治

地理 県庁、支庁の所在。管内国郡山川経緯方里。大小区分画村数。管地分合沿革例則第二条第三条に照準すべし

附陵墓、城市、歴世に關涉する有名な社寺、城趾古跡並旧記遺文等
戸口 戸数増減、人員生死、社寺、教導職、娼妓
民俗
学校 病院、種痘所
警保 邏卒、番人等

付録

忠孝節義及国益民利を興せしもの
図書目録
官員履歷
事変騷擾

都て例則に照準し綱を掲げ目を列し紀事本末の体に抛り各類に従て詳記し沿革を詳にすべし

新県改置は辛未年に在と雖ども維新以来の施治沿革其起由に溯り詳明せざる可らざるものは維新前と雖ども叙及すべし

第二則第三則之に準す」

その後さらに第3次分類大綱が明治9年に各府県に通達された。(5) その全文は以下のようである。

「政治部

- 一 県治 県庁創立の年月日を首掲し令参事赴任旧藩県庁或は旧政府地方官吏より其政務を交収する等の顛末内外庁並に管地分合の沿革を詳記し本庁は某道某国某郡某地に在て東京を距幾許里幾国郡を管し幾大区を画し幾支庁を^{支庁毎に其国郡地名を記すべし}置き広袤大約幾許里の類及び裁判所鎮台開港開市場の所在等
- 一 拓地 某郡某村山沢林藪原野を官費或は民費を以て開墾し米麦或は桑茶等を樹るの類創功落成の年月日を詳記し^{凡勸農工業等に係るものは之に做ふ}申牒布令及び願伺指令等大關係ある者は原文を挿入すべし
但申牒布令等を挿入するは以下各条皆之に做ふ
- 一 勸農 牧畜樹芸及び桑茶製造の類官費或は民費の分別等
- 一 工業 建築修繕道路橋梁堤防水利瓦斯灯並に鉱物製造物等一已の營業と雖民利国益に關する者及び授業場鉱坑興廢の類官費民費の分別等
- 一 刑賞 刑罰流以上は其罪案口招上申書を挿入す某年月日処刑等を詳記し杖以下は杖何人苦何人其總数を記すべし褒賞は某年月日某件に付米金若干及び金銀木盃等を賜ひ或は門閭に旌表す^{遺文を}等を略叙し其事實功蹟の拓地工業学校及び忠孝節義に屬する者は各其本条に詳記^{上申に係る者は其狀書を挿入す可し}
- 一 賑恤 救荒濟貧等の事を載す其騷擾時変等に係る者は彼是詳略ある事褒賞条と同じ
- 一 祭典 官幣国幣社及び招魂祭等
- 一 戸口 戸数の増減人口の生死華土族卒平民社寺官員教導職娼妓等其概数を分記し明治七年を以て準拠と爲し八年已後は年々其増減を記すべし
但凡そ数目に係る者明治七年を以て算計するは前後各条みな之に做ふ
- 一 民俗 維新以降旧習を變更し今日に至るまで凡そ風尚習俗に關するもの
- 一 学校 旧藩の学制より次第に沿革して遂に方今の制に至り処在に設立せし中小学校病院種痘所等其官立公立私立を區別し校数學則等を記すべし
- 一 駅通 電信郵便海陸運輸駅夫助郷人夫等
- 一 警保 捕亡吏及び邏卒番人を置の類
- 一 忠孝節義 郷貫年令事蹟を詳記す
- 一 騷擾時変 人民暴動水火凶荒等其地名及び事實の源由顛末死傷の人員損壞の戸数等を記すべし

制度部

- 一 租法 反別元高正租雜税の概数維新以来改正の大略等昨年第三十一号公達書に照準すべし
- 一 職制 地方官教員区戸長邏卒番人等の職制章程官俸月給及び庁内事務の制を記す可し
- 一 祿制 明治二年旧藩改制の顛末及び爾後の沿革等
- 一 兵制 旧藩より今日に至るまでの沿革及び軍役徴兵の類
- 一 刑法 旧政府の法に従ふて施行せし者を新律に依て改正せし沿革及び聽訟斷獄囚獄処分等の類
- 一 禁令 該県布令せし法度及び諸規則等
- 一 會計 諸定額金官俸月給旅費諸經費等米金出納の總計及び旧藩札公債高並に消却方法の類

付録

- 一 図書目録 凡そ旧記類厚く之を保存せざれば漸々散佚に帰するを以て精細搜索し苟も史料考証に供すべきものは之を録上すべし
但碑文銘辭等は其原文を録す
- 一 官員履歷 正權知令参事大中小属等各部を分ち年月日を逐ふて類叙すべし
- 一 凡そ各条施治の沿革其源由を詳にせざる可らざるものは維新前と雖も之を原叙すべし
以上掲ぐる所其梗概を示すのみ編輯實際に涉り適宜に其条目を増減するは妨なしとす」

「府県史料」所収の府県史の調査項目は、大体この第3次分類大綱に従っているが、この第3次案の付言に「適宜其条目を増減するは妨なしとす」とあるために、府県によって相当な異同がある。たゞし、いうまでもなく現在の「府県史料」は、修史局に進達されたもののみを集大成したものであり、府県によっては調査不十分のため、稿本が作成されても進達されなかった項目も多かったと思われる。

最近、各府県において府県史の編纂を進める際、原史料としてこの「府県史料」が利用されているが、その際この未進達の稿本が発見されるばあいもある。ただし、内閣文庫所蔵の「府県史料」が、これらの各府県の未進達分を完全に補充することができるのは、まだかなり将来のことであろう。

「府県史料」に収録された統計表のすべてをここにあげることは不可能であるので、統計内容注記は今回は断念した。今後の調査課題としたい。

4. 調査系列

明治7年11月10日の「歴史編輯例則」の第6則、第7則につきのようにある。

「第6則 一般に調査編輯勿論なれども漸次を以てせざれば成功至り難きに付便宜に着手し稿本成に随て之を差出すべし若し体裁可ならざる所あれば第七則に依り歴史課より直に推問すべし」

「第7則 編輯主任者の姓名歴史課へ差出し置べし検討諮詢の件は其事柄に依り主任の名宛を以て直に歴史課より往復すべし」

府県ではこの「例則」によって数名の史誌編纂掛または史誌掛において編纂に着手することとなった。史誌掛という名称がつけられたのは、この掛において同時に皇国地誌の調査をも担当したからであろう。地方における府県史編纂の実情は、内閣文庫所蔵の「府県史料」のうち、福井県の「歴史編纂一件書類、明治14～18年」（福井県史料 第130巻）三重県の「修史関涉書類」、「修史局及府県往復編、明治9年、10年」（三重県史料第174巻、第175巻）等によって知ることができる。

三重県では明治9年の長松局長による編輯大項の通達後、県独自の「三重県史料編輯概則」を作成している。この第1項はつぎのようである。

「一 編輯の例専ら明治九年二月領示の分類細目に拠ると雖事実開叙の便宜に依り或は之を増減合併し且各自の悉す能はざるものは雑載の一目を設け之を蒐集す」

また第4項はつぎのようである。

「一 事實は其起頭に於て顛末を記し次第に連絡して……但物数に係るものは七年十二月の現数を載す」

これによれば、三重県では大綱は明治9年2月の通達にしたがい、また7年11月の「歴史編輯例則」の第1則の「立庁の日より明治七年十二月に至る迄」とある規定によってとりあえず統計数字は7年の数字をとるよう定めた。しかし、実際に作成された「三重県史料」を見ると大綱はほぼ上記の分類にしたがっているが、必ずしもこの「編輯概則」を忠実に守っているわけではない。

三重県の史誌編輯掛は4名であってその氏名は10年9月12日に修史館へ届けでている。千葉県では8月4日に編輯掛がおかれ、9月1日に編集に着手し、10月1日にまず木更津県史が完了している。

山梨県では資料の散佚のため初期の事情は分らないが、明治13年の記録によると山田弘道が主任で4名の掛員が任命されている。山田は明治初期俳壇に重きをなした人物で、甲府徴典館教職、小学校長を経て県吏となった人物である。17年に府県史編纂が中止されたとき、山田は「地方限り輯録保存後照に供し候様致し度」と意見を具申した。これに対して県令藤村紫朗は七等属青柳直道に命じて、これを採用すべきかどうか審査させた。このときの青柳の意見のうち本書に関係の深い箇所を紹介しておこう。

「……農工商業の盛衰衛生教育の進否警察獄事の弛張戸数人口の多寡云々等に至ては其精覈を觀る専ら統計の調査に依らざるを得ず且施政上直接其緩急弛張の度を觀察すべきもの統計を捨て他に拠るべきなし而して統計年表を編纂する事は当課分掌の事務にして從來調査の成績を觀るときは尚往々隔靴搔痒の感あるを免かれず是れ固より当課の責に任ずる所にして之が釐正の計画に付ては一ニ考案なき非ずと雖ども未だ之を挙ぐる能はず実に恐悚に堪へざる所とす若し夫れ統計にして精覈を得ざるときは之に依て編輯する所の者亦信を措き難き場合なきに非ず而して歴史編輯の事に至ては自ら尋常の事務と異なる所ありと雖も統計とは密付の關係を有する者なれば統計上充分なる調査の方法を設くるに就ては統計調査と歴史編輯の事とを本課中に別に一掛を設け相当吏員を置き専ら該事務を調理するに非ざれば到底其実効を得難き義と被存候……」

彼は結局、県庁の内記掛に県史編輯の事務を担当させることを提案した。この青柳の意見は、明治18年段階における山梨県史の編集に、統計の重要性がよく認識されているひとつの例となるであろう。青柳の提案は採用されたが、結局その後の情勢の変化のために国費を絶たれ、県史編纂事業は自然消滅の形となった。(6)

以上の数例によってみると、恐らく各府県の史誌掛は数名であったと思われる。しかし、皇国地誌の解題でも述べたように、府県における史誌掛の全貌は史料不足のためこれを明らかにすることができない。これらの掛員は調査項目ごとに自ら実地調査を行ない、また史料の収集につとめたが、それとともに郡役所あるいは戸長役場へ照合して史料の提出をもとめる場合もあった。その結果、作成された府県史料は漸次修史館へ提出された。修史館ではこれを検閲し、不十分のばあいは返却して再提出を求めている。またこの間、府県と修史館との間に編集上の疑問点について質問、回答の往復も行なわれた。

5 根拠法

明治7年11月10日 太政官達第147号 輪廓附 使府県（国史編修に付維新以来地方施治沿革等を叙記し正院歴史課へ進致せしむ 法令全書 明治7年）

明治8年3月9日 太政官達第31号 輪廓附 使府県（国史編修例則中段別元高等は大概を記載せしむ 法令全書 明治8年）

明治14年1月24日 内務省達乙第3号 輪廓附 府県（史誌編輯費元払報告書雛形に準じ調製申報せしむ 法令全書 明治14年）

明治14年7月19日 太政官達第63号 輪廓附 府県（府県経費の内属官俸給外五項の費額餘置翌年度の該費に充用せしむ 法令全書 明治14年）

明治17年7月9日 内務省達（太政官沿革志三十二 修史局沿革）

明治18年7月24日 太政官達第41号 府県（明治十四年第六拾三号（府県経費の内属官俸給外五項費額残餘処分）達十八年度限廃止 法令全書 明治18年）

注

- (1) 府県史料についてもっともくわしい解題は、この史料を所蔵している内閣文庫の福井 保専門官による参考文献(1)である。本稿もこれによるところが多い。
- (2) この全文は以下のようである。

「国史編輯に付ては兼て例則を以て維新以来地方の沿革政治の施設等調査の儀各府県へ達せられ地誌編輯費を併せ毎年金九百五拾円宛別途下付せられ漸次着手既に十年の久きを経過し多少稿本の進達ありと雖も編纂体を得るもの甚鮮く且精粗繁簡一ならず立庁以後明治七年迄の分にして未だ整理に至らず或は今日に至り尚例則の質疑をなすの類往々之あり其成功を督促すれば費用の不足を訴へ否されば匆卒不完全の稿本一兩冊を上進し以て其責を塞くあり到底全備の日を知る可らず今其然る所以を考るに毎年国庫支出の総計頗る巨額と雖も之を分ては一府県僅に九百五拾円にして史誌兩費に折半すれば一年四百七拾五円の少額に過ぎれば其勢適任の吏員を置く能はざるは言を俟たざるなり従て時日の遷延稿本の不完全遂に之を責るに由なし然る時は此上際限なき日子と資金とを費すも其成る所の稿本本館又之を訂正する許多の歳月と功力とを費さざるを得ず畢竟徒勞冗費を免れず是に於て之が処置なかる可らず就ては右事業十八年度以後地方庁の分担を停め其毎年下付の総額貳万貳千三百貳拾五円を移して本館に専任被仰付度左候はば更に方法を設け編輯に従事し体裁を一にし重複を省き十年を出ずして其功を奏し可申依て此段上申仰御裁決候也
修史館監事より内閣書記官へ副書
第百十二号

府県史編輯事業の儀に付別紙の通上申仕候間可然御取計有之度候也但地誌編輯に係る分は内務省より上申候等協議を遂け候に付右御承知被下度也」
- (3) 福井 保：参考文献(1) p.79
- (4) 三重県史料にある史料によれば明治8年7月2日、三重県の伊東権中属が修史局に出頭して係官下条元春十一等出仕に面会して疑問点をただし、「もし其体裁を得候雛形等有之候はば一閱致度」と依頼したところ、「如何にも第一則に而は汎然たるもの故、原来雛形を以御達可相成善なれど自然之に拘束し編輯の要を失し候而は不宜因而畢竟見込みの雛形に候得共為参照持帰り可申」という回答をえて第2次案をもち帰った。（福井 保：参考文献，1 p.72）
- (5) この全文は「府県史料」のうち、三重県史料第10冊、石川県史料第71冊に収録されている。
- (6) 上野晴朗：参考文献5) p.12～15

参考文献

- (1) 福井 保：「府県史料」の解題と内容細目「北の丸——国立公文書館報——」2号（昭和49年）
- (2) 石井良助：史料解説「千葉県史編纂審議会編：千葉県史料 近代篇 明治初期一～二 千葉県 千葉県 昭和43～44年」所収
- (3) 沓掛伊佐吉：神奈川県史料について 横浜 神奈川県立図書館 昭和40年
- (4) 「静岡県史料」解説「静岡県史料刊行会編：明治初期静岡県史料 第一巻 静岡 静岡県立中央図書館奏文庫 昭和42年」所収
- (5) 上野晴朗：山梨県史解説「山梨県立図書館編 山梨県史 第一巻 甲府 同館 昭和33年」所収
- (6) 雄松堂編：マイクロ・フィルム版府県史料 解説・細目 同社 昭和37年

3 皇国地誌

皇国地誌の配列について

皇国地誌の刊本は後述するように、「大日本国誌 安房」のみであり、編集史料である府県の郡村誌は帝国大学図書館において関東大震災によって焼失した。しかし、その後東京大学史料編纂所の倉庫から、大日本国誌の稿本が発見され、また府県においても郡村誌の進達控が発見されつつある。これらの郡村誌のうち、その後翻刻されたものもある。また当時府県において皇国地誌の編集を担当した吏員の著作とすることが適当な郡村誌もある。そこで以下のリストにおいては、皇国地誌を「大日本国誌」刊本、同稿本、「郡村誌」稿本、同翻刻本、個人編纂「皇国地誌」の5分類に分けてこれを配列した。同一項目内の順序はほぼ北から南の順である。

ここで断りしておかなければならないことは、以上のリストにあげられた皇国地誌のうち、郡村誌の稿本および翻刻本については、筆者が未見のものも含まれていることである。ただしこのばあいでも、目録その他の確かな典拠によって存在を確認する手続きだけはとったつもりである。したがって、最近報告されている府県の「郡村誌」については、筆者の調査時間切れのためすべて省略した。(例えば、高野 修は「藤沢市研究」に「藤沢市域の皇国地誌」を連載している。「燕郷土史研究、6号」には本井明信の「燕市域の皇国地誌」という論文が掲載されている、等々)

以上のほか、筆者の調査能力の不足のため、多くの郡村誌の存在を見落していることと思われる。全国における皇国地誌の完全なリストの作成は将来の調査課題としたい。

「大日本国誌」刊本

- (1) 大日本国誌 安房 第三巻上, 中, 下 内務省地理局 編 明治19年 5, 10, 41丁. 56丁 42丁① (総) (内) ㉑ (セ) ㉒ (セ・覆)

「大日本国誌」稿本

- (2) 第二巻 武蔵国 22冊㉑
(3) 第二巻 東京 7冊㉑
(4) 第二巻 横浜 1冊㉑
(5) 第四巻 上総国 9冊㉑②
(6) 第六巻 常陸国 14冊㉑
(7) 第七巻 相模国 7冊㉑③
(8) 第七巻 鎌倉 5冊㉑
(9) 第十四巻 志摩国 4冊㉑
(10) 第十五巻 伊勢国 18冊㉑④
(11) 第十六巻 伊賀国 7冊㉑
(12) 第十七巻 上野国 3冊㉑

「郡村誌」稿本

- (13) 〔栃木県足利郡〕奥戸村地誌編輯材料調 明治18年 (写) ㉑ (セ)
(14) 〔栃木県梁田郡〕福富村地誌編輯材料調 明治18年 (写) ㉑ (セ)
(15) 〔栃木県梁田郡〕嶋田村地誌編輯材料取調書 明治18年 (写) ㉑ (セ)
(16) 地誌編輯材料取調書 〔栃木県〕足利郡山川村 明治19年 (写) ㉑ (セ)
(17) 明治廿二年四月調 〔栃木県〕足利郡梁田郡地誌材料稿 (写) ㉑ (セ)
(18) 皇国地誌ノ内武蔵国北多摩郡内藤新田戸倉新田 明治13年 (写) ㉑ (セ)
(19) 越後国東蒲原郡皇国地誌稿並絵図 10冊 (セ)

「郡村誌」翻刻本

- (20) 信達二郡村誌 訂正増補版 佐沢広胖 編 明治33~35年 28冊㉑
(21) 今市市旧上都賀郡村誌, 旧河内郡村誌 「今市市史編さん専門委員会編: いまいち市史史料編・近現代Ⅰ, Ⅱ 今市 今市市役所 昭和49年 2冊」所収
(22) 武蔵国郡村誌 第1~第15巻 埼玉県 編 浦和 埼玉県立図書館 昭和28~30年 全15冊㉑
(23) 上総国誌稿(上)「房総叢書刊行会編: 房総叢書第二輯 千葉 同会 大正3年」所収㉑
(24) 八王子市近在の皇国地誌原稿 「多摩文化」第8~16・17合併号(昭和35~40年)
(25) 武蔵国多摩郡野津田村皇国地誌「町田市史編纂委員会編: 町田市史史料集 第九集 町田 同会 昭和48年」所収
(26) 皇国地誌・西多摩郡村誌一(三) 青梅市文化財保護委員会 編 青梅 青梅市教育委員会 昭和50~52年(青梅市史史料集 第20~第22号)㉑
(27) 豊田・川辺堀ノ内・上田・宮・万願寺・新井・石田・下田村誌 明治五年, 新井・石田・下田・万願寺・宮村誌 明治二十二年, 日野宿地誌 明治二十二年 「日野市史編さん委員会編: 日野市史 史料集地誌編 日野 同会 昭和52年」所収
(28) 神奈川県皇国地誌残稿 神奈川県図書館協会郷土資料編集委員会 編 横浜 神奈川県図書館協会 昭和38~39年 2冊(神奈川県郷土資料集成 第4輯, 第5輯)

- 29) 明治十二年相原村皇国地誌, 明治十年小山村皇国地誌, 明治十年清兵衛新田皇国地誌, 明治十二年上矢部村皇国地誌, 明治十二年上九沢村皇国地誌, 明治九年上溝村皇国地誌, 明治十二年当麻村皇国地誌, 明治十二年下溝村皇国地誌, 明治十二年磯部村皇国地誌 「相模原市編: 相模原市史 第六巻 近代資料集 相模原 同市 昭和43年」所収
- 30) 皇国地誌残稿——大井町の文化財第五輯 皇国地誌補遺篇——大井町教育委員会 編 神奈川県足柄上郡大井町 同会 昭和49年
- 31) 佐渡国「皇国地誌」 山本静古 編 「山本修之助編: 佐渡叢書 第三巻 新潟 佐渡叢書刊行会 昭和41年」所収
- 32) 長野県町村誌 北信篇, 東信篇, 南信篇 長野県 編 長野 長野県町村誌刊行会 昭和11年 3冊¹⁵⁾
- 33) 明治初期村誌集論 高槻市 編 高槻 同市 昭和47年
- 34) 小花村の地誌 明治十六年三月, 栄根村の地誌 明治十六年四月, 寺畑村地誌編纂取調書 明治十六年六月, 国崎村の地誌 明治十六年 「川西市史編纂専門委員会編: かわにしー川西市 第六巻——川西 兵庫県川西市 昭和52年」所収
- 35) 肥後国宇土郡村誌抄, 坂口一男監修 卯野木盈二校訂 熊本 熊本女子大学歴史学研究所 昭和47年
- 36) 肥後国求麻郡村誌 坂口一男監修 卯野木盈二校訂 熊本 熊本女子大学歴史学研究所 昭和51年

個人編集「皇国地誌」

- 37) 山梨県市郡村誌 久保田政弘; 島崎博則編 明治25年
- 38) 三重県紀伊国北牟婁郡地誌 全 野地義智 編 明治22年
——復刻版 名著出版社 昭和48年
- 39) 山口県風土誌 近藤清石 明治10年 (写)¹⁾
- 40) 皆山集1~10 松野章行(皆山)著, 平尾道雄; 山本 大; 横川末吉; 弘田 競; 示野昇; 河内達芳 編 高知 高知県立図書館 昭和48~51年¹⁶⁾
- 41) 日向地誌 平部嶺南 日向地誌刊行会 編 宮崎 同会 昭和4年
——復刻版 熊本 青潮社 昭和51年
- 42) 「日向地誌」村・字地名索引 東別府盛雄 編 熊本 青潮社 昭和51年

所蔵注記

- ① 内閣文庫には, この3冊本のはかに1冊本も所蔵されている。序文, 刊年月日, 頁数等は同じだが, 内容, 文章には多少の相違がある。
- ② 日本経済統計文獻センターは「下」のみを所蔵している。
- ③ 東京大学史料編纂所に所蔵されている。
- ④ 山口県立図書館に所蔵されている。

書誌注記

- ① 書名は題簽による。
- ② 4巻欠がある。
- ③ 欠あり。
- ④ 欠あり。
- ⑤ 奥戸村, 迫間村, 駒場村, 多田木村, 西場村, 大沼田村, 川崎村を合綴。
- ⑥ 福富村, 梁田村, 下渋垂村, 野田村, 久保田村を合綴。
- ⑦ 島田村, 高富村, 羽苅村, 小曾根村, 高松村, 瑞穂野村を合綴。
- ⑧ 山川村, 常見村, ハッ棚村, 鵜木村, 大久保村を合綴。
- ⑨ 梁田郡, 足利郡, 村上村, 下羽田村, 上羽田村, 高橋村を合綴。また巻末には同, 質疑, 等の公文書の綴込みがある。
- ⑩ 表紙に「神山平左エ門控」とある。「国分寺市報No.353」による。神山平吉氏蔵。
- ⑪ 「中川英右(雪堂)編: 信達二郡村誌 明治12年」の訂正増補版である。原本は福島県立図書館に所蔵されている。
- ⑫ 原資料103巻を15巻にまとめている。刊行終了。
- ⑬ 原書名は「大日本国誌 第四巻 上総」。原資料13巻のうち4巻欠本。たゞしこの翻刻本は編纂者, 渡辺 中の稿本からかなりの部分を補ってある。
- ⑭ 刊行継続の予定。
- ⑮ 明治11~15, 6年頃までに書上げられたもの。本町村誌全84冊のうち5巻欠本であるが, 写本をもって補ってある。
- ⑯ 刊行継続中で1巻と10巻が未刊。

解題

1. 沿革

皇国地誌編集事業は明治5年9月24日、太政官布告第288号と翌9月25日の290号によって府県に達せられた。その全文はつぎのとおりである。

「第288号 今般正院に於て皇国地誌編集相成候に付是迄諸省並各府県右編集関係の事件は一切管轄候条此旨相達候事

但兼て陸軍省より布告に及び置候件々取調出来次第史官へ差出可申事」

「第290号 今般於正院皇国地誌編集相成候に付右関涉の書籍並地図類遍く採集致し候間諸省各府県に於て只今迄備置候分は勿論其管下私著の分をも早々取調書目可差出候此旨相達候事」

この皇国地誌編集の命令は当時太政官権大外史であった旧幕臣塚本明毅の上言によるものであった。その全文をみることはできなかったの、「大日本人辞書」にあるものより引用しておこう。

「本邦往古風土記の撰あり後千餘年を経て散逸殆んど尽く間々之に倣いて作る者ありと雖も概ね草野の士の撰む所に罹りて其の完全を得ざるを以て文化中幕府をして纂修せしむと雖も其の成る所僅かに数州のみなり方今政令一途に帰す而して方輿の書の未だ修めず国家の一大闕典と謂ふべし当に全国の地誌を採みて一代の闕典に備ふべきなり然り而して各州の風土はもとより之を各府県に徴するに非ざるよりは其の精細を期すべからざれば宜しく凡例を頒ち之に導ひて纂記して以て進めしむべし」(1)

この第288号の但書にある「兼て陸軍省より布告に及び置候件々」とあるのは、同年4月24日、陸軍省から府県へ発せられた全国地理図誌編集の調査命令である。陸軍省からは10月8日、直ちに府県へ第209号をもって「正院より御布告の旨有之候えども前条当省より相達候分は尚ほ当省へも早々指出し候様相心得申すべく此旨重ねて相達候也」という通達が発せられている。

この全国地理図誌の編集は陸軍省によって着々進められ、その調査結果は、明治8年、「共武政表」と名付けて刊行された。(2)

これに対して皇国地誌の調査は、5年10月、太政官に地誌課が設けられ、塚本が地誌課長に就任して体制は整ったが、先の塚本の上言に「宜しく凡例を頒ち之に導ひて纂記し以て進むべし」とある凡例の作成が遅れたため、府県における編集作業は開始されなかった。

明治6年、ウィーン万国博覧会に出品した日本地図が同博覧会で賞牌をとった。これは伊能忠敬の実測小図に主として拠ったものであった。この日本地図には日本の国郡の略誌(地誌提要)が添えられたが、これは5年から6年にかけて地誌課が、徳川氏から政府に献上した紅葉山文庫所蔵の地誌地図を資料として編集したものであった。塚本は、この地誌提要をさらに改訂することを計画し、明治6年3月24日、太政官より府県に対して地誌課の原稿に訂正例則を添えて質問をするから、それを实地調査により訂正を加えて差出すよう命じた。(3)

その結果、各府県から進達された材料を編集して刊行したものが「日本地誌提要」である。(「地誌課編：日本地誌提要 巻之一～巻之七七 明治7年～12年 洋装本8冊 和装本20冊」)。ただし内閣文庫所蔵の和装本は最後の「巻之七六と巻之七七」を収めた第20冊を欠いている)

この「日本地誌提要」には、戸数、人口、租税、千戸以上の名邑、鉱物産出額、等の統計数値が記載されており、地理学者によって以前から注目されている史料である。ただしこの統計数値については問題がある。

この「日本地誌提要」の編集の間、7年4月25日には皇国地誌編集費用として、1管内1年700円を渡す旨の達が出されているが、「取調方法例則等は追て指揮に可及」とある。(4)同年11月10日、修史局より府県史編纂の命令が府県に通達されているが、その際、府県史の編集費は皇国地誌の編集費をもって賄うよう但書で規定された。

明治8年に入り「日本地誌提要」の編集が軌道にのるとともに、この経験を取り入れて、ようやく詳細な「皇国地誌編輯例則」が完成した。この「例則」を添えた皇国地誌編集命令が、太政官達第97号をもって府県に達せられたのは同年6月5日である。以下その全文をかかげておこう。

「皇国地誌編輯例則並に着手方法別冊の達相定め候条、右に照準し精覈調査致し地理寮へ可差出此旨相達候事」

この編輯例則は第1号村誌、第2号郡誌、第3号着手方法よりなっている。この詳細については後段の調査対象の項にゆずり、また第3号の着手方法についても後段の調査系列の項にゆずることとする。

このようにしていよいよ皇国地誌の編集はまず村誌から開始され、郡誌へおよび完成の都度地理局へ送られてきた。ところが、この編集に当るべき中央の皇国地誌編集体制は、必らずしも整備されていなかったのである。第1に、主管部局である地誌課は、先の第6章第2節で述べたように、はじめ太政官に設置されたがその後7年8月、新設の内務省地理寮へ吸収され、8年9月、再び正院修史局に移転した。10年1月、正院の廃止に伴って修史局が廃せられた。太政官に修史館が復活したが予算は半減されている。また修史局、修史館の地誌課時代における地誌編纂に対する認識は、もともと地誌は歴史の従属物という意識であったため非常に浅く、ついに明治10年12月8日、塚本は河田 鰲、等の関係者とともに、上司の伊地知総裁と意見が合わず辞職して、同月26日、内務省地理局に移転したのであった。(5)

内務省地理局時代はようやく編集体制は安定したが、この時代の塚本は、先に第6章第2節で掲げた地理局関係の出版物に見られるように、地誌編集のための基礎的研究のほか、地理局における土地行政に関連した多くの出版に関係して多大の時間をとられ、皇国地誌の編集は遅々として進まなかった。

明治17年5月1日の山県内務卿の稟議(乾地第199号)にもとづいて、皇国地誌の編集方針が根本的に改められ、同年7月9日、府県における郡村誌の編纂は中止され、その費用(22,325円)をもって地理局において直接編集することとなった。このときの稟議は、当時の皇国地誌の編集状況をよく説明しているので以下に引用しよう。

「夫れ地誌編輯の挙ありしより以来年を閲すると既に二十年而して其成稿したる郡区誌は十分の一四(全国郡区の総数八百四十一にして郡区誌の成稿せしもの僅に百二十五)町村誌は十分の一五(全国町村の総数七万千百三

十七にして町村誌の成稿せしもの僅に一万千三百三十四)に過ぎず況んや其既に成稿せしものと雖も府県の主任者各意見を異にして体裁区々に出て精粗詳略一定せず……」(6)

翌明治18年2月、塚本は皇国地誌の完成を見ることなく病没した。塚本の死後、桜井局長は17年7月9日の新編集方針によって自ら安房に出張して実施調査を行ない、「大日本国誌 第三巻 安房」を完成して19年にこれを刊行した。この書物が皇国地誌の唯一の刊本である。引き続き桜井の指揮の下に局員の河田 熊、河井庫太郎、等によって各国の国誌が整備されている。このときに作成された国誌は、桜井、塚本の下で終始一貫、皇国地誌の編集に従事した河田熊の後の記録によればつぎのとおりである。

「是に於て十九年秋より二十二年春に至り、局員予の撰する所武蔵国誌稿、東京府誌稿、相模国誌稿、甲斐国誌稿、下総国誌稿、共に百余冊、河井庫太郎撰する所常陸国誌稿、尾張国誌稿、三河国誌稿若干冊、秦政次郎撰する所上野国誌稿、下野国誌稿若干冊、渡辺中撰する所上総国誌稿若干冊を成す」(7)

この編集の途中、明治22年に桜井は徳島県知事へ転出した。ここに皇国地誌は塚本、桜井という2大支柱を失うこととなった。その結果この事業は翌23年には一旦文部省へ移管され、さらに文部省から帝国大学へ移管されて地誌編集掛が設けられた。翌24年3月、大学の臨時編年史編纂掛へ合併されて史誌編纂掛と改められたが、26年4月10日、史誌編纂の事業が全面的に停止されたため、最終的に皇国地誌編集事業は終りをづけることとなった。

皇国地誌編集事業が帝国大学へ移管されるとともに府県によって作成された龐大な町村誌、郡誌は帝国大学図書館へ移された。そして大正12年の関東大震災によってほとんど大部分が焼失したのであった。皇国地誌全焼説のうち筆者の知る限りもっとも早いものは、以前からこの町村誌の史料価値に注目してこれを利用していた柳田国男である。彼は「地名考説」のなかでつぎのようにいっている。

「しかも此等の数千万の小地名は、偶然に中古以来の檢注や手継証文の中に保存せられてあるものゝ外、曾て蒐集の企てられたものが無かった。ところが明治八、九年の交に、地租改正の準備せらるゝや、土地に番号を打つと同時に沢山の地名を廃し、其代りに之を収録して残さうとする事業が、内務省地理局の手で全国的に行われた。唯不幸なことはそれが餘りに大部冊の写本であった為に、副本といふものが出来なかった。地理局が縮小して後に内閣記録課の管理に移り、自分が心付いた頃には、東京の文科大学の一室に置かれてあった。表紙に各郡村誌と題した無巻次の数百冊で、目録が備はって居なかったのみならず、誰でも之を荷厄介にして一人として其価値を認める者が無かった。さうして終に大正十二年の劫火に遭って、灰燼に歸し去ったのである。併し其より二十年も前から、もう完本で無かったのは事実で、或ひは最初から全国が出揃はなかったか、はた後年に散佚したものかは明らかにし得えないが、其頃地質調査所の書架上、熊本県の部其他の数十冊が借出して置いてあったのを見たこともあるから、他日横着な学者などの死んだ跡から、三冊や五冊は出て来ぬとも限らぬ。今は却って昔の管理者の出納が不確実なりしことを頼みとするばかりである」(8)

郡村誌が東大で大部分焼失したことは確実であろう。柳田が「東京の文科大学の一室」といったのは、東京帝国大学図書館のことであり、その証人がいる。それは当時の図書館員、永峰光名である。(9)

ところが昭和32年、日本地誌の研究家芦田伊人の皇国地誌非焼失説が現れた。(10) この結末ははっきりしなかったが、何れにしても、郡村誌が柳田の記述にあるように貸出しによって図書館外の建物に移っており、その建物が焼けていなかったならば皇国地誌は未だに存する筈である。筆者は芦田の非焼失説の結末が気になって、東京大学史料編纂所を訪問してこの件について質問したところ、芦田の非焼失説については結論は得られなかったが、やはり震災当時、貸出中のため焼失を免れた皇国地誌が所蔵されていた。それは「日向地誌 56冊」である。

さらに驚くべきことは、明治18年以降、新編集方針によって桜井局長が指揮をとって編集、刊行した「大日本国誌 第三巻 安房」に続く大日本国誌の草稿が、最近大量に発見されたことである。これらの草稿は、当時史料編纂所の倉庫に収納されていて、倉庫が大震災による火災によって焼失しなかったために、史料編纂所の他の貴重な史料とともに助かったのである。

今回発見された皇国地誌名は下記のとおりでである。

大日本国誌(稿)

第二巻	武蔵国	二二冊
第二巻	東京	七冊
第二巻	横浜	一冊
第四巻	上総国	九冊
第六巻	常陸国	十四冊
第七巻	相模国	七冊
第七巻	鎌倉	五冊
第十四巻	志摩国	四冊
第十五巻	伊勢国	一八冊
第十六巻	伊賀国	七冊
第十七巻	上野国	三冊
		合計九十七冊

ただし、先にあげた川田が列挙した大日本国誌のリストと、今回発見された稿本とは喰い違いがある。またこの稿本とともに「地誌編輯事類」等、皇国地誌の中央における編集過程をうかがうことのできる貴重な史料も発見された。これらの史料が編纂所の倉庫に保管された経緯は、いま明らかでない。何れにしても今回発見されたものは川田のリストの全部ではないから、甲斐国、下総国、三河国、等の国誌の稿本はまだ発見される可能性はあると思われる。

このように、中央に上申された皇国地誌の編集資料となるべき府県の郡村誌はほとんど焼失したが、府県ではこの上申の控を作成していた。この府県の郡村誌稿本も100年経った現在では、相当の部分が地方行政機構改革や火災のために散佚、焼失したものと思われるが、最近の府県史の編集、地方史研究の進展とともに発掘調査が活発となるにつれて

各地方で郡村誌の発見が伝えられ、なかには翻刻されるものも現れたことは喜ぶべき傾向である。筆者が冒頭に掲げた郡村誌のリストは、最近の地方史研究の成果を十分に踏えることができなかったため、相当の採録洩れがあると思われる。その補充は今後の調査課題としたい。

2. 調査目的

石田龍次郎は、皇国地誌の企画ならびにその編集方針は、「一口にいってそれは漢学系の史官意識であつたろうと思う」と述べ、明治5年の塚本明毅の上言を引用して、「すなわち明治維新——王政復古——政令統一というのが、地誌編輯の動機なのである。これは中国古来の思想で、新しい王朝の成立とともに前代までの歴史を叙し、統治領域の地誌を編するのをまねたのである。したがってその模本は中国の地志であり、大明一統志、大清一統志であつた。もともとこれらの地理書は江戸時代から幕府ならびに各藩の地誌の手本であつたのであるが、明治初期、太政官の史官らもつねにこれらが念頭にあつたことは疑がない。試みに内容の配列をみると、全く同一といつてよいくらいである」といっている。⁽¹¹⁾

石田は、その証拠としてつぎの7種の中国、江戸期の地誌と皇国地誌の調査項目の比較対照表を掲げている。

「大明一統志」、「大清一統志」、「新編武蔵風土記稿」、「日本地誌提要」、「皇国地誌編輯別則」、「大日本国誌 安房」、「呉興史」。

この対照表を一覧すると確かに項目の配列は石田のいうように、「全く同一といつてよいくらいである」。

皇国地誌編纂を提唱し、最後までこの編集に悪戦苦闘した塚本明毅の編纂思想も少なくともその編集過程の前半においては、中国の地志、江戸時代の地誌の思想をそのまま継ぐものであつたと思われる。彼の「上言」に「全国の地誌を撰みて一代の関典に備ふべきなり」とあるのは、「新編武蔵風土記稿」、「新編相模風土記稿」の稿本を残すのみであつた徳川家の官選地誌の業を継いで、新政府によって新たに官選地誌の停業をなしとげようとしたものである。⁽¹²⁾ この「上言」が認められて、太政官に歴史課とともに地誌課が設けられて編纂が開始されたが、その後地誌課が修史局の1課となって編集が進められたということは、この時点では、皇国地誌が中国の地志、江戸時代の地誌の伝統をつぐ統治者による統治領域の地誌であるという点において塚本と修史局との間に統一見解が成立している証拠であろう。

そこで問題は10年12月、塚本が修史館を辞職して同月から内務省地理局に地誌課長として就任、翌11年再び皇国地誌の編纂を開始した時期である。何故ならば、皇国地誌が当時の局長桜井 勉（10年9月就任）を経て内務卿大久保利通（11年5月暗殺）の裁可によって内務省地理局の正式の事業として承認された時点では、中央政府によって皇国地誌に要求された情報の性質は異なっていたものと考えなければならないからである。

当時の内務省は大久保総裁の指揮下にある地租改正事務局とともに、近代税法確立のための土地制度改革事業に全力をあげていた時代である。したがって、この時点で皇国地誌に要求される情報の性質は、直接このような行政目的に役に立つ情報でなければならなかった。さらに大久保は内務省による地方行政改革に備えるためにも、皇国地誌による府県単位の情報の収集を期待したであろう。当時皇国地誌と並行して進められていた太政官における府県史の編纂に対しても、同様の期待がもたれていた筈である。

この内務省の期待に対して塚本はどういう対応をしたであろうか。皇国地誌編集方針は、この段階で変つたであろうか。残念ながら、この問題は今のところ未解決である。第1に、塚本と伊地知総裁との論争はこの点を解明する史料のひとつと思われるが、これを知ることができない。第2に、塚本のこの時点における皇国地誌観、あるいは編集方針を知るための史料がない。

彼は当時、地方行政改革、地租改正事業の基礎作業としての土地制度改革業務の一環として、多数の地図および「国郡所轄沿革図表」、「府県国郡区管轄沿革表」等の業務参考資料を監修している。これらの資料の作成には当然、地理局に収集された郡村誌が使用されたであろう。ただし、かんじんの郡村誌の編集状況は、当時の郡村誌の大部分が焼失してしまった現在、これを知ることができない。われわれには、当時の彼の監修、刊行した地理局出版物によって、間接に彼の地誌編集の変化を探る方法しか残されていないのである。しかし少なくとも明治17年、山県内務卿によって皇国地誌の編集方針が突如変更されたということは、山県の稟議に見られるように、皇国地誌の編纂が遅々として進まなかったため、内務省が当初この事業に対して期待した地方行政の目的に直接役に立つ府県単位の情報が、もはや皇国地誌の従来の編集方針によってはとうてい期待できないという、中央政府の判断の結果であろう。同様の措置が府県史に対してもとられている。

すでに内務省は独自の方針にもとづいて、府県単位の情報を編集した「地誌撮要」を明治12年刊行し、その改訂版の「地方要覧」を14年に刊行している。この編集を担当したのは地理局であつた。

明治15年には農商務省、内務省に省内の統計業務を一括した統計課が設立された。中央統計機関である太政官の政表課の全国国勢統計である「日本政表」の刊行は、これに比較して数歩立ち遅れたが、14年、統計院が成立されて翌15年に第1回の「統計年鑑」を刊行している。

このような中央政府の行政目的に直接役立つ、全国総括統計作成のための統計行政体制整備の一環として、17年の皇国地誌編集方針の根本的変革が実施されたのである。⁽¹³⁾ これに対して塚本がいかなる心境にあり、態度をとったかについても、今のところこれを直接探ることのできる資料をもたない。もし塚本がその後、危大な郡村誌を駆使して皇国地誌編纂の大業を完成していたならば、そこに当然彼の思想の変化は現われている筈である。繰り返しになるが、塚本の皇国地誌「上言」の時点における地誌の思想は、石田のいうように中国の方志思想であつたであろう。しかし、塚本は長崎伝習所の第1回卒業生であり、沼津兵学校の教官であり、「筆算訓蒙」の著者であつた。また明治5年の改暦の指導者であり、「三正総覧」の筆者である。当時においては、水準以上に西欧の近代科学の知識に明るい人物であつた筈である。さらに郡村誌のなかにも平部嶺南による「日向地誌」のような、行政に直接結びつく統計的情報を丹念に収録したものも進達されていた。塚本はこれを見ない筈はないであろう。⁽¹⁴⁾（「日向地誌」は明治17年7月、宮崎県に提出されている。平部は昌平黌において川田 剛と同門であつた）残念ながらこれには、塚本は18年2月死亡したため、皇国

地誌はついに郡村誌のまま未完成に終り、さらに郡村誌も焼失したために、われわれは塚本の編集した「皇国地誌」によって彼の思想の後半期における展開を知ることが、永久的にできなくなってしまったのである。残されている仕事は、後半生における塚本の公私生活に関する史料を発掘して、塚本の思想の推移を側面から追求する仕事である。

3. 調査対象

皇国地誌の調査対象の原型は、「日本地誌提要」の調査命令に見ることができる。この編集経験にもとづいて作成された、明治8年6月5日の「皇国地誌編輯例則」は、第1号村誌、第2号郡誌、第3号着手方法の3章からなる。「村誌は本誌全村の景状を知らんと欲す故に本例に照準し細密に之を記し遺漏なからんことを要す」とあり、調査項目とその調査内容が詳細にあげてある。以下、調査項目のみをあげる。

某国某村 枝村新田、疆域、幅員、管轄沿革、里程、地勢、地味、税地、飛地、字地、貢租、戸数、人数、牛馬、舟車、山、川、森林、原野、牧場、砦山、湖沼、道路、揭示物、提塘、港、出崎、島、暗礁、燈明台、滝、温泉、冷泉、公園、陸墓、社、寺、学校、町村会所、病院、電線、郵便所、製糸場、大工作場、古跡、名勝、物産、民業

このうち統計数字の記載を要求している項目は、税地、貢租、戸数、人数、牛馬、舟車、牧場、砦山、提塘、港、学校、病院、物産、民業、等の項目である。製糸場、大工作場についてはくわしい統計を要求していない。物産については「動物（質の美悪如何、出来高の多少何、某地に輸送す等の類）、植物（上に做え）、器用（上に做え）、飲食（上に做え）、其他製造物（上に做え）」、とあって調査内容の指定は甚はだ漠然としている。全体として当然のことであるが、歴史的事項に対する関心が強く、また自然誌的記述をも重視しており、社会経済事項は統計数字をあげることを指示しているがその調査内容についてはくわしい指定はない。ただし戸数については「明治8年1月1日の調を記すべし」という調査時期の指定がある。

第2章の郡誌の部の事項は村誌に比べ、若干の出入がある。編集方針については「本誌は全部の景状を知るを欲す故に本例に照準し一町村に関する小節目を略し務めて全部の大勢を瞭記するを要す但し一郡宛の図を製し一町一分尺の割を以て仕立村界を正し各村小名及社寺橋梁等漏さざる様記載すべし且方法を記し総て北を以て上となす（最小の郡は二三郡相合するも可なり）尤製図凡例後に相附す」とある。

村誌にあって郡誌にない項目は、森林、原野、牧場、砦山、湖沼、提塘、出崎、暗礁、滝、温泉、冷泉、公園、陸墓、町村会所、古跡、名勝であり、郡誌にあって村誌にない項目は、気候、風俗、郷荘、町村数、官用地、人物である。

この編集方針にもとづいて府県で作成された郡村誌の内容は、編集担当者によって相当の開きがあったのは当然であろう。しかしながら郡村誌の大部分が焼失した現在、その全ぼうをつかむことはできない。ここでは現在刊行されている「大日本国誌 安房」と稿本「武蔵国」を対照して掲げよう。

（ ）内は統計数字のある項目名である。この2史料の調査項目はほとんど同様であり、これを「編輯例則」と比較すると、むしろ郡誌で外された項目がかなり復活されていることが特徴的である。

建置
区域及幅員
名称
管轄
郡
首邑（戸数、人口）
名邑（戸数、人口）
地勢
気候
地種（官有地、民有地）
里程（安房郡北条町より各所に至る里程）
道路附橋梁（仮定県道、里道）

名山
牧場（牛馬頭数）

砦場（坪数、人夫、生産高）
岬角
島洲
暗礁
名川
溝渠
瀑布
湖沼（周囲、面積）
港湾

砦泉附瓦斯
戸数
口数

建置
区域及幅員
名称
管轄
郡村（面積）
名邑（人口、戸数）
地勢
気候
地種（官有地、民有地）
里程
道路（国道、県道、里道）
鉄道哩程（距離）
名山

原野（面積）
砦場（鉱石生産高）

名川
瀑布
湖沼（面積）
港湾
漁場（漁船、漁夫、漁獲高）
砦泉
戸数
口数（族籍別戸数、男女別年齢別人口）

民業
宗教
風俗
方言
郡役所
戸長役場
軍鎮
警察署
監獄署
裁判所
燈台
郵便
郵便局

貯金預所
諸会社
学校
病院附風土病

神社
寺院
古墳墓
旧跡
公園
名勝
牛馬（牝、牡、内種、外種）
舟車（西洋形船、日本形船、馬車、荷車、人力車）

物産（禾穀類、菜果類、魚貝類、海藻類、土石類、雜品）
貢租（定免、検見取、大縄場、山野、国税、地方税）

地方長官
地方次官
人物
流謫
災異
雜事

民業
宗教
風俗
方言
郡役所
戸長役場
軍鎮
警察署
監獄署
裁判所
燈台
郵便
郵便局

電信局
貯金預所
諸会社（資本金、生産高、従業員数）
学校（教員、生徒数）
病院（男女患者数）
風土病

神社（境内坪数、氏子数）
寺院（境内坪数）
古墳墓
旧跡
公園（坪数）
名勝
牛馬（総数、牝・牡別、内種・外種別牛馬数）
舟車（西洋形船、日本形船、牛車、馬車、荷車、人力車）

物産（禾穀類、菜果類、魚貝類、海藻類、雜品）
貢租（正保元年、元禄9年、元保5年、明治元年、同8年総石高。明治8年貢租内訳、明治17年国税、地方税）

地方長官
地方次官
人物

災異
雜事

以上のように17年の新編集方針によって新たに編集された国別地誌の調査項目は統計数値に関する情報はむしろ貧弱である。鉱業にしても鉱山別の詳細な数値はなく、なかには全く数値の記載のない鉱山も多い。海獲高にしても同様であり、民業については両者とも全く数値の記載なく、諸会社の数値も記載のないものが多い。これに反して名山、名川、瀑布、湖沼、等の自然に関する記述、神社、寺院、古墳墓、旧跡、公園、名勝、とくに地方長官、次官人物に関する記載に長大な頁をさいていることは、この時点で桜井によって編集された皇国地誌が以然として中国地志、徳川時代の地誌の延長線上にあることを示すものである。

明治22年に桜井が転任後、「武蔵国」以下の皇国地誌の稿本が刊行されなかった理由は、この程度の情報をすでに中央政府が必要としなかったことを雄弁に物語っているであろう。結局17年の新編集方針による編集も失敗に終わったといわなければならない。この当時の府県的情勢を知ることのできる史料としては、むしろ明治5年に皇国地誌と同時にスタートして17年に同じように中央による編集方針に改められた「府県史料」の方がすぐれている。この「府県史料」もまた修史館による稿本は未完に終わった。これも同様の理由にもとづくものである。

現在から見れば、統計資料としての皇国地誌の情動的価値は、大日本国誌よりもむしろたまたま地方に残存している郡村誌にある。ただしこれも編集者によってその内容に大差があることはいうまでもない。平部嶺南によって作成された「日向地誌」はそのピークをゆくものであろう。

4. 調査系列

「皇国地誌編輯例則」の第3号着手方法はつぎのとおりである。

「第一条 地方官適宜を以地誌事務を担任せしむる人員を撰定し其姓名を地理寮へ可申出事

第二条 關国一般可取調は勿論に候得共重大の事業一挙に成功難致且費額の程限も有之に付便宜に任せ一郡或は二郡づつ着手可及事

但精々督励致し一郡成稿の上は地理寮へ可差出事

第三条 調査方法は例則に照し实地に参し行文の雅俗に不拘質実明晰其要を得せしむべき事

第四条 地誌関渉の図書等採集の儀は遺漏なく旁求し書目を以て可届出事

但旧記等民間に存在する者々々散佚に帰し終に微古の助を欠に至る尤注意捜求すべき事

このうち第1条は担当員に関する規定であり、第2条から第3条は着手の順序および調査方法に関する規定である。第3条の規定は実地調査を実施するよう要求したものであって、皇国地誌がこれまでの地誌の編集から1歩前進していることを示すものである。これに対して第4条の但書は、歴史叙述を重視した規定であり、依然としてこれまでの地誌の伝統から脱却していないことをしめしている。

この第1条の規定によって府県では地誌編輯掛において地誌編集の準備にとりかかった。現在残存する府県の郡村誌の稿本、あるいはその復刻版を比較すると、担当者によって項目の重点のおき方にかなり相異があることがわかる。また編集方針も着手方法の第3条に重点をおくものと、第4条の歴史叙述に重点をおくものとがあった。

以上は府県における郡村誌編集の実情であるが、これらの郡村誌は明治10年前後から中央へ送付されてきた。ところが中央においても種々の不測の事態が発生し、また編集機関の所属は2転3転するという有様であり、さらに編集方針を貫くことはできなかったのであった。

明治6年5月、地誌課が内史に属し塚本は少内史に転じたが、「日本地誌提要」編纂の仕事が漸くはじまろうとしたとき、5月5日皇城の火事のため収集した地誌はすべて焼失した。塚本は全力をあげてその再収集につとめて、これに成功した。7年8月地誌課は内務省地理寮に併合され、塚本が課長となった。翌8年6月、皇国地誌を本格的に編集して地理寮へ差出すよう命令が出された。同年9月地誌課は塚本の建言によって再び修史局に復帰した。

しかし当時、太政官から府県史の編集命令も出ており、しかも費用は皇国地誌の費用を折半して使用するようになっていたから、府県ではこれを一本にして大体、史誌編輯掛という掛を設け、4名前後の掛員をおいたようである。しかもその担当者は旧藩時代の漢学者が多かったと思われる。¹⁵⁾しかし郡村誌の大部分を焼失した現在、その担当者の全貌を知ることは不可能である。明治8年11月12日太政官達第196号の「編輯例則」追補のなかに、「例則題目の外其地方に因り増加すべき条あらば伺を経るに不及記載すべし」とある。10年1月、修史局が縮小されて修史館となったが、この年の12月、塚本と川田は修史館を辞職した。川田によれば塚本と修史館総裁伊地知正治と意見の衝突があったためという。同月、内務省地理局に地誌課がおかれ、塚本は課長として川田とともに皇国地誌編纂事業を再開した。しかしそのときの状況は川田によれば、「固より経費なく、些少の俸給を受け省中の一室の隅に僑居す、是に於て地誌編纂の業一大頓挫を来し、僅に一線を支持するのみ」という有様であった。¹⁶⁾

明治11年に入って課員も増員され、いよいよ郡村誌を利用して編集が再開され、順調に進行すると思われたとたんに、17年の新編集方針に切り替えられたのであった。18年2月塚本は死亡し、その後、桜井局長は新方針により編集を再開したが、22年転任のため、ついに皇国地誌は2大中心人物を失って実質上中止されたのであった。

5. 根拠法

明治5年9月24日 太政官布告第288号(皇国地誌編集一切正院に管轄す 法令全書 明治5年)

明治5年9月25日 太政官布告第290号 諸省府県(正院に於て皇国地誌編集に付関係書目を差出さしむ 法令全書 明治5年)

明治6年3月24日 太政官番外(正院) 開拓使府県へ(地誌提要原稿に訂正例則を添へ開拓使府県をして訂正せしむ 法令全書 明治6年)

明治6年5月8日 太政官布告第149号 省使府県(地誌関係の書類焼失に付更に書目を進達せしむ 法令全書 明治6年)

明治7年4月25日 太政官達第56号 輪廓附 使府県(皇国地誌編輯費用使府県年額を定む 法令全書 明治7年)

明治7年11月10日 太政官達第147号 輪廓附 使府県(国史編修に付維新以来地方施治沿革等を叙記し正院歴史課へ進致せしむ 法令全書 明治7年)

明治8年6月5日 太政官達第97号 輪廓附 使府県(皇国地誌編輯例則併に着手方法を定む 法令全書 明治8年)

明治8年11月12日 太政官達第196号 輪廓附 使府県(皇国地誌編輯例則追補 法令全書 明治8年)

明治14年1月24日 内務省達乙第3号 輪廓附 府県(史誌編輯費元払報告書雛形に準じ調製申報せしむ 法令全書 明治14年)

明治14年7月19日 太政官達第63号 輪廓附 府県(府県経費の内属官俸給外五項の費額餘置翌年度の該費に充用せしむ 法令全書 明治14年)

明治17年5月1日 乾地第199号

明治18年7月24日 太政官達第41号 府県(明治十四年第六拾三号(府県経費の内属官俸給外五項費額殘餘処分)達十八年度限廃止 法令全書 明治18年)

注

(1) 「大日本人名辞書 東京経済雑誌社 明治25年 第2巻」所収 塚本明毅の項 p.1674。この上言は、恐らくこの塚本の項を執筆した作者が使用した「塚本の行状録」からとったものと思われる。

塚本明毅のこの上言が入れられ、翌10月、彼は正院の外史歴史課に課長として転任した。彼はその後明治18年に没するまで、終始一貫して皇国地誌の編集に情熱を傾けたのであったが、ついにその完成をみることなく死亡した。

皇国地誌の編纂者としての塚本を紹介したのは、石田龍次郎、永峰光名であった。明治5年の改暦の中心人物であり、「三正総覧」の著者であることもよく知られている。さらに明治初期の最高の数学書として、彼の「算算訓蒙 沼津兵学校 明治2年」を高く評価したのは小倉金之助である。

塚本については、このように彼の個々の業績について触れた文献はあるが、彼の生涯と業績の全貌をとらえたも

のではない。筆者も、明治前期統計書の収集、調査作業の一環として、皇国地誌の編纂者塚本に関心をもつものであるが、その調査はまだはじめられたばかりである。したがってここでは、塚本の孫にあたる信州大学の塚本学教授の援助によって知ることのできた資料、その他によって、ごく簡単に塚本の生涯と業績の一端を紹介するにとどめる。

塚本の伝記史料としては、塚本家の菩提寺に建てられた墓碑銘（明治28年、川田 剛撰文）と筆者が学氏からいただいた「塚本系譜」のコピーが、筆者の見ることのできた史料である。その他に「大野虎雄：参考文献⑦」に「一等教授 塚本恒甫（明毅）」があり、さらに「大日本人辞書」と「大人名事典」にそれぞれ、彼の小伝が収録されている。大野の小伝の巻末に「寧海塚本先生行状」という参考文献があり、これは「大日本人辞書」の小伝の末尾の「行状録」と恐らく同一の史料と思われる。「墓碑銘」によれば河田 熊の作成したものと考えられるが未見である。学氏によると、明毅の皇国地誌編纂その他に関する文書は、明毅の妹阿婉の夫、熊沢善庵の長女の夫であった幣原 坦の関係で、東大に寄贈されたようであるが、郡村誌と同様に関東大震災で焼失したのではないかとすることである。たゞしこの点は学氏も筆者も未だ確認していない。塚本と皇国地誌との関係については、河田 熊の文献が今のところ、根本史料である。

塚本は幕臣明義の長子として天保4年10月14日、下谷山下に生れた。幼名金太郎、後恒輔と改める。（これまですべての伝記には恒甫とあるが、「系譜」によると恒輔の方が正しいようである。）諱名は明毅、後、寧海また葵陵と号した。幼くして神童の名高く、13歳で田辺石庵に学び、嘉永3年昌平黌に入学して矢田堀景蔵、田辺太一（石庵の子）とともに三才子といわれたという。この頃加賀藩士吉田某について蘭学を学んでいるが、米艦が浦賀に來航した際感ずるところがあったためという。安政2年、矢田堀に従って長崎にくだり、海軍伝習所の第1期伝習生として、蘭人カッテンディーケから海軍術を学んだ。同4年帰府、翌5年幕府に出仕して、御軍艦操練教授手伝となった。その後数度の浮沈があったが、維新の際徳川氏に従って沼津に移り、沼津兵学校頭取、西周に請われて一等教授に就任した。西が新政府に召されて東京へ移ったため、後任として3年11月頭取になった。兵学校時代の著述「筆算訓蒙」は、当時における最高の西洋数学書であった。（小倉金之助：参考文献15 p.195～196）その後、4年に兵学校が兵部省に移管されたため、11月上京して新政府に出仕、兵部少丞に任ぜられ兵学校教授を兼任した。翌5年9月、太政官に出仕、権大外史に任ぜられた。塚本が皇国地誌編纂の上言を行なったのはこのときである。この提案が入れられ、正院に歴史課とともに地誌課が設けられ、彼はその課長となった。また統計課長も兼任した。したがって同じく駿府から上京して統計課に出仕した杉 亨二は、塚本の下僚だったわけである。

たまたま新政府は改暦を実施することとしたが、このとき塚本は地誌課長として、太陽暦に改暦の事業を担当した。このときの部下が内田五観である。太陽暦改暦については、実際にこの計算をしたのは塚本か内田か意見が分かれている（岡田芳郎：参考文献，16，p.317～341）。皇国地誌編集の経過については解題本文にゆずり、ここでは省略する。「系譜」の塚本に関する記述も「十年一月廿六日任一等編修官同十二月二十日辞罷」で終わっている。

皇国地誌時代の塚本は、一言でいえば前半生の好調に対して少なくとも公生活においては悲運につきまとわれたという感が強い。修史局時代は歴史編纂が主流であったため、地誌編纂は軽視されていたようである。伊地知総裁との衝突はその現れであろう。地理局に移ってから、桜井局長時代の地誌編纂事業はようやく軌道にのったようであるが、当時地理局は地方行政改革、地租改正の基礎作業である府県、郡町村の地方区画事業に全力をあげた時代であって、塚本は必ずしも地誌編纂事業に没頭することはできなかったと思われる。ようやく老大な郡村誌が収集され、いよいよ本格的に編集を開始する直前、明治17年の山県の稟議によって地誌編纂の方針は根本的に変更されてしまった。失望のうちに、彼は18年2月胃病のため亡くなった。

塚本は、川田によれば「先生状貌魁梧音吐如鏡平生嗜酒不修辺幅不修而学涉漢洋最精国史」とある。交友関係については川田 剛、榎本武揚、大槻如庵、巖谷一六、等と親交があったといわれる。著作は地理局における彼の編著のほか、「南朝世紀」、「足利世紀」、「列国世譜」、「泰西紀年」、「皇朝通曆」、「花押譜」、等歴史関係の著作が多い。また、大槻と白石社を組織し、新井白石全集の校訂刊行を企て第1巻藩翰譜の校訂作業を行ない、藩翰譜系図備考四巻を作成した。これらの著作によって塚本の思想を探る作業はつぎの課題としたい。

- (2) 「共武政表」については、「本書 下巻」第4章の16 共武政表の解題を参照。
- (3) 「正院 明治6年3月24日無号 今般地誌提要編輯相成候処専ら凶籍上に就て編纂有之実験に涉らざるに付事実相違遺脱の条件不少仍て原稿に訂正例則を添へ質問に及候条各庁に於て一々訂正を加へ不分明の条は其地の戸長等に諏詢し実地に照らし掛紙或は別冊に綴り明白可申出尤御用厳急に候間往還日数を除き五十日を限り取調可差出候事
但全誌取調の儀は追て指図可致此節は専ら原稿訂正の御用候条其段可相心得候事」
但書の「全誌取調の儀は追て指図可致……」とあるのは、皇国地誌の編集を指している。この訂正例則は後の皇国地誌編輯例則の原型であるが、石田龍次郎：参考文献，(7) p.14～16に再録されているので省略する。
- (4) 太政官第56号 明治7年4月25日
- (5) このときの事情について河田 熊はつぎのように述べている。「十二月急に修史館中の地誌事務を廃せらる。蓋明毅氏総裁伊地知正治氏と議合はざるに因ると云。因て明毅氏及予官を辞す」（河田 熊：参考文献，11，p.27）
- (6) 福井 保：参考文献(2) p.84
- (7) 河田 熊：参考文献(1) p.28
- (8) 柳田国男：参考文献(2) 柳田国男集 第20巻。p.76
- (9) 永峰光名：参考文献(3)。永峰は大震災当時、郡村誌の保管されていた帝国大学図書館に勤務し、「焼失の前日まで其の出納を承はってゐた」。

- ⑩ 佐渡国の皇国地誌を「佐渡叢書第三巻」として復刻した山本修之助は、郡村誌の焼失に関連してその書物の解題においてつぎのようにいっている。

「しかるに、日本地誌研究の権威芦田伊人翁から昭和三十二年九月十四日附の来信によると、以前には内務省の倉庫に保管せられてあったが、内務省の史誌編纂係が現今の東大史料編纂所となり、その郡村の地誌は大正十二年九月一日の関東大震災に東大図書館の三階で他の貴重図書と共に辛うじて罹災を免れた。其後私が三上参次博士の命を受けて其郡村誌を整理したことがあった。

といい、又

内務省から東大に引き継いだ郡村誌や地図類は、一時当時の帝大医学部の鉄門の長屋に格納してあったが、是も私が整理しその結果を復命した。

と、いわれている。

これによると、関東震災には罹災を免れたとある。」

山本は早速、史料編纂所に問い合わせたところ、皇国地誌は同所にはないという返事であった。（皇国地誌のリスト、31の文献の巻頭にある山本修之助の解題による。）

- ⑪ 石田龍次郎：参考文献(7) p.46～50
⑫ 「寧海、塚本先生墓碑銘」に「我仕幕府志武功今也時機既過報国唯有文章」とある。
⑬ 石田龍次郎：参考文献(7) p.37～44。石田は、皇国地誌の失敗の原因として、編集事業の推進者である塚本と桜井を失なったこと、行政官庁である内務省地理局の事業として行なわれたこと、編集の技術上の欠陥の3点とともに、「国家の統計事業の発達」をあげている。
⑭ 野口逸三郎：参考文献⑭
⑮ 石田龍次郎：参考文献(7) p31～32。
⑯ 河田 熊：参考文献⑪

参考文献

- (1) 浅沼徳久；菊地 卓：地誌編輯材料の成立とその内容「今市市史編さん専門委員会編：いまいち市史 今市 今市市役所 昭和49年」所収
(2) 福井 保：「府県史料」の解題と内容細目「北の丸——国立公文書館報——」2号（昭和49年）
(3) 芳賀 登：地方史の思想 日本放送出版協会 昭和47年（NHKブックス）
(4) 石田龍次郎：皇国地誌編纂始末——日本地理学史の一頁——「地学雑誌」52年614号（昭和15年）
(5) 石田龍次郎：皇国地誌のゆくえ「石田龍次郎：人文地理研究法入門 古今書院 昭和27年」所収
(6) 石田龍次郎：皇国地誌研究断想——風土記的地誌と教育的地誌から研究的地誌へ——「多摩文化」16・17合併号（昭和40年）
(7) 石田龍次郎：皇国地誌の編纂——その経緯と思想——「一橋大学研究年報 社会学研究」8号（昭和41年）
(8) 石田龍次郎：日本における地誌の伝統とその思想的背景「地理学評論」39巻6号（昭和41年）
(9) 磯部博平：静岡県における「皇国地誌」について「駿河」28/29号（昭和51年）
⑩ 河田 熊：日本地誌源委を論ず「東京地学協会報告」第2巻（明治13年）
⑪ 河田 熊：大日本地名辞書の前に書す「吉田東伍：大日本地名辞書 汎論 索引 富山房 明治40年」所収
⑫ 川田 剛：寧海塚本先生墓碑銘 明治28年
⑬ 永峰光名：『郡村誌』復興「図書館雑誌」35巻11号（昭和16年）
⑭ 野口逸三郎：解題「日向地誌刊行会編：日向地誌 復刻版 熊本 青潮社 昭和51年」所収
⑮ 小倉金之助：近代日本の数学——小倉金之助著作集 2——勁草書房 昭和48年
⑯ 岡田芳郎：日本の暦 木耳社 昭和47年
⑰ 大野虎雄：沼津兵学校と其人材 著者刊 昭和14年
⑱ 白浜兵三：日本地誌提要と府県物産表「千葉県史編纂審議会編：千葉県史料 近代篇 明治初期二 千葉 千葉県 昭和44年」所収
⑲ 高木利太：家蔵日本地誌目録 兵庫県武庫郡本山村 著者刊 昭和2年（非売品）
⑳ 山口静子：内務省地理局と大日本国誌——明治政府の地誌編纂事業とその遺産——（1976. 12. 23 史料編纂所における報告要旨）
㉑ 柳田国男：地名考説「民族」1巻4号（大正15年）「柳田国男：地名の研究 古今書院 昭和11年」および「定本柳田国男集 第20巻 筑摩書房 昭和37年」に再録

4 地理局年報 内務省地理寮～内務省地理局 編 明治9年～14年

- (1) 地理寮第一回年報 〔内務省〕地理寮 編 明治9年〔巻頭〕 (写)① (セ・マ)②
 (2) 地理局第貳回年報 〔内務省〕地理局 編 明治10年〔巻頭〕 (写)② (セ・マ)③
 (3) 地理局第三回年報 〔内務省〕地理局 編 明治11年〔巻頭〕 26 p. (セ・マ)④
 (4) 地理局第五回年報 〔内務省〕地理局 編 明治13年〔巻頭〕 54 p.⑤ (内) (セ・マ)
 (5) 地理局第六回年報 〔内務省〕地理局 編 明治14年〔巻頭〕 55 p.⑥ (内) (セ・マ)

所 蔵 注 記

- ④ 原本は東京大学経済学部図書室に所蔵されている。
 ⑤ 原本は東京大学経済学部図書室に所蔵されている。
 ⑥ 原本は法務省図書館に所蔵されている。
 ⑦ 法務省図書館にも所蔵されている。
 ⑧ 法務省図書館にも所蔵されている。

書 誌 注 記

- ① 内務省の野紙を使用している。最終原稿と推定されるが、刊本は現在の調査段階では発見されなかった。巻頭に地理頭杉浦 譲より内務卿大久保利通宛の申進書あり。
 ② 内務省の野紙を使用している。刊本は現在の調査段階では発見されなかった。最終原稿と推定。

統計内容注記

(1) 地理寮第一回年報

調査対象年 明治8年度

内容細目

沿革の概略 土地に関する法例の変正 地所名称 官
 省用地及土地買上 学校用地及伝習所病院 社寺 地
 所弘下 河海溝渠及借料 開墾地潰地用悪水路等 検
 地 土地の变革〔以上記事〕
 村市の分合及改称新称：〔記事〕
 第1号〔村市分合表〕（表頭 合併＜旧村数，新村数＞
 ，改称村数，新称村数，分割＜旧村数，新村数＞；
 表側 府県別）
 土地官用：〔記事〕
 第2号〔本周年間に於て還付なりたる官用土地〕（表
 頭 箇所，反別，坪数，需用斤；表側 府県別）
 第3号〔本周年間に於て返付なりたる官用土地〕（表
 頭 箇所，反別，地坪，需用斤；表側 府県別）
 第4号〔公用の爲め買上たる土地及其代価等〕（表頭
 反別，地坪，代価；表側 府県別）
 公園及名所旧跡墓地の撰定：〔記事〕
 第5号〔本周年間に於て公園及名所旧跡墓地等に撰定
 したる箇所反別〕（表頭 公園・名所旧跡・等＜箇所，
 反別，地坪＞；表側 府県別）
 第6号〔火葬場の箇所反別〕（表頭 火葬場＜箇所，
 反別＞；表側 府県別）
 民有地の増減：〔記事〕
 第7号〔本周年間民有地の増の部〕（表頭 反別，坪，
 代価；表側 府県別）
 第8号〔無代下付したる土地反別〕（表頭 反別，地
 坪；表側 府県別）
 第9号〔減の部 土地となりたる土地反別〕（同前表）
 熟地反別の増減：〔記事〕
 第10号〔本周年間に於ける熟地反別〕（同前表）
 第11号〔本周年間に於ける潰地反別〕（同前表）
 寄附の土地：〔記事〕
 第12号〔本周年人民より神社へ寄附なりたる土地反別
 〕（表頭 旧奈良，長野；表側 反別）
 第13号〔学校へ寄附なりたる土地反別〕（表頭 府県

別；表側 反別，地坪）

病院の敷地：〔記事〕

第14号〔本周年間に於て官有地の病院敷地になりたる
 反別〕（同前表）

官地の貸渡：〔記事〕

第15号〔本周年貸渡たる官地〕（表頭 反別，坪数，
 借地料；表側 府県別）

第16号〔返付なりたる官地〕（表頭 反別，地坪；表
 側 府県別）

第17号〔外国人へ貸渡したる土地〕（表頭 地坪，借
 地料；表側 府県別）

社寺境内外の釐正：〔記事〕

第18号〔本周年釐正によって社寺境内と定まりたる土
 地〕（表頭 反別，地坪；表側 府県別）

第19号〔本周年釐正によって社寺境外と定まりたる土
 地〕（同前表）

第20号〔本周年釐正によって民有社寺の境内と定まり
 たる土地〕（同前表）

量地及地籍の概要〔記事〕

地籍編纂：〔記事〕

第21号 明治8年宮城県地籍一覽表（表頭 陸前国，
 磐城国，全管；表側 地籍：官有地1種＜国幣中社，
 県社，等＞，官有地2種＜陸軍省，工部省，等＞等，
 官有地合計，民有地1種・民有地2種＜田，畑，等＞
 等，民有地合計，官民所有未定地＜山，林，等＞，官
 民所有未定地合計）

量地の功程：〔記事〕

第22号〔測量経費〕（表頭 旅費，外国人全上，等；
 表側 金額＜從明治8年5月至6月，從8年7月至9
 年6月＞）

第23号 〔西京に於ける三角測量経費〕（三角測 7
 年8月始業8年11月卒業 併測 9年1月始業6月5
 分3卒業）別表（表頭 諸備費，旅費，等；表側
 7年8月より8年6月まで，8年7月より全11月まで
 9年1月より全6月まで）

第24号〔兵庫神戸の地方に於ける三角測量経費〕（表
 頭 諸雇給，旅費，等；表側 金額＜從9年2月至全
 6月＞）

第25号〔新潟に於ける三角測量経費〕（表頭 同前表；表側 金額＜従9年4月至全6月＞）

第26号〔長崎に於ける三角測量経費〕（同前表）

第27号〔横浜に於ける三角測量経費〕（表頭 同前表；表側 金額＜従7年12月至8年6月，従8年7月至同12月＞）

第28号〔大阪に於ける三角測量経費〕（表頭 同前表；表側 金額＜従7年4月至8年6月，従8年7月至9年6月＞）

第29号〔東京に於ける三角測量経費〕（表頭 雑費，宮繕，等；表側 金額＜7年11月より8年6月まで，8年7月より全12月まで，等＞）

第30号〔馬入川以西の第2試験底線測量地測量経費〕（表頭 諸雇給，旅費，等；表側 金額＜従9年3月至全6月＞）

森林の保護：〔記事〕

第31号〔本周年間に於て官用の為め伐採せし木数〕（表頭 木数，代価；表側 府県別）

第32号〔民用の為め払下たる木数〕（同前表）

第33号〔民用の為め払下たる竹数〕（表頭 竹数，代価；表側 府県別）

第34号〔本周年間の焼木〕（表頭 箇所，反別，木数；表側 府県別）

第35号〔本周年間に各県に於て置たる官林監守人の数及其給料等〕（表頭 人員，給料；表側 府県別）

第36号〔本周年間に於て苗木植付及其仕立場に撰定したる箇所反別〕（表頭 苗木植付箇所，反別，等；表側 府県別）

第37号〔本周年間に於ける植栽せし苗木の数蒔付たる樹実の数等〕（表頭 苗木数，代価，等；表側 府県別）

土石の検査：〔記事〕

第38号〔功程及検査の府県採取の土石品類の数編製書冊旅費等〕（表頭 土石種数，編纂小冊数，等；表側 府県別）

第39号〔本周年に於て土石借区を許認したる反別〕（表頭 種数，反別，土石料；表側 府県別）

第40号〔本周年に於て官民両用の為め払下たる土石〕（表頭 土数，代価，等；表側 府県別）

官員の増減：〔記事〕

第41号 本周年官員増減比較表（表頭 奏任＜4等，5等，等＞，判任＜8等，権大属，等＞，等，總計，比較＜増，減＞；表側 本周年，前周年）

事務の繁閑：〔記事〕

第42号 本周年回議文書件数増減比較表（表頭 正院の命令に係るもの＜決裁，指令，等＞，卿輔の決判を乞ひしもの＜決判，指令，等＞等，總計，比較＜増，減＞；表側 前半年＜7～12月＞，後半年＜1～6月＞）

出納の比較：〔記事〕

第43号 本周年諸収入増減比較表（表頭 本周年，前周年；表側 土地払代，立損木払代，等，總計，内取消高，差引現高，前年比較＜増＞）

第44号 本周年諸経費表（表頭 定額常費＜給与＜官員月給，等外月給，等＞，庁中費＜需用費，運送費，等＞等＞，合計，額外費＜給与＜諸雇給，恩賞＞，庁中費＜需用費，運送費，等＞等＞，合計，總計，比較＜増，減＞；表側 本周年，前周年）

2) 地理局第貳回年報

調査対象年 明治9年度

内容細目

沿革の概略〔記事〕

事目記列の位置〔記事〕

国郡村市経界釐正及分合の事：〔記事〕

村市分合改称新設表（表頭 府県別，合計，前周年合計，比較＜増，減＞；表側 合併・分割＜旧村数，新村数＞改称，新設）

地籍編纂の事：〔記事〕

岐阜県管内美濃国地籍表（表頭 官有地第1種＜神地＜山陵，国幣社，等＞＞，官有地第2種＜官用地＜県＞＞等，合計，民有地第1種＜宅地，田，等＞，民有地第2種＜神地＜郷社，村社＞，埋葬地，等＞，合計，官民未定，總計，国界未定；表側 筆数，方積，等）
山形県管内羽前国置賜郡之内地籍表（表頭 官有地第1種＜神地＜県社，郷社，等＞＞，官有地第2種＜官用地＜工部省，県＞＞等，合計，民有地第1種＜宅地，田，等＞民有地第2種＜村社，墓地，等＞；表側 筆数，反別，等）

皇宮地の事：〔記事〕

皇宮地撰定反別（東京府，京都府）

官用地の事：〔記事〕

官用地に定りたる反別表（表頭 府県別，合計，前周年總計，比較＜増，減＞；表側 反別）

官用地不用返付表（表頭 府県別；表側 反別）

御陵墓地の事〔記事〕

官民有地増減の事：〔記事〕

買土地反別表（表頭 府県別，合計，前周年總計，比較＜増，減＞；表側 反別 代価）

献納地表（表頭 府県別；表側 反別）

上地なりたる反別表（表頭 代地を要せざる部＜滋賀，岡山，等＞，合計，代地を要する部＜長野＞；表側 反別）

官有地実測増歩反別（長崎県，宮城県，等） 民有墓地土地反別（東京府）

官民未定地の官地と定りたる表（表頭 府県別；表側 反別）

払下地所表（表頭 府県別，合計，前周年總計，比較＜増，減＞；表側 反別，地価）

無代不渡地表（表頭 同前表；表側 反別）

官地実測減歩反別（宮城県，愛知県，等）

上地取消反別（愛知県，茨城県）

払下地取消表（表頭 府県別；表側 反別，代価）

無代下渡地取消表（表頭 府県別；表側 反別）

水面埋立地反別表（同前表）

官民有未定地の民有地と定りたる表（同前表）

民地実測増歩表（同前表）

民有地実測減歩表（同前表）

地種併所用変換の事：〔記事〕

地種併所用変換表 官地の部（表頭 授業場に定めたる土地，同場不用地返付，等，通計，取消返付実測減等合計；表側 反別）

地種併所用変換表 民地の部（表頭 堤敷に定む，溜池敷に定む，等，通計，取消合計；表側 反別）

学校敷地の事：〔記事〕

公立学校地表（表頭 府県別；表側 反別）

公立学校地返付表（同前表）

官立学校敷地撰定表（同前表）

官立学校敷地返付表（同前表）

病院敷地の事：〔記事〕

官立病院敷地に定めたる反別（神奈川県，千葉県，等）

民立病院敷地に定めたる反別（宮城県，秋田県）

官立病院敷地不用返付反別（秋田県，高知県，等）

鉄道敷地の事：〔記事〕

鉄道線路に定めたる反別（大阪府）

同関係地に定めたる反別（京都府）

同附属地に定めたる反別（東京府）

名所旧蹟の事：〔記事〕

名所旧跡に定りたる反別表（表頭 府県別；表側 反別）

公園地の事：〔記事〕

公園地選定併返付取消実測減歩表（表頭 選定の部＜東京，埼玉，等，合計，前周年総計，比較＜増，減＞＞，返付の部＜東京，広島，等＞，取消及実測減歩の部＜長崎，岩手＞；表側 反別）

外国人居留地の事：〔記事〕

外国人居留地貸渡表（表頭 東京，大阪，等；表側 地坪，借地料）

社寺境内外齋正の事：〔記事〕

官有社寺境内に定りたる反別表（表頭 府県別，合計，前周年総計，比較＜増，減＞；表側 反別）

官有社寺境外に定りたる反別表（同前表）

民有社寺境内に定りたる反別表（同前表）

社寺上地反別表（表頭 府県別；表側 反別）

官有寺境内取消反別（旧三藩県）

民有社寺堂宇境外と定りたる反別表（表頭 府県別；表側 反別）

官地貸渡の事：〔記事〕

内国人民へ官地貸渡表（表頭 府県別，合計，前周年総計，比較＜増，減＞；表側 反別，地料）

内国人民より貸渡地返付表（表頭 府県別；表側 反別）

外国人へ官地貸渡反別（東京府，神奈川県）

外国人より貸渡地返付反別（長崎県）

諸官庁へ官地貸渡反別（愛知県，長崎県）

量地功程の事：〔記事〕

長崎測量経費表（表頭 諸雇給，被服費，等；表側 金員）

新潟測量経費表（同前表）

関八州測量経費表（同前表）

兵庫測量経費表（表頭 諸雇給，諸賄料，等；表側 金員）

西京測量経費表（同前表）

神奈川外国人遊歩規程測量経費表（表頭 諸雇給，被服費，等；表側 金員）

東京測量経費表（表頭 諸雇給，雑費，等；表側 金員）

国界測量経費表（表頭 諸雇給，内国旅費，等；表側 金員）

入会塚場測量経費表（同前表）

石点位置変換経費表（同前表）

氣象観測の事〔記事〕

官林の事：〔記事〕

官用の為伐採木数表（表頭 府県別，合計，前周年総計，比較＜増，減＞；表側 木数，代価，需用庁）

民用の為払下木竹表（表頭 同前表；表側 木数，代価，竹数，代価）

官林看守人表（表頭 府県別；表側 人員，給料）

官林焼失箇所木竹表（表頭 同前々表；表側 箇所，反別，木数，代価）

官林調査表（表頭 府県別，合計，官林調査旅費総計，同経費総計；表側 官林箇所数，官林帳簿数）

苗木植付表（表頭 同前々表；表側 植付箇所，反別，等）

樹実蒔付表（表頭 同前表；表側 蒔付箇所，反別，等）
木曾谷手入伐木員数其外経費及売上見込予算（木種，木数，経費，売上見込高，等）

岐阜県下美濃国可児郡錦織綱場反別（反別）

愛知県下熱田駅白鳥貯木所（反別，貯木種，貯木数）

青森県下陸奥国津軽郡内真部村官山字石川沢伐採木数代価併に経費差引計算（桧木数，代価，経費）

人民へ無代下渡木竹表（表頭 府県別；表側 木数，竹数）

民有の木竹買上の数（木数，代価，竹数，代価）

官林盗伐木竹追徴金表（表頭 木の部・竹の部＜府県別＞；表側 本数，追徴金員）

本年度前に払下たる木竹取消表（表頭 同前表；表側 本数，代価）

土石検査の事：〔記事〕

土石検査表（表頭 府県別；表側 土石品種の数，編纂小書冊数，旅費，雑費）

官用の為め払下たる土石（表頭 岡山県；表側 石数，代価，需用庁）

民用の為め払下土石表（表頭 府県別；表側 土数，代価，石数，代価）

土石借区表（表頭 府県別，合計，前周年総計，比較＜増，減＞；表側 種類，反別，土石料）

内国勸業博覧会出品の事：〔記事〕

内国勸業博覧会出品目録表（石の部＜石名，種数＞，土の部＜土名，種数＞，木竹の部＜樹竹名，員数＞）

官員の増減：〔記事〕

官員増減比較一覧表（表頭 奏任＜4等，5等，等＞，判任＜8等，9等，等＞等，総計，比較＜増，減＞

表側 本周年，前周年）

事務の繁閑：〔記事〕

回議文書件数増減比較表（表頭 正院の命正に係るもの＜決裁，指令，等＞，卿輔の決判を乞しもの＜決判，指令，等＞等，総計，比較減；表側 本周年・前周年＜7～6月＞）

出納の比較：〔記事〕

明治9年7月より10年6月に至諸収入増減比較表（表頭 本周年，前周年；表側 土地払代，立損木払代，等，総計，内取消高，差引現高，前年比較＜増，減＞）
明治從9年7月至10年6月諸経費増減比較表（表頭 定額常費＜俸給＜奏任月給，判任月給，等＞，給与＜諸雇給，官林監守給，等＞等＞，合計，額外費＜外国人諸費＞，総計，比較＜増，減＞；表側 本周年，前周年）

年報進呈副稟〔記事〕

(3) 地理局第三回年報

調査対象年 明治10年度

内容細目

沿革〔記事〕

測量：〔記事〕

明治9・10両年氣象比較表（表頭 風＜各方位観測之数＜無風，北々西，等＞＞，天氣＜日数＜強風，曇，等＞＞等；表側 9～10年，差）

地籍〔記事〕

国郡村市沿革表〔表頭 国界釐正, 郡界釐正, 等; 表側 本周年, 前周年比較〕

地種増減表〔表頭 官有地第1種, 同第2種, 等, 計, 民有地第1種, 同第2種, 計, 官民有未定地; 表側 増, 減, 本周年差引, 前周年比較〕

地目増減表〔表頭 田, 畑, 等; 表側 増, 減, 差引〕

地質〔記事〕

地誌〔記事〕

山林〔記事〕

10年度官林調査表〔調査国名<1林区《武蔵14郡, 安房4郡, 等》, 2林区《磐城3郡, 陸前13郡》等>, 調査等級反別<1等林, 2等林, 等>〕

官林官木官地貨渡払下等増減〔記事〕

官有財産増減表〔表頭 官林反別, 官林樹木数, 等; 表側 増, 減, 本周年差引, 前周年比較〕

諸収入〔記事〕

官林官地及各種収入合計表〔表頭 官林賃貸, 官林払下, 等, 小計, 官地賃貸, 官地払下, 等, 合計, 米豆を金に換へ合計したる数; 表側 料<金, 米, 大豆>, 前周年比較〕

定額常費の増減〔記事〕

定額常費増減比較表〔表頭 俸給<奏任月給, 判任月給, 等>, 給与<諸雇給, 官林監守給, 等>等, 合計, 額外常費<吊祭料>, 額外費<外国旅費>等; 表側 金額, 前周年比較〕

官員の増減〔記事〕

官員増減表〔表頭 奏任<4等, 5等, 等>, 御用掛<准奏任>等; 表側 本周年, 前周年比較〕

事務の繁閑〔記事〕

公文増減表〔從10年7月至11年6月〕〔表頭 太政官の命令に係る者<決裁, 指令, 等>, 卿輔の決判を乞しもの<決判, 指令, 等>等; 表側 本周年, 前周年比較〕

4) 地理局第五回年報

調査対象年 明治12年度

内容細目

沿革〔記事〕

測量〔記事〕

国界里程表〔表頭 国別; 表側 接壤, 沿海, 等〕

甲表 明治12年長崎広島和歌山東京函館札幌留萌気象月計比較表〔表頭 晴雨計<平均, 毎日平均中之最高, 等>, 寒暖計<平均, 最高之極, 等>等; 表側 1~12月<長崎, 広島, 等>〕

乙表 明治12年毎3ヶ月気象平均比較表〔表頭 晴雨計・寒暖計・等<自1月至3月, 自4月至6月, 等>; 表側 長崎, 広島, 等〕

丙表 明治12年全1年気象平均比較表〔表頭 同前々表; 表側 同前表〕

東京自9年至13年毎月気象5年間比較表〔表頭 晴雨計・平均空氣之溫度・等<9~13年, 5ヶ年>; 表側 1~12月, 1ヶ年〕

本邦東京長崎及觀測表交換諸国気象比較表〔表頭 測候所: アルチャングル・セントピータースブルク・等<国名>; 表側 緯度, 經度, 等, 晴雨計, 本所空氣溫度, 等, 年度〕

地籍編制〔記事〕

島根県地籍表 甲〔表頭 官有地第1種<御火葬地, 皇女御墓地, 等>, 官有地第2種<電信分局地, 裁判

所有地, 等>等; 表側 筆数, 方積〕

島根県地籍表 乙〔表頭 民有地第1種<田, 畑, 等>, 民有地第2種<村社地, 墳墓地, 等, 合計, 官民有未定地, 国郡村界未定地; 表側 同前表〕

国郡村市の変換〔記事〕

国郡村市変換表〔表頭 府県別, 合計, 前年比較; 表側 国界釐正, 郡界釐正, 等〕

地誌〔記事〕

地誌進達表〔表頭 府県別; 表側 郡誌, 村誌〕

土地所用変換〔記事〕

土地所有変換表〔表頭 官有地<第1~第4種>, 民有地<第1~第2種>, 官民未定地; 表側 本年度分<増, 減, 本年度差引高>, 前年度差引高〕

土地所用変換〔記事〕

明治12年度土地増減表〔表頭 皇宮地<皇宮地, 皇族賜邸地>, 御陵墓地<御陵墓地>, 等, 宅地<居住地物置場>, 耕地<田, 畑, 等>等; 表側 増, 減, 本年度差引高, 前年度差引高〕

官地賃貸〔記事〕

官地賃貸表〔表頭 耕地, 宅地, 等; 表側 本年度<増, 減, 差引>, 前年度差引高〕

官地無賃貸〔記事〕

官地無賃貸表〔同前表〕

官地外国人賃貸〔記事〕

官地外国人無賃貸〔記事〕

官地外国人賃貸表〔表頭 賃貸・無賃貸<府県別>; 表側 増, 減, 本年度差引高, 前年度差引高〕

土石借区〔記事〕

土石借区表〔表頭 土, 築石, 等; 表側 本年度<増, 減, 差引>, 前年度差引高〕

官地払下〔記事〕

官地払下表〔表頭 耕地, 塩田, 等; 表側 同前表〕

官地収入〔記事〕

官地収入表〔表頭 官地賃貸料, 外国人官地賃貸料, 等; 表側 本年度, 前年度, 比較〕

定額常費の増減〔記事〕

定額常費〔表頭 俸給<奏任月給, 判任月給, 等>, 給与<諸雇給, 満年賜金, 等>等; 表側 本年度〕

官員の増減〔記事〕

官員表〔表頭 奏任<4等, 5等, 等>, 准奏任<御用掛>等; 表側 本年度, 前年度, 両年度比較〕

事務の繁閑〔記事〕

公文表〔太政官の命令に係るもの<決裁, 指令, 等>卿輔の決判を乞しもの<決判, 指令, 等>等〕

(5) 地理局第六回年報

調査対象年 明治13年度

内容細目

沿革〔記事〕

測量〔記事〕

經緯度測量表〔京都・大阪・長崎<西經・北緯>度, 分, 秒>>〕

甲表 明治13年長崎広島和歌山東京函館札幌留萌気象月計比較表〔同前年明治12年同表〕

乙表 明治13年毎3ヶ月気象平均比較表〔同前年明治12年同表〕

丙表 明治13年全1年気象平均比較表〔同前年明治12年同表〕

本邦東京長崎及觀測表交換諸国気象比較表〔同前年同表〕

地籍編制〔記事〕
 国郡区町村区域の変更：〔記事〕
 国郡区町村区域変更表（同前年同表）
 国郡区町村名称の変更：〔記事〕
 国郡区町村名称変更表（表頭 府県別；表側 町村改称＜合併の為、名称煩しき為＞）
 地誌：〔記事〕
 地誌進達表（同前年同表）
 土地所有の変更：〔記事〕
 土地所有変更表（同前年同表）
 土地所用の変更：〔記事〕
 明治13年度土地増減表（同前年同表）
 官地賃貸：〔記事〕
 官地賃貸表（同前年同表）
 官地無賃貸：〔記事〕
 官地無賃貸表（同前年同表）
 堤塘使用：〔記事〕
 堤塘仕用表（表頭 堤塘；表側 本年度＜増、減、差引＞）
 官地外国人賃貸〔記事〕
 官地外国人無賃貸：〔記事〕

官地外国人賃貸表（同前年同表）
 土石借区：〔記事〕
 土石借区表（同前年同表）
 土石試堀表（表頭 硯石；表側 本年度＜増、減、差引＞）
 官地私下：〔記事〕
 官地私下表（同前年同表）
 官地収入：〔記事〕
 官地収入表（同前年同表）
 定額常費の増減：〔記事〕
 定額常費（表頭 俸給＜書記官俸給、属官俸給、等＞、雑給＜旅費、満年賜金、等＞等；表側 金額、前年比較）
 官員の増減：〔記事〕
 官員表（表頭 奏任＜5等、6等、等＞、准奏任＜御用掛＞等；表側 本年度、前年度、比較）
 事務の繁閑：〔記事〕
 公文表（表頭 太政官の命令に係るもの＜決裁、指令、等＞、卿輔の決判を乞ひしもの＜決判、指令、等＞等；表側 本年度、前年比較）

解題

1～2. 沿革 調査目的

「地理局年報」は地理局の所管業務の概要と関係諸統計表を収録した同局の業務年報である。明治7年1月開設した内務省は、大久保利通をリーダーとして殖産興業政策、地租改正事業推進の中枢の官省であった。その広範な分野にわたる所管事項の全業務の概要を収録した600頁以上の「内務省第一回年報」は明治9年に刊行されたが、この「第一回年報」と同時に地理寮、勸業寮、駅通寮などの各局が局自身の年報を刊行している。「内務省第一回年報」はこれらの別に刊行された各年報をほとんどそっくり収録したものである。「内務省年報」については「本書 下巻」の第2章を参照されたい。

「地理寮第一回年報」は、このようにして明治9年に「内務省第一回年報」の直前に発行された。同様にして「地理局第二回年報」は「内務省第二回年報」の刊行された明治10年に刊行され、これもほとんど原型のまま「内務省第二回年報」に収録されている。

しかし明治11年5月、大久保内務卿の暗殺をきっかけとして、内務省は大きな転機を迎えることとなった。この点については第6章の3に詳説したので省略するが、要するに殖産興業政策の破綻がきっかけとなって、内務省は経済政策の中枢官省としての位置を農商務省に奪われたのである。同時に地租改正事業も一応終了し、これ以後内務省は内政の中枢官庁として地方行政業務に専念することとなった。このような情勢を反映して、地理局の活動は地方区画業務を中心として運営されることとなった。このことは第3回以降の「地理局年報」の極端な縮小と、第6章の3に列挙した地方区画業務関係の大量の出版物の刊行によく反映している。

「地理局年報」は明治13年度を対象とした第6回で廃刊された。

3. 調査対象

「地理局年報」のカバーする調査対象年次は明治8年度から明治13年度までの6年分である。この時代の地理局は杉浦 讀および桜井 勉局長時代であり、大久保内務卿のリーダーシップの下にもっとも華々しい活躍を開始した時代であった。地理局の業務は概要4つに分かれる。第1は地方行政改革の基盤整備作業である府県区域の画定、郡町村の区域画定、廃合、等の地方区画業務である。第2は全国地籍調査、官民有区分事業、土地所有の変換、官用地、土地測量、地質、鉱物調査、山林行政等の地租改正事業の基盤整備作業である。第3は気象観測業務であり、第4は地誌編集業務である。「地理局年報」は、以上のような地理局所管業務の概要を、統計数値によって押えることのできる貴重な資料といわなければならない。

ただし、この年報によって詳細な情報をとることのできるの、第2回の明治9年度までであって、第3回以後は極端に情報量が減少することは、沿革の項で述べたとおりである。以下、簡単に各年報について解題しよう。

(1) 地理寮第一回年報

「第一回年報」は明治8年度の地理寮の所管業務の概要を報告したものであって、当時の地理頭であった杉浦 讀から大久保内務卿に進達された。ただし、この刊本を発見することができなかったため、ここでは東大経済学部図書室所蔵の最終原稿と思われる稿本によった。はじめに地理寮の沿革があり、つぎに地理寮所管業務について順にその概要が述べられている。沿革の項に「八年六月本寮と地租改正局との事務権限の分界を定め官民有未定地の所有を判定するものは改正局の主管とし官民有確定地の所有を変換するものは本寮の主管とす」とあり、8年度以降は地理寮の土地行政は土地の所有の変換を主管することとなった。

収録統計表は44表である。この「第一回年報」は、同年に刊行された「内務省第一回年報」にそのまま再録されている。「内務省第一回年報」は「本書 下巻」に収録したが、ここでは重複をいわず統計内容を掲載した。以下、主要

な統計表はつぎのとおりである。

土地行政関係

村市の分合、官用土地、公園・各所旧跡・墓地等の公共用地の選定、民有地増減、焚地・潰地反別、官有地貸渡、境内外区域等の統計表が第1号から第20号までに収録されている。

量地及地籍の概要

地籍編纂は地種名称の区別の判定資料を作成する目的で、明治7年から開始されることとなっていたが、地租改正の事業に事務の大半をとられ、本年度は宮城県のみ完成した。第21号「明治8年宮城県地籍一覽表」はその成果である。土地測量については関東八州（一等三角測量）、東京・大阪・京都・横浜・兵庫・神戸・長崎・新潟（三等三角測量）の経費統計表が第22～第30号に収録されている。

森林の保護

内務省は官林の保護育成に力を注いだ。12年5月、山林局が地理局から独立するまで山林行政は地理寮（地理局）山林課の主管であった。山林局の「山林局第一回年報」は12年に刊行され、明治9年度以降の山林行政関係の統計を収録している。明治8年度を対象としたこの統計表が、山林統計についてのわが国における最初の公式発表数値である。収録統計表は7表である。

土石の検査

第38～40号は土石検査旅費、土石借区、私下土数・石数の統計表を収録している。

(2) 地理局第三回年報

「第二回年報」は明治9年度の地理局の所管業務の報告書である。この「第二回年報」も刊本を発見することができなかった。この「第一回年報」と同じく、東大経済学部図書室所蔵の最終原稿と思われる稿本によった。明治10年1月、地理寮は地理局に昇格し、地籍、山林、量地、計算、文書の5課が設けられた。この「第二回年報」の収録統計表も「本書 下巻」の「内務省第二回年報」に収録されている。ただし「地理局第二回年報」中の最後の「内国勸業博覧会出品目録表」は削除され、官員の増減、事務の繁閑、出納の比較に関する統計表は、「内務省第二回年報」の最後の全省を一括して編集した統計表に吸収されている。以下、主要統計表はつぎのとおりである。

国郡村市経界釐正及分会の事

「村市分合改称新設表」1表を収録している。

地籍編纂の事

岐阜県管内美濃国と山形県管内羽前国置賜郡の地籍表の2表を収録している。

官用地の事

「官用地に定たる反別表」以下1表を収録している。

官有地増減の事

「買上地反別表」以下15表を収録している。

地種並所用変換の事

「地種並所用変換表」以下1表を収録している。

学校・病院・鉄道の敷地、名称旧蹟・公園地、外国人居留地

「公立学校地表」以下13表を収録している。

社寺境内外釐正の事

「官有社寺境内に定りたる反別表」以下4表を収録している。

官地貸渡の事

「内国人民へ官地貸渡表」以下3表を収録している。

量地功程の事

土地測量統計は前年度に引き続き実施された長崎、新潟、関八州、兵庫、西京、東京、等の測量経費表9表を収録している。

官林の事

「官用の為伐採木数表」以下10表の統計表のほか、「木曾谷手入伐木員数其外経費及売上見込予算」等の書上げ4表を収録。この9年度の山林統計表も「山林局第一回年報」には9年度は独立して収録されていない。

土石検査の事

「土石検査表」、「官用の為め私下たる土石表」、「民用の為め私下土石表」、「土石借区表」の4表を収録している。

(3) 地理局第三回年報

「第三回年報」は明治10年度を対象とする。沿革に述べたように、大久保の暗殺をきっかけにして「内務卿第三回年報」は著しく内容を縮小して、各局の報告は局発行の年報にゆずる形式となったが、局の年報自身もまた第一回、第二回に比較して大幅に縮小されて、この「地理局第三回年報」も26頁の小冊子である。収録統計表も事務予算関係を除き測量、地籍、山林関係の統計表8表を収録するに過ぎない。

「地理局第四回年報」

明治11年度を対象とした「第四回年報」は、現在のところ発見することができなかった。また「内務卿第四回年報」は刊行されているが「第三回年報」と同様に甚はだ簡単であり、地理局事務についても記事のみである。したがって明治11年度については、地理局業務関係の統計数値をえることはできない。

(4) 地理局第五回年報

「第五回年報」は明治12年度を対象として刊行されたが、56頁の小冊子である。「内務卿第五回年報」には、地理局事務は記事のみで統計表は収録されていない。収録統計表は、「第三回年報」と同じく事務関係を除き測量、地籍編制、

地誌、土地所用変換、官地貸渡・同払下、土石借区、官地収入関係の統計表16表である。

(5) 地理局第六回年報

「第六回年報」は明治13年度を対象として刊行されたが「第五回年報」と同じく55頁の小冊子である。収録統計表は事務関係を除き測量、地籍編成、土地所有の変更、土地所用の変更、官地賃貸・無賃貸、堤塘使用、土石借区、官地払下、収入の関係統計表18表である。

以上で「地理局年報」は終刊となったが、明治14年度以降の地理局の業務については、明治16年に刊行された「内務省統計書 上巻」がこれを収録している。同書の地理局関係統計表は、「本書 下巻」の第2章「2 内務省統計書 上巻」(p.32)を参照されたい。

4. 調査系列

「地理局年報」に収録された統計表は、地理局各課で作成された統計表を年報編集担当部局が編集したものである。地理局における統計事務に関する規定をひらってみると、明治7年から16年までにつきのようなものがある。

明治7年1月9日の「地理寮職制」において、第11条に「本寮一切の事務毎件之を収録して毎月毎三月毎一年と之を区分し其事務の部類を分て詳明なる実務の考課状及計表を作り之を卿に呈す」とあるが、地理寮の事務は当時経界課、森林課、本課の3課制であって、独立の統計事務を所管する課は設けられていない。恐らく各課において統計事務を処理したのであろう。7年8月の地理寮分課では地籍、地誌、量地、山林、会計、諸務の6課及び文書掛に分かれたが、同じく統計事務の処理については規定はない。

9年1月29日の「地理寮職制及事務章程」では地籍、量地、山林、会計、諸務、文書の6課制となり、下款の第45条に「寮中一切の事務各部類を分ち月報年報を製する事」とあるが、統計事務担当の課は分らない。

明治10年1月13日に地理局各課は地籍、山林、量地、計算、文書の5課に改められたが、この計算課が恐らく地理局における統計事務を所管したのであろう。16年2月28日の「各課処務順序」によれば、統計事務に関する規定は地籍課の簿記部に、「全国の地籍土地の広袤計数及び議案部にて調理せる者を簿記し日表年報等を調整す 参考となるべき数量に係る編料を編纂す」とあり、また、計算課の検算部に「局中金穀に関する諸回議其他計数に渉る事件の正算を掌り及官有物払下代貸渡料等の価格可否を監査す」とあり、同じ計算課の庶務部に「各課主管外の事務を調理し及び日表年報等を蒐集編纂す」とある。これによってみると、統計事務は地籍課、計算課に集中しているものと思われる。

以上のように地理局における統計事務を専管する課は、10年以降は計算課が主として担当したものと思われる。地理局における作成統計表の様式については、明治14年太政官に統計院ができるとともに、統計年鑑を作成するために各省の統計様式の統一が検討された。これによって14年11月、統計院から「統計材料別冊記載之通至急入用に付各其例言様式に準じ御調整来る十二月二十日限御差出相成度此段及御照会候也」という照会が内務省に通達されている。したがって14年には、内務省関係の統計表の様式は統計院で作成されたのである。

明治15年に内務省に統計課ができて永井久一郎が課長に就任したが、永井は同時に統計院勤務を兼任したので、内務省統計表の様式の統一は永井の指導によって行なわれたものであろう。最終的に完成されたのは、17年6月9日「内務統計材料様式目録」である。

書 誌 注 記

① 解題で述べたように、第2巻は現在の調査段階では発見されていない。

統計内容注記

調査対象年 明治8～11年

内容細目

大日本周囲里面積表(表頭 地名別;表側 属島の数,本地周囲里程,本地面積,等)
 府県国郡町村数表(表頭 府県別<国別>;表側 郡,町,村)
 5歳7道郡町村数表(表頭 5歳7道別<国別>;表側 郡,町,村)
 府県使藩田畑宅地表(表頭 府県使藩別;表側 田,畑,宅地)
 山形岐阜岡山宮城4県地籍概表(表頭 府県別<国別><地目:宅地,田,等>;表側 官有面積,民有面積,官民所属未定面積)
 林区表(1林区～6林区<国名>)
 官林箇所表(表頭 第1～第5林区<第1～第3級,未定>;表側 1～3等,禁伐,員外)
 官林反別表(同前表)

官林木数表(表頭 第1～第5林区・第1林区より第5林区迄総計<木種:松,唐松,等>;表側 目通:小々,小,中,大)

官有地貨渡表:明治11年6月官地貨渡現在高(表頭 田,畑,等;表側 賃貸反別,料額,無賃貸反別)
 開港場開市場外国人賃地表(表頭 使府県別<居留地,居留地外>,表側 賃貸坪数,無賃貸坪数,賃貸料<金,米>)

〔明治8年気候表〕(表頭 空氣の温度<最低の極・最高の極>日,温度>,平均<平均,最低,最高>,等>,平均圧力<午後9時30分,午後3時30分,等>,等;表側 明治8年<1～12月>)

〔明治9年気候表〕(表頭 湿氣の平均・水気張力の平均・等<午後9時30分,午後3時30分,等>,平均<無氣中日温,日温,等>,等;表側 明治9年<1～12月,平均>)

〔明治10年気候表〕(表頭 同前表;表側 明治10年<1～12月,平均>)

解題

巻首に,「地理局要とは何ぞや本局所管の要件を掲ぐるなり其之を編する者は何ぞや局員の閲覧に便するなり其両巻に分つ者は何ぞや編校遅速を生ぜしを以てなり頃者第一巻成を告ぐ由て数語を巻首に記す 明治十一年十月 地理局」とあるように,この書物は地理局員の執務参考資料として地理局所管の重要統計を収録したものである。

また編集の都合上,2巻に分けて刊行するとあり,この第1巻の目次には第2巻の目次も掲げてある。しかし現在の調査段階ではこの第2巻を発見することができなかった。また「地理局要」の後年の刊本も発見することができなかった。この統計書は1回限りでその後は刊行されなかったものと思われる。

収録統計表は統計内容注記に詳しいが,ここではそのうち「山形岐阜岡山宮城四県地籍概表」の注のみを紹介しておこう。(その他の統計表には注記はない。) 山形県は羽前3郡の統計数値,岐阜県は美濃国のみ,岡山県は備前国のみ,宮城県は磐城3郡と陸前9郡のみを掲載している。何れも「地理局雑報」第5号に掲載した数値を,その後,明治11年に上申された資料にもとづいて改訂したものである。

最後に第2巻の目次(掲載統計表)のみを掲載しておこう。大日本土地統計一覧表,大日本府県使藩国郡町村表,大日本府県使藩毎戸配当田畑宅地表,大日本府県使藩毎口配当田畑宅地表,大日本東京明治八年以来気象比較表。

書誌注記

① 書名は目次首による。例言に「地理局長桜井勉の命を奉し 地理局員 新井秀徳誌」とある。

統計内容注記

調査対象年 明治7年～12年

内容細目

- 第1 広袤及寒暖表(正院地誌課7年12月～11年10月調「地誌提要」に拠る)(表頭 国別;表側 廣袤里数<東西,南北>,沿海里数,暑極,寒極)
 第2 国郡管轄表(地理局11年12月調)(表頭 使府藩県別;表側 国<全,分>,郡,区,町,村)
 第3 使府藩県田畑宅地表(地理局11年調「雑報」に拠る)(表頭 同前表;表側 田,畑,宅地)
 第4 地価地稅表(租稅局10年調)(表頭 同前表;表側 地価,地稅,証印稅)
 第5 官林箇所表(地理局11年7月調)(表頭 国別;表側 1～3等,禁伐,員外)
 第6 官林段別表(地理局11年7月調)(同前表) 国別;表側 1等～3等,禁伐,員外)
 第7 官林木数表(表1～表6)(地理局11年7月調)(表頭 国別;表側 木種:松,唐松,等68品目)
 第8 10年度民費課出表(内務省庶務局調)(表頭 使府藩県別;表側 諸費,地租改正費,前年比較増,同減)
 第9 道路表(土木局7～8年調「道路工費調査録」に拠る)(表頭 使府県別;表側 1～3等)
 第10 名邑表(正院地誌課7年12月～10年11月調「地誌提要」に拠る)(表頭 国別;表側 千人以上～1万人以上〔千人刻み〕)
 第11 河川表(正院地誌課7年12月～11年10月調「地誌提要」に拠る)(表頭 国別;表側 長1里以上～10里以上)
 第12 湖沼表(正院地誌課7年12月～11年10月調「地誌提要」に拠る)(表頭 国別;表側 湖沼<周1里以上～周5里以上>)
 第13 島嶼表(正院地誌課7年12月～11年10月調「地誌提要」に拠る)(表頭 国別;表側 周1里以上～周10里以上)
 第14 港灣表(正院地誌課7年12月～11年10月調「地誌提要」に拠る)(表頭 国別;表側 長瀾3町以上,5町以上～10町以上,15町以上,1里以上,2里以上)
 第15 開港市場及外国人貨地表(地理局12年1月調)(表頭 使府県別;表側 開港市場<港,市>,居留地坪数,居留地外坪数,賃貨料<米または金>)
 第16 戸数表(戸籍寮9年1月調「戸籍明細録」に拠る)(表頭 使府藩県別;表側 皇族,華族・士族・平民<有禄・無禄<男,女>>,僧尼)
 第17 人員表(戸籍局9年1月調「戸籍明細録」に拠る)(表頭 同前表;表側 皇族・華族・士族・平民<男,女>)
 第18 職分表(戸籍局9年1月調「戸籍明細録」に拠る)(表頭 同前表;表側 官員・神官・等<男,女>)

- 第19 府県官員表(12年5月調)(表頭 使府県別;表側 知事・令令,大書記官,等)
 第20 人口及生死一覽表(戸籍局11年10月調)(表頭 使府藩県別;表側 人員・出生・死亡<男,女>)
 第21 10年死亡人員疾病区分表(衛生局11年調)(表頭 同前表;表側 熱性病・呼吸器病・等<男,女>)
 第22 7年家禄變更表(調査局7年12月調)(表頭 使府県別;表側 新に賜,復旧,等)
 第23 7年賞典禄變更表(調査局7年12月調)(同前表)
 第24 警察署及警察官吏人員表(警視局11年9月調)(表頭 使府藩県別;表側 警察本署,同分署,警視,警部,巡查)
 第25 民事訴訟件数表(司法省12年5月調)(表頭 庁名別:東京,横浜,等;表側 総数,前年より越高,等)
 第26 勸解件数表(司法省12年5月調)(表頭 同前表;表側 9年12月より越高,他庁より請取,等)
 第27 犯罪人員表(司法省12年5月調)(表頭 庁名:東京上等級裁判所,大阪上等級裁判所,等;表側 全員,贖罪収贖,等)
 第28 軍鎮表(陸軍省12年5月調)(表頭 使府県別;表側 軍管<本管,分管>,常備兵卒・第1後備兵卒・第2後備兵卒<歩,騎,等>)
 第29 海軍省艦船表(海軍省12年4月調)(表頭 艦船名号:扶桑艦,龍驤艦,等;表側 原名,等級,全身垂線間長,等)
 第30 明治8年費数表(文部省8年調「第3回年報」に拠る)(表頭 使府県別;表側 師範学校<官立,公立>,専門学校<官立,私立>,外国語学校<官立,公立,私立>,中学校・小学校<公立,私立>)
 第31 学校生徒人員表〔但し,目次のみで本文には,この表は掲載されていない〕
 第32 明治10年学齡及就学人員表(文部省調)(表頭 第1大学区<東京,神奈川,等>,第2大学区<愛知,浜松,等>等;表側 学齡人員,就学・公学校生徒・私学校生徒<男,女>)
 第33 明治10年府県病院員数表(衛生局11年5月調)(表頭 使府藩県別;表側 本院・支院<官立,公立,私立>,本院・支院<公立,私立>)
 第34 10年度神社現数表(社寺局11年9月調「第3回年報」に拠る)(表頭 国別;表側 神宮,官幣大社,等) 府県社以下神社表(表頭 使府藩県別;表側 府県社,郷社,村社,無格社)
 第35 10年度寺院現数表(社寺局11年9月調「第3回年報」に拠る)(表頭 国別;表側 天台,真言,等)
 第36 銀行表(大蔵省銀行課「銀行雑誌」に拠る)(表頭 国別;表側 資本金:5～10万円,12～15万円,

等)

第37 10年度郵便表(郵便局12年4月調) その1 郵便線路(陸地, 海上) その2 郵便船数(汽船, 風帆, 倉庫船) その3 (表頭 使府県別; 表側 本局及官立局<分局>, 2~5等局, 等)

第38 民有船舶表(租税局12年4月調) (表頭 使府県別; 表側 蒸気, 風帆, 等)

第39 鉄道表(鉄道局11年10月調) (表頭 使府藩県別; 表側 線路, 里程, 停車場の数, 乗客数, 同収入金額)

第40 10年度電信表(電信局調) (表頭 国別; 表側 局数, 通数, 料金) 全国電信局数里程表(12年3月調) (表頭 区名: 中央区<東京府下分局線, 全各庁線, 等>, 南線<第1区~第9区>, 北線<第1区~第6区>, 北海道線; 表側 局数, 路離, 線条延長)

第41 燈台及諸標表(灯台局12年1月調「諸標便覧」による) (表頭 国別; 表側 灯台<1等~5等, 無等>, 燈船, 浮標, 礁標, 私築<燈台, 浮標>)

第42 明治10年官行鉱山出産表(鉱山局12年1月調)

(表頭 使府藩県別; 表側 金, 銀, 銅, 鉄, 鉛, 石炭)

第43 従明治6年12月至同7年12月民行鉱山景況表 (表頭 鉱種: 金, 銀, 等38品目; 表側 量目, 代価, 等) 従明治8年1月至同年12月民行鉱山景況表(同前表) 従明治9年1月至同年12月民行鉱山景況表(同前表) 従明治10年1月至同年12月民行鉱山景況表(同前表) 従明治6年12月至同10年12月民行鉱山景況表(以上民行鉱山景況表は, すべて鉱山局12年1月調)(同前表)

第44 普通農産表 (その1~その2) (勸農局11年10月調「9年全国農産表」に拠る) (表頭 国別; 表側 米・糯米・等14品目<産出高, 価>)

第45 明治9年特有農産表 (その1~その6) (勸農局11年10月調「9年全国農産表」に拠る) (表頭 国別; 表側 実綿・麻・等56品目<出産高, 価>)

第46 牛馬羊豚表(勸農局調) (表頭 国別; 表側 馬<内種・洋種<牝, 牡>>, 牛<内種・洋種・等<牝, 牡>>, 羊・豚<内種・洋種<牝, 牡>>>)

解題

つぎの「7 地方要覧」の解題を見よ。

統計内容注記

調査対象年 明治13年

内容細目

第1 土地

沿海周廻里程表(「地勢提要」に拠る)(表頭 国別<島名>;表側 周廻里数)

湖沼周廻里程表(「地勢提要」に拠る)(表頭 国別<名称:箱根芦湖,大池,等>;表側 周廻里数)

島嶼表(「地勢提要」に拠る)(表頭 国別;表側 島嶼数)

5歳7道面積表(本局測量課調)(表頭 国別;表側 方里)

経緯度表(「地勢提要」に拠る)(表頭 国別<地名>;表側 北緯,東西経)

皇宮地及皇族賜邸地坪表(本局地籍課13年11月調)(表頭 府県別;表側 皇宮地坪,皇族賜邸地坪)

公園地表(同上)(表頭 府県別;表側 箇所,地坪)

官有宅地表(同上)(表頭 府県別;表側 反別)

官有耕地表(同上)(表頭 府県別;表側 反別)

官用地表(本局地籍課14年3月調)(表頭 府県別;表側 院省使別)

外国人居留地坪表(本局地籍課調)(表頭 使府県別<居留地・居留地外<賃貸地,無賃貸地,等>;表側 11~12年度,比較<増,減>)

鉱泉表(衛生局10年調)(表頭 府県別,合計,前年員数,前年比較<増,減>;表側 温・冷<試験既済,試験未済>)

民有地反別表(本局地籍課13年6月調)(表頭 府県別;表側 田・畑・等<反別>)

民有地価表(同上)(表頭 府県別;表側 田・畑・等<地価>)

陵墓表(宮内省13年調に拠る)(表頭 国別;表側 陵,火葬所,等)

湖沼表(「地誌提要」に拠る)(表頭 国別;表側 湖・沼<周1里以上~同10里以上>)

気象月計比較表の1(本局測量課11年7月~12月調)(表頭 晴雨計<平均<長崎,東京,函館>,毎日平均中の最高・毎日平均中の最低<度・日(長崎,東京,函館)>,較差<長崎,東京,函館>,寒暖計<平均<長崎,東京,函館>,最高の極・最低の極<度・日(長崎,東京,函館)>,較差<長崎,東京,函館>>;表側 7~12月,後半年)

気象月計比較表の2(本局測量課12年調)(表頭 同前表〔但し地区別細目の長崎,東京,函館が長崎,広島,和歌山,東京,函館,札幌,留萌になる〕;表側 1~12月)

第2 1 国行政上の区分

郡区長村表(本局地籍課12年12月調)(表頭 府県別;表側 区,郡,町,村)

第3 人民

戸数表(本省戸籍局12年調)(表頭 府県別;表側 皇族,華族,士族,平民)

人口表(同上)(表頭 府県別;表側 皇族・華族・

等<戸主,家族>)

数年間人口比較表(本省戸籍局調)(表頭 国別;表側 5年<人員>,6~9年<人員,前年比較>,12年<人員,9年比較,5年比較>)

人口1万以上市街婚姻出産表(衛生局13年1月~6月調)(表頭 府県別;表側 結婚,離婚,結婚百に付離婚,正産,流産,正産百に付流産,公生,私生,公正百に付私生)

病死人員表(衛生局10年調)(表頭 府県別<男,女>,合計,死亡百分各病比例;表側 熱性病,呼吸器病,等,人口千分比例)

非命死傷表(警視局11年7月~12年6月の年報による)(表頭 府県別;表側 天災にて死せし人・自ら死せし人・等<男,女>)

原籍不明死亡人員及埋葬費表(戸籍局11年7月~12年6月調)(表頭 府県別,通計,前年比較<増,減>;表側 病死・倒死・等<男,女,費金>)

出生死亡比較表(同上)(表頭 使府県別;表側 出生・死亡・出生死亡の増<男,女>)

棄児表(同上)(表頭 府県別;表側 前年越高・新棄収養・新棄死亡・現在人員<男,女>)

数年間戸籍區別表(戸籍局調)(表頭 社寺本籍寄留戸数區別<社数,寺数,戸数,寄留戸数>,族類區別皇族・華族・等<男,女>>等;表側 5~9年)

官員表(大蔵省報告課11年調,同年12月31日現員)(表頭 官省府県別;表側 勅任,奏任,等,合計,人員前年比較<増,減>,月給,月給前年比較<増,減>)勅任官族籍表(太政官14年2月,陸軍省14年4月調)(表頭 府県別;表側 1~3等・司法官<皇族,華族,士族,平民>)

奏任官族籍表(同上)(表頭 府県別;表側 4~7等・司法官・海陸武官8等以下<皇族,華族,士族,平民>)

府県會議員表(庶務局13年調)(表頭 府県別;表側 議員,被選挙権を有する者,撰挙権を有する者,人口,人口百人中撰挙権を有する者の割合)

外国公使館駐劄官員表(外務省書記課調)(表頭 11~13年<特命全權公使1等年俸,特命全權公使2等年俸,等>;表側 英,米,等)

外国領事館駐劄官員表(同上)(表頭 11~13年<英国倫敦,米國桑港,等>;表側 総領事,領事,等)

海外旅券附与及返納表(同上)(表頭 附与・返納<英,米,等<男,女>>;表側 11~12年<公用,留学,等>)

日本在留外国外交官及家族表(外務省書記課14年8月調)(表頭 特命全權公使,代理公使兼総領事,等;表側 大不列顛,米利堅合衆国,等)

各港在留外国人員表(外務省書記課調)(表頭 東京府<12~14年<戸数,男,女>>,神奈川縣<9~12年<戸数,男,女>>,等;表側 英,米,等)

官雇外国人員表(外務省14年8月調)(表頭 外務省・内務省・等・開拓使・京都府・等<役名:顧問,教授,等>;表側 英・米・等<人員,月給>)

私雇外国人員表 その1(同上)(表頭 東京・京都・等<役名:製鉄所器械師,事務取扱,等>;表側 英吉利西・米利堅・等<人員,月給>)

私雇外国人員表 その2(同上)(表頭 三菱会社<船長,機関監督,等>;表側 英・米・等<人員,月給>)

第4 所有地

農民耕地比較表(勸農局11年調)(表頭 国別;表側 農男,農女,反別,1人反別割合)

人口耕地比較表(戸籍局12~13年調)(表頭 国別;表側 人口,男,女,反別,田,畑,毎1人配当反別の数)

農民田畑比較表(勸農局12年調)(表頭 府県別;表側 毎1人配当耕地反別,内訳<田,畑>)

第5 農事

普通農産表の1(勸農局11年調)(表頭 国別;表側 米・糯米・大麦・小麦<反別,数量,単位の相場平均>)

普通農産表の2(同上)(表頭 国別;表側 裸麦・粟・黍・稗<反別,数量,単位の相場平均>)

普通農産表の3(同上)(表頭 国別;大豆・蕎麦・蜀黍・玉蜀黍<反別,数量,単位の相場平均>)

普通農産表の4(同上)(表頭 国別;表側 甘薯・馬鈴薯<反別,数量,単位の相場平均>)

普通農産4年比較表(勸農局調)(表頭 穀類:粳米,糯米,等14品目;表側 出額<7~10年>,4年平均<出額,単位の価>)

特有農産表の1(勸農局11年調)(表頭 国別;表側 実綿・麻・繭・生糸・蚕種紙・藍葉<斤,価>)

特有農産表の2(同上)(表頭 国別;表側 製茶・甘蔗・楮皮・漆汁・葉煙草・菜種<斤,価>)

特有農産表の3(同上)(表頭 国別;紅茶・雁皮・三椏・生蠶・紅花奉書紙<斤,価>)

特有農産表の4(同上)(表頭 国別;表側 美濃紙・羊紙・人參・椎茸・蘭・蜂蜜<斤,価>)

特有農産表の5(同上)(表頭 国別;表側 食塩・乾鮑・乾蝦・乾魚・鰯・鱈<斤,価>)

特有農産表の6(同上)(表頭 国別;表側 海参・鯉節・石花菜・乾鱈・海苔・柿実<斤,価>)

特有農産表の7(同上)(表頭 国別;表側 蜜柑・葡萄・杞柳・阿片<斤,価>)

米穀豊歉表(大蔵省常平局11年調)(表頭 国別,幾内平均,東海道平均,等;表側 分割)

小屋掛農具料夫食糧種代救済表(勸農局11年7月~12年6月調)(表頭 府県別,合計,前年比較<増,減>;表側 小屋掛料,農具料,夫食糧種代資本貸与<事由,金額>)

3府3港屠牛表(「10年勸農局年報」による)(表頭 東京,京都,大阪,神奈川,長崎,新潟;表側 1年,1月,1日)

農夫賃銭表(勸農局13年調)(表頭 府県別<季節:5~11月に至る,12~4月に至る,等>;表側 上農日給・中農日給・下農日給<男,女>,年給)

牛馬表(勸農局12年調)(表頭 国別;表側 牛<牝<力,食,乳>,牡<力,食>,産,減耗<売,屠,斃>>,馬<牝・牡<乗,力>,産,減耗<売,斃>>>)

動物貸収分焼死頭数表(勸農局11年7月~12年6月の年報に拠る)(表頭 使府県別<牝,牡>;表側 新貸与・規則に依り上納更に貸与・等<牛,馬,羊>)

拾人繰以上器械製絲所表(勸農局11年7月~12年6月の年報による)(表頭 使府県別<国別>;表側 製絲所,繰鍋10人取以上,等)

製茶繭絲共進会出品褒賞人員表(共進会12年の報告による)(表頭 使府県別;表側 製茶・生糸・繭<1~4等賞>)

綿糖共進会出品褒賞人員表(同上)(表頭 府県別,合計<人員,金額>;表側 綿・砂糖<1等賞百円~7等賞3円>)

綿糖産額表(共進会11年の報告による)(表頭 国別;表側 繰綿,砂糖)

農事報告及通信委員表(勸農局11年7月~12年6月の年報に拠る)(表頭 府県別,合計,前年比較<増>;表側 臨時報,月報,年報,通信委員<府県,管内>)

第6 森林及畝圃

官林箇所表(本省山林局13年7月調)(表頭 府県別;表側 1~3等,禁伐,員外,風致,林位未定)

官林反別表(同上)(同前表)

鳥獸獵免状表(勸農局11年7月~12年6月調)(表頭 府県別,合計,前年比較<増,減>;表側 職獵<免状,税金,人員<士族,平民>>,遊獵<免状,税金,人員<皇族,華族,士族,平民,外国人>>>)

第7 鉱山

鉱山産出表(工部省鉱山局調)(表頭 官行<金,銀,銅,鉛,銑,石炭,コーク>,民行<金,銀,等43種別>;表側 11~12年度,11~12年度増)

第8 製造

内国製磁器素焼分析表(農商務省地質課調)(表頭 府県別<地名別>;表側 硅酸,礬土,等,耐熱比較数)

内国製陶器素焼分析表(同上)(表頭 府県別<地名別>;表側 硅酸,礬土,等,水分)

第9 貨幣

天保元年以来金銀貨幣相庭昂低表(大蔵省商務局調)(表頭 天保元年~明治12年;表側 時々通用の金1両を新金貨に換算す,時々通用の銀百目を当時の金貨に換算す,等)

第10 商売

各米商会所表(大蔵省常平局11年年報による)(表頭 会所明細<開業年月,資本金,等>,売買取引石数<売買総高,現場仕切高,等>,計算<税金,純益金,等>;表側 東京兜町,東京蛸殻町,等)

海關輸出入物品元価及収税12年比較表(大蔵省関税局元年~12年調)(表頭 元価<輸出<有税品,無税品,再輸入品>,輸入<有税品,無税品,再輸出品>>,収税<輸出税,輸入税,諸收入>;表側 1~7年,8年上半季,9~12年度)

酒類釀造併税金額表(大蔵省租税局11年調)(表頭 府県別;表側 清酒石数,税額,等)

酒類受売営業人員併税金表(大蔵省租税局年報による)(表頭 府県別;表側 10~11年<卸売,小売>,比較増減<卸売・小売<増,減>>>)

海關輸出入元価及税金表(大蔵省関税局12年7月~13年6月調)(表頭 輸出・輸入<有税品<元価,税金,等>,無税品<元価,再輸入品元価,等>>,再輸出・再輸入<有税品・無税品<元価>>>;表側 横浜,神戸,大坂,長崎,函館,新潟)

海關輸出入物品分類国分表(大蔵省商務局12年調)(表頭 外国名別;表側 輸出<蚕糸類,茶,等6品目>,

輸入＜木綿類，毛製諸品，砂糖類，鉄銅錫鉛類，石炭油，米＞）

海関輸出入貨幣及金銀地金表（大蔵省関税局12年7月～13年6月調）（表頭 輸出＜日本貨幣＜金貨・銀貨・等（数量，価格）＞，外国貨幣＜紙幣・洋銀・等（数量，価格）＞＞，輸入＜外国貨幣＜洋銀・支那金塊・等（数量，価格）＞，日本貨幣＜金貨・銀貨・等（数量，価格）＞＞；表側 同前々表）

海関輸出入金銀貨幣及地金4年比較表（同上）（表頭 輸出品＜金貨，銀貨，等＞，輸入品＜洋銀，諸貨幣，等；表側 数量・価格＜9～12年＞）

海関輸出入金銀銅貨及地金銀比較表（大蔵省商務局14年3月調）（表頭 5～7年，8年上半季，8～12年度；表側 輸出，輸入）

海関輸出入金銀銅貨及地金銀差引過出額追加表（同上）（表頭 同前表；表側 過出額）

海関輸出入貨幣及金銀地金国分表（大蔵省関税局12年7月～13年6月調）（表頭 輸出＜日本貨幣＜金貨・式銖金・等（数量，価格）＞，外国貨幣＜英金貨・仏金貨・等（数量，価格）＞＞，輸入＜日本貨幣＜金貨・銀貨・等（数量，価格）＞，外国貨幣＜洋銀・銀塊・等（数量，価格）＞＞，輸出入比較＜出・入＜増＞＞；表側 大不列顛，合衆国，東印度及暹羅，支那，魯西亞）

海関輸出入最要品4年比較表（同上）（表頭 輸出品＜乾鮑，樟腦，等26品目＞，輸入品＜ブランケット，帆布綿，等44品目＞；表側 数量・元価＜9～12年度＞）

海関輸出入物品価格比較及出入額分頭比例表（大蔵省商務局調）（表頭 元年～7年，8年上半季，8～12年；表側 輸出入金額，輸入金額，比較増・分頭比例＜輸出，輸入＞）

海関輸出品産別比較表（同上）（表頭 12年度・元年より11年度に至る11ヶ年平均＜元物陸抗水産，加工物陸抗水産，製産，雜品＞；表側 植物，動物，等＞）

海関輸入物品産別比較表（同上）（同前表）

海関出入船舶表（大蔵省関税局12年7月～13年6月調）（表頭 外国出入船舶・内国出入船舶＜日本蒸氣・大不列顛蒸氣・等＜船数，噸数＞＞；表側 入港・出港＜横浜，神戸，大阪，長崎，函館，新潟＞）

海関外国出入船舶積荷元価表（同上）（表頭 輸入・輸出＜日本蒸，大不列顛蒸，等＞，再輸入＜日本蒸，大不列顛蒸，仏蘭西蒸，日耳曼，合衆国＞，再輸出＜日本蒸，大不列顛蒸，等＞；表側 同前表）

海関輸出入総額国分表（同上）（表頭 輸出国分＜有税品・無税品＜元価，再輸入品元価，等＞＞，輸入国分＜有税品・無税品＜元価，再輸出品元価，等＞＞，再輸出国分・再輸入国分＜有税品・無税品＜元価＞＞，輸出入国分比較・再輸出入国分比較・仕向港及仕出港国分比較＜輸出品元価，輸入品元価＞；表側 大不列顛，仏蘭西，等）

海関輸出入元価表（同上）第1表 輸出（表頭 内国産有税品＜内国商，外国商＞，内国産無税品＜内国商，外国商，船用品＞，再輸入品；表側 元価）第2表 輸入（表頭 外国産有税品・外国産無税品＜内国商，外国商＞，再輸出品輸入超過；表側 元価）

海関輸出入税金合計表（同上）（輸出税，輸入税，倉敷料，出入港手数料，雜）

第11 運漕

鉄道表（工部省鉄道局12年調）（表頭 東京，神奈川，京都，大阪，兵庫，滋賀；表側 線路我里，里程英里，停車場数，乗客員数，全収入金額）

郵便為換及貯金預表（駅通局13年調）（表頭 府県別；表側 為替＜取扱所，振出証書，振出金高＞，貯金預＜預所の数，預け人員，預り金高＞）

郵便局数表（同上13年の年報による）（表頭 府県別；表側 1等～5等局，無等局）

電信局数線路及収入経営費比較表（大蔵省商務局調）（表頭 2～7年，8年上半季，8～11年度；表側 線路延長，局数，等）

難波船表（駅通局12年7月～13年6月調）（表頭 使府県別；表側 皆破・破損・漂流＜汽船，帆船，日本形＞）

難波船噸石區別表（同上）（表頭 使府県別；表側 汽船・帆船＜2百噸以上，百噸以上，百噸以下＞，日本形＜5百石以上，百石以上，百石以下＞）

船数表の1（大蔵省租税局11年調）（表頭 使府県別；表側 汽船＜50噸未満，50噸以上，百噸以上から千2百噸以上まで百噸きざみ，千4百噸以上千5百噸以下＞，帆船＜50噸未満，50噸以上，百噸以上から5百噸以上まで百噸きざみ，千百噸以上千2百噸以下＞）

船数表の2（同上）（表頭 使府県別；表側 日本形50石未満＜3間～12間以上，13間以上14間以下＞）

船数表の3（同上）（表頭 使府県別；表側 日本形50石以上＜50石以上，百石以上から千2百石以上まで百石きざみ，2千百石以上2千2百石以下＞）

免税船数表（同上）（表頭 府県別；表側 田船，水害備船，等）

第12 銀行及貸附上の設置

国立銀行表（大蔵省銀行局6年7月～13年6月調）（表頭 使府県別＜所在地及番号＞；表側 開業免状下付年月日，開業日，創立・現今＜資本金，発行紙幣＞，資本紙幣現今の増減，支店の数）

国立銀行出入金額比較表（大蔵省銀行局12年7月～13年6月調）（表頭 使府県別；表側 12年下半期・13年上半期＜資本金，入金額，等＞）

国立銀行預金振出手形貸附金額表（同上12年7月～13年6月の報告による）（表頭 同前表；表側 12年下半期・1ヶ月平均＜御用預金，御用諸預金，等＞）

国立銀行預金振出手形貸附金額表（同上）（表頭 同前表；表側 13年上半期・1ヶ月平均＜御用預金，御用諸預金，等＞）

各国立銀行純益及割賦金表（同上）第1表（表頭 東京＜東京第1，東京第5＞，新潟＜新潟第4＞等；表側 6年下半期～9年下半期＜積立金，純益金，割賦金＞）第2表（表頭 府県別＜地方番号＞；表側 10年上半期～13年上半期＜積立金，純益金，割賦金＞）

各国立銀行資産負債表（同上7年6月～12年6月調）（表頭 借＜政府より＜御用預金，御用振出手形，等＞，人民より＜流通紙幣，定期預金，等＞等＞，貸＜政府へ＜紙幣抵当公債証書，紙幣抵当通貨，等＞，人民へ＜貸附金，期限過貸附金，等＞等＞；表側 3箇国立銀行＜7年6月30日＞，4箇国立銀行＜8年6月30日＞等）

第13 保険

海上保険表（海上保険会社12年8月～13年12月報告による）（表頭 地名別；表側 件数・保険金額・保険料・平均割合百元に付＜12年8月～12月，13年1月～

6月, 13年7月~12月>)

第14 物価及貨銀

各地上米相場表(大蔵省常平局11年7月~12年6月年報による)(表頭 国別;表側 7~6月,平均)

各米商會議所建米相場表(同上)(表頭 会所名:東京兜町・東京新穀町・等・平均<其月限,翌月限,翌々月限>;表側 7~6月)

天保元年以来3府米塩相場昂低表(大蔵省商務局調)(表頭 天保元年~明治12年;表側 米1石に付・塩1石に付<東京・大坂・京都<銀,新金貨に換算す>>)

天保元年以来3府綿相庭昂低表(同上)(表頭 同前表;表側 東京繰綿6貫目に付・大坂繰綿6貫目に付・京都繰綿6貫目に付<銀,新金貨に換算>)

天保元年以来大阪京都銅相場昂低表(同上)(表頭 同前表;表側 大阪丁銅百斤に付・京都吹銅百斤に付<銀,新金貨に換算>)

食塩甘蔗製茶草綿産額表(本省勸農局12年調)(表頭 国別,平均;表側 食塩・甘蔗・製茶・草綿<数量,1斤の価格>)

第15 仁恵

賞与表1(本省庶務局11年7月~12年6月調)(表頭 金賞<府県別,警視,合計,10年比較<増,減>;表側 孝子・貞婦・等<賞金,男,女>)

賞与表2(同上)(表頭 盃賞<府県別,合計,10年比較<増,減>;表側 警察所費・学校病院諸費・等<出金,盃価,人員>)

第16 衛生

恤救表(同上)(表頭 府県別,合計,10年比較<増,減>;表側 水災・火災・等<金数,人員>)

府県病院表(本省衛生局10年調)(表頭 府県別,合計,前年員数,前年比較<増,減>;表側 本院・支院・梅毒病院・貧病院<公立,私立>)

医師表(同上)(表頭 府県別,合計,医員各派百分比,前年員数,前年比較<増,減>;表側 試験免許,洋法,等,合計,人口千分比例)

医師及産婆人員表(同上12年7月~13年6月調)(表頭 使府県別;表側 免許医<前年度迄に試験せしもの,本年間試験せしもの,試験を用いざるもの,従来開業医,合計,産婆>)

薬舗表(同上10年調)(表頭 府県別,合計,薬舗各種百分比,前年員数,前年比較<増,減>;表側 試験免許,和薬,等,合計,人口千分比例)

製煉薬品免許表(同上9年5月~12月調の衛生事項表による)(表頭 東京,京都,等;表側 硝酸銀,沃陳舍利別,等)

薬品検査表(同上10年調)(表頭 府県別,合計,許禁百分比,前周年員数,前年比較<増,減>;表側 罰則内・罰則外<許薬用,禁薬用>)

売薬検査表(同上)(表頭 府県別,合計,各種百分比,前年員数,前年比較<増,減>;表側 出願人員<指令既済,指令未済>,方数<許,禁,再調,検査未済>)

種痘人員表(同上9年調の衛生事項表による)(表頭 府県別,合計,感不百分比,前年員数,前年比較<増,減>;表側 初種・再三種<善感,不善感>,合計,人口百分比,種痘医)

悪性伝染病患者表(同上10年調の衛生事項表による)

(表頭 使府県別,合計,患者各病百分比;表側

熱病・虎列刺病・痢病・天然痘・咽喉病<数,治,死>,合計,派遣医員,救助費)

虎列刺病患者表(同上)(表頭 使府県別[但し東京・京都・大坂・神奈川・兵庫・長崎は<府内,府外>];表側 患者,死亡,人口万分患者比例,人口万分死亡比例,患者百分死亡比例)

第17 法教

教院講社現数表(本省社寺局11年調の年報による)(表頭 国別,総計,前年度総計,比較<増,減>;表側 神道・天台・等<教院,講社>)

教道職現数表(同上)(表頭 大教正・権大教正・等<男,女>;表側 神道,天台,等,総計,前年度総計,比較<増,減>)

神官現数表(同上)(表頭 祭主・宮司・祢宜・主典・官掌;表側 神宮,官幣大社,等,総計,前年度総計,比較<増,減>)

神社現数表(同上)(表頭 国別,総計,前年度総計,比較<増,減>;表側 神宮,官幣大社,等)

神社更生表(同上)(表頭 同前表;表側 社号改称・社格更定・社地移転<官社,府県社以下>)

寺院現数表(同上)(表頭 同前表;表側 天台,真言,等)

寺院更生表(同上)(表頭 同前表;表側 寺号改称・寺地移転)

社寺木竹伐数表(同上)(表頭 同前表;表側 官社・府県社以下・寺院・境外仏堂<木,竹>)

第18 教育

小学校及教員生徒表(文部省11年報に拠る)(表頭 府県別;表側 学校数・教員数・生徒数<男,女>,日々出席平均数,1学校平均<教員,生徒>)

人口学齡人員就学表(同上)(表頭 府県別;表側 人口,学齡人員,学齡就学・学齡不就学<男,女>,学齡百中就学,1学校学齡人員平均)

中学校表(同上)(表頭 府県別;表側 学校数<公立,私立>,公学教員・私学教員・公学生徒・私学生徒<男,女>,英語を授くる学校数)

師範学校表(同上)(表頭 文部,府県別;表側 学校数,教員数・生徒数<男,女>,附属練習学校数,等)

教員俸給平均表(同上)(表頭 府県別,平均;表側 毎1人平均1ヶ年給額)

外国語学校表(同上)(表頭 文部,府県別;表側 学校数<官立,公立,私立>,教員数<男>,外国教員数・生徒数<男,女>,外国語<英,仏,独,露,漢>)

専門学校表(同上)(表頭 府県別;表側 学校数<法学,医学,等>,教員数・生徒数<法学,医学,各学>)

公学費入出額分頭比例表(同上)(表頭 府県別;表側 入額,毎人口,出額,毎公学生徒,毎公立学校)

公私諸学校及教員生徒表(同上)(表頭 第1大学区<東京,神奈川,等>,第2大学区<愛知,静岡,等>;表側 学校数<公立,私立>,教員数・生徒数<男,女>,人口百中生徒)

公学校所有品額表(同上)(表頭 府県別;表側 学校地価,学校家屋価,学校書器価,学校貯金額,合計前年より増,前年より減)

学校寄附表(同上)(表頭 同前々表;表側 金額,土地,等)

公学費歳入表（同上）（表頭 同前表；表側 前年より繰越，学区内集金，等）

公学費歳出表（同上）（表頭 同前表；表側 教員俸給，諸俸給，等）

第19 定期刊行

新聞紙社数及発行表（本省図書局9年の年報に拠る）（表頭 使府県別；表側 9～10年度＜社数，周年発売数＞）

第20 警察

警察表1（警視庁12年7月～13年6月の警察報告書に拠る）（表頭 府県別；表側 警察署，同分署，警部＜本官，兼官＞等）

警察表2（同上）（表頭 府県別；表側 自己死傷＜死せし人，死せんとせし人，等＞，為人死傷＜殺されし人，殺されんとし免かれし人，等＞等）

警察に属する賞与恩給捕拿犯人罪犯自首違犯表（同上）（表頭 府県別；表側 賞与及恩給＜人，金，盃＞，捕拿犯人，等）

強盗難表（同上）（表頭 府県別；表側 家，同上の内救援，追剥に遇う人，等）

窃盗難表（同上）（表頭 府県別；表側 家，同上の内救援，陶摸拐帶誑騙に遇う人，等）

放火失火遺失金及物品表（同上）（表頭 府県別；表側 放火・失火＜焼失の家，焼毀に至る家，等＞，遺失金＜金額，同上の内拾得＞，遺失物品＜物品，同上の内救援＞）

第21 民事及刑事の裁判

民事訴訟件数表（司法省12年調）（表頭 庁名別；表側 前年より越高，本年新訴，等）

勧解件数表（同上）（表頭 庁名別；表側 前年より越高，本年新訴，区別＜却下，願下，等＞）

犯罪人員表（同上）（表頭 庁名別；表側 不実断＜贖罪收贖，無力不能購売実決，等＞，実断＜笞杖，禁獄，等＞，死刑＜絞，斬＞）

第22 陸軍

存城及陣営表（本局地籍課調）（表頭 国別；表側 存城，本営，分営）

軍鎮表（陸軍省総務局14年調）（表頭 使府県別；表側 軍営＜本，分＞，常備兵＜歩，騎，等＞等）

第23 海軍

海軍艦船表（海軍省12年7月調）（表頭 名称：扶桑艦，龍驤艦，等；表側 等級，製造年月，等）

第24 財政

歳入予算累年比較表（太政官14年調）（表頭 租税＜海関税，地稅，等＞，作業益金＜内務省製菓，大蔵省造幣，等＞等，經常歳入合計，諸返納＜諸貸出金返納，官庁及旧藩貸金返納，等＞，雑収入＜官有物払下代，雑入＞，臨時歳入合計；表側 10年度決算，11年度現計，等，比較の差＜10～13年＞）

歳出予算累年比較表（同上）（表頭 国債償＜内国債，外国債，紙幣消却＞，国債利子＜内国債利子，内国債雑費，等＞等，經常歳出合計，興業費＜大蔵省印刷，海軍省船渠，等＞，雑支出，等，臨時歳出合計，歳出総計，歳入残余；表側 同前表）

国債準備其他累年比較表（同上）（表頭 国債＜内国＜有利息（新公債，金札引換公債，等），無利息，等＞，外国＜旧公債，新公債＞，準備，貸附，中央儲蓄；表側 10～14年度，比較の差＜10～13年＞）

地方税収入予算表（本省庶務局12年編纂に拠る）（表頭 府県別；表側 地租割，戸数割，營業稅雜種稅）
地方税支出予算表（本省庶務局編纂）（表頭 府県別；表側 警察費，河港道路堤防橋梁建築修繕費，等）
地方税及国庫下渡金反別人口配当表（本省庶務局13年調，地籍課調）（表頭 府県別；表側 国庫下渡金，地方税徴収金，等）

民有地租表（大蔵省租税局14年調）（表頭 府県別；表側 田地租，畑地租，等）

第2種諸稅現収入額表（大蔵省租税局9～11年の年報に拠る）（表頭 使府県別；表側 地稅・鉦山稅・等，年度小計＜9～11年＞，平均）

第3種諸稅収入額表（表1～表4）（同上）（表頭 官省使府県別；表側 酒類稅・煙草稅・等・年度小計＜9～11年＞，平均）

經緯度對觀表（工部省燈台局14年調，本局測量課調）（表頭 国別；表側 地勢提要・地誌提要＜地名，北緯，東西經＞）別表 本局測量課及燈台局測量（表頭 国名地名；和泉界燈台，摂津木津川燈台，等；表側 北緯，東經＞）

解題

「地誌撮要」の例言に「本篇は地誌に関する諸般の事類を列举して各地方の境遇及物産其他の状況を了するの資に供せんとす」とあるように，この統計書は地方三新法体制によって，一応の地方行政機構の整備を終えた中央政府が，この時点で全国各府県の「境遇及物産其他の状況」に関する情報を収集して，地方行政財政目的のために役立たしめようとしたものである。

この種の府県総括統計書としては，明治8年に大蔵省によって刊行された「使府藩県概表」が最も早いものであったが，その後これは継続されなかった。また，大蔵省によって作成された府県総括統計書である「府県一覧」は13年に刊行されている。

この当時，太政官政表課においては杉の指導によって「日本政表」を刊行中であったが，これは主題別に刊行され，しかもその主題の選択も刊行の時期も体系的組織的に行なわれたわけではなかったため，「日本政表」のすべてを集めても，全国の国勢を概観することは不可能であって，中央政府の行政政策のための情報要求をみたすことはできなかった。太政官政表課と大蔵省，内務省の間における中央統計機構のヘゲモニーを巡る争いは，一応大久保の裁定によって，政表課を中央統計機関とすることに決着はついたが，10年代初頭の政表課は，まだ全国総括統計を作成する体制が整備されていなかったのである。

大隈重信による統計院の設立は，このような政表課の現状にあきたらず，行政目的に直結する国勢総括統計書を急遽作成することをひとつの目的として設立されたものであった。したがって大蔵省，内務省等の当時の中央政府における中枢官省は，統計院が第1回の「統計年鑑」を明治15年に刊行する以前の時期においては，府県総括統計書の刊行を中央統計機関に期待することができず，自省でこれを編集せざるをえなかったのである。

「地方要覧」はその緒言に「往年地理局桜井勉秀徳に命じて地誌に関する諸般の事類を列举せしめ名付て地誌撮要と

云う頃者更に命じて校補を加へしめ改称して地方要覧と曰ふ」とあるように、明治12年に刊行した「地誌撮要」の改題増補版である。この文章に秀徳とあるのは、「地誌撮要」の編集者、新井秀徳をさす。「地方要覧」の編集者は地理局の弓削允直と柴田音三郎で、新井は今回は監修者となっている。

「地誌撮要」の収録統計表は総計46表である。その原資料は正院地誌課、内務省の地理局、戸籍局、衛生局、調査局、勸農局、警視局、等の各局、大蔵省の銀行局、租税局等の各局、司法省、陸軍省、海軍省、文部省、等の各省から徴集されたものであって、すべて調査対象年月が明記されている。対象年月は大体明治10年および11年であり、数値のえられなかったばあいには、若干さかのぼっている。収録統計表の解題はほとんどない。

これに対して「地方要覧」の収録統計表は150表と3倍強に拡大された。また「地誌撮要」と同様にすべての統計表について出典を明記してある。調査対象年は明治13年としたが、その年の数値がえられないばあいは、11年、12年の数値を採用している。

この「地方要覧」の刊行された14年に、統計院は「統計要覧」を刊行しているが、これは「日本政表」の刊行状況が遅々として進まず、中央統計機関としての鼎の軽重を問われる危機にあった統計院が、「日本政表」の編集を中止して急遽作成したものであった。これによって統計院の面目は一応たったが、その内容についていえばかなり問題点があり、「地方要覧」に収録されている鉱工業、生産、物価及貨銀、衛生、教育、等の諸統計を全く欠き、さらに、しばしば調査年月の注記を欠くなど、全国国勢総括統計書としては、むしろ「地方要覧」に劣るものといわなければならない。

8 国勢一斑 内務省統計課 編 明治15年～17年

- (1) 袖珍国勢一斑〔第一回〕 内務省統計課 編 明治15年 1枚(折本)① (総) (内)
- (2) 袖珍国勢一斑〔第二回〕 内務省統計課 編 明治16年 1枚(折本)② (総) (内)
- (3) 内務省統計課御編纂 袖珍国勢一斑 明治16年 1枚(折本)③ (内)
- (4) 明治十七年五月編纂 国勢一斑 内務省統計課 明治17年 1枚(折本)④ (総) (内)

書誌注記

- ① 書名は表題紙による。目次首も同じ。調査対象年は明治13年～15年である。
- ② 書名は表題紙による。目次首には「国勢一斑」とのみあり、対象年は13年～16年である。
- ③ 書名は題簽による。目次首には「国勢一斑」とのみあり、資料(2)の市販本。「明治十六年六月二十一日翻刻御届 内務省統計課御編纂 印刷出版人 東陽堂 吾妻健三郎」とある。
- ④ 目次首に「国勢一斑」とあり。対象年は16年。

解題

内務省統計課は、明治15年1月に創設された。課長は永井久一郎である。これによって、これまで内務省各局に分割されていた統計行政は、統計課に一元化されることとなった。このことは先にも述べたように「当時の権力＝官僚制が、地方行財政政策の実施、徹底を焦眉の課題としていたことに基因するものにほかならない。地方行財政政策の有効かつ円滑な実施、徹底をはかるための基礎資料参考、資料に供するため、各種統計表の作製が急がれたのである」(1)

統計課の着手した第1の仕事は、「内務省年報」を純粋の統計書として再刊することであった。これは翌16年「内務省統計書 上巻」として刊行された。第2の仕事は、府県統計書様式の作成である。この作業はこれまで大蔵省によって進められていたのであるが、統計課に引きつがれたものである。「府県統計書様式」は17年に完成して各府県に送付された。一方、永井課長は統計院と兼務して、同院における帝国統計年鑑のための統計表様式の統一にも関係している。統計院による第1回の「統計年鑑」は、明治15年に刊行された。

このようにして、この時点で中央政府の行財政目的のための統計書編集の体制は急速に整備されてきたのであった。「国勢一斑」は、このような中央政府の統計編集体制の整備を背景にして作成されたものである。その体裁は小型の折本であって、このようなポケット版の統計書が作成されたということは、当時このようなハンディーな統計書の需要がはじめて発生したということであろう。第2回の「袖珍国勢一斑」の民間版が作成されていることがこれを証明する。この統計書は、明治17年以降は「国勢一斑」と改題されて大正、昭和時代まで続刊され、第55回(昭和14年刊)で廃刊となっている。

つぎに、「袖珍国勢一斑」の統計表については、個々の表名を記載することをやめ、第1回から第3回までの同書の構成の対照表をもって変えることとした。第3回を最初にもってきたのは、この時点で、構成が体系化されたと考えられるからである。

「袖珍国勢一班」内容構成対照表

第 3 回	第 2 回	第 1 回
皇室の部		
御歴代	御歴代	御歴代数 三種神器
聖上両皇后宮及皇子御略譜	聖上両皇后宮及皇子皇女御年令	聖上両皇后御年齢 皇子皇女御年齢
皇族御称号及御年齢	皇族御称号	皇族御家族 皇族御人員
	三大節 大祭日	三大節 大祭日 帝室及皇族費
土地の部		
日本国位置	日本国位置	
全国廣表		
全国面積	全国面積	全国面積
官民有地	官有地 民有々税地	官有地 民有地
著名高山		
著名大河		
3府5港位置	3府5港位置	
東京日本橋より府県元標に至る里程	東京日本橋より府県元標に至る里程	全国周囲里程
外国有名諸港への里程		
東京と各地との時間の差		
各地の温度	各地寒暖の極度 国名 行政区	国郡名数 府県名数
郡区役所及戸長役場数		
郡町村数		
人口の部		
戸数及人口	全国人員	全国人員
族別人員	族別人員	
出生死亡人員	出生死亡人員	全国男女の数並出生死亡
国別人員		
	府県人員 都市人員	府県人員
都市人員		
勲位人員		
海外滞在人員		
在留外国人員	居留地在留外国人員	
農業の部		
農産	農産	米麦産出高 生糸蚕卵紙製茶
牛馬	牛馬	
山林	山林	
海産 内地、北海道	北海道著大海産	
鉱山及工業の部		
鉱業	鉱業	
官行鉱山		
著名鉱泉の性質		
	製塩	
造酒高	造酒高	造酒高
交通及土工の部		
郵便	郵便線路 内外郵便物	郵便線路
郵便聯合國		
電信	電信局線路 電信書数	電信線路

電信同盟局		
鐵道	鐵道里程	鐵道里程
車輛	車輛	
	汽車賃金	
船舶	船舶	船舶
燈台	燈台	
土工費		
貿易の部		
輸出入物品原価	輸出入物品原価	輸出入物品原価
輸出入金銀貨幣及地金価格	輸出入金銀貨幣及地金物価	
輸出入著大物品数量原価	輸出入著大物品数量原価	
朝鮮貿易物品原価	朝鮮貿易物品原価	
衛生の部		
病死人員		
種痘人員		
病院	病院	
医師及藥舗	医師	
	藥舗	
社寺の部		
神社及神官	神社及神官	
	神宮及官国幣社	官国幣社員数
寺院及住職	寺院及住職	
	古寺巨刹	大寺古寺名数
教院及講社		
教育の部		
官省所轄学校	学校	学校
府県公私立学校		
学齡人員		
図書の部		
出版書籍		
新聞雑誌購買高	新聞雑誌購買高	
東京7大新聞発売高		
警察の部		
警察署	警察署	
警察官	警察官	警察人員
捕拿及自首せし犯罪者	捕拿及自首せし犯罪者	
監視に附せられし人員		
変死人員	変死人員	
棄児	棄児	
火災	火災	
監獄の部		
監獄署	監獄署及吏員	
監獄官		
在監人員	在監人員	
司法の部		
裁判所	裁判所	裁判所の数
裁判官	裁判官	裁判官の数
民事の新訴	民事事件数	
民事結局書類		
金錢に関する訴訟の金員階級		
身代限処分件数		
身代限金員階級		
	刑事件数	
常時及国事犯処刑人員	処刑人員	
罰則犯処刑人員		
常時犯罪の性質		
罰則犯罪の性質		
陸軍の部		
軍管	鎮台	鎮台箇所

軍人及軍属 諸隊人員及屯田兵 軍馬 徴兵 東京憲兵	陸軍兵 屯田兵 軍馬 東京憲兵 東京憲兵部所	陸軍人員 憲兵人員
海軍の部 軍艦 軍人及軍属	軍艦 海軍兵	軍艦並運送船 海軍人員
財政の部 附銀行 歳入出 国税 地方税	歳入出 国税 地方税 北海道産物出港税及地方税	歳入出 国税 地方税
協議費 賦金 人口と諸税との比較 帝室及皇族費 官省院局費 府県諸費 貨幣鑄造高 流通紙幣 国債 備荒儲蓄 銀行	賦金 帝室及皇族費 官省院局費 府県諸費 貨幣鑄造高 紙幣流通高 内外国債 銀行及銀行類似会社	 官省院局費 府県費 貨幣鑄造高 内外国債並紙幣現高
官吏の部 官省院及府県官 郡区町村吏	官吏	官院省使府県官吏人員
府県会の部 撰者及被撰者 議員及常置委員	府県会議員撰被撰者	
外交の部 条約国 外国駐劄公使及領事 本邦在留各国公使及領事	条約国名 外国駐劄公使及領事 本邦在留各国公使及領事	条約国名数 公使駐劄国名数

注

(1) 山中永之佑：第6章 参考文献(18) p.265～266

9 使府藩県概表 大蔵省 編 明治4年～8年

- (1) 改置府県概表 明治辛未十二月新刊 大蔵省 編 明治4年 19丁 (内) (セ)
- (2) 改置府県概表 明治壬申四月改正 大蔵省 編 明治5年 19丁 (内)
- (3) 改置府県概表 明治壬申五月改正 大蔵省 編 明治5年 19丁 (内) (セ)
- (4) 改置府県概表 明治壬申八月改正 大蔵省 編 明治5年 19丁 (内)
- (5) 改置府県概表 明治六年十二月改正 大蔵省 編 [明治7年] 17丁 (総) (内)
- (6) 使府藩県概表 明治八年六月 [大蔵省] 統計寮 編 明治8年 65p. (総) (内) (セ・覆)

統計内容注記

(4) 使府藩県概表

調査対象年 明治6年, 8年

内容細目

〔記事〕

第1表 管轄国郡及び島名(使府藩県別<管轄国名<管轄郡名(管轄島名)>>>)

第2表 本支両庁所在地名及経緯度距京里程(表頭 緯度, 経度, 距京里程; 表側 使府藩県別<本庁所在地名<支庁所在地名>>)

第3表 社数(表頭 社数<官幣大社, 同中社, 等; 表側 使府藩県別)

第4表 仏寺及び区画町村数(表頭 大区数, 小区数, 町数, 村数, 寺数; 表側 同前表)

第5表 反別(表頭 反別<田畑, 大縄場, 反高, 塩浜, 山野; 表側 同前表)

第6表 戸数人口(表頭 戸数<皇居及皇族, 本貫, 寄留>, 人口<皇家及皇族・華族・士族・卒・旧神官・僧・平民<男, 女>, 尼; 表側 同前表)

第7表 華族禄高(表頭 華族禄高<永世禄・一代禄・華族格<人員, 米>; 表側 同前表)

第8表 士族禄高(表頭 士族禄高<永世禄・一代禄<人員, 米, 金, 大豆>, 年限禄<人員, 米>; 表側 同前表)

第9表 買請及び寺院禄高(表頭 買請禄・寺院禄<人員, 米>; 表側 同前表)

第10表 永世賞典禄高(表頭 賞典永世禄高<皇族・華族<人員, 米>, 士族<人員, 米, 金>, 平民<人員, 米>; 表側 同前表)

第11表 終身賞典禄高(表頭 賞典終身禄高<華族・士族・平民<人員, 米>; 表側 同前表)

第12表 年限及び家督迄賞典禄高(表頭 賞典年限禄高<近衛兵・士族・平民<人員, 米>; 表側 同前表)

第13表 経費定額(表頭 経費定額<定額, 常費, 月給, 予備, 警察費, 海上邏卒費, 地誌編集費, 牢医手当>; 表側 同前表)

解説

「使府藩県概表」の叙言に, 「本省府県概表を作りて之を公布するは明治辛未に始まり爾後再三訂正すと雖も載る所尚闕漏差異の憾なきにあはらず之に加ふるに制度沿革の変計数増減の異ありて今日に至っては以て参稽の用に供するに足らず故に今之を各寮の簿冊と府県の概表とに参考し刪潤訂正以て此表を作り名付て使府藩県概表と曰ふ庶幾ば因て以て分轄統治の大概を知るに便にせん事を」とある。この叙言にある辛未に作成された府県概表というのは, 明治辛未(4年)12月, 大蔵省によって刊行された「改置府県概表」のことである。

この「改置府県概表」は, 廃藩置県直後, 当時の地方行政担当官省であった大蔵省がとりあえず執務参考資料として, 改置された府県の概略を知るために作成されたものである。その内容は, 東京府以下の75府県について県庁, 石高, 国名, 郡数, 郡名, 廃県, 緯度, 経度, 官職人名(知事, 権知事, 参事, 権参事, 七等出仕)の諸項目を収録したものである。現石, 戸数, 人口, 里数は項目のみが表側にあって数値の記載はない。巻頭に全国中各部高懸表と題する統計表が1表あって, これには, 府県数, 国数, 郡数, 郷数, 村数, 石高, 現石, 戸数, 人口の数値が記載されている。また一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターの所蔵本には, 巻末に「明治五年壬申二月十七日改」と印刷されていて, その後に歳入, 歳出, 国債, 輸入, 輸出の数値が筆で記入されており, また裏表紙に度量衡, 貨幣換算表がこれも筆で記入されている。第2回の「改置府県概表」は翌5年壬申4月に改正された。ただし収録された府県別表も, 巻頭の全国表の形式も数値も第1回と全く変更がない。官職人名が変更されただけである。このようにして「改置府県概表」は度々改正されているが, すべて前回と同様で官職名が変更されているだけである。

第6回以降については, 現在のところ発見することができなかった。また刊行されたかどうか不明である。何れにしても, この形式の簡単な概表はすでに執務参考用としても不充分となったために, 新しく作成されたものが「使府藩県概表」である。今回の「概表」は, 統計内容注記にあるように, 大蔵省の地方行財政目的のためにとりあえず参考となる統計表13表を収録した完全な統計書である。統計表の形式も当時としては全く新しい試みであり, 現代の統計書と同じ横書きである。したがってこの資料は, それ以前の「改置府県概表」の統計版というよりは, 全く別の資料といつてよいと思われるが, 便宜上ここに一括して収録した。

この「概表」の刊行された明治8年は, 太政官政表課においてようやく「日本政表」の刊行が開始されたばかりであり, 内務省は発足草々であって, 統計書としては「府県物産表」を刊行しただけである。「日本全国戸籍表」は1枚の表であって統計書とはいえない。僅かに, 特殊な目的で作成されたものであるが陸軍省の「共武政表」の第1回がこの

年に刊行されているだけである。

したがって、中央官省によって刊行された府県総括統計書としては、この「使府藩県概表」が最も早い、しかも内容的にも高く評価すべき統計書といえよう

書誌注記

① 表紙の書名の右肩に「明治十一年」と朱書きがある。

統計内容注記

調査対象年 明治9年～13年

内容細目

- 第1 地理(表頭¹ 使府県別<庁位置<沿道(管轄州郡)>>;表側 廣袤<東西,南北>,氣候<極暑,極寒>)
- 第2 同統(表頭 使府県別<元標:日本橋,三条大橋,等>;表側 3府里程<東京,京都,大阪>,5港里程<横浜,神戸,等>等)
- 第3 同統(表頭 同前表;表側 改正区数・改正郡数<万人以上,小計>,町数,村数)
- 第4 戸籍(表頭 使府県別;表側 戸数,1方里当戸数,社数<官国幣社,小計>,寺数<本山本寺,小計>,人口<男数,女数,1方里当,1戸当>)
- 第5 地籍(表頭 同前表;表側 旧段別<段高,同税金>,段高1戸当,税金1戸当,新段別<段高,同地価>,段高1戸当,地価1戸当)
- 第6 同統(表頭 同前表;表側 耕宅地段別<田段別,畑段別,宅地段別>,1戸当,1口当,官林<段別,竹木数>)
- 第7 租税(表頭 同前表;表側 国税,1戸当,地租,第2種税,第3種税,1戸当,1口当)
- 第8 同統(表頭 同前表;表側 府県税,1戸当,1口当,地方税,1戸当,1口当,地価割,1段当,戸数割,1戸当)
- 第9 出納(表頭 同前表;表側 国庫歳入,同歳出,地方歳入,同歳出,備荒補金)
- 第10 公債(表頭 同前表;表側 新旧公債証書<旧枚数,同金員,等>,秩禄公債証書<7年枚数,同金員,8年枚数,等>)

- 第11 同統(表頭 同前表;表側 金禄公債証書<5分利付枚数,同金員,6分利付枚数,等>,配当禄<枚数,同金員>)
- 第12 銀行米商会所(表頭 同前表;表側 国立銀行<本店員数,資本金,等>,米商会所<会所,資本金等>)
- 第13 職員(表頭 同前表;表側 府県官<知事県令大書記官,等>)
- 第14 同統(表頭 同前表;表側 警察所<巡查人員警察費>,郡区役所<区長,郡長,役所諸費>,戸長役場<戸長,役場諸費>,府県会<議員,会議諸費>)
- 第15 農工商(表頭 同前表;表側 農・工・商<男女>,勸業費)
- 第16 学校 附新聞社(表頭 同前表;表側 学校<公立,私立,教員,生徒,教員1人当生徒歩合,公学費金収入,等>,新聞社<新聞,雑誌>)
- 第17 病院(表頭 同前表;表側 病院<官立,公立等,医員,患者数,等>)
- 第18 電信(表頭 同前表;表側 電信<電信局数,電線長延,等>)
- 第19 郵便(表頭 同前表;表側 郵便<郵便局数,郵便物数,等>)
- 第20 船舶(表頭 同前表;表側 船舶<蒸汽船,西洋形風帆船,等,税金,田船,等>)
- 第21 車輛(表頭 同前表;表側 車輛<馬車2匹立以上,同1匹立,等>)
- 第22 度量衡(表頭 同前表;表側 度量衡<尺度員数,同種類,斗量員数,等>)
- 第23 米麦酒(表頭 同前表;表側 稻作・麦作<收穫石量,播種段別,等>,酒造<清酒,濁酒,等>)

解題

巻頭例言に「此表は専ら府県に関する諸般の要項を掲載し以て理財会計の参考となすものなり故に其事項最も周密明晰を主とし年度均一数量平準なるを要す而かも本邦統計の制未だ一定せず各自其調査に前後異同あり特に目下急需を欠くを恐る乃ち簡単速成を旨とし大率旧来の国籍に拠り先づ其得る所のものに從て僅に其一斑を提挙す若夫数量の細小なるは姑く其略に就き開拓使小笠原島の如きは只全国の総計を見るものの為めに其一二項を末尾に附するのみ是れ乃ち府県一覧の名ある故になり」とある。

この種の府県総括統計書としては、大蔵省はこれまで明治8年に「使府藩県概表」を刊行しているが、この「概表」は1回で終っている。今回は、大蔵省のこの時点における行財政目的のために執務参考資料として新たに編集されたものである。

例言に「原稿は明治十三年一月急需の命に応じ稿を起し翌月を以て成る其期間僅に三週間に出でず後ち主管庁に照会して各其事務の調査を乞ふて聊か訂正するものありと雖も……」とあるように、この統計書は明治13年の1月に作業をはじめて僅か3週間で作成されたものである。その内容も19頁の小冊子であり、収録統計表も23表に過ぎない。

この時点では、翌明治14年に刊行された内務省の「地方要覧」がもっとも詳細な府県総括国勢総計書であり、これと比較してみると、恐らくこの「府県一覧」は大蔵省の内部参考資料であろう。

書 誌 注 記

- ① 表紙の右肩に「明治十一歳二月調」とある。また右下に外務省記録局の朱印のある紙を貼りつけてある。外務省の罫紙を使用している。

統計内容注記

調査対象年 明治11年 2 月調

内容細目

各府県庁位置	管轄内国郡名	管轄内幅員 (東西, 南北)	管轄内戸口数 (戸数, 人口<男, 女>, 社, 寺, 寄留, 管内在留外国人<外国名別, 戸数, 人員<男, 女>>>)	管轄内学校数及生徒数 (中学校, 女学校, 小学校, 師範学校, 医学校, 各校生徒数<男, 女>)	管轄内金銀銅鉄鉱の数 (個所, 坪数, 1ヶ年産出高)	管轄内巡査の員数	管轄内廃藩名
--------	--------	----------------	---	--	-----------------------------	----------	--------

解題

この統計書は、外務省の罫紙に書かれたものを1冊にまとめたもので、公刊されたものではない。表紙に「明治十一歳二月調」とあり、巻末に「明治十一年二月二日 中邨治之」とあるところをみると、明治10年末か、11年始めに外務省が何らかの目的で業務参考資料として作成したものと思われるが、この書物には例言がなく、その目的が何であったかは不明である。

巻頭に以下のように調査項目が列挙してある。

「一 各府県庁位置、一 管内国郡名、一 幅員、一 同戸口数、一 同学校及生徒の数、一 鉱坑、一 同巡査の数、一 廃藩名」

統計表は書上げ形式で、ほぼ以上の調査項目について3府35県の各府県毎に配列してある。ただし、数値の記入の精粗は府県によってかなりの開きがある。例えば鉱山については福島県、新潟県、広島県、等の例外を除き、産出額の記載はない。神奈川県、新潟県、兵庫県、長崎県、等の開港場をもつ府県が居留外国人戸口数 (国別, 男女別) をあげている位が、外務省の作成した統計書らしいといえよう。

12 日本府県民費表〔太政官〕政表課～調査局 編 明治8年～12年

- (1) 明治六年日本府県民費表 〔太政官〕政表課 編 明治8年 126 p.
(総) (内) (国) (セ・覆)
- (2) 明治六年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本(明治前期産業
発達史資料 別冊9の5)
- (3) 明治七年日本府県民費表 〔太政官〕正院第五科 編 明治9年 155 p.
(総) (内) (セ・覆)
- (4) 明治七年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本(明治前期産業
発達史資料 別冊9の5)
- (5) 明治八年日本府県民費表 〔太政官〕調査局 編 明治10年 143 p.
(総) (内) (セ・覆)
- (6) 明治八年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本(明治前期産業
発達史資料 別冊9の5)
- (7) 明治九年日本府県民費表 〔太政官〕調査局 編 明治11年 136 p.
(総) (内) (セ・覆)
- (8) 明治九年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本(明治前期産業
発達史資料 別冊9の5)
- (9) 明治十年日本府県民費表 〔太政官〕調査局 編 明治12年 139 p.
(総) (内) (セ・覆)
- (10) 明治十年府県民費調稿 〔太政官〕 編 明治12年〔凡例〕 (写)① (総) (セ・マ)
- (11) 明治十一年民費調書 三 〔明治12～13年〕 (写)② (総) (セ・マ)
- (12) 明治十一年民費調書 五 〔明治12～13年〕 (写)③ (総) (セ・マ)
- (13) 明治十二年民費調書 〔明治13年〕 (写)④ (総) (セ・マ)

書 誌 注 記

- ① 太政官の算紙を使用している。巻頭に「第壹稿 十年民費調下稿」とある。巻末には「十年民費調の内 地価元石高比例調」と「明治十年民費表各府県地価元石高調」がある。刊本⑨の原稿と推定。
- ② 各府県よりの進達原稿を合綴したもの。総理府統計局図書館では2冊に分けて製本してある。
- ③ 同上
- ④ 各府県令よりの「明治十二年民費進達」の上申書と進達原稿とが合綴されている。総理府統計局図書館では2冊に分けて製本してある。

統計内容注記

(1) 明治六年日本府県民費表

調査対象年 明治6年

内容細目

〔府県別国別郡別民費表〕(表頭 1 府県庁及出張所並倉庫等営繕費, 2 徴役場囚獄舎営繕及諸費, 3 道路堤防橋梁修繕費, 4 布告並布達類入費但筆墨紙順達夫賃等の費, 5 管内限達事に付調費, 6 諸御用に付各庁正副区戸長等出頭旅費, 7 取扱所諸費, 8 正副区戸長以下の給料, 9 国幣社並府県社郷村社営繕費, 10 祭典並遥拝式費, 11 府県社郷村社神官給料, 12 検見下組及内見其他一切費, 13 貢米金取集より納済迄諸費並貢米5里内運賃其他諸費共, 14 山林調費, 15 里程調費, 16 地券調費, 17 戸籍調費, 18 徴兵下調費, 19 学校費, 20 教院費, 21 病院費, 22 道路掃除費, 23 用悪水道費, 24 暴漲水防費, 25 井堰守給料, 26 消防入費, 27 選卒番人給料並諸費, 28 正條外の箇條; 表側 国別, 郡別) 3府55県民費總計(府県庁及出張所併倉庫等営繕費, 徴役場囚獄舎営繕及諸費, 等)

(3) 明治七年日本府県民費表

調査対象年 明治7年

内容細目

〔府県別国別郡別民費表〕(表頭 同前年同表 但し,

27 選卒番人給料並諸費は 27 警察諸費と変更, 28

正條外の箇條は 28 右の外各種の箇條と変更; 表側 国別, 郡別, 6年より増, 6年より減)

〔3府59県民費總計〕(同前年同表)

明治7年民費比例(表頭 府県別; 表側 民費額, 石高または地価, 比例<百石に付または百円に付>)

附録: 〔明治6年民費表中, 次の4県の民費表〕(同6年民費表) 明治6年3府60県民費總計(府県庁及出張所併倉庫等営繕費, 徴役場囚獄舎営繕及諸費, 等)

(5) 明治八年日本府県民費表

調査対象年 明治8年

内容細目

〔府県別国別郡別民費表〕(表頭 同前年同表 但し 16 地券調費に地租改正調費を追加; 表側 国別, 郡別, 7年より増, 7年より減)

〔3府56県民費總計〕(同前年同表)

〔明治8年民費前兩年比較表〕(表頭 民費箇條; 表側 8年3府54県總計, 7年より8年の・6年より8年の<増, 減>)

明治8年民費比例(同前年同表)

(7) 明治九年日本府県民費表

調査対象年 明治9年

内容細目

〔府県別国別郡別民費表〕(同前年同表)

〔3府33県民費總計〕（同前年同表）

〔明治9年民費前年比較表〕（表頭 民費箇條；表側 9年3府33県總計，8年より増，8年より減）

明治9年民費比例（同前年同表）

附録：〔明治8年民費表中，欠の3県の内2県の民費表〕（同8年民費表） 明治8年3府58県民費總計（府県庁及出張所並倉庫等營繕費，徴役場囚獄舎營繕及諸費，等）

(9) 明治十年日本府県民費表

調査対象年 明治10年

内容細目

〔府県別国別郡別民費表〕（同前年同表）

〔3府33県民費總計〕（同前年同表）

〔明治10年民費9年民費比較表〕（表頭 民費箇條；表側 10前3府33県總計，9年より増，9年より減）

〔明治10年民費比例〕（同前年同表）

附録：〔明治9年民費表中，欠の2県の内1県の民費表〕（同9年民費表） 明治9年3府34県民費總計（府県庁及出張所並倉庫等營繕費，徴役場囚獄舎營繕及諸費，等）

解題

1～2. 沿革 調査目的

「明治六年府県民費表」の巻頭に「此の表は明治七年第五十三号達に従ひ三府五十六県より上申せし所の同六年一月より十二月までの民費調査に拠り毎府県郡分を以て記載す……」とある。この文章中の明治7年第53号達の全文はつぎのとおりである。

「明治7年4月18日 太政官達第53号

民費課出の儀は其多寡増減に因り大に民情に係りし地方官に於ても別して注意すべき事に候就ては今般全国経費取調一般へ可相示候條明治六年民費の分別紙雛形の通取調来る八月限り可差出尤今後右に準じ毎一年取調翌年三月限り可差出此旨相達候事

但明治五年の分も取出来次第可差出事

（別紙）

一 国を全轄するの書式

某使府県管轄何国一圓	郡若干	大区若干
小区若干	村若干	町若干
反別若干	内 田反別若干	
但元石高若干	畑反別若干	
民費總計箇條		

○ 某郡	大区若干	小区若干	村若干
町若干			
反別若干	内 田反別若干		
	畑反別若干		
但元石高若干			
民費箇條			

一 国を分轄するの書式

某使府県管轄何国の内	郡若干	大区若干
小区若干	村若干	町若干
反別若干	内 田反別若干	
但元石高若干	畑反別若干	
民費總計箇條		

○ 某郡	大区若干	小区若干	村若干
町若干			
反別若干	内 田反別若干		
	畑反別若干		
但元石高若干			
民費箇條			

○ 某郡の内何箇村	大区若干	小区若干
町若干		
反別若干	内 田反別若干	
	畑反別若干	
但元石高若干		
民費箇條		

但災害にて潰損地並開墾地塩浜等有之分は其反別を記載すべし

尤開墾地は牧畜樹芸耕種の概数を記載すべし

民費

一 府県庁及出張所

一 並倉庫等營繕費

一 徴役場囚獄舎營繕費

一 道路堤防橋梁修繕費

一 布告並布達類入費

但官費外の分
以下同斷

金若干

金若干

金若干

但筆墨紙並順
達夫賃等の費

金若干

一管内限達事に付調費	金若干
一諸御用に付各庁正副区戸長等出頭旅費	金若干
一取扱所諸費	金若干
一正副区戸長以下の給料	金若干
一国幣社並府県社郷村社宮繕費	金若干
一祭典並巡拝式費	金若干
一府県社郷村社神官給料	金若干
一検見下組及内見其外一切費	金若干
一貢米金取集より納済迄諸費並	金若干
一貢米五里内運賃其外諸費共	金若干
一山林調費	金若干
一里程調費	金若干
一地券調費	金若干
一戸籍調費	金若干
一徴兵下調費	金若干
一学校費	金若干
一教院費	金若干
一病院費	金若干
一道路掃除費	金若干
一用悪水道費	金若干
一暴漲水防費	金若干
一井堰守給料	金若干
一消防入費	金若干
一番人給料並諸費	金若干

但右の経費両年に跨り候分は凡積を以て其年限り引分け書出すべし

右箇條の外民費有之分も書入れ総て一国一郡と引分け取調べし

右明治何年一月一日より十二月三十一日迄の民費書載の通相違無御座候也」

この「府県民費表」調査は、太政官政表課によって「日本政表」編集事業の一環として開始されたものである。(1)

「日本政表」編集の沿革については、「本書 上の1」の第4章に詳説したので省略するが、一言でいえば、杉の当初の計画は理想案にすぎた失敗の結果に終わったのであった。そのなかでこの「府県民費表」は、明治6年を対象とした第1回から明治10年を対象とした第5回まで毎年刊行され、「日本政表」のなかでは「海外貿易表」とともに、もっとも成功した統計書であったといつてよいであろう。

「府県民費表」の刊本は、明治10年を対象とした第5回までであるが、総理府統計局図書館にはこのほかに、⑩「明治十年府県民費調稿」、⑪「明治十一年民費調書 三、五」、⑬「明治十二年民費調書」という3冊の稿本が所蔵されている。

そのうち、⑩「明治十年府県民費調稿」は、巻頭に「第壹稿 十年民費調下稿」とあり、内容を調査した結果によつても、刊本「明治十年府県民費表」の第1次原稿であることが明らかである。

つぎの「明治十一年民費調書」は「三」と「五」のみ所蔵されていて、「一」、「二」と「四」を欠く、恐らく作成はされたが紛失してしまったのであろう。内容は明治11年の民費調査結果を、12年から13年にかけて府県が報告した調書を合綴したものである。「三」には滋賀県以下10県、「五」には愛媛県以下6県が収録されている。ただし、青森県と鹿児島県は1～6月の半年分のみである。「三」に収録されている長野県の調書のはじめに「右明治十一年一月一日より十二月三十一日迄之民費書載の通相違無御座候也 明治十三年三月二十三日 長野県令橋崎寛直」とあり、政表課では明治10年に引きつづき、11年分の民費調査を実施していたことが判明する。しかし、この11年の調査結果は刊行されなかった。

最後の「明治十二年民費調書」は、12年分の民費調査結果を13年に各府県から報告した調書を合綴したものである。このなかの岐阜県民費調書のはじめに、

「明治十二年一月より六月まで民費取調書 壹冊

右は明治七年第五十三号御達に基き別冊之通取調及進達候也

明治十三年六月十八日 岐阜県令小崎利準

太政大臣三條実美殿」

とあることによつて12年についても、民費調査が実施されていたことが判明する。収録されている府県は、茨城県以下9県のみである。他の府県の分は、同図書館に所蔵されていないので事情は不明である。調査対象時期は茨城県と熊本県が1年分で、他の7県はすべて1月から6月の半年分である。

その理由は、恐らく以下の点にあると思われる。後述するように、明治11年7月に「地方税規則」が公布され、これによつてこれまでの民費は解消して地方税と区町村協議費に分離された。この「地方税規則」の実施は、明治12年より遅れることは許されなかった。したがって、府県では民費調査を12年は1月から6月までで終了し、7月以降は、「地方税規則」によつて区町村協議費の調査に移行したと思われる。なお、後述するように、「日本政表」の調査の一環として実施された賦金調の内容を点検することによつて以上の推定を裏付けることができる。

3～4. 調査対象 調査系列

「府県民費表」は「日本政表」のシリーズとして刊行された「府県税 賦金調」とともに、明治11年以前の地方税に関する数少ない全国府県別統計書である。この統計書の調査対象である民費という用語は、明治維新直後から明治11年の地方三新法のひとつである「地方税規則」の公布にいたるまでの間、中央政府および府県庁によって官費と区別するために使用されていた用語である。(2)最初は、府県の費用のうち、管内の人民に分課して課税する、いわゆる府県管内費のみをさした。しかし、明治5年の大区小区制実施以後は、大区小区に関する費用（区費）も民費に含まれ、また町村費も含まれることとなった。つまり地方行政団体の費用のうち、国庫からの収入と府県税収入によって支給される費用以外の費用に対して、民費という用語が使用されたのである。ただし、政府によって使用された民費という用語は総称であって、府県、区、町村団体は、それぞれ管内費（または府県費）、大区費、小区費、町村費と呼んでいた。管内費は管下の区に賦課され、各区はその分賦額を区費と合せて区内の住民から徴収したため、一般に管内費と区費を合せて区入費と呼んだ。

民費の範囲は、同時代でも、府県によって必ずしも同じではない。(3)7年4月の第53号達の雛形に民費として27項目を列挙しているが、これは主要なものだけであり、民費にはまだこれ以外にも種々のものがあった。

7年53号達による民費調査命令に対して府県から報告された民費調査には、雛形の1から27までの費目に分類できない費目が多数含まれていた。「明治六年府県民費表」の凡例では、これを「地方により書出し方雛形の如くならざる者」のうちの第3類に分類した。第3類は、「正条外書出す所の簡条其類なく正条中に算入すべからざる者」であり、「府県民費表」の1～27の費目のつぎに、「廿八 正条外の簡条」を設けてそのすべてをここに合算した。

同上凡例にこの「廿八 正条外の簡条」に合算した費目を列挙してあるが、そのなかには、地理調査、牛馬調査、物産調査、物価調査、社寺土地取調査、官有地調査、田畑起返並反別調査、等の各省から府県に依頼された統計調査の費用が含まれている。これらの統計調査費は、14 山林調査と同性質のものである。その他、この正条外の簡条のなかには、地租改正調査、官林及山守給料、貧民救恤費、捕亡費、凶荒備穀諸費、助郷の義に付入費、上州富岡工女出入費、等々の本来1から27までの費目と同等の重要性もつ費目が多数含まれている。したがって「府県民費表」の1から28までの費目分類は決して体系的でも網羅的でもないことに留意しなければならない。

また「府県民費表」の各年度版は、全府県を網羅しているわけではなく、さらに費目についても各府県は、達書の雛形による統一の基準を守って報告しているわけではない。したがってこの「府県民費表」によって、明治11年以前の地方税の実態に関する完全な数値を把握することは不可能であるが、その大よその傾向を探ることはできるであろう。

民費の性格について立ち入って述べることは、本書の課題の外になるので省略するが、藤田によれば、それはつぎのような諸点を特徴とする。

第1に、民費は強度の国政委任事務費の性質をもっていた。「民費」は、民自らの費用であるよりも、寧ろ「民の負担する費用」たる性格を多分に備えて居たのである。」「(4)第2に民費は、委任事務費の性質をもつと同時に義務費の性質を多分にもっていた。第3に民費の府県、区、町村の間における分担については統一の規制はなく、その結果、大区小区制によって小区に包括され、行政単位としての地位を失った町村の町村費によって、多く委任事務が賅なわれることとなった。

以上の3点が民費の特徴である。民費の財源は、土地に課税する石高割と戸に課税する戸別割と人に対する人口割が主なものであったが、管内費（府県費）、区費および町村費がこれらの同一の財源の上に競合的にその収入を求めたのである。その結果、国政委任費が増加するとともに政府は、府県費と区費の徴収を容易にするために租税同様の徴収権を与えてこれを公法的に保護し、これに対して町村費は町村間の協議費として私債同様にとり扱った。

明治12年7月、地方三新法のひとつである「地方税規則」が制定され、これによって区入費と府県税とを合せて地方税とし、上述の事実を法律によって強力に援護した。その結果、これまでの総称である民費は解消して地方税と区町村協議費に分離したのである。

この区町村協議費についても、政表課は民費に引きつづいて調査を実施したようである。ただし「第二統計年鑑」に収録された第308号表（郡区町村協議費 明治十三年度）の注に「明治十二年度より十五年度まで収支の調を各府県より徴集せしに未だ報告せざる府県ありて其全計を見る能はず因て次回を待て之を掲載すべし」と雖姑く内務省の調査に由て本表を編纂せり」とあるように、この時点ではまだ全国調査結果がえられなかったため、この第308号表の明治13年度郡区町村協議費は、内務省の調査によって支出のみを掲載している。(5)

「第三統計年鑑」には、明治12から15年までの郡区町村協議費の収入表（第365号）と支出表（第366号）がはじめて掲載された。この注記をみると、この表は前回の「第二統計年鑑」に「因て次回を待て之を掲載すべし」とある統計表であり、太政官統計院によって府県から報告された区町村協議費の調査結果を編集したものと思われる。

最後に、上記の民費調査と区町村協議費調査と別に、政表課によって「日本政表」編集の一環として実施された賦金調の調査結果表について、ここで追記しておきたい。賦金というのは、奴婢馬車人力車税への附加金や興業、芸妓などに課せられた諸税であって、支出は堤防・道路・橋梁の修繕費、教育費、救貧費、等にあてられ、民費の補助的な性格をもっていた。(6)

「日本政表」のシリーズで賦金調は、明治6年、7年、8年を対象とした3冊が刊行されているのみである。(7)しかし、総理府統計局図書館には以上の刊本のほかに、つぎのような賦金調の稿本が所蔵されている。

「府県税及賦金取立併遺払高」〔太政官調査局政表掛〕編 明治8年

「賦金調 明治六年～八年、十一年～十三年」〔明治7年～13年〕

このうち「府県税及賦金取立併遺払高」は、刊本の「明治八年日本政表 府県税及ヒ賦金ノ部 明治12年」の編集材料である。「賦金調 明治六～八年、十一年～十三年」は、府県から進達された6～8年、11～13年の賦金調を合綴したものである。この内容を見ると大部分は賦金調であるが、他に官員族籍、在留外国人、徴兵、常備兵、行刑人員、等

の調査を並載している府県も多い。この賦金調のうち、6～8年は先にも述べたように編集の結果が刊行されたが、11～13年の編集結果は刊行されなかった。なお、11年以降の各府県の報告には、賦金のはかに府県税、地方税の調査も記入されている。

この賦金調実施中に明治11年7月、「地方税規則」が公布された。この実施は遅くとも明治12年度（12年7月～13年6月）からという要請であったが、12年の府県の賦金調の報告をみると、大体その要請にしたがっている。そこで、12年の前半と後半を分けて前半は府税、県税、後半は地方税として記載した府県が多い。

この11～13年の賦金調の編集結果は、上述のように「日本政表」のシリーズとしては刊行されなかったが、「第二統計年鑑」財政の第307表に、明治12～13年度の賦金の収入支出統計表がはじめて掲載されている。この表の注に「本表は警視庁及府県の調に因て之れを編集す……」とある。

5. 根拠法

明治7年4月18日 太政官達第53号 輪廓附 府県（民費取調書雛形 法令全書 明治7年）

明治11年7月22日 太政官布告第19号 輪廓附（府県税及民費の名を以て徴収せる府県費区費を地方税と改め規則を定む 法令全書 明治11年）

注

- (1) 「府県民費表」調査については、政表課長、杉 亨二自身の回顧談がある。わが国にはじめて統計表が誕生した当時の雰囲気をよく伝えていると思われるので少し長いが引用しておこう。「其後引続きて全国人別、学事、農、工、商に関する事及び外国貿易船舶、民費、警察、司法、犯罪等の事を調査し、年々改正を加へて何年政表として印刷に附し、世上に公布せらるゝことになった其の民費の事に就いて一つお話を致さう。其頃は創業の際にて万事整はず、税の事は国家の大事と思ふから、十五ヶ條ばかりの税目があったから其れに依て全国の民費を調る注意をし、其の箇條を作り主意を述べ、同く刊行されん事を太政官に上申せんとせしに、改革の事あつて七年二月一旦出仕廃せられ、三四日を経て七年二月十二日左院七等出仕に補せられた。其頃参議兼左院議長と思ふ。左院の議長は伊地知正治と云ふ人で、私は斯様な事務をするとして右の民費調を伊地知に差出し、其の主意を委しく述べた。それから二日ばかりを経て伊地知君より呼びに参つて面会をすると、伊地知君言はるゝには、お前様は良き事をさっしゃる。民費表を熟覧したならば此れは大事な事じゃ。早速上申して許可になる様に致したい、すると民費取調の事の許可が済んだ……この全国民費調は明治六年から印刷刊行になって十年までである。民費は凡そ千万円もあらうかと斯う思ふた。然るに調べて見ると千五六万圓あつた。其の民費の目といふものは大層なものである。種々様々のものがある。それは今空に覚えぬ。それで五年か六年より印刷になって、世間に流布された。之を調ぶるには属官三人に命じた。一人は月給十五圓、一人は二十圓、一人は二十五圓、さうして自ら調査をして順序を立て、箇條々々の説明を附し、千部作つて総ての入費が千圓かゝつた。其頃印刷局で六号の数字が無かったので印刷局に行つて数字を是非造らねばならぬと云て、漸く数字が出来る事になった。さうすると今度縦横の筋が出来ぬ。出来ぬと言っても済まぬからと云つて迫つて漸く出来た位である。今は立派に出来る様になった。開けたものさ、民費表の中に太政官布告入費と云ふものと云ふもの、能く記憶して居らぬが五十二万圓ばかりあつた。それから府県の布達入費が十萬圓幾ら掛つた、総計六十一萬圓と思ふ。其頃今の書記官長の様なものである所の中村弘毅君に見せた。中村君大いに驚いた。毎日府県に布達になるものは自分の手を経て出すに斯くまでも大した費用が要るか、これは改革せねばならぬと云ふ事になって改革されて、減つて三十八萬九千圓になつたかと思ふ。ドウしてさう要るかと思へば太政官より一枚布告になるものを県庁では印刷に附して管轄内の人民に配る。其の雇入費、紙、印刷費等であらう。一県に就いて五六千錢要る勘定になる。今は郵便電信があつてさういふ物は要らぬから余程省けたらうと思ふ。又私は今に静岡県富士郡神谷村と云ふ処に戸籍がある。其辺の戸長等も知つて居るから富士郡一郡の諸入費を見せた。これは大層な入費だ。斯う要る訳はないと戸長伊達文三氏が言つた。それでも此の通り書いて出た。驚きます是非これは減ぜねばならぬと云つて、翌年に調べて出したのは一萬圓減つて来た。一郡で其の位である。他は能く知らない。正しく調べて見せると人が注意して省くべきものは省き、増すべきものは増す様になって来ると思はるゝ。此の一事でも政表の効能は随分あつた事が分つたと見える。」（杉 亨二：参考文献、(3) p.37～40）
- (2) 民費に関するもっともすぐれた研究書は、藤田武夫：参考文献(1)である。この解題も同書に負うところが多い。
- (3) 藤田武夫：参考文献(1)p. 41
- (4) 藤田武夫：同上書p. 45
- (5) この政表課による区町村協議費調査の根拠法を発見することはできなかった。ただしその原案を発見することができた。それは、総理府統計局図書館に所蔵されている、「区町村限協議費目」と題する稿本である。内容は3部に分かれており、はじめに区町村協議費目と題する協議費の支出表の統計様式がある。「一 布告布達」以下「三十一 臨時祭典祈祷」まで31に分類され、さらに細分類がある。第2部の収入表様式は、さらに区及び町村収入国分け取調書式、区及町村収入書出方心得、区及び町村収入箇条の3つに分かれている。つぎに区費町村費書出方心得があるが、これは第1部の区町村協議費目の後にくべきものである。最後に、つぎのようなこの調査の達の原案が記載されている。
「民費調書差出方之儀明治七年第五十三号を以て相達置候処十一年第十九号布告に依り地方税施行相成候に付以後区限町村限協議を以て仕払候費用の分別紙書式に倣ひ年々両度毎部毎区に取調一月より六月までの分は同年九月三十日限七月より十二月までの分は翌三月一日限可差出此旨相達候事……」
この「区町村限協議費目」には日付がないが、この達の原案にあるとおり、この調査は明治11年7月の等19号による「地方税規則」の制定によつて定められた区町村協議費を対象とするものであるから、11年7月以降である

ことは確実である。総理府統計局図書館の蔵書目録では、日付を明治11年と推定し、編者を太政官調査局政表掛と推定している。ただし、その注記に（民費調査様式原稿と推定）とあるのは誤りであることは、以上の記述によって明らかであろう。

総理府統計局図書館には、さらにこの「区町村協議費目」と同じ題名のもう1冊の稿本と、「区町村限費用概目」と題する稿本がある。この2冊の稿本の内容を点検すると、前者は、先の完成「区町村協議費目」以前の原案であり、「区町村限費用概目」はさらにそれ以前の段階の素案である。したがって統計局図書館でこれを（民費調査様式原稿と推定）と注記したのは誤りである。

- (6) 明治前期におけるこの賦金という税金の起源，性格および賦金をめぐる大蔵省と内務省の所管争いについては，林 健久：参考文献(2) p. 227 ～ 231を参照されたい。
- (7) 「本書 上の1」の第4章の「3 日本政表」p. 94～95

参考文献

- (1) 藤田武夫：日本地方財政制度の成立 岩波書店 昭和16年
- (2) 林 健久：日本における租税国家の成立 東京大学出版会 昭和40年

13 明治六年国郡高反別調 上、下〔太政官正院史官第五科政表掛〕編 明治8年〔緒言〕（写）2冊①
（総）（セ・覆）

書誌注記

① 太政官の罫紙を使用している。

統計内容注記

調査対象年 明治6年

内容細目

山城国（高，反別＜田反別，畑反別，大縄反高＜田反別，畑反別＞＞，地坪，地券価）内訳：ナ京伏水（地坪，地券価）愛宕郡（高，反別＜田反別，畑反別，大縄田反別，大縄畑反別）葛野郡（同前表）乙訓

郡（同前表）紀伊郡（同前表）宇治郡（高，反別＜田反別，畑反別，反高大縄＜田反別，畑反別＞＞）綴喜郡（高，反別＜田反別，畑反別，大縄田反別，大縄畑反別，反高畑反別＞）相楽郡（高，反別＜田反別，畑反別，大縄田反別，大縄畑反別＞）以下，国別に72ヶ国の記述がある。

解題

緒言に「此書は府県より上申せる明治六年民費調査に附載する所に就き国郡分を以て登録す」とあるように，この統計書は，正院第五科統計掛が民費調査を実施した際，副産物として作成されたものである。

統計表の形式は書上げ方式で，はじめに国，つぎに郡の順序に記載している。各郡の下には所轄の府県名が附してあるが，郡が2県にまたがっているときは，はじめに全郡の数値をあげ，つぎに各県の分轄する地域に分けてそれぞれ数値がある。対象地域は鹿児島県の大隈，薩摩郡を除く全国である。ただし大和国は総数のみで郡別の数値の記載を欠き，また磐城国，陸前国，肥前国，等一部の郡の数値の記載を欠く国もある。また3府は高反別の調査がないために地坪，地価を記載している。

反別，石高については緒言にかなり詳細な注記がある。

なお，当時の反別石高調査は，内務省地理寮によるものと大蔵省租税寮によるものともくわしいが，これについては別の機会に詳細に検討したいと考えているのでここではとりあえず総理府統計局図書館に所蔵されている，以下の稿本をあげるにとどめておきたい。

「反別坪数 明治五年六年比較調帳 内務省地理寮 編 明治8年」

「賦税地田畑反別其外諸引仕訳帳 内務省 編 明治6年」

「全国反別石高総計 内務省地理寮 編 明治6年（太政官会計部写 明治7年）」

「反別比較一覧表 明治六年一七年 内務省地理寮 編 明治9年」

「全国反別調 明治七年 内務省地理寮 編 明治8年」

「国限賦税地田畑反別調 明治六年一八年 編者未詳 明治9年」

「全国田畑山野荒地其他増減表 編者未詳 明治10年」

14 大蔵卿年報書 第1回～第8回 大蔵省 編 明治9年～17年

- (1) 大蔵卿第一回年報書 明治八年従一月至六月 大蔵省 編 明治9年 16, 3, 97 p.
(総) (内) (図)
- (2) 大蔵卿第一回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の1) 所収
- (3) 大蔵卿第二回年報書 自明治八年七月至同九年六月 大蔵省 編 明治10年 54, 4, 95 p.
(総) (図)
- (4) 大蔵卿第二回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の1) 所収
- (5) 大蔵卿第三回年報書 自明治九年七月至同十年六月 大蔵省 編 明治11年 64, 4, 83 p.
(総) (内)
- (6) 大蔵卿第三回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の1) 所収
- (7) 大蔵卿第四回年報書 自明治十年七月至同十一年六月 大蔵省 編 明治13年 74, 4, 83 p.
(総) (図)
- (8) 大蔵卿第四回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の2) 所収
- (9) 大蔵卿第五回年報書 自明治十一年七月至同十二年六月 大蔵省 編 明治13年 105, 4, 69 p.
(総) (内) (図)
- (10) 大蔵卿第五回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の2) 所収
- (11) 大蔵卿第六回年報書 自明治十二年七月至同十三年六月 大蔵省 編 明治14年 130, 4, 74 p.
(総) (図)
- (12) 大蔵卿第六回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の3) 所収
- (13) 大蔵卿第七回年報書 自明治十三年七月至同十四年六月 大蔵省 編 明治15年 139, 5, 78 p.
(総) (内) (セ・覆)
- (14) 大蔵卿第七回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の3) 所収
- (15) 大蔵卿第八回年報書 自明治十四年七月至同十五年六月 大蔵省 編 明治17年 187 p.
(総) (内) (セ・覆)
- (16) 大蔵卿第八回年報書 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料 別冊23の4) 所収

統計内容注記

1) 大蔵卿第一回年報書

調査対象年 明治8年1月～6月

内容細目

〔記事〕

〔明治8年1月1日より6月30日に至る上半年間諸収入現計表〕(常用収入の部<地租及地券税, 海関税, 等, 常用収入通計>, 準備収入の部<官工収入, 諸延納, 等, 準備収入通計>, 収入総計, 1月1日<常用越高, 準備越高>)

〔明治8年1月1日より6月30日に至る上半年間諸支出現計表〕(常用支出の部<各官省, 陸海軍省, 等, 通計, 仮出重複及交換差, 常用支出合計>, 準備支出の部<内外国債元利, 官工費, 等, 通計, 仮出重複及交換差, 準備支出合計>, 支出総計, 6月30日<常用残贏金, 準備残贏金>)

〔明治8年7月1日より同9年6月30日に至る第1会計年間諸収入予算表〕(常用歳入の部<地租及地券税, 海関税, 等>, 準備歳入の部<造幣収入, 地所拝借料其外, 等, 通計, 奉還禄常用より繰込, 国債支消の為常用より繰込, 準備合計>)

〔明治8年7月1日より同9年6月30日に至る第1会計年間諸支出予算表〕(常用歳出の部<各官省, 陸海軍, 等, 通計, 奉還禄準備へ繰入, 国債支消の為準備

へ繰入, 常用合計>, 準備歳出の部<内国債元利, 外国債元利, 等, 通計>, 歳出総計, 9年6月30日残贏金)

計表

第1号 明治8年1月1日より6月30日に至る上半年間伝票を以て収入せし金額内訳現計表: 常用の部(収目: 地租及地券税, 海関税, 等, 常用通計) 準備の部(鉱山収入, 汽車収入, 等, 準備より挿入, 準備通計, 常用準備収入合計, 1月1日常用越高, 同準備越高)

第2号 明治8年1月1日より6月30日に至る上半年間伝票を以て支出せし金額内訳現計表: 常用の部(費目: 太政官, 外務省, 等, 準備へ挿入, 常用通計, 仮出重複及交換差, 常用合計) 準備の部(内国債元利, 外国債元利, 等, 準備通計, 仮出重複及交換差, 常用準備総計, 6月30日常用残贏金, 同準備残贏金)

第3号 自明治8年7月1日至明治9年6月30日第1会計年間歳入予算表(地租及地券税, 海関税, 等, 常用歳入通計, 造幣に関する収入, 地所拝借料其外, 等, 準備歳入通計, 奉還禄常用より繰込, 国債支消の為常用より繰込, 準備歳入合計, 常用準備歳入総計)

第4号 自明治8年7月1日至明治9年6月30日第1会計年間歳出予算表(太政官, 外務省, 等, 歳出通計, 奉還禄準備へ繰入, 国債支消の為準備へ繰入, 常用

歳出合計、内国債元利、外国債元利、等、準備歳出通計、常用準備歳出總計、9年6月30日常用殘贏金、同準備殘贏金)

第5号 明治8年7月1日より9月30日に至る初1季収入現計表：〔常用の部〕(表頭 地租、地券税、等、収入通計、交換、常用合計；表側 金、1円銀、洋銀、米) 〔準備の部〕(表頭 7月1日越高、造幣に関する収入、等、仮入及計算重複の高、収入通計、交換、準備合計；表側 金、1円銀、同端錢通貨、洋金、洋銀、汐入洋銀、証書米)

第6号 明治8年7月1日より9月30日に至る初1季支出現計表：〔常用の部〕(表頭 正院、元老院、等、支出通計、交換、常用合計；表側 同前々表) 〔準備の部〕(表頭 内国債元利、造幣寮、等、仮出及計算重複の高、支出通計、交換、準備合計、常用翌月へ越高、準備翌月へ越高；表側 同前々表)

第7号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る第1会計年間諸税の収入予算表(表頭 地租地券税<金、洋銀、等>、海關稅<金>、等；表側 5~7年延納額、8年自1月至6月延納額、第1会計年分収入額)

第8号 明治8年6月30日各種紙幣流通高内訳表 第1表(表頭 太政官札、民部省札、等；表側 本年6月30日現流通高) 第2表(表頭 旧藩旗下札散失高、新紙幣一時繰替高；表側 同前表)

第9号 明治8年1月1日より6月30日に至る紙幣増減表(表頭 太政官札、民部省札、等、總計、差引発行過額；表側 引揚額、發行額、等)

第10号 明治8年6月30日内外国債未償高内訳表(表頭 旧公債、新公債、等；表側 未償高、1ヶ年利子、償却すべき期限)

第11号 明治8年1月1日より同6月30日迄内外國債増減内訳表(表頭 旧公債、新公債、等、總計、差引発行過額；表側 減少額、發行額、等)

第12号 明治8年6月30日諸貸付金未納高内訳表(石高割貸附・旧藩々貸附・等<金、米>)

第13号 明治8年上半年間貸附金穀増減内訳表(表頭 石高割貸附、旧藩々貸附、等；表側 8年1月1日未納高、上半年間貸附及追加高、等<内錢または石斗>)

第14号 自慶応3年12月至明治7年12月7週年間歳入統計表：第1表(表頭 歳首歳入越高、地租及雑科、等、仮入重複及交換等の差；表側 第1周年自慶応3年丁卯12月至明治元年戊辰12月、第2周年自明治2年1月至同年9月、第3周年自明治2年10月至同3年9月、第4周年自明治3年10月至同4年9月、第5周年自明治4年10月至同5年12月、第6周年自明治6年1月至同年12月) 第2表(表頭 歳首常用越高、同準備越高、等、通計、仮入重複及交換等の差、常用合計、官工収入、造幣収入、等、通計、仮入重複及交換の差、準備合計；表側 第7周年明治7年1月より同年12月に至る)

第15号 自慶応3年12月至明治7年12月7週年間歳出統計表：第1表(表頭 各官省、陸海軍、等、仮出重複及交換時の差、通計、歳末殘贏金；表側 同前々表) 第2表(表頭 各官省、陸海軍、等、常用歳出通計、内国債元利、外国債元利、等、準備歳出通計、歳末常用殘贏金、歳末準備殘贏金；表側 同前々表)

第16号 慶応3年丁卯12月より明治元年戊辰12月に至る歳入歳出内訳表：歳入之部(地租及雑科、海關稅、

等) 歳出之部(會計官、外国官、等、仮出重複及交換等の差、合計、歳末殘贏金)

第16号続 明治2年己巳正月より同年9月に至る歳入出内訳表：歳入之部(租稅及雑科、海關稅、等、合計、歳入越高) 歳出之部(太政官行政官、外国事務局外国館外務省、等、仮出重複及交換等の差、合計、歳末殘贏金)

第16号続 明治2年己巳10月より同3年庚午9月に至る歳入出内訳表：歳入之部(同前々表) 歳出之部(太政官、神祇官、等、仮出重複及交換等の差、合計、歳末殘贏金)

第16号続 明治3年庚午10月より同4年辛未9月に至る歳入出内訳表：歳入之部(同前々表) 歳出之部(同前々表)

第16号続 明治4年辛未10月より同5年壬申12月に至る歳入出内訳表：歳入之部(同前々表) 歳出之部(太政官、神祇教部省、等、合計、歳末殘贏金)

第16号続 明治6年癸酉1月より同年12月に至る歳入出内訳表：歳入之部(同前々表) 歳出之部(太政官、外務省、等、仮出重複及交換等の差、合計、歳末殘贏金)

第16号続 明治7年1月1日より同12月31日に至る1年間歳入出内訳表：歳入之部(地租及地券稅、海關稅、等、通計、仮入重複及交換等の差、常用歳入合計、汽車電信収入、鉦山製作収入、等、通計、仮入重複及交換等の差、準備歳入合計、歳入合計、常用越高、準備越高、總計) 歳出之部(太政官、外務省、等、常用歳出合計、内国債元利、外国債元利、等、準備歳出合計、歳出合計、歳末常用殘贏金、歳末準備殘贏金、總計)

第17号 明治元年より同8年上半年に至る迄各種紙幣の発行及び引揚高統計表(発行・引揚<太政官札、民部省札、等>、差引発行過額、流通高より多き事)

第18号 明治元年1月1日より同8年6月30日に至る毎歲各種紙幣発行併に引揚高統計表(表頭 発行高・引揚高<太政官札、民部省札、等；表側 元年~8年) 別表(発行總計、引揚總計、差引発行過額)

第19号 明治元年より同8年上半年に至る毎歲結尾紙幣流通高統計表(元年~7年、8年6月30日)

第20号 明治3年より同8年上半年に至る内外國債増減統計表(表頭 3~7年、8年上半年；表側 發行額、減少額、發行過)

第21号 明治3年より同8年上半年に至る毎歲結尾内外國債未償高表(3~7年、8年6月30日)

第22号 明治3年より同8年上半年に至る毎年内外國債元利償却表(表頭 3~8年<内、外>；表側 元金、利金)

第23号 明治元年より同8年上半年に至る毎歲結尾貸附金未納高統計表(元年~6年<米>、7年・8年6月30日<金、米>)

第24号 明治4年より同8年上半年に至る毎歲貨幣鑄造額区分總計表(表頭 4~7年、8年6月30日迄；表側 金貨、銀貨、銅貨)

第25号 明治6年下半年より明治8年上半年即6月30日に至る銀行紙幣増減表(表頭 交付高、流通高、手許有高；表側 6~8年<銀行紙幣>) 別表 明治7年下半年より明治8年上半年即6月30日に至る洋銀券増減表(表頭 交付高、見本納、流通高、手許有高；表側 7年下半年・8年上半年<洋銀券>)

第26号 明治8年6月30日本省併各寮官吏現員表(表頭 等級:1~15等官,等外,御雇;表側 本省,各寮) 別表(勅任官,奏任官,判任官,等外,御雇)
第27号 明治8年1月1日より6月30日に至る諸経費計表(常費の部・国費の部・臨時費の部<本省,造幣寮,等>)

大蔵卿第1回年報書正誤

(3) 大蔵卿第二回年報書

調査対象年 明治8年7月~9年6月

内容細目

〔記事〕

〔明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計1週年間常用甲乙部及び準備歳入現計表〕(海関税,地稅,等,歳入通計,8年7月1日越高)

〔明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計1週年間常用甲乙部及び準備歳出現計表〕(官院及各省局,陸海軍省及兵器軍艦買上代,等,歳出通計,仮出過額,9年6月30日残贏金)

〔明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間歳入歳出予算表〕:歳入の部(海関税,地稅,等) 歳出の部(帝室及皇族,官院省局,等)

国債増減の事〔記事〕

準備金増減の事〔記事〕

紙幣の流通交換及び製造の事〔記事〕

貨幣鑄造の事〔記事〕

輸出入貿易の事:〔記事〕

〔明治元年より同9年6月に至る各年間輸出入物品原価比較増減表〕(表頭 元年~7年,8年上半年,9年6月に終る会計年;表側 輸出,輸入,輸出増減) 〔輸出入物品の巨価なるもの〕(輸出の部<茶,生糸,等22品目>,輸入の部<縮緬吳呂其他吳呂類,羅紗其他毛製品,等35品目>)

〔輸出入物品の巨価なるもの明治7年と比較増減表〕

:輸出の部(本会計年分増加額<寒天,椎茸,等10品目>,本会計年分減少額<茶,生糸,等14品目>,差引減少実額) 輸入の部(本会計年分増加額<縮緬吳呂其他吳呂類,羅紗其他毛製品,等28品目>,本会計年分減少額<木綿糸,諸金巾,等8品目>,差引増加実額)

収税及び貨幣の入出(本年度中輸出税,7年中輸出税,本年度分増加,本年度中輸入税,等)

計表

第1号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計年間常用甲乙部及び準備の歳入内訳現計表(海関税,地稅,等,歳入通計,8年7月1日越高)

第2号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計年間常用甲乙部及び準備の歳出内訳現計表(太政官,元老院,等,歳出通計,仮出過額,9年6月30日残贏金)

第3号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし乙亥甲部の金額内訳現計表:歳入の部(収目:海関税,地稅,等,通計,仮入過額,歳入総計) 歳出の部(費目:太政官,元老院,等,奉還禄準備へ繰入,通計,9年6月30日残贏金)

第4号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし乙亥乙部の金額内訳現計表:歳入の部(海関税,地稅,等,歳入通計,8年7月1日越高,総計) 歳出の部(費目:海軍省,

教部省,等,通計,仮出過額,合計,9年6月30日残贏金,総計)

第5号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし準備金内訳現計表:歳入の部(造幣に関する収入,官地貸下料其外,等,歳入通計,8年7月1日越高) 歳出の部(内国債元利,外国債元利,等,歳出通計,仮出過額,9年6月30日残贏金,総計)

第6号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計年間常用準備歳入予算表(海関税,地稅,等,常用歳入通計,造幣寮収入,官物払代及貸下料,雑収入,諸返納,準備歳入通計,常用より繰入,準備歳入合計,常用準備歳入総計)

第7号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計年間常用準備歳出予算表(帝室及皇族,太政官,等,常用歳出通計,準備へ繰入,常用歳出合計,内国債元利,外国債元利,造幣寮,雑出,準備歳出通計,常用準備歳出総計)

第8号 明治9年7月1日より同9月30日に至る初1季間甲乙兩部に於て収入せし常用準備現計表(表頭 海関税,地稅,等,常用通計,造幣に関する収入,鉄道売却年賦金,等,還禄資金常用より受入,仮入過額,準備通計,常用準備合計,9年7月1日<常用越高,準備越高>;表側 9年6月に終る会計年分,10年6月に終る会計年分)

第9号 明治9年7月1日より同9月30日に至る初1季度甲乙兩部に於て支出せし常用準備現計表(表頭 帝室用度,太政官,等,還禄資金準備へ挿入,仮出過額,常用通計,内国債元利,造幣寮経費,等,仮出過額,準備通計,常用準備合計,9年9月30日<常用残金,準備残金>,総計;表側 同前表)

第10号 明治9年7月より同10年6月に至る会計年間諸税延納及び収入予算表(表頭 海関税,地稅,等;表側 9年6月に終る会計年及び其已前,10年6月に終る会計年)

第11号 明治9年6月30日各種紙幣流通高内訳表(同前年同表)

第12号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計年間各種紙幣増減表(同前年同表)

第13号 明治9年6月30日内外国債未償高内訳表(同前年同表)

第14号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計年間内外国債増減内訳表(同前年同表)

第15号 明治9年6月30日諸貸付金未納高内訳表(石高割貸附,旧藩貸附,準備貸附,6年己前の貸附,7年己後の貸附)

第16号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計年間貸付金殺増減内訳表(表頭 石高割貸付,旧藩貸付,等;表側 8年7月1日未納越高,1週年間貸付及び増加高,1週年間返納及び官損高,9年6月30日未納高)

第17号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る1週年間貨幣鑄造高表(金貨,貿易銀,補助銀貨,銅貨)

第18号 慶応3年丁卯12月より明治元年戊辰12月に至る歳入歳出内訳表(同前年同表)

前号の続 明治2年己巳正月より同年9月に至る歳入出内訳表(同前年同表)

前号の続 明治2年己巳10月より同3年庚午9月に至る

る歳入出内訳表（同前年同表）

前号の続 明治3年庚午10月より同4年辛未9月に至る歳入出内訳表（同前年同表）

前号の続 明治4年辛未10月より同5年壬申12月に至る歳入出内訳表（同前年同表）

前号の続 明治6年癸酉1月より同年12月に至る歳入出内訳表（同前年同表）

前号の続 明治7年1月より同年12月に至る歳入出内訳表（同前年同表）

前号の続 明治8年1月より同年6月に至る収支内訳表：収入之部（地租及地券税、海關税、等、常用収入合計、鉱山汽車収入、電信製作収入、等、常用より挿入、準備収入合計、収入合計、1月1日＜常用越高、準備越高＞）支出之部（太政官、外務省、等、準備に払出、通計、仮出重複及交換等の差、常用支出合計、内外国債元利、工部省官工費、等、通計、仮出重複及交換等の差、準備支出合計、6月30日＜常用残贏金、準備残贏金＞）

第19号 明治元年より同9年上半年に至る迄各種紙幣の発行及び引揚高統計表（同前年同表）

第20号 明治元年より同9年6月に至る迄各種紙幣發行併に引揚高統計内訳表（表頭 同前年同表；表側 自明治元年同4年迄、5～7年、8年上半年、8年7月より9年6月会計年間）〔発行過額内訳表〕（9年6月30日流通高、国債寮へ一時繰替高、等）

第21号 明治元年より明治9年上半年に至る毎歳決算結尾紙幣流通高統計表（元年～7年、8年6月30日、9年6月30日）

第22号 明治3年より同9年上半年に至る内外国債増減統計表（表頭 3～7年、8年上半年、8年7月より9年6月に至る1週年；表側 同前年同表）

第23号 明治3年より同9年上半年に至る毎歳結尾内外国債未償高表（3～7年、8年6月30日、9年6月30日）

第24号 明治3年より同9年上半年に至る毎歳内外国債元利償却表（表頭 3～7年・8年上半年・8年7月より同9年6月に至る1周年＜内、外＞；表側 同前年同表）

第25号 明治元年より同9年上半年に至る毎歳結尾貸附金未納高統計表（元年～7年、8年6月30日、9年6月30日）

第26号 創業より明治9年6月30日に至る毎歳各種貨幣鑄造額統計表（表頭 創業より明治4年中、5～7年中、8年上半年、9年6月に終る会計年中；表側 金貨、貿易1円銀、等）

第27号 明治6年己未銀行紙幣増減表 その1 明治6年下半年より明治9年上半年即ち6月30日に至る銀行紙幣平均増減表（表頭 同前年同表；表側 6～7年、8年上半年、8年下半年、9年上半年）その2 明治7年下半年より明治9年上半年即ち6月30日に至る洋銀券増減表（表頭 交付高、見本納、紙幣寮へ預り高平均、流通高、手許有金；表側 7年、8年上半年、8年下半年、9年上半年）

第28号 明治9年6月30日本省併各寮官吏現員表（同前年同表） 別表（同前年同表）

第29号 明治8年7月1日より同9年6月30日に至る会計年間諸経費内訳表：定額常費の部（本省、租税寮、等） 額外常費の部（本省、造幣寮、等） 臨時費の部（本省、横浜税関）

(5) 大蔵卿第三回年報書

調査対象年 明治9年7月～同10年6月

内容細目

第1 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る1週年間伝票を以て収支せし現金の統計：〔記事〕

〔歳入出現計表〕（8年6月以前に属する歳入、9年6月以前に属する歳入、等、合計、本会計年間仮入、等、総計、8年6月以前に属する歳出、9年6月以前に属する歳出、等、合計、10年6月30日残贏金）

第2 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る1週年間歳入歳出の予算：〔記事〕

〔歳入出予算表〕（第1種税、第2種税、等、歳入総計、帝室及皇族、官省院使局、等、歳出総計）

第3 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間内外国債増減の計算：〔記事〕

〔内外国債増減表〕（9年7月1日未償額、本会計年間増加額、等）

第4 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間紙幣増減の計算：〔記事〕

第1表（9年7月1日流通高、10年6月30日流通額）

第2表〔本会計年首の流通額と其年末の流通額と比較表〕（新紙幣発行高、旧紙幣増加高、小計、旧紙幣交換引揚高、損傷新紙幣交換引揚高、等、小計、差引減少高）

第3表〔新紙幣製造総数及び其仕払等10年6月30日に於る各科目別計算表〕（製造せし総数、10年6月30日流通高、同日迄損傷札交換及び引揚高、等）

第5 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計年間準備金増減の計算：〔記事〕

第1表（9年7月1日所有高、本会計年間増加高、等）

第2表〔6月30日に於る現金の保存及び運転計算表〕（10年6月30日現在金、地金銀洋金銀及び抵当貨幣、等）

第6 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計年間貸付金増減の計算：〔記事〕

〔本年度貸付金表〕（9年7月1日貸在高、本会計年間貸付高、等）

第7 秩禄増減の事：〔記事〕

第1表（明治6年3月総高＜米、金、銭＞、6年中増減・7年中増減・等＜増高・減高・等＜米、金＞＞）

第2表〔金禄に属する所の種族別表〕（表頭 皇族、華族、等；表側 員数、金額）

第3表〔10年6月30日に於る奉還資金及び秩禄公債証書下付表〕（7～8年分＜現金、証書＞）

第8 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間造幣局報告の抜萃：〔記事〕

第1表（本会計年間接受せし金塊、本会計年間接受せし銀塊）

第2表〔本位地金と為したる其所属及び量数〕（金の部・銀の部＜日本政府の分、内国人の分、外国人の分＞）

第3表〔本会計年間鑄造せし貨幣の枚数及び金額〕（表頭 金貨、貿易銀、等；表側 枚数、金額）

第4表〔鑄造高前会計年比較表〕（金貨、貿易銀、等）

第9 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間各港貿易の事：〔記事〕

第1表（輸出品原価、輸入品原価）

第2表〔主要なる輸出入貨物表〕（輸出の部＜生糸、茶、等20品目＞、輸入の部＜木綿糸、金巾類、等28品

目>)

第3表〔輸出入物品前年比較増減表〕(輸出の部<本年度分増加額<生糸, 蚕卵紙, 等11品目>, 本年度分減少額<茶, 乾魚乾貝, 等11品目>, 差引増加実額>, 輸入の部<本年度分増加額<木綿糸, 金巾類, 等14品目>, 本年度分減少額<縮緬呂呂其他呂呂類, 砂糖, 等16品目>, 差引増加実額>)

輸出の概況 輸入の概況〔以上記事〕

貨幣の入出:〔記事〕

第1表〔本年度中輸出高, 前年度中輸出高, 本年度減少, 本年度中輸入高, 前年度中輸入高, 本年度増加〕

第2表 各港収税〔本年度中輸出税, 前年度中輸出税, 本年度増加, 本年度中輸入税, 前年度中輸入税, 本年度増加〕

第10 国立銀行の事:〔記事〕

第1表〔本会計年間創立を出願し其開業免状を下付し及び其創立を認可せし銀行併に資本金〕(東京第1国立銀行, 横浜第2国立銀行, 等)

第2表〔本年度中新に開業免状を下付せし銀行併に資本金〕(東京第3国立銀行, 福島第6国立銀行, 等)

第3表〔本年度中創立を許可せし銀行併に資本金〕(熊本第9国立銀行, 金沢第12国立銀行, 等)

第11 大蔵省中事務の概況:〔記事〕

〔本年度中当省官吏及び給料其他諸経費の前年比較増減表〕(9年6月30日官吏現員, 勅任官, 奏任官, 等, 10年6月30日官吏現員, 勅任官, 奏任官, 等)

計表

第1号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし9年度に属する金額内訳表:歳入之部(海關税, 地稅, 等, 通計, 仮入過額) 歳出之部(帝室及皇族, 太政官, 等, 通計, 10年6月30日残贏金)

第2号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし第2類準備9年度に属する金額内訳表:歳入之部(造幣局收入, 官有物払下代, 等, 通計, 仮入過額) 歳出之部(費目:内國債元利, 外國債元利, 等, 通計, 翌年へ越高)

第3号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし8年度に属する金額内訳表:歳入之部(海關税, 地稅, 等, 通計, 9年7月1日越高) 歳出之部(太政官, 外務省, 等, 奉還諸禄準備へ繰入, 國債支消の爲め準備へ繰入, 通計, 仮出過額, 6月30日残贏金)

第4号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし第2類準備8年度及び其已前に属する金額内訳表:歳入之部(造幣に關する收入, 官地貸下料其外, 等, 通計, 9年7月1日越高) 歳出之部(外國債元利, 秩祿奉還賜金, 等, 通計, 仮出過額, 10年6月30日残贏金)

第5号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし8年6月已前に属する金額内訳表:歳入之部(海關税, 地稅, 等, 歳入通計, 仮入過額, 9年7月1日越高) 歳出之部(太政官, 海軍省, 等, 歳出通計, 10年6月30日残贏金)

第6号 明治10年7月より同11年6月に至る会計年間歳入歳出予算表:歳入之部(海關税, 地稅, 等, 歳入總計) 歳出之部(内國債元利, 外國債元利, 等, 通計, 予備, 歳出總計)

第7号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る

会計年予算現計比較増減表:歳入之部(表頭 海關税, 地稅, 等, 通計, 差引減額;表側 予算額, 実収額, 増額, 減額) 歳出之部(表頭 帝室及皇族, 太政官, 等, 通計, 差引減額;表側 同前表)〔本年度間現収支景況一覽表〕(歳入通計, 仮入額, 歳出通計, 九州地方賊徒征討費, 差引6月30日現在額)

第8号 明治10年6月30日各種紙幣流通高内訳表(旧紙幣<太政官札, 民部省札, 旧藩県旗下札>, 通計, 新紙幣<100円札, 50円札, 等>, 通計, 總計)

第9号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計年間各種紙幣増減表(表頭 同前年同表;表側 9年7月流通額, 本年間発行額, 同交換引揚額, 同散失額, 10年6月流通額)

第10号 明治元年より同10年6月に至る迄各種紙幣発行及び引揚統計表(同前年第19号表)

第11号 明治元年より同10年6月に至る各種紙幣発行及び引揚高統計内訳表(表頭 同前年第20号表;表側 自明治元年至同8年6月, 9年6月に終る会計年, 10年6月に終る会計年)

〔発行過額内訳表〕(10年6月30日流通高, 國債局へ一時繰替渡高, 交換基として新紙幣各所渡高, 旧紙幣散失高)

第12号 明治元年より同10年6月に至る毎歲結尾各種紙幣流通高總計表(元年~7年, 8年6月30日, 9年6月30日, 10年6月30日)

第13号 明治10年6月30日内外國債未償額内訳表(同前年同表)

第14号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計年間内外國債増減内訳表(表頭 同前年同表;表側 減少額, 発行額, 減少過)

第15号 明治3年より同10年6月に至る各年度間内外國債増減統計表(表頭 3~7年, 8年上半年, 9年6月に終る会計年, 明治10年6月に終る会計年, 總計, 差引発行過額;表側 発行額, 減少額, 発行過, 減少過)

第16号 明治3年より同10年6月に至る毎歲結尾内外國債未償高表(3~7年, 8年6月30日, 9年6月30日, 10年6月30日)

第17号 明治3年より同10年6月に至る毎歲内外國債元利償却表(表頭 明治3~7年・8年上半年・9年6月に終る会計年・10年6月に終る会計年<内, 外>;表側 元金, 利金)

第18号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る会計年間諸貸附金増減内訳表(表頭 9年7月1日越高, 本年間貸渡高, 本年間追加高, 合計, 本年間返納高, 本年間官損高, 10年6月30日未納高;表側 石高割貸附, 旧藩貸附, 6年以前貸附, 7年以後貸附)

第19号 明治元年より同10年6月に至る毎歲結尾貸附金未納高統計表(元年~7年, 8年6月30日, 9年6月30日, 10年6月30日)

第20号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る1週年間鑄造貨幣内訳表(金貨<20円, 10円, 等>, 銀貨<貿易銀, 50銭, 等>, 銅貨<2銭, 1銭, 等>)

第21号 創業より明治10年6月30日に至る毎歲各種貨幣鑄造額總計表(表頭 創業より4年中, 5~7年中, 8年上半年, 9年6月に終る会計年中, 10年6月に終る会計年中)

第22号 明治10年6月30日各国立銀行一覽表 第1表(表頭 第1国立銀行, 第2国立銀行, 等;表側 資

本金高、開業免状下付年月、本店地名）第2表（9年12月31日迄銀行紙幣交付高、9年12月31日に於ての同流通高、10年6月30日迄銀行紙幣交付高、10年6月30日に於ての同流通高）

第23号 明治7年12月より同10年6月に至る毎半期各国立銀行資本金割賦金比例表（表頭 第1国立銀行、第2国立銀行、等、平均；表側 7年12月31日100円に付～10年6月30日100円に付）

第24号 明治7年12月より同10年6月に至る毎半期各国立銀行資本金及び積立金と純益金と対照比例表（同前表）

第25号 明治7年より同10年に至る毎6月30日各国立銀行實際報告合計表（表頭 借＜政府より借＜御用預金、御用振出手形、等＞、人民より借＜流通紙幣、定期預金、等＞等、補正勘定、損益勘定、等＞、貸＜政府へ貸＜紙幣当公債証書、諸公債証書、等＞、人民へ貸＜貸附金、期限過貸附金、等＞等、補正勘定、損益勘定、等、金銀有高＞；表側 明治7年6月30日＜3箇の国立銀行＞、8年6月30日＜4箇の国立銀行＞、等）

第26号 第1表 慶応3年12月より明治元年12月に至る歳入出決算表：歳入之部（地稅、海關稅、等、通常歳入、紙幣發行、臨時借入、等、例外歳入、殘贏）歳出之部（官院各省局、陸軍費、等、通常歳出、旧藩債及臨時借入金返償、工業費、等、例外歳出）

第2表 明治2年正月より同年9月に至る歳入出決算表（同前表）

第3表 明治2年10月より同3年9月に至る歳入出決算表（同前表）

第4表 明治3年10月より同4年9月に至る歳入出決算表（同前表）

第5表 明治4年10月より同5年12月に至る歳入出決算表（同前表）

第6表 明治6年1月より同年12月に至る歳入出決算表（同前表）

第7表 明治7年1月より同年12月に至る歳入出決算表（同前表）

第8表 明治8年1月より同年6月に至る歳入出決算表（同前年同表）

第27号 明治10年6月30日本省併各局官吏現員表（表頭 1～17等官、等外、御用掛、御雇；表側 本省、各局）別表（同前年同表）

第28号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る會計1週年間大蔵省官吏給料統計表（表頭 勅任官、奏任官、等；表側 人員、金額）

第29号 明治9年中本省及び各寮官吏事務勲勵賞与金支給表（表頭 本省、租稅寮、等；表側 人員、金額）

第30号 明治10年6月30日御雇外国人現員表（表頭 外国名別＜人名＜職務（地位）＞＞；表側 月給、雇期）別表1（人員＜現員、前年比較＞）別表2（給料＜現員給料及諸費、解約人給料及諸費、前年比較＞）

第31号 明治9年7月1日より同10年6月30日に至る會計年間諸經費内訳表（表頭 本省、租稅局、等；表側 定額常費、額外常費）別表〔造幣紙幣兩局營業諸費〕（造幣局・紙幣局＜諸収入高、營業諸費、差引収入過＞）

(7) 大蔵卿第四回年報書

調査対象年 明治10年7月～同11年6月

内容細目

第1 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る1週年間伝票を以て収支せし現金の總計：〔記事〕

第1表〔本年度間に収支せし各年度歳入出統計表〕

（本會計年度に属する歳入、9年度に属する歳入、等、合計、10年7月1日越高、總計、本會計年度に属する歳出、9年度に属する歳出、等、合計、本會計年間仮出、11年6月30日現在金、等）

第2表〔本年度に属する歳入出現計表〕（本年度に属する歳入＜第1種稅、第2種稅、等、合計、仮入過額＞、本年度に属する歳出＜國債元利、帝室及皇族、等、合計、11年6月30日現在金＞）

第3表〔9年度に属する歳入出を本年度間に収支せし金額表〕（9年度に属する歳入＜第1種稅、第2種稅、等、合計、10年7月1日越高＞、9年度に属する歳出＜國債元利、官省院使局、等、合計、仮出過額、11年6月30日現在金＞）

第4表〔8年度に属する歳入出を本年度間に収支せし金額表〕（8年度に属する歳入＜諸稅、官工收入、等、合計、10年7月1日越高＞、8年度に属する歳出＜國債元利、官庁及神社、等、合計、仮出過額、決算殘金準備へ送入＞）

第5表〔8年6月已前に属する歳入出を本年度間に収支せしもの〕（8年6月已前に属する歳入＜諸稅、官所有物所属收入、等、合計、仮入過額、10年7月1日越高＞、8年6月已前に属する歳出＜官庁、諸祿、等、合計、決算殘金準備へ送入＞）

第6表〔9年度に属する歳入出の11年6月30日に至るまでに収支せし予算実額表〕：歳入の部（表頭 第1種稅、第2種稅、等、合計、仮入過額；表側 予算額、実収額）歳出の部（表頭 國債元利、帝室及皇族、等、合計、11年6月30日現在金；表側 予算額、実出額）

第7表〔11年7月已後鎖閉期迄の収支表〕（諸稅、諸收入、等、通計、各官庁經費、諸經費、等、通計、差引殘金）

第8表〔10年2月より11年6月に至る九州地方賊徒征討費の現支給金額表〕（準備金より借入、国立銀行より借入、等、合計、各官省、陸軍省、等、合計、11年6月30日現在金）

第9表〔11年10月に至るまでの征討費決算表〕（11年7月已降臨時借入金、仕払殘金返納、等、合計、準備より借入金返償、差引決算殘金）

第2 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る1週年間歳入歳出の予算（歳入の部＜第1種稅、第2種稅、等、歳入總計、起業公債＞、歳出の部＜國債元利償還、帝室及皇族、等、歳出總計、起業費＞）

第3 諸稅收入の概況〔記事〕

第4 内外國債増減の計算：〔記事〕

第1表（10年7月1日未償額、本會計年間増加額、本會計年間減少額、11年6月30日未償額）

第2表〔右増減計算表〕（金祿公債、臨時借入金、等、増加合計、旧公債償還、外国新公債償還、等、減少合計）

第3表〔本年度間に支出せし内外債の利金及新旧公債の一時現金渡表〕（内國債利金、金祿公債利金、等）紙幣の増減：〔記事〕

第1表（10年7月1日流通高、本會計年間増加高、本會計年間減少額、11年6月30日流通高）

第2表〔右増減計算表〕（交換準備札発行高、旧紙幣及損傷札交換の爲め発行高、増加合計、旧紙幣交換高、損傷札交換高、等、減少合計、差引流通増加実額）

第5 準備金増減の計算：〔記事〕

第1表（10年7月1日所有額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、11年6月30日所有額）

第2表〔右増減計算表〕（8年度の決算残金、8年6月己前の決算残金、等、増加合計、公債証書及紙幣製造費、貨幣地金運搬費及売買手数料、等、減少合計）

第3表〔準備金運用実況表〕（11年6月30日現在、地金洋金銀抵当貨幣、等）

第4表〔各官庁又は銀行等より借入又は預り金員表〕（有利子借入及預り金、無利子借入及預り金、等）

貸付金の増減：〔記事〕

第1表（10年7月1日貸在高、本会計年間増加高、本会計年間減少高、11年6月30日貸在高）

第2表〔右増減計算表〕（本会計年間貸付高、本会計年間追加高、合計、本会計年間返納高、本会計年間官損高）

第3表〔11年6月30日貸在高の使用概況表〕（罹災の救貸、製絲織工、等）

第6 貨幣鑄造の事：〔記事〕

第1表（本会計年間接受せし金塊、本会計年間接受せし銀塊）

第2表〔本位地金と爲したる其所属及び量数〕（金の部・銀の部＜政府の分、人民の分＞）

第3表〔本年度間鑄造せし各種貨幣の枚数及金額〕（表頭 金貨、貿易銀、等；表側 枚数、金額）

第4表〔造幣場建設已来11年6月30日まで発行せし貨幣の種類概別表〕（金貨、貿易銀貨、等）

第7 各港貿易の事：〔記事〕

第1表（輸出品原価総額、輸入品原価総額）

第2表〔本年度間各港輸出入重要物品表〕（輸出の部＜生絲、米、等20品目＞、輸入の部＜木綿絲、縮緬吳呂類、等29品目＞）

第3表〔輸出入物品前年比較増減表〕（輸出の部＜本年度分増加額＜米、麦、等15品目＞、本年度分減少額＜生絲、蚕卵紙、等＞、差引減少実額＞、輸入の部＜本年度分増加額＜木綿絲、石炭油、等24品目＞、本年度分減少額＜諸金巾、縮緬吳呂類、等7品目＞、差引増加実額＞）

輸出の概況：〔記事〕

〔製茶の量数元価に就き3週年比較表〕（表頭 8～10年度；表側 量数、元価、毎1斤平均）

輸入の概況〔記事〕

貨幣の入出：〔記事〕

〔貨幣入出表〕（本年度間輸出額、前年度間輸出額、本年度増加、本年度間輸入額、前年度間輸入額、本年度減少）

第2表 各港収税：〔記事〕〔収税表〕（同前年同表）

第8 国立銀行の事〔記事〕

第9 大蔵省庶務の要計：〔記事〕

〔本年度間当省官吏現員増減比較表〕（表頭 勅任官、奏任官、等；表側・10年6月30日、11年6月30日）

計表

第1号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし常用準備10年度に属する金額内訳表：歳入之部（第1種税＜海關稅＞、第

2種税＜地稅、官祿稅＞、等、合計、仮入過額、總計）歳出之部（國債償還＜内國債元金、同利金＞、帝室及皇族、等、合計、11年6月30日残贏金、總計）

第2号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せる常用準備9年度に属する金額内訳表：歳入之部（第1種税＜海關稅＞、第2種税＜地稅、鉦山稅、等＞等、合計、10年7月1日越高、總計）歳出之部（國債償還＜内國債元金、同利金＞、諸祿＜賞典祿、家祿、等＞、合計、仮出過額、11年6月30日残贏金、總計）

第3号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし8年度に属する金額内訳表：歳入之部（諸税＜1～3種税＞、官工收入＜鉦山收入＞等、合計、11年7月1日越高、總計）歳出之部（國債元利＜内國債元利、外國債元利＞、官庁及神社＜開拓使、諸県、神社＞等、合計、仮出過額、決算残金準備へ繰入、總計）

第4号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計1週年間伝票を以て収支せし8年6月以前に属する金額内訳表：歳入之部（諸税＜1～3種税＞、官物所属收入＜官地貨下料其外、諸費下料其外、等＞等、合計、仮入過額、10年7月1日越高、總計）歳出之部（官庁＜大蔵省、開拓使、諸県＞、諸祿＜社寺祿＞等、合計、決算残金準備へ繰入、總計）

第5号 9年度歳入出予算現計甲乙部合算比較増減表：歳入之部（表頭 第1種税＜海關稅＞、第2種税＜地稅、鉦山稅、等＞等；表側 予算額、現収額、増減）歳出之部（表頭 國債償還＜内國債元金、同利金、等＞、帝室及皇族、等；表側 予算額、現出額、増減）

第6号 明治11年7月より同12年6月に至る会計年間歳入歳出予算表：歳入之部（第1種税＜海關稅＞、第2種税＜地稅、鉦山稅、等＞等、歳入總計、起業公債）歳出之部（國債償還＜内國債元利、外國債元利＞、帝室及皇族、等、予備、歳出總計、起業公債）

第7号 明治11年6月30日各種紙幣流通高内訳表（同前年同表）

第8号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計年間各種紙幣増減表（表頭 同前年同表；表側 10年7月流通額、本年度間発行額、同交換額、同引揚額、11年6月流通額）

第9号 明治元年より同11年6月に至る各種紙幣増減統計表（表頭 太政官札、民部省札、等；表側 発行額・交換及引揚額＜10年6月まで、本年度間＞、散失額、差引流通額）

第10号 明治元年より同11年6月に至る毎歳結尾各種紙幣流通額總計表（元年～7年、8年6月30日、9年6月30日、10年6月30日、11年6月30日）

第11号 明治11年6月30日内外國債未償額内訳表（同前年同表）

第12号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計年間内外國債増減内訳表（表頭 同前表；表側 減少額、発行額、減少過、発行過）

第13号 明治3年より同11年6月に至る各年度間内外國債増減統計表（表頭 3～7年、8年上半年、9年6月に終る会計年、10年6月に終る会計年、11年6月に終る会計年、差引発行過額；表側 同前年同表）

第14号 明治3年より同11年6月に至る毎歳結尾内外國債未償額統計表（3～7年、8年6月30日、9年6月30日、10年6月30日、11年6月30日）

第15号 明治3年より同11年6月に至る内外国債元利償却表（表頭 3年より同8年上半年に至る迄・9年6月に終る会計年・10年6月に終る会計年・11年6月に終る会計年＜内、外＞；表側 元金、利金）

第16号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計年間諸貸付金増減内訳表（表頭 10年7月1日越高、本会計年間貸付高、本会計年間追加額、合計、本会計年返納高、本会計年間官損高、明治11年6月30日未納高；表側 石高割貸付、旧藩貸付、通常貸付）

第17号 明治元年より同11年6月に至る毎歳結尾諸貸付金未納額統計表（元年～7年、8年6月30日、9年6月30日、10年6月30日、11年6月30日）

第18号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る会計年間鑄造貨幣内訳表（同前年同表）

第19号 創業以来11年6月に至る毎歳鑄造貨幣統計表（表頭 創業より4年中、5年中～7年中、8年上半年中、9年6月に終る会計年中～11年6月に終る会計年中；表側 同前年同表）

第20号 明治11年6月30日国立銀行一覽表（表頭 第1国立銀行、第2国立銀行、等；表側 同前年同表）

第21号 各国立銀行発行紙幣交付高及流通高一覽表（表頭 同前表；表側 創業より10年12月31日まで銀行紙幣交付高、10年12月31日に於ての銀行紙幣流通高、11年1月より同年6月30日まで銀行紙幣交付高、11年6月30日に於ての銀行紙幣流通高）別表（創立より11年6月30日まで銀行紙幣交付高總計、11年6月30日に於ての銀行紙幣流通高總計）

第22号 明治8年12月より同11年6月に至る毎半期各国立銀行資本金割賦金比例表（表頭 第1国立銀行、第2国立銀行、等、平均；表側 8年12月31日百円に付～11年6月30日百円に付）

第23号 明治8年12月より同11年6月に至る毎半期各国立銀行資本金及積立金と純益金と対照比例表（同前表）

第24号 明治8年より同11年に至る毎6月30日各国立銀行實際報告合計表（表頭 同前年同表；表側 8年6月30日＜4箇の銀行＞、9年6月30日＜4箇の銀行＞、10年6月30日＜11箇の国立銀行＞、11年6月30日＜30箇の銀行＞）

第25号 明治元年1月より同9年6月に至る歳入出決算歷年表（表頭 地稅、諸稅、雜收入、歳入合計、官省及各地方庁、秩祿及國債、雜件費、歳出合計、残余、不足；表側 自慶應3年12月至明治元年12月第1期～自8年1月至同年6月第8期、自8年7月至9年6月8年度）

第26号 明治11年6月30日本省及各局官吏現員表（同前年同表）

第27号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る會計1週年大藏省官吏給料統計表（同前年同表）

第28号 明治10年本省及各局官吏事務勉勵賞与金支給表（同前年同表）〔人員及金額区分表〕（表頭 判任、等外、御用掛、御雇；表側 人員、金額）

第29号 明治11年6月30日御傭外国人現員表（同前年同表）別表1（同前年同表）別表2（同前年同表）

第30号 明治10年7月1日より同11年6月30日に至る會計年間諸經費内訳表（同前年同表）〔造幣紙幣兩局營業諸費〕（造幣局・紙幣局＜諸收入高、營業諸費、差引收入過＞）

9) 大藏卿第五回年報書

調査対象年 明治11年7月～12年6月

内容細目

第1 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る1週年間伝票を以て収支せし金額の統計表：〔記事〕

第1表〔本年度間に収支せし金額總計表〕（本会計年度に属する歳入、10年度に属する歳入、等、合計、借入過額、11年7月1日越高、總計、本会計年度に属する歳出、10年度に属する歳出、等、合計、12年6月30日現在金、残贏金準備へ送入、總計）

第2表〔本年度に属する歳入出現計表〕（本年度に属する歳入＜第1種稅、第2種稅、等、合計、借入金＞、本年度に属する歳出＜國債償還、帝室及皇族、等、合計、12年6月30日現在金＞）

第3表〔明治9・10兩年度に於ける實際収支の年月区分表〕（表頭 9年度＜9年7月より10年6月迄、10年7月より鎖閉期迄＞、10年度＜10年7月より11年6月迄、11年7月より鎖閉期迄＞；表側 收入、支出）

第4表〔10年度に属する歳入出を本年度間に収支せし金額表〕（10年度に属する歳入＜第1種稅、第2種稅、等、合計、11年7月1日越高＞、10年度に属する歳出＜國債償還、官省使局、等、合計、借入金返償、贏余金準備へ送入、12年6月30日現在金＞）

第5表〔10年度の歳計に就き10年7月より12年9月出納鎖閉期に至る現収支実況表〕：歳入の部（表頭 第1種稅、第2種稅、等；表側 予算額、実収額）歳出の部（表頭 國債償還、帝室及皇族、等、合計、歳入残贏金；表側 予算額、実出額）

第2 明治12年7月1日より同13年6月30日に至る1週年間歳入歳出の予算：〔記事〕 歳入の部（第1種稅、第2種稅、等） 歳出の部（國債償還、帝室及皇族、等）

第3 諸稅收入の概況〔記事〕

第4 内外國債の件：〔記事〕

第1表（11年7月1日未償額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、12年6月30日未償額）

第2表〔本会計年間減少額計算区分表〕（償還減額＜旧公債、新公債、等＞、整理減額＜旧公債、秩祿公債、等＞）

第3表〔本年度中に下付せし金員表〕（内國債利子、証書高未滿の零數一時現金渡、等）

第4表〔本年度間國債増減表〕（11年6月30日調査額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、12年6月30日査定額）

第5表〔本年度間増減計算表〕（5分利附、1割利附、増加合計、6分利附、7分利附、減少合計）

第5 紙幣の件：〔記事〕

第1表（11年7月1日流通額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、12年6月30日流通額）

第2表〔本年度間紙幣増減表〕（旧紙幣交換の爲め発行額、損傷新紙幣交換の爲め発行額、等、増加合計、交換減額、引揚減額、等、減少合計、差引減少実額）

第6 準備金の件：〔記事〕

第1表（11年7月1日所有額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、12年6月30日所有額）

第2表〔本年度間増減金額類別別表〕（本年度間増加高＜9年度決算殘金、10年度歳入余贏金、等＞、本年度間減少高＜國債償還額へ送入、公債証書製造費、等＞）

第3表〔12年6月30日に於る準備金計算表〕（現金、地金洋金銀、等）

第4表〔官庁或は銀行等より寄託の金員表〕（有利預り金、無利預り金、等）

附 減債金の事：〔記事〕

第1表〔本年度の首月に於る国債未償額及28週年を以て支消すべき元利金額統計表〕（11年7月1日国債未償額、此元利支消の概別＜内国債元金、同利子、等＞）

第2表〔本年度間国債償還の爲め本部に領収せし金額表〕（九州地方賊徒征討費決算残金、9年度決算残金、等）

第7 貸付金の件：〔記事〕

第1表（11年7月1日貸在高、本会計年間増加高、本会計年間減少高、12年6月30日貸在高）

第2表〔本年度間増減比算表〕（貸付高、追加高、増加合計、返納高、官損高、減少合計、差引減少実額）

第3表〔12年6月30日貸在高の内救助及勸業に属する貸在高〕（救助、農業、等）

第8 貨幣鑄造の件：〔記事〕

第1表（本会計年間領収せし金地金、本会計年間領収せし銀地金、等）

第2表〔本位地金と爲したる秤量〕（金の部・銀の部＜政府の分、内地人民の分、等＞）

第3表〔本年度間鑄造せし各種貨幣の枚数金額表〕（表頭 金貨、貿易1円銀及貿易銀、等；表側 枚数、金額）

第4表〔本年度間硫酸製造所に於る硫酸精製量数及発売数〕（11年7月1日存在高、本会計年間精製高、本会計年間発売高、12年6月30日存在高）

第9 輸出入貿易の事：〔記事〕

第1表（同前年同表）

第2表〔本年度間輸出入重要貨物表〕（輸出の部＜生絲類、茶、等22品目＞、輸入の部＜木綿絲、諸金巾、等29品目＞）

第3表〔輸出入貨物前年比較増減表〕（輸出の部＜本年度増額＜茶、蚕卵紙、等14品目＞、本年度減額＜米、生絲類、等10品目＞、差引減少実施＞、輸入の部＜本年度増額＜石灰油、諸金巾、等8品目＞、本年度減額＜木綿絲、羅紗其他毛布、等23品目＞、差引減少実施＞）

輸出の概況：〔記事〕〔本年度間輸出せし蚕卵紙の品位別数量金額表〕（表頭 20銭以下、50銭以下、等；表側 枚数、金額）

輸入の概況〔記事〕

貨幣の出入：〔記事〕〔本年度間貨幣其他地金の輸出入表〕（本年度間輸出額、前年度間輸出額、本年度増加、本年度間輸入額、前年度間輸入額、本年度増加）

海關の収税：〔記事〕〔海關収税表〕（本年度間輸出税、前年度間輸出税、本年度減少、本年度間輸入税、前年度間輸入税、本年度減少）

第10 管商事務の件：〔記事〕〔本年度間生絲需用の地方を区分し其量数原価前年比較表〕（表頭 外国名別；表側 本年度・前年度＜数量、金額＞）

第11 米穀糶糶の件：〔記事〕〔本年度間米穀売買数量表〕（米の分・麦の分＜11年7月1日越在高、本年度間買収高、本年度間内地発売高、等＞）

第12 国立銀行の件：〔記事〕

第1表〔各銀行資本金及之に交付せし銀行紙幣員数表〕（11年6月迄免狀下付に係る資本金、本年度間免狀下付に係る資本金、等、總計、12年6月30日銀行紙幣交付總額）

第2表〔紙幣発行の爲め各国立銀行より12年6月30日迄納致せし公債証券内訳表〕（表頭 新公債、秩禄公債、等；表側 証券面額、抵当価格）

第13 大藏省庶務の要計：〔記事〕〔本年度間當省吏員数表〕（表頭 勅任官、奏任官、等；表側 11年6月30日、12年6月30日）

計表

第1号 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る1週年間伝票を以て収支せし11年度に属する金額内訳表：歳入之部（同前年同表） 歳出之部（国債償還＜内国債元金、同利金、等＞、帝室及皇族、等、合計、12年6月30日残贏金）

第2号 明治11年7月1日より同12年6月30日至る1週年間伝票を以て収支せし常用準備10年度に属する金額内訳表：歳入之部（第1種税＜海關税＞、第2種税＜地稅、鉦山稅、等＞等、合計、11年7月1日越高、總計） 歳出之部（国債償還＜内国債元金、同利金、等＞、諸禄＜賞典禄、社寺禄＞等、合計、仮出過額、贏餘金準備へ送入、12年6月30日残贏金）

第3号 明治11年7月1日より同12年3月31日に至る迄伝票を以て収支せし常用準備9年度に属する金額内訳表：歳入之部（第2種税＜地稅、鉦山稅、等＞、第3種税＜酒類稅、煙草稅、等＞等、合計、11年7月1日越高、總計） 歳出之部（内国債償還＜内国債元金、同利子＞、諸禄＜賞典及家禄、社寺禄＞等、合計、仮出過額、歳入殘金準備へ送入、總計）

第4号 10年度歳入出予算略定成算10年7月より12年9月に至る比較増減内訳表：歳入之部（同前年同表） 歳出之部（同前年同表）

第5号 明治2年7月より同13年6月に至る歳入歳出予算表：歳入之部（同前年同表） 歳出之部（同前年同表）

第6号 明治12年6月30日内外国債未償額内訳表（同前年同表）

第7号 明治11年7月1日より同12年6月30日至る会計年間内外国債増減内訳表（表頭 同前年同表；表側 減少額、発行額、減少過）

第8号 明治3年より同12年6月に至る各年度間内外国債増減統計表（表頭 3～7年、8年上半年、9年6月～12年6月に終る会計年、總計、差引発行過額；表側 同前年同表）

第9号 明治3年より同12年6月に至る毎歲結尾内外国債未償額統計表（3～7年、8年6月30日～12年6月30日）

第10号 明治3年より同12年6月に至る内外国債元利償却表（表頭 3年より同10年上半年に至る迄・11年6月に終る会計年・明治12年6月に終る会計年＜内、外＞；表側 元金、利子）

第11号 明治12年6月30日流通紙幣内訳表（100円札、50円札、等）

第12号 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る会計年間紙幣増減表（表頭 同前年同表；表側 11年6月30日流通額、本年度間発行額、本年度間交換額、本年度間引揚額、本年度間散失額、12年6月30日流通額）

第13号 明治元年より同12年6月に至る各種紙幣増減統計表（表頭 同前年同表；表側 発行額・交換及引揚額＜11年6月迄、本年度間＞、散失額、差引流通額）

第14号 明治元年より同12年6月に至る毎歲結尾各種

紙幣流通額統計表（元年～7年、8年6月30日～12年6月30日）

第15号 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る会計年間諸貸付金増減内訳表（表頭 11年7月1日越高、本会計年間貸付高、等、合計、12年6月30日未納高；表側 石高割貸付、旧藩貸付、救助及勸業貸付）

第16号 明治元年より同12年6月に至る毎歳結尾諸貸付金未納額統計表（同前々表）

第17号 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る会計年間鑄造貨幣内訳表（金貨＜5円＞、銀貨＜貿易1円銀、貿易銀、等＞、銅貨＜2銭、1銭、等＞）

第18号 明治3年11月より同12年6月に至る毎歳各種貨幣鑄造額統計表（表頭 創業より4年中、5～7年中、8年上半年中、9年6月～12年6月に終る会計年中；表側 同前年同表）

第19号 明治11年7月より同12年6月に至る会計年間輸出入物品価格概別表（輸出＜有税品、無税品、船用品＞、輸入＜有税品、無税品、等＞）

第20号 明治元年より同12年6月に至る各年輸出入物品価額統計表（表頭 元年～7年、8年上半年、9年6月～12年6月に終る会計年；表側 輸出額、輸入額）

第21号 明治12年6月30日各国立銀行資本金紙幣交付高及流通一覽表（表頭 第1国立銀行、第2国立銀行、等；表側 資本金高、創立より12年6月30日まで銀行紙幣交付高、12年6月30日に於ての銀行紙幣流通高）

第22号 明治9年より同12年に至る毎6月30日各国立銀行實際報告合計表（表頭 借方＜政府より借、人民より借、等＞、貸方＜政府へ貸、人民へ貸、等＞；表側 9年6月30日＜4箇の国立銀行＞、10年6月30日＜11箇の国立銀行＞、等）

第23号 明治6年より同12年に至る毎歳結尾銀行紙幣流通額統計表（表頭 6年12月31日～12年6月30日；表側 国立銀行箇数、金額）

第24号 明治元年1月より同10年6月に至る歳入出決算歷年表（表頭 同前年同表；表側 自慶応3年12月至明治元年12月第1期～自9年7月至10年6月9年度）

第25号 明治12年6月30日大蔵省官吏現員前年比較表（表頭 1等、2等、等、総計、前年比較増員；表側 12年6月30日・11年6月30日＜本省、各局＞）

第26号 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る会計年間大蔵省官吏給料統計表（同前年同表）

第27号 明治11年中本省及各局官吏事務勲賞与金支給表（同前年同表）別表〔人員及金額区分表〕（同前年同表）

第28号 明治12年6月30日御雇外国人現員表（同前年同表）別表1（同前年同表）別表2（同前年同表）

第29号 明治11年7月1日より同12年6月30日に至る会計年間諸経費内訳表（同前年同表）別表（同前年同表）

11) 大蔵卿第六回年報書

調査対象年 明治12年7月～13年6月

内容細目

第1 明治12年7月1日より同13年6月30日に至る会計年間伝票を以て収支せし金額：〔記事〕

第1表（本会計年度に属する歳入、11年度に属する歳入、等、合計、12年7月1日越高、総計、本会計年度に属する歳出、11年度に属する歳出、等、合計、仮入出の差額、13年6月30日現在金、等）

第2表〔12年度に属する歳入出の当1週年間に収支せし現計表〕（本年度に属する歳入＜第1種税、第2種税、等、合計、借入金＞、本年度に属する歳出＜国債償還、帝室及皇族、等、合計、13年6月30日現在金＞）

第3表〔11年度に属する歳入出を本年度間に収支せし現計表〕（11年度に属する歳入＜第1種税、第2種税、等、合計、12年7月1日越高＞、11年度に属する歳出＜国債償還、帝室及皇族、等、合計、借入金返償及一時貸出金、13年6月30日現在金＞）

第4表〔11年度歳入出の略定成算表〕：歳入の部（表頭 第1種税、第2種税、等；表側 予算額、実収額）歳出の部（表頭 国債償還、帝室及皇族、等、合計、歳入残額準備金へ送入；表側 予算額、実出額）

第2 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間歳入歳出の予算：〔記事〕歳入の部（海關稅、地稅、等、經常歳入合計、諸返納、雜收入、臨時歳入合計）歳出の部（國債元利償還、帝室及皇族費、等、經常歳出合計、興業費、雜支出、等、臨時歳出合計）

第3 諸稅收入の概況〔記事〕

第4 内外國債の件：〔記事〕

第1表（12年7月1日未償額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、13年6月30日未償額）

第2表〔本年度間増減表〕（増加の部＜起業公債発行、旧神官配当禄公債発行、等＞、減少の部＜旧公債償還、新公債償還、等＞）

第3表〔利子及一時現金渡等の本年度間に支出せし金額表〕（内國債利子、証書外元金一時現金渡、等）

第5 紙幣の件：〔記事〕

第1表（12年7月1日流通額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、13年6月30日流通額）

第2表〔本年度間紙幣増減表〕（損傷紙幣交換の爲め発行額、散失旧紙幣発見の爲め交換額、増加合計、支消額、公債証書に変換額、等、減少合計、差引減少実額）

第6 準備金の件：〔記事〕

第1表（12年7月1日所有額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、13年6月30日所有額）

第2表〔本年度間増減金員類別表〕（増加の部＜10年度歳入余贏金、11年度減債益金、等＞、減少の部＜11年度國債償還額へ送入、12年度國債償還額へ送入、等＞）

第3表〔13年6月30日準備金の計算〕（現金、地金洋金銀、等＞）

第4表〔官庁又は銀行等より寄託の金員表〕（有利預り金、無利預り金、等）

第5表 13年6月30日減債金の計算（現金、諸公債証書原価、等）

第6表〔本年度間國債償還金の未だ支出の順序に至らず現存するもの〕（一時借入金、12年度國債償還金現在額）

第7表〔11年度に属する内外國債償還の収支概計表〕（11年度所屬＜12年7月1日償還金越高、本会計年間受入高＜10年度決算殘金、準備基金、等＞、等、減債益金の基金へ増加額＞）

第8表〔本年度所屬の内外國債償還に係る収支概計表〕（12年度所屬＜本会計年間受入高＜通常歳入金、準備益金、等＞、本会計年間支出高＜内國債元利償還、外國債元利償還、等＞等、13年6月30日現存高）

第9表〔前年度及本年度の収支の併算表〕（受入実額、

増加額、等)

第10表〔事業担当の各庁に交付せし金額と予定額比較表〕(表頭 内務省、工部省、等；表側 予定額、11～12年度間支出額、13年6月30日残存額)

第11表〔13年6月30日の残存額区分表〕(現金、購収各債証券、等)

第7 貸付金の件：〔記事〕

第1表〔12年7月1日貸在額、本会計年間増加額、本会計年間減少額、13年6月30日貸在額〕

第2表〔本年度間増減金額概別表〕(貸付額、追加額、増加合計、返納額、官損額、減少合計、差引減少実額)

第3表〔救助勸業貸付金区分表〕(救助、農業、等)

第8 社寺禄の件：〔記事〕

第1表〔明治4年以降3ヶ年間仮給せし半租統計表〕(4年分<米、雑穀類、金>、5～6年分<米、金>)

第2表〔社寺禄制定の方法に拠り旧草高を以て現米に換算せし計数表〕(旧草高、同高の2分5厘、此折半額)

第3表〔社寺上地の内竹木山林門前境内及草高なき除地其他開墾地等に就き元年以降6ヶ年間実収計数表〕(無高地6ヶ年実収平均額・同上折半額<米、金>)

第4表〔7年より13年6月迄の実給額の相当年度区分表〕(7年<米、金>、8～12年)

第9 貨幣鑄造の件：〔記事〕

第1表〔同前年同表〕

第2表〔本地地金と為したる秤量〕(同前年同表)

第3表〔本年間鑄造せし各種貨幣の枚数金額表〕(同前年同表)

第4表〔13年2月より6月30日に至る5ヶ月間政府及人民より領収して試験溶解せし地金秤量表〕(表頭 金地金、銀地金、金銀混合地金；表側 政府の分、人民の分)

第5表〔本年度間硫酸製造所に於て精製せし硫酸の量数及発売数〕(12年7月1日存在高、本年度間精製高、本年度間発売高、13年6月30日存在高)

第6表〔明治6年5月より13年6月に至る各年度間海外へ輸出せし硫酸量数表〕(6年5月より7年6月まで、7年7月より8年6月まで、等)

第7表〔内国人民に売却せし硫酸の量数表〕(同前表)

第10 米穀糶の件：〔記事〕

〔本年度間米穀を各地方より購入し又之を内地及外国に発売せし量数表〕(12年7月1日越存在高、本年度間購収高、等)

第11 輸出入貿易の件：〔記事〕

第1表〔同前年同表〕

第2表〔本年度間輸出入巨額物品表〕(輸出品原価<生絲類、茶、等25品目>、輸入品原価<木綿絲、諸金巾、等30品目>)

第3表〔本年度輸出品中巨額なるものの増減表〕(輸出の部<本年度増加額<茶、生絲類、等21品目>、本年度減少額<米、麦、等8品目>、差引増減実額>)

第4表〔8年度已来生絲類輸出実況表〕(表頭 8～12年度；表側 量数、原価、每百斤の平均)

第5表〔本年度輸入品中巨額なるものの増減表〕(輸入の部<本年度増加額<木綿絲、砂糖、等27品目>、本年度減少額<石炭油、毛布類、等10品目>、差引増減実額>)

第6表〔本年度已前5ヶ年間輸入額表〕(表頭 7年、8～11年度；表側 量数、原価、每百斤平均)

貨幣の入出：〔記事〕

〔本年度間貨幣及地金の輸出入表〕(同前年同表)

各港の収税：〔記事〕

〔本年度間税関収税表〕(本年度間輸出税、前年度間輸出税、本年度増加、本年度間輸入税、前年度間輸入税、本年度増加)

第12 国立銀行の件：〔記事〕

第1表〔各銀行の資本金及其増額其他交付せし銀行紙幣員数表〕(12年6月迄免状下付に係る資本金、本年度間免状下付に係る資本金、等、総計、12年6月迄銀行紙幣交付額、本年度間銀行紙幣交付額)

第2表〔銀行紙幣交付実額〕(紙幣還納額、描改紙幣引揚額、等)

第3表〔13年6月30日に於て各国立銀行より発行紙幣の爲め抵当として寄託せし公債証券の種類区分表〕(表頭 新公債、秩録公債、等；表側 証書面額、抵当価格)

第13 大蔵省庶務の要計：〔記事〕

〔本年度当省吏員数表〕(表頭 勅任官、奏任官、等表側 12年6月30日、13年6月30日)

計表

第1号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間に年度所属歳入歳出内訳表：歳入之部(同前年同表) 歳出之部(国債償還<内国債元金、同利金>、帝室及皇族、等、合計、13年6月30日現在金)

第2号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間11年度所属歳入歳出内訳表：歳入之部(第1種税<海關税>、第2種税<地稅、鉦山稅、等>等、合計、12年7月1日越高、総計) 歳出之部(国債償還<内国債元金、同利金、等>、帝室及皇族、等、合計、13年6月30日現在金)

第3号 自明治12年7月1日至同年10月閉鎖10年度所属収支内訳表：歳入之部(第2種税<地稅、鉦山稅、等>、第3種税<酒類稅、煙草稅、等>等、合計、12年7月1日越高、総計) 歳出之部(国債償還<内国債元金、同利金>、諸禄<賞典録、社寺録>等、合計、借入金返償、贏餘金準備へ送入、総計)

第4号 11年度歳入予算略定成算(11年7月より13年9月に至る)比較増減表：歳入之部(同前年同表) 歳出之部(同前年同表)

第5号 自明治13年7月至同14年6月会計年間歳入歳出予算表：歳入之部(租稅<海關稅、地稅、等>、作業益金<紡績所其外、造幣局、等>等、經常歳入合計、諸返納、雜收入、臨時歳入合計) 歳出之部(国債償還<内国債元金、外国債元金、等>、国債利子<内国債利子、外国債利子及雜費>等、經常歳出合計、興業費<製作所、兵器製造所、等>等、臨時歳出合計)

第6号 明治13年6月30日内外国債未償額内訳表(同前年同表)

第7号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間内外国債増減内訳表(表頭 同前年同表；表側 発行額、減少額、発行過、減少過)

第8号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間内外国債利金其他支消内訳表(表頭 新公債、金札引換公債、等；表側 利金、証書未滿の端金、口銭)

第9号 自明治3年至同13年6月各年度間内外国債増減統計表(表頭 3～7年、8年上半年、9年6月～13年6月に終る会計年、総計、差引発行過額；表側 同前年同表)

第10号 自明治3年至同13年6月毎歳結尾内外国債未償額統計表(3~7年, 8年6月30日~13年6月30日)

第11号 自明治3年至同13年6月各年度間内外国債元利償却表(表頭 3年より10年上半年に至る迄・11年6月~13年6月に終る会計年<内, 外>; 表側 同前年同表)

第12号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間各種紙幣増減内訳表(表頭 100円札, 50円札, 等; 表側 12年7月1日流通高, 交換発行高, 等, 13年6月30日流通高)

第13号 自明治元年至同13年6月毎歳結尾各種紙幣流通額總計表(元年~7年, 8年6月30日~13年6月30日)

第14号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間諸貸付金増減内訳表(表頭 12年7月1日越高, 本会計年間貸付高, 等, 合計, 13年6月30日未納高; 表側 同前年同表)

第15号 自明治元年至同13年6月毎歳結尾諸貸付金未納額統計表(同前々表)

第16号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間鑄造貨幣内訳表(金貨<20円, 10円, 等>, 銀貨<貿易1円銀, 50銭, 等>, 銅貨<2銭, 1銭, 等>)

第17号 自明治3年11月至同13年6月毎歳各種貨幣鑄造額總計表(表頭 創業より4年中, 5~7年中, 8年上半年中, 9年6月~13年6月に終る会計年中; 表側 同前年同表)

第18号 自明治12年7月至同13年6月会計年間輸出入物品価額概別表(同前年同表)

第19号 自明治元年至同13年6月各年輸出入物品価額統計表(表頭 元年~7年, 8年上半年, 9年6月~13年6月に終る会計年; 表側 同前年同表)

第20号 明治13年6月30日各国立銀行資本金紙幣交付高及流通高一覽表(表頭 同前年同表; 表側 資本金高, 創業より13年6月30日迄銀行紙幣交付高, 13年6月30日に於ての銀行紙幣流通高)

第21号 自明治10年至同13年毎歳6月30日各国立銀行實際報告合計表(表頭 同前年同表; 表側 10年6月30日<11箇の国立銀行>, 11年6月30日<30箇の国立銀行>, 等)

第22号 自明治6年至同13年6月毎歳結尾銀行紙幣流通額總計表(表頭 6年12月31日~13年6月30日; 表側 同前年同表)

第23号 自明治元年至同11年6月歳入出決算歴年表(表頭 同前年同表; 表側 自慶応3年12月至明治元年12月第1期~自10年7月至11年6月10年度)

第24号 明治13年6月30日大蔵省官吏現員前年比較表(表頭 同前年同表; 表側 13年6月30日・12年6月30日<本省, 各局>)

第25号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間大蔵省官吏給料統計表(同前年同表)

第26号 明治12年中本省及各局官吏事務勉勵慰勞金支給表(表頭 書記局, 議案局, 等; 表側 同前年同表)〔人員及金額区分表〕(同前年同表)

第27号 明治13年6月30日大蔵省御雇外国人現員表(同前年同表) 別表(同前年同表)

第28号 自明治12年7月1日至同13年6月30日会計年間諸経費内訳表(表頭 書記局, 議案局, 等; 表側 同前年同表) 別表 営業費(造幣局, 印刷局)

⑬ 大蔵卿第七回年報書

調査対象年 明治13年7月~14年6月

内容細目

第1款 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計1週年間伝票に拠り収支せし歳入出の金額;〔記事〕

第1表(歳入の部<13年度に属する歳入, 12年度に属する歳入, 等, 合計, 13年7月1日越高>, 歳出の部<13年度に属する歳出, 12年度に属する歳出, 等, 合計, 仮入出の差額, 歳入残額準備金へ送込, 14年6月30日現在金>)

第2表〔歳入出合計外の越高及び仮入出の差額歳入残額現在金等内訳表〕(13年7月1日越高, <12~11年度分>, 仮入出の差額<13年度一時繰替借入金, 11年度一時繰替貸出金納入, 合計, 12年度一時繰替借入金返却, 等, 歳入残額準備金へ送込<12~11年度分>, 14年6月30日現在金<13~12年度分>)

第3表〔本年度に属する歳入出現計表〕: 13年度に属する歳入(海關稅, 地稅, 等, 經常通計, 諸返納, 雜收入, 臨時通計, 合計, 一時繰替借入金) 13年度に属する歳出(國債元利償還, 帝室及皇族費, 等, 經常通計, 興業費, 雜支出, 臨時通計, 合計, 14年6月30日現在金)

第4表〔前年度所属の歳入出にして本年度間に収支せし現計表〕: 12年度に属する歳入(第1種稅, 第2種稅, 等, 合計, 13年7月1日越高) 12年度に属する歳出(國債償還, 賞典及社寺祿其外, 等, 合計, 一時繰替借入金返償, 歳入残額準備金へ送込, 14年6月30日現在金)

第5表〔11年度所属の殘收支〕: 11年度に属する歳入(第2種稅, 第3種稅, 等, 合計, 一時繰替貸金納入, 13年7月1日越高) 11年度に属する歳出(軍人恩給及療養費, 開拓使, 等, 合計, 歳入残額準備金へ送込) 第2款 明治14年7月1日より同15年6月30日に至る会計1週年間歳入歳出の予算;〔記事〕

歳入の部(海關稅, 地稅, 等, 經常合計, 諸返納, 雜收入, 臨時合計) 歳出の部(國債元利償還, 帝室及皇族費, 等, 經常合計, 興業費, 雜支出, 等, 臨時合計)

第3款 諸稅收入の件;〔記事〕

〔稅目別予算に対する過不及の計數前年度対照表〕(表頭 海關稅, 地稅, 等; 表側 13~12年度<超過額, 未納額>)

第4款 内外國債の件;〔記事〕

第1表(13年7月1日未償額, 本年度間増加額, 合計, 本年度間減少額, 差引14年6月30日未償額)

第2表〔金員増減表〕(増加の部<金札引換公債發行, 金祿公債整理増加, 等>, 減少の部<旧公債償還, 新公債償還, 等>)

第3表〔本年度間各公債の利子支消其他の為に払出せし金額〕(内國債利子, 証書外元金一時現金渡, 等)

第5款 紙幣の件;〔記事〕

第1表(13年7年1日流通額, 本年度間引揚額, 本年度間發行額, 差引14年6月30日流通額)

第2表〔本年度間引揚及發行内訳表〕(引揚の部<支消額, 公債証書に変換額, 等>, 發行の部<損傷紙幣交換の為め發行額, 交換の為め改造紙幣發行額>)

第3表〔減債方按に拠り支消せし紙幣及金札引換公債証書發行の為め引揚たる紙幣其他損傷紙幣等の本年度間焼棄せし金額表〕(百円札, 五拾円札, 等)

第4表〔右消却金額区分表〕（九州地方賊徒征討費決算残金引揚額，金札引換公債証書発行の爲め引揚額，等，11年度に属する支消額の内，12年度に属する支消額の内）

第6款 準備金の件：〔記事〕

第1表〔13年7月1日所有額，本年度間増加額，合計，本年度間減少額，差引14年6月30日所有額〕

第2表〔準備金増減内訳表〕（増加の部＜11年度決算残金，12年度決算残金，等＞，減少の部＜12年度国債償還の爲め常用へ送入，13年度国債償還の爲め常用へ送入，等＞）

第3表〔14年6月30日に於る準備本部計算表〕（準備本部＜現金，地金類原価，等＞）別表（無利借入金，有利借入金，等）

第4表〔14年6月30日に於る減債部計算表〕（減債部＜現金，諸公債証書原価，等＞）

第5表〔5月16日以後6月30日に至る準備金の収支表〕（官工物品代価受入，損益対象上純損に付減額，差引増加額）

第6表 12年度所属（13年7月1日償還金越高，本年度間受入高＜常用歳入金，準備益金，等＞等）

第7表〔受入金と償還額の概別表〕（受入＜常用歳入金，準備益金，等＞，償還＜内国債元利，紙幣支消，等＞）

第8表 13年度所属（本年度間受入高＜常用歳入金，準備益金，等＞，本年度間償還高＜内国債元利，紙幣支消，等＞）

附 起業金：〔記事〕

第1表〔13年7月1日残存額，本年度間支出額，合計，本年度間支出額，差引14年6月30日残存額〕

第2表〔本年度起業費金支弁の概況表〕（収入の部＜本年度殖益金，貸下金返納，等＞，支出の部＜内務省，大蔵省，等＞）

第3表〔14年6月30日の残存額概別表〕（現金，繰替貸金，等）

第7款 貸付金の件：〔記事〕

第1表〔13年7月1日貸在額，本年度間増加額，合計，本年度間減少額，差引14年6月30日貸在額〕

第2表〔本年度増減表〕（増加の部＜貸付額，追加額＞，減少の部＜返納額，官損額＞）

第8款 貨幣鑄造の件：〔記事〕

第1表〔本年度間領収せし金地金，本年度間領収せし銀地金，等〕

第2表〔本位地金と爲したる秤量〕（金地金＜政府の分，内地人民の分，銀地金＜政府の分，内地人民の分，外国人民の分＞）

第3表〔本年度間鑄造せし貨幣の枚数と金額表〕（同前年同表）

第4表〔造幣局東京出張所に於て本年度間領収せし各地金の量目表〕（金地金・銀地金・金銀混合地金＜政府の分，人民の分＞）

第5表〔本年度領収せし各地金を試験鑄解せし量目及成塊表〕（表頭 金地金，銀地金，等；表側 量目，成塊）

第6表〔本年度間造幣局中硫酸製造所に於て精製せし硫酸の量数及其増減表〕（13年7月1日越在高，本年度間精製高，合計，本年度間発売高，差引14年6月30日現在高）

第7表〔本年度発売高前年度比較表〕（表頭 内国需

用高，外国輸出高；表側 本年度，前年度）

第8表〔硫酸曹達粗製曹達等製造せし物品の量数表〕（硫酸曹達，粗製曹達，等）

第9款 常平米の件：〔記事〕

〔本年度間糶糴せし所の米額及代価表〕（表頭 前年度より越在額，本年度間買収額，等；表側 量数，代価）

第10款 備荒儲蓄の件：〔記事〕

第1表（配付金，公儲金，等）

第2表〔各地方に於て儲蓄金の内より窮民に給与し其他公債証書及米穀を購入せし等の金額表〕（罹災人民へ給与額，公債証書購収原価，等）

第11款 内外貿易の件：〔記事〕

第1表（輸出物品原価，輸入物品原価）

第2表〔本年度輸出入の各国別前年比較表〕（表頭 外国名別；表側 13～12年度＜輸出，輸入＞）

第3表〔本年度間輸出入物品の内其多額なるもの〕（輸出の部＜生絲類，茶，等22品目＞，輸入の部＜木綿絲，砂糖，等22品目＞）

第4表〔本年度輸出物品増減表〕（輸出の部＜本年度増＜生絲類，茶，等14品目＞，本年度減＜銅，繭真綿，等10品目＞，差引増加実額＞）

第5表〔生絲類の販路別量数比較表〕（表頭 外国名別；表側 13～12年度，13年度増減）

第6表〔茶の本年度及前5ケ年間輸出の斤量価額表〕（表頭 8～13年度；表側 量数，原価，每百斤平均）

第7表〔蚕卵紙の本年度及前5ケ年の輸出額併平均価表〕（表頭 同前表；表側 枚数，原価，每1枚平均）

第8表〔本年度輸入物品増減表〕（輸入の部＜本年度増＜綿布類，熟鉄類，等10品目＞，本年度減＜石炭油，木綿絲，等15品目＞，差引減少実額＞）

第9表〔木綿絲の本年度及前5ケ年間輸入の増減併平均価表〕（表頭 8～13年度；表側 量数，原価，每百斤平均）

第10表〔縮緬吳呂の本年度及前5ケ年輸入額表〕（表頭 同前表；表側 尺数，原価，每百碼平均）

輸出入貨幣及地金：〔記事〕

〔本年度輸出入貨幣及地金表〕（輸出額，輸入額）

輸出入収税：〔記事〕

〔本年度輸出入収税表〕（輸出税額，輸入税額）

第12款 国立銀行の件：〔記事〕

第1表〔本年度間各銀行資本金増減表〕（13年7月1日総額，本年度間増額，合計，本年度間減額，差引14年6月30日総額）

第2表〔本年度間銀行紙幣増減表〕（13年7月1日現額，本年度間増加額，合計，本年度間減少額，差引14年6月30日現額）

第3表〔14年6月30日に於て各国立銀行より紙幣発行の爲め抵当として差出せる公債証書の種類区分表〕（同前年同表）

附 金融及利子の概況〔記事〕

第13款 横浜正金銀行の件：〔記事〕

預け金の部（本年度間預け高，本年度間返納高，等）保護預け金の部（本年度間預け高，本年度間返納高，等）預け合の部（本年度間預け合高，本年度間戻し合高，等）

第14款 大蔵省庶務の件：〔記事〕

〔本年度当省吏員前年比較表〕（表頭 勅任官，奏任官，等；表側 14年6月30日，13年6月30日）

計表

第1号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間13年度所属歳入歳出内訳表：歳入の部（租税＜海関税，地稅，等＞，作業益金＜製作收入，造幣收入，等＞等，經常通計，諸返納＜諸貸出金返納，官方及旧藩資金返納，等＞，雜收入＜官有物払下代，準備及減價益金受入，等＞，臨時通計，借入金）歳出の部（國債償還＜内國債元金，同利子，等＞，帝室及皇室，等，經常通計，興業費＜內務省，大藏省，等＞，雜支出＜旧近衛兵賞典祿，上野博物館建築費，等＞，臨時通計，14年6月30日現在金）

第2号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間12年度所属歳入歳出内訳表：歳入の部（第1種税＜海関税＞，第2種税＜地稅，釐山稅，等＞等，合計，13年7月1日越高，總計）歳出の部（國債償還＜内國債利子，外國債英金差増＞，賞典及社寺祿其外，等，合計，借入金返償，歳入殘額準備金へ送入，14年6月30日現在金，總計）

第3号 明治13年7月1日より同年9月30日閉鎖に至る3ヶ月間11年度所属歳入歳出内訳表：歳入の部（第2種税＜地稅，釐山稅，等＞，第3種税＜酒類稅，煙草稅，等＞等，合計，一時繰替金收入，13年7月1日越高，總計）歳出の部（軍人恩給及療養費，開拓使，等，合計，贏餘金準備へ送入）

第4号 明治14年7月1日より同15年6月30日に至る会計年間歳入歳出予算表（同前年同表）

第5号 明治14年6月30日内外國債未償預内訳表（同前年同表）

第6号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間内外國債増減内訳表（同前年同表）

第7号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間内外國債利金其他支消内訳表（同前年同表）

第8号 明治3年より同14年6月に至る各年度間内外國債増減統計表（表頭 3～13年度，總計，差引発行過額；表側 同前年同表）

第9号 明治3年より同14年6月に至る毎歲結尾内外國債未償額統計表（3～7年，8年6月30日～14月6月30日）

第10号 明治3年より同14年6月に至る各年度間内外國債元利償却表（表頭 3年より12年上半年に至る・12～13年度＜内，外＞；表側 同前年同表）

第11号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間各種紙幣増減内訳表（表頭 同前年同表；表側 13年7月1日流通額，交換発行額，等，14年6月30日流通額）

第12号 明治12年7月より同14年6月に至る2週年間毎月紙幣増減表（表頭 12～13年度＜7～6月＞；表側 流通越高，交換発行高，引揚高，差引流通高）

第13号 明治元年より同14年6月に至る毎歲結尾各種紙幣流通總統計表（元年～7年，8年6月30日～14年6月30日）

第14号 明治3年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間諸貸付金増減内訳表（表頭 13年7月1日越高，本会計年間貸付高，等，合計，14年6月30日未納高；表側 石高貸付，官方貸付，等）

第15号 明治元年より同14年6月に至る毎歲結尾諸貸付金未納額統計表（同前々表）

第16号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間鑄造貨幣内訳表（金貨＜5円＞，銀貨＜貿易1円銀＞，銅貨＜2錢，1錢，等＞）

第17号 明治3年11月より同14年6月に至る毎歲各種貨幣鑄造總計表（表頭 創業より4年迄，5～7年，8年上半年，8～13年度；表側 同前年同表）

第18号 明治12年7月より同14年6月に至る2週年間毎月金銀貨幣発行高及輸出超過高差引國內現在高表（表頭 12～13年度＜7～6月＞；表側 前月迄発行高，本日発行高，前月迄輸出超過高，本月輸出入超過高，差引國內現在高）

第19号 明治12年7月より同14年6月に至る2週年間毎月横浜銀貨相場高低表（表頭 同前表；表側 最高，最低，平均）

第20号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間輸出入物品価額概別表（同前年同表）

第21号 明治元年より同14年6月に至る各年度間輸出入物品価額統計表（表頭 元年～7年，8年上半年，8～13年度；表側 同前年同表）

第22号 明治14年6月30日各國立銀行資本金紙幣交付高及流通高一覽表（表頭 同前年同表；表側 資本金高，創業より14年6月30日迄銀行紙幣交付高，14年6月30日に於る銀行紙幣流通高）

第23号 各國立銀行毎半季實際報告合計表（表頭 同前年同表；表側 12年12月31日＜152箇の國立銀行＞，13年6月30日＜152箇の國立銀行＞，等）

第24号 明治6年より同14年6月に至る毎歲結尾銀行紙幣流通總統計表（表頭 6年12月31日～14年6月30日；表側 同前年同表）

第25号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間各國立銀行本支店収支金額増減比較表（表頭 府県別＜出，入＞；表側 13～12年度，増減）

第26号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間各府県下貸借金利子高低表（表頭 府県別＜地名別＞；表側 最高，最低）

第27号 明治元年1月より同12年6月に至る歳入出決算累年表（表頭 同前年同表；表側 自慶應3年12月至明治元年12月第1期～自11年7月迄12年6月11年度）

第28号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間当省官吏給料統計表（同前年同表）

第29号 明治14年6月30日当省官吏現員前年比較表（表頭 同前年同表；表側 14年6月30日・13年6月30日＜本省，各局＞）

第30号 明治13年中当省官吏事務勸勵慰勞金支給表（同前年同表）〔人員及金額区分表〕（同前年同表）

第31号 明治14年6月30日当省御雇外国人現員表（同前年同表）別表（同前年同表）

第32号 明治13年7月1日より同14年6月30日に至る会計年間当省經費内訳表（書記局，議按局，等）營業費（同前年同表）

(15) 大藏卿第八回年報書

調査対象年 14年7月～15年6月

内容細目

第1款 14年度間収支せし各年度所属歳入出の現計：〔記事〕

〔明治14年7月1日より同15年6月30日に至る本会計年度間収支總計〕（收入總計，支出總計）

〔本年度収支總計其所属年度区別表〕：收入の部（14～12年度所属歳入，合計，14年度所属一時借入金，14年7月1日越高＜12～13年度所属＞）支出の部（14～12年度所属歳出，合計，13年度所属一時借入金返償，12年度歳入餘剰金準備へ送入，15年6月30日現在金＜

13～14年度所属＞、総計)

14年度所属歳入(海関税、地稅、等、經常通計、貸金返納、雑収入、臨時通計、一時借入金)

14年度所属歳出(國債元利償還、帝室及皇族費、等、經常通計、興業費、各庁營業資本、等、臨時通計、15年6月30日現在金)

歳入出要計比較(表頭 經常歳入、臨時歳入、經常歳出、臨時歳出;表側 14～13年度、過不及)

〔本年度所属歳入出予算対比表〕(表頭 同前表;表側 予算、現収支、過不及)

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る會計年間14年度所属歳入歳出内訳表:歳入の部(同前年同表)歳出の部(國債償還<内國債、外國債>、國債利子、等、經常通計、興業費<大蔵省、海軍省、等>、雑支出、等、臨時通計、15年6月30日現在金)

〔13年度所属歳入出〕:歳入(海関税、地稅、等、經常通計、貸金返納、雑収入、臨時通計、支払残金返納、14年7月1日越高) 歳出(國債元利、帝室及各庁經費、等、經常通計、興業費、各庁營業資本、等、臨時通計、一時借入金返償、15年6月30日現在金、総計)

〔前年度甲期収支予算に対する過不及併乙期現収支対照表〕(表頭 經常歳入、臨時歳入、經常歳出、臨時歳出;表側 予算に対する甲期の過不及、乙期の現収支、過不及)

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る會計年間13年度所属歳入歳出内訳表:歳入の部(租税<海関税、地稅、等>、作業益金<大蔵省造幣、大蔵省印刷、等>等、經常通計、諸返納<諸貸出金返納、官方及旧藩貸金返納、等>、雑収入<官有物払下代、雜入>、臨時通計、14年7月1日越高、総計) 歳出の部(國債償還<内國債>、國債利子、等、經常通計、興業費<内務省、大蔵省、等>、雑支出、等、臨時通計、一時借入金返償、15年6月30日現在金)

〔12年度所属残収支〕:歳入(作業益金、支払残金返納、14年7月1日越高、総計) 歳出(年金恩給諸禄、府県費、等、歳入残額準備金へ送入、総計)

〔10～12年の各年度に属する残収支併各其出納閉鎖期前3～4ヶ月間収支〕(表頭 租税、作業益金、等、合計、國債元利、年金恩給諸禄、等、合計;表側 自12年7月至同10月閉鎖10年度末期～自14年7月至同10月閉鎖12年度末期)

明治14年7月1日より同年10月31日閉鎖に至る4ヶ月間12年度所属歳入歳出内訳表:歳入の部(作業益金<工部省電信>、支払残金返納、14年7月1日越高) 歳出の部(年金恩給諸禄<西南從軍の輩一時賜金>、府県費、等、歳入残金準備へ送入)

第2款 12年度歳入出略定決算:〔記事〕

〔12年7月より14年10月閉鎖期に至る予算併略定決算表〕:歳入の部(表頭 第1～第3種稅、作業益金、等;表側 予算額、略定決算額) 歳出の部(表頭 國債償還、帝室及皇族、等、合計、歳入残金、総計;表側 同前表)

12年度歳入出予算略定決算比較増減表:歳入の部(表頭 第1種稅<海関税>、第2種稅<地稅、鉱山稅、等>等;表側 予算額、現収額、比較増減) 歳出の部(表頭 國債元利<内國債元金、外國債元金、等>、帝室及皇族費、等、合計、歳入残金準備へ送入;表側 予算額、現出額、比較増減)

第3款 15年度歳入出予算及其初1季現計:〔記事〕

15年度歳入出予算及其初1季現収支明細表:歳入の部(表頭 租税<海関税、地稅、等>、作業益金<内務省製菓、大蔵省造幣、等>等、經常通計、諸返納<諸貸出金返納、官方及旧藩貸金返納、等>等、臨時通計、一時借入金;表側 予算額、現収額) 歳出の部(表頭 國債償還<内國債、外國債、等>、國債利子併雑費<内國債利子、内國債雜費、等>等、經常通計、興業費<海軍省、工部省、等>、營業資本及繰替金、等、臨時通計、15年9月30日現在金;表側 予算額、現支出額)

第4款 内外國債:〔記事〕

〔本年度間國債元金要計〕(14年7月1日未償額、本年度間増加額、同減少額、15年6月30日未償額)

〔本年度國債増減表〕:増加の部(金札引換公債発行、金禄其他公債整理増加) 減少の部(内國債償還、内國債整理減少、等、合計、差引減少実額)

〔本年度末に於る國債未償総額につき有利と無利の区分併其比例表〕(表頭 内國無利公債、内國有利公債、外國有利公債;表側 未償額、百分率)

〔本年度間支出せし金員〕(内國債利子、同雜費、証書外元金一時現金渡、外國債利子、同雜費、同英貨時価差増)

〔10年度已降本年度に至る5ヶ年度の歳出額と國債償還金との比例表〕(表頭 10～14年度;表側 歳出総額、國債償還金、百分率)

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る會計年間内外國債増減内訳表(表頭 同前年同表;表側 14年7月1日未償額、発行額、減少額、15年6月30日未償額)

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る會計年間内外國債利子其他支消内訳表(同前年同表)

第5款 紙幣:〔記事〕

〔本年度紙幣流通額〕(14年7月1日流通額、本年度間発行額、本年度間引揚額、15年6月30日流通額)

〔本年度紙幣発行額と引揚額増減表〕:発行の部(損札交換のため発行額、未損札交換のため改造紙幣発行額) 引揚の部(損札其他交換のため引揚額、金札引換公債証書発行のため引揚額、描改紙幣引揚額)

〔本年度間紙幣の増減〕(表頭 100円札、50円札、等、合計、差引本年度減少実額;表側 本年度増加、本年度減少)

〔本年度間廢毀紙幣焼却の金額〕(11～13年度の支消に係る分、損傷紙幣、公債証書に交換せし紙幣、描改紙幣)

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る會計年間各種紙幣増減内訳表(表頭 同前年同表;表側 14年7月1日流通額、交換発行額、等、15年6月30日流通額)

第6款 準備金附記業金:〔記事〕

〔本年度準備金増減表〕(14年7月1日全額、本年度増加額、本年度間減少額、15年6月30日全額)

〔本年度準備金を本部と減債部に區別した其要計表〕:本部(同前表) 〔本部増減内訳表〕(増加<12年度決算残金、紙幣製造費仕払残金、等>、減少<紙幣製造費、正貨交換差損、等>、差引減少過額) 減債部(同前々表) 〔減債部増減内訳表〕(増加<13年度公債証書益金越高、同上本年度受入、等>、減少<13年度國債償還金へ送入、14年度國債償還金へ送入、等>、差引増加過額)

〔本年度間本部及減債部の15年6月30日全額と他の預

り金等其科目別内訳表〕（現金、地金類原価、等）
〔前表における他の預り金内訳表〕（起業金其外、外国債償還金、等）

〔本年度準備金中正貨と紙幣とを区分して前年度比較増減表〕：増加の分（金貨、銀貨） 減少の分（銅貨及紙幣）

附起業金：〔記事〕

〔頭初より本年度に至る各起業担当の諸官庁への交付金〕（表頭 内務省、農商務省、等；表側 予定額、頭初より13年度迄支出額、本年度間支出額、15年6月30日現存額）

〔右の外起業基金運転上より生ずる収益金等〕（本年度已前収益金、本年度已前貸出金返納、等）

第7款 貸付金：〔記事〕

〔本年度間貸付金要計表〕（14年7月1日越在額、本年度間増加額、本年度間減少額、15年6月30日貸在額）
〔本年度間増減表〕（増加＜貸付額、追加額＞、減少＜返納額、官損額＞、差引増加実額）

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る会計年間諸貸付金増減内訳表（表頭 石高貸付、官方貸付、等；表側 14年7月1日越高、貸付高、等、合計、返納高、官損高、合計、15年6月30日未納高）

第8款 貨幣鑄造：〔記事〕

本年度の輸入地金（金地金、銀地金、銅地金）

〔金銀を9百位に改製せし秤量〕（表頭 金地金、銀地金；表側 政府の分、内地人民の分、外国人民の分）
本年度の鑄造貨幣（金貨、銀貨、銅貨）

〔造幣局東京出張所に於て本年度間受入たる諸地金の秤量〕（金地金、銀地金、金銀混合地金）

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る会計年間鑄造貨幣内訳表（表頭 金貨＜5円＞、銀貨＜1円銀＞、銅貨＜2銭、1銭、半銭＞；表側 枚数、金額）

第9款 常平米：〔記事〕

〔本年度間常平米増減表〕（14年7月1日越在額、本年度間買収額、本年度間売出額、15年6月30日現在額）

第10款 備荒儲蓄金：〔記事〕

〔備荒儲蓄の爲め支出せし金額〕：14年度所属（府県へ配付金、中央儲蓄金） 13年度所属（救助貸出金、府県へ配付金、等）

第11款 内外貿易：〔記事〕

〔明治14年中各港輸出入物品価額表〕（輸出物品価額、輸入物品価額）

〔明治13年中各港輸出入物品価額表〕（同前表）

輸出入貨幣及地金（輸出額、輸入額）

〔本年度間各港に於て収入せし輸出入税額〕（輸出税額、輸入税額）

明治14年中各港輸出入物品価額概別表：第1表（表頭 輸出品種類：蚕糸類、蚕卵紙、等14品目、合計、再輸入、全計；表側 金額） 第2表（表頭 輸入品種類：木綿糸、綿花、等14品目、合計、再輸出、全計；表側 金額）

第12款 国立銀行附金融の概況：〔記事〕

〔本年度間資本金増加計算表〕（14年7月1日総額、本年度間増額、15年6月30日総額）

〔本年度間銀行紙幣交付額の減少計算表〕（14年7月1日現額、本年度間減額、差引15年6月30日現額）

〔明治15年6月30日に於ける各国立銀行より紙幣発行の爲め抵当として納付せる公債証書種類別区分表〕（表頭 新公債、秩禄公債、等；表側 証書面額、抵当

価額）

明治15年6月30日各国立銀行資本金紙幣交付高及流通高一覧表（表頭 東京第1国立銀行、横浜第2国立銀行、等；表側 資本金高、創業より明治15年6月30日迄銀行紙幣交付高、明治15年6月30日に於る銀行紙幣流通高）

各国立銀行毎半季實際報告合計表（表頭 同前年同表；表側 13年12月31日＜151箇の国立銀行＞、14年6月30日＜150箇の国立銀行＞、等）

附金融の概況：〔記事〕

〔明治13年14年両年米作及其代価対比表〕（表頭 收穫米、代価、每石平均価；表側 13～14年、14年の不及）

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る会計年間各国立銀行本支店収支金額増減比較表（表頭 府県別＜入、出＞；表側 14～15年度、比較増減）

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る会計年間各府県下貸借金利子高低表（表頭 府県別；表側 本年度・前年度＜最高、最低＞）

明治13年7月より同15年6月に至る2週年間毎月横浜銀貨相場高低表（表頭 13～14年度＜7～6月＞；表側 最高、最低、平均）

明治13年7月より同15年6月に至る2週年間毎月横浜銀貨売買高表（表頭 同前表；表側 売買高）

第13款 横浜正金銀行：〔記事〕

〔本年度間大蔵省より該銀行に関して出納せる現計表〕：預け金の部（13年度より越高、本年度間増加高、本年度間返納高、差引15年6月30日現預け高） 保護預け金の部（13年度より越高、本年度間返納高、差引15年6月30日残高） 預け合の部（13年度より越預け合高、本年度間戻し合高）

第14款 大蔵省庶務：〔記事〕

〔本年度末に於ける当省官吏員数前年度末比較表〕（表頭 官吏現員：勅任官、奏任官、等；表側 15年6月30日、14年6月30日）

明治14年7月1日より同15年6月30日に至る会計年間大蔵省経費内訳比較表（表頭 書記局、議案局、総計、比較本年の減；表側 14～13年度）

明治15年6月30日大蔵省官吏現員前年比較表（表頭 同前年同表；表側 15年6月30日・14年6月30日＜本省、各局＞）

明治14年中当省官吏事務勸励慰労金支給表（同前年同表）〔人員及金額区分表〕（同前年同表）

明治15年6月30日当省御備外國人現員表（表頭 本省・横浜税関・等＜人名＞；表側 月給） 別表（同前年同表）

各年度歳入出決算表（表頭 同前年同表；表側 從元年1月至同年12月第1期～從12年7月至13年6月12年度）

明治3年より同15年6月に至る各年度間内外国債増減統計表（表頭 3～7年、8年上半年、8～14年度、総計、差引発行過額；表側 同前年同表）

明治3年より同15年6月に至る毎歳結尾内外国債未償額統計表（3～7年、8年6月30日～15年6月30日）

明治元年より同15年6月に至る毎歳結尾各種紙幣流通額統計表（元年～7年、8年6月30日～15年6月30日）

明治元年より同15年6月30日に至る毎歳結尾諸貸付金未納額統計表（同前表）

明治3年11月より同15年6月に至る毎歳各種貨幣鑄造

額総計表（表頭 創業より4年まで、5～7年、8年
上半年、8～14年度；表側 金貨、1円銀貨、等）
明治元年より同14年12月に至る各年間輸出入物品価額
統計表（表頭 元年～14年；表側 輸出額、輸入額）

明治6年より同15年6月に至る毎歳結尾銀行紙幣流通
額総計表（表頭 6年12月31日～15年6月30日；表側
同前年同表）

解題

本書の構想では、「大蔵卿年報書」は、財政面から把握された国勢総括統計書という意味で「上の1」に収録される予定であったが、技術的理由によってそれが不可能になったため、止むをえずここに収録することになったものである。この「年報書」によっては、地方財政に関する情報は全く把握することはできないので、収録する場所としては、不適当の感を免れないが、読者のお許しを請いたい。

またわれわれの今回の作業では、金融財政統計資料については、別箇のテーマとしてあらためてとり扱う予定である。したがってここでは、この「年報書」に収録されている箇々の統計表の内容に立ち入ることはさけて、「年報書」の大意を紹介するにとどめた。

われわれは、「本書 上の1」第2章の1の「大蔵省の成立と統計調査機構の整備」において、大蔵省によって進められた金融財政機構の近代化が、明治前期における中央政府の官庁統計業務の近代化の基礎条件を整備する結果になったという事情を、幣制改革、財政改革、税制近代化の3点にしばってその経過をたどった。その詳細は省略するが、ここでは「大蔵卿年報書」の解題に最低必要な、財政制度の統一化過程について簡単に再説したい。

明治前期における大蔵省の最大の課題は、収入と支出のアンバランスによる恒常的財政赤字をいかにして解消するかという点にあった。そのためには、収入と支出の実態を正確に把握することが先決問題である。大蔵省の財政制度の近代化は、このように財政の実態を把握する努力のなかから急速に進められ、また大蔵省は財政支出の統制上、他省の予算、会計制度の近代化の指導をも行なうこととなったのである。以下、4項目にわたってこの過程を述べよう。(1)

第1は会計年度の制定である。会計年度は維新以来、様々な年度が試みられたが、明治7年10月に最終的に7月～6月制に改められ、明治8年度から実施された。

第2は会計帳簿の統一である。これは明治6年12月27日の太政官達第427号と達第428号によって統一会計帳簿の方針を明らかにした。この達の別冊が「金穀出納順序」であり、これによって日計簿から金穀有高帳にいたる各種帳簿の種類および様式が定められた。これは明治9年9月19日の「大蔵省出納条例」によって根本的に改正された。またこの条例の第34条によって、西洋式複式簿記を採用し、明治8年度の新会計年度から採用した。ただし、他省が複式簿記を採用したのは明治12年度からである。この「出納条例」によって府県および各省の財政帳簿が統一され、その結果、財政統計の信頼性が著しく高まることとなった。

第3は予算決算制度の統一である。明治6年6月に発表された6年間の歳入歳出見込会計表は、わが国における最初の予算公表として画期的な意義をもつものであったが、これをきっかけとして予算制度の確立の歩みが大きく前進した。明治7年12月に大蔵省は前年の「金穀出納順序」にもとづいて「金穀出納取扱順序」を制定して、8年度から新会計年度による予算を編成するよう各省、府県に通達している。9年9月の「大蔵省出納条例」はこの統一予算制度をさらに一歩前進させたものであった。また決算制度は、この「出納条例」の2年後の11年2月9日に制定された「検定条例」によって統一化に一歩前進したが、14年4月の「会計法」、「会計検査院章程」によって一応の完成をみた。

第4の統一国庫制度はもっとも遅れたが、これも明治15年の日本銀行の設立によって実現の緒につき、22年の「新会計法」、「金庫規則」によって、23年度から日銀が国庫金の収入支出事務をとり扱うようになった。

以上が大蔵省における財政制度近代化の経過の概要である。わが国における最初の決算統計は、大隈の指揮によって作成された「自明治元年一月至八年六月決算報告書」で、いわゆる「八期間歳入歳出決算書」といわれるものである。しかし大蔵省はそれ以前に、現在の「大蔵省年報」の前身である「大蔵卿第一回年報書」を明治9年に刊行している。

大蔵省は明治8年の太政官機構改革によって、6年5月に正院に奪われた財政権限をとり戻し、同省内に租税寮以下8寮が設けられた。翌10年1月には寮制が廃止されて、租税局以下9局が設けられた。この業務機構は、18年の内閣制まで大きな変更はない。

このような情勢を背景にして大蔵省の統計調査業務体制は、中央官庁のなかでもっとも早く整備されたのであった。明治4年に設立された同省統計寮は、同年に太政官に設立された政表課を遙かにしのぐ規模をもち、人口、土地、物産、等の主要統計調査を専管して実質的には政府の中央統計局であった。

その後、大蔵省統計寮と太政官政表課との間に中央統計行政をめぐる権限闘争が展開され、結局、明治9年に、当時強大な権限をもっていた大久保利通をリーダーとする内務省の圧力によって、政表課が政府の中央統計機関であることが法制上確立され、内務省は物産関係統計、大蔵省は金融・財政・貿易統計業務を専管することになってこの権限争いに終止符がうたれたのであった。(2)

このようにして、大蔵省は中央統計行政をめぐる権限争いには破れたが、同省が実質的に中央政府における最大の統計調査機構をもっていることにおいては変らなかつた。各局における統計調査業務の変遷の詳細についてはつぎの機会にゆずり、ここでは省略する。

「大蔵卿第一回年報書」は、明治8年1月から6月までの半年間の同省の「事務成績に就て其要款を歴記」したものである。ただし、この「年報書」は、27表の統計表とその解題のみを収録している。「第一回年報書」が8年上半期のみを収録したのは、先に述べたように明治8年度から7月～6月を会計年度としたため、つぎに刊行される「第二回年報書」を第1会計年度の報告書とし、この「第一回年報書」は8年上半期のみを収録して7年暦年と第1会計年度の中間報告書としたためである。巻頭に8年上半期の収入、支出の現計があり、その説明は大隈によるものであるが、その最後に「現今会計の景況を明晰し将来之に処するの意見方法に就き重信聊か胸算の在る有り將に論述する所あらんとす

蓋し会計官創立以降随て民部を置き大蔵の事務を分ち或は民部を廃し大蔵に合し一分一合事務混雑経歴錯綜其綱領の整頓調査を今日に要するも当時草創更革文献の徴すべきもの亦幾希なり且其事たる往々重大にして財政の運為に涉り軽々に非ざるを以て敢て咄嗟弁一朝の着手に其功を竣り難し而して今や其文案の稿を脱する將に不日にあらんとすとも雖も第一會計年度に属する第二回年報書編纂の期既に近きに在り報告前後の相混ぜざるを要せんが為め姑らく之を他日の追呈に譲り先づ諸計表のみを装釘し併せて各寮の年報書を取添進呈すと云爾」といって、業務の主要の報告は省略し、別添の各寮の年報書にゆづっている。

収録統計表については統計内容注記に詳しいが、ここで注意すべきことは、第14号から第25号までは明治8年以前の財政統計を収録していることである。そのうち第14号から第15号までは慶応3年から明治7年までの7周年間の歳出入統計表とその内訳表である。また第17号以下は8年上半期までの紙幣発行引揚高、紙幣流通高、国債増減、国債未償高、国債元利償却、貸付金未納高、鑄造貨幣総計、銀行紙幣増減の累年統計表である。以上の統計表のかんりの部分については、それぞれ集計上の問題点、その他の解説がある。

「大蔵卿第二回年報書」は、明治8年7月から9年6月までの新會計年度1周年の事務の主要と関連統計表を収録したものである。「第一回年報書」と異なるところは、8年度の常用甲乙部及び準備歳入、同歳出、9年度の歳入歳出予算の統計表の後につぎの5項目にわたって各部局の業務内容を説明していることである。「国債増減の事、準備金増減の事、紙幣の流通交換及び製造の事、貨幣鑄造の事、輸出入貿易の事」

つぎに第1号の明治8年度の歳入内訳現計表から第29号の本會計年間諸経費内訳表まで29表の統計表が収録されている。前回の「第一回年報書」と同じく第18号から第27号までは、明治元年から8年上半期までの金融財政関係累年統計表を収録している。

「大蔵卿第三回年報書」は、明治9年度を対象として11年に刊行された。「第二回年報書」と同じく前半の第1款から第11款までに明治9年度歳入出の現計、10年度予算のほか、国債、紙幣、準備金、貸付金、秩禄、造幣、輸出入貿易、国立銀行、省中事務の概況、の主要が収録されている。後半は「第二回年報書」と同じく明治8年度の歳入歳出内訳現計表と、明治元年から10年上半期までの金融財政関係累年統計表を収録している。

「大蔵卿第四回年報書」は、明治10年度を対象として13年に刊行された。その形式は「第三回年報書」と同様である。第1部の明治9年度歳入出の現計の後に、9年度、8年度および8年6月以前に属する歳入、歳出表が別に収録された。これは、この表の説明によれば8年6月までの8期間の決算報告書が完成したためである。これらの決算報告書は別に上呈され、この報告書には収録されていない。これまでの「年報書」には各年度の歳入出の現計のみが収録されている。

「大蔵卿第五回年報書」は、明治11年度を対象として13年に刊行された。この年の2月、大隈財政政策の失敗、憲法制定問題をめぐって伊藤博文との対立が表面化し、大隈は大蔵卿の地位を去った。しかし後任は同卿の後輩、佐野常民であり、「第五回年報書」は大隈在任中の業務報告であるが、佐野によって刊行されている。形式は前回と変らない。

「大蔵卿第六回年報書」は、明治12年度を対象として14年に刊行された。形式は前回と変らない。この「第六回」には、「十一年度所属の歳入出にして十一年七月より十三年九月鎖閉期に至る迄の計数を淘汰整頓し以て其予算に対する増減の概由を開陳」し、「十一年度歳入出の略定成算にして略ぼ決算に等しき所の計数」がはじめて掲載されている。

「大蔵卿第七回年報書」は、明治13年度を対象として15年に松方大蔵卿によって刊行された。14年10月の政変によって大隈は追放され、その直後の官制改革によって伊藤を中心として薩長藩閥政治体制が確立された。大蔵卿は大隈系の佐野に代って以前から大隈財政を批判していた松方正義が就任したのである。しかしこの「第七回年報書」は佐野在職中の業務報告書であり、編集の形式に変更はない。

「大蔵卿第八回年報書」は、明治14年度を対象として17年、松方大蔵卿によって刊行された。編集の体裁に変更はないが、第2款として十二年度歳入出略定決算がはじめて掲載された。

以上が明治17年までに刊行された8回の「大蔵卿年報書」の主要である。この「年報書」によって決算統計を把握することはできない。しかし各年度の年報に掲載された歳入出の内訳の説明、および各局所管事項の業務報告は、明治前期における大蔵省の財政政策の推移をうかがうことのできる第1級史料であることは間違いない。

「大蔵卿年報書」は、政府機構が太政官制から内閣制に改革されたため、第12回（明治18年度）から「大蔵大臣年報書」と改題されて第18回（明治25年度）まで刊行され、明治26年度（回次はない）から、現在と同名の「大蔵省年報」と改題されて戦前は第67回（昭和17年度）まで継続刊行された。

なお参考のため、明治18年までに公表された、明治元年から13年までの各會計年度の歳入歳出決算報告書を収録した文献をかかげておこう。

- 1) 元年より八年六月に至る八期間歳入歳出決算報告書（通牒 明治13年2月18日）（「法規分類大全 第一編 財政門 決算 3 決算報告書 1」所収）
- 2) 明治八年度歳入歳出決算報告書（太政官達第5号 明治12年2月8日）（「法令全書 明治12年」および「法規分類大全 第一編 財政門 決算 3 決算報告書 1」所収）
- 3) 明治九年度歳入出決算報告書（太政官達第43号 明治13年8月30日）（「法令全書 明治13年」および「法規分類大全 第一編 財政門 決算 3 決算報告書 1」所収）
- 4) 明治十年度歳入歳出決算報告書（太政官達第6号 明治16年2月9日）（「法令全書 明治16年」および「法規分類大全 第一編 財政門 決算 3 決算報告書 1」所収）
- 5) 明治十一年度歳入歳出決算報告書（太政官達第47号 明治16年10月23日）（「法令全書 明治16年」および「法規分類大全 第一編 財政門 決算 4 決算報告書 2」所収）
- 6) 明治十二年度歳入歳出決算報告書（太政官達第88号 明治17年10月25日）（「法令全書 明治17年」および「法規分類大全 第一編 財政門 決算 4 決算報告書 2」所収）
- 7) 明治十三年度歳入歳出決算報告書（太政官達第33号 明治18年6月30日）（「法令全書 明治18年」および「法

規分類大全 第一編 財政門 決算4 決算報告書 2」所収)

以上の1)から7)までの歳入歳出決算報告書は、なお、「明治前期財政経済史料集成 第4巻＝歳入出決算報告書(上)＝, 同第5巻＝歳入出決算報告書(中)＝, 大内兵衛；土屋喬雄編：明治文献資料刊行会 昭和37年」に収録されている。

注

- (1) 「本書 上の1」第2章 p.32～36
- (2) この経過については、「本書 上の1」を参照されたい。第3章 p.66～69

第8章 戸籍・人口全国総括統計総説

1 明治前期人口統計資料の種類

1) 人口統計の種類

第8章、第9章は、明治17年までに刊行された人口統計関連資料の解題を目的とする。本題に入る前に、明治前期の人口統計数値と人口統計資料について、現在までに発表された主要な研究成果を簡単に展望しておきたい。ただし、われわれは、ここで明治期の人口史あるいは人口統計史に関する研究史的展望を行なうつもりはない。(1) われわれの目的は、人口学、人口史、経済史、数量経済史、歴史地理学、社会学、法社会学、公衆衛生学、等の専門家によって、明治期の人口および人口をめぐる諸現象の解明を目的として展開された多彩な研究をフォローすることによって、本書の課題である人口統計資料発掘作業のフレームワークを構成するための手がかりをつかむことにある。

人口統計を人口静態統計と人口動態統計に分ける。人口静態統計は、さらに本籍人口統計と現住人口統計と現在人口統計の3種類に分けることができる。本籍人口は、各個人をその本籍地において調査した人口であり、その基礎資料は戸籍簿である。現住人口は、各個人を平常居住している市町村に所属させて調査した人口、いいかえれば調査時に調査区域内に住居をもつ人口であり、常住人口ともいう。現在人口は、各個人を調査時に現に所在している市町村において捕えた人口、いいかえれば調査時に調査区域に現存している人口で、国勢調査人口がこれに当る。

人口統計は、またそのカバーする地域によって全国人口統計と地方人口統計に分けられる。

2) 全国人口静態統計資料

わが国において明治以降はじめて発表された全国総人口は、明治5年に全国規模で調査された戸籍（壬申戸籍）から作成された戸籍表を集計してえられたものであり、その集計結果は、戸籍局によって刊行された「日本全国戸籍表」（その後、表名はしばしば変更されている）、「戸籍局年報」に収録されている。明治前期の人口数値は、最初の明治5年総人口のみが本籍人口を直接調査したものであって、6年以降は、すべて前年の人口数に出生、死亡、出入を加除して作成した計算人口であることは注意を要する。そのため、後述するように後年、内閣統計局は、これらの公式統計数値を統計局に保存されていた「全国県分戸籍表」等の未発表中間集計表を使用して修正している。これらの中間集計表は、その後も統計局によって使用され、その調査結果データは公表されていたが、資料そのものは、これまでその全貌が紹介されたことはなかった。われわれは、明治初期に作成されたこれらの未発表中間集計表について調査した結果、これまで判明しているもののほか、さらに若干の追加資料を発見することができた。今回は時間切れのため作業をうち切ったが、さらに時間をかければ、なお相当の資料が発掘される可能性があると思われる。今後の課題としたい。

つぎに現住人口は、本籍人口に出入寄留その他の移動を加除して算出したものであって、明治17年から

大正7年まで計算されている。この現住人口には甲種現住人口と乙種現住人口があり、乙種現住人口は、甲種現住人口を算出するために本籍人口に加除した事項のうち、出入寄留の数値に不合理（入寄留の出寄留に対する超過）があるため、これを是正する目的で甲種現住人口に若干の修正を加えて作成されたものである。

この乙種現住人口がはじめて発表されたのは、「第十九回帝国統計年鑑 明治33年刊」であり、そこには明治26年から30年までのデータが収録されている。またさらに明治17年から40年までのデータは、「内閣統計局編：自明治十七年至同四十年道府県現住人口 明治42年刊」に発表された。内閣統計局はさらに「明治四十一年日本帝国人口静態統計 明治44年刊」の附録第2編に、明治5年以降の全国および各府県の本籍人口と現住人口を発表した。この資料は明治前期のもっとも包括的な人口統計データ集である。

つぎに現在人口については、明治期においては全国国勢調査が実施されなかったため、全国現在人口を与えることはできない。杉 亨二による「甲斐国現在人別調」は、1地方のみを対象としたものであるからつぎの地方人口の項であげるべきであろうが、便宜上ここであげておく。

以上が大蔵省、内務省、総理府統計局系統の全国人口統計資料であり、その基礎資料として戸籍簿を使用しているという意味で、これを戸籍人口系列の資料といえるであろう。ところで、明治前期の全国人口静態統計資料としては、以上の他になお一連の統計資料が存在する。その第1は陸軍省による調査資料であり、第2は文部省による調査資料であり、第3は警察による戸口調査資料である。

第1の陸軍省による人口調査の結果は、同省刊行の「共武政表」、およびその調査を引きついだ「徴発物件一覧表」と題する年刊の統計書に収録されている。この統計書は、これまで書名が特殊なためと陸軍省の刊行によるためか、一部の研究者を除いては比較的注目されなかった資料であるが、実は、当時におけるもっとも充実した全国統計年報のひとつであるといってもよい内容をもっている。そこに収録された全国人口は、郡区以下の現住人口のほか、職工人口をも含み、明治初期の人口統計資料としても見逃がすことはできない。例えば本書の対象とする年度ではないが、明治24年の同一覧表は大字単位の人口、その他の数値を収録しており、全国統計で大字単位の数値がとれる極めて貴重な資料である。この資料については、「本書 下巻」の第4章に詳説したので参照されたい。（「下巻」p.135～144）

第2の文部省調査は、学齢児童人口の調査であって、これも全国人口をチェックする資料として重要であろう。この調査結果は、「文部省年報」のなかの「学事統計表」に収録されている。これについては、「本書 上の3」の第13章を参照されたい。

第3の警察人口は、警察による戸口調査の結果を集計した数値であって、一種の現住人口である。全国集計値は、明治41年に実施された調査の集計値がはじめてであり、その結果表は「明治四十一年十二月三十一日日本帝国人口静態統計」に収録されている。ただし、地方段階における戸口調査は、人民取締りを目的として明治初期から実施されていた。この警察人口については、「本書 上の3」の第10章および第11章を参照されたい。

3) 全国人口動態統計資料

明治初期における全国人口動態統計資料としては、内務省戸籍局系列の資料と、同じ内務省の衛生局によって作成された衛生統計資料をあげることができる。戸籍局の動態統計は、「戸籍局年報」、「日本全国人口表」、「日本全国戸口表」等の同局刊行の資料に収録されており、また、先に述べた同局で作成された未発表中間集計表も存在する。

衛生局によって作成された人口動態統計は、「衛生局年報」、「都市生死婚姻統計表」等の刊行資料に発表されている。衛生局の人口動態資料については、これまでもその重要性についてはしばしば指摘されていたが、その全貌がつかみにくく、また統計処理上の困難さのために研究が比較的遅れていた分野であった。最近、日本の衛生行政の原点として、明治前期の長與衛生局長時代の衛生行政をみなおす研究が公衆衛生の専門家、等によって進められており、また、近代疾病史の観点から衛生統計の研究もはじめられていることは歓迎すべきことであって、今後この時期における衛生統計全般についても、さらに研究が進展することを期待したい。(2)

つぎに、明治前期の全国人口動態統計としては、推計作業により人口動態を再構築する、いわゆる推計人口がある。これは、戸籍局発表の本籍人口が、明治初期においては就籍洩れや重複計算のために、精度に疑問がある（そのうち就籍洩れに重点をおけば過少、重複計算に重点をおけば過大という評価になる）という理由によって、新たに作成されたものである。最初の人口推計は、内閣統計局が大正9年、14年の国勢調査人口とそれ以前の人口を接続するために推計した明治5年から大正14年までの数値である。その結果は、「明治五年以降我国の人口 昭和5年刊」として刊行された。

この内閣統計局による推計人口とは別に人口学者、統計学者、経済学者による人口推計とその批判的検討が発表されている。もっとも早い時期に発表されたものは、明治期のP・マイエットによるものである。(3) これを別とすれば、戦前では森田優三による推計があり、(4) 戦後は、高津英雄、I. B. トイバー、本多龍雄、岡崎陽一、赤坂敬子、安川正彬による推計が発表されている。(5) そのうち、赤坂推計と高津推計は統計局推計方法に近く、岡崎、安川推計は、後年の確実な人口基本構造から出発して逆進生残率法によって明治初期の人口を推計したものである。森田推計もこの推計方法に近い。本多推計は直接推計法と逆進推計法を併用したものである。(6)

ここでわれわれは、人口推計の一分野として有業人口の推計をあげておこう。有業人口の推計は、戦前では、中川友長、土方成美によるものがあるが、(7) 戦後に入ってからこの推計を修正した逸見謙三、南 亮進、梅村又次、山田三郎、赤坂敬子による推計が発表されている。(8)

4) 地方人口統計資料

以上が明治前期における全国レベルの人口統計資料の概観であるが、つぎに藩、府県、さらに郡町村段階にまで降りた地方レベルの統計資料について述べよう。

もっとも初期の地方人口統計資料としては、明治2年から3年にいたる諸藩の戸口統計を収録した「藩制一覽表」をあげることができる。さらに現在、内閣文庫にその草稿が所蔵されている「府県史料」と題

する膨大な史料のなかに明治前期の諸藩、府県レベルの人口統計数値を見出すことができる。この2種類の資料は、もともと全国集計値の獲得を目標としたものであったが、何れも目標達成に失敗したものである。しかし、地方人口統計数値をとるためには十分利用価値があると考えられる。この2資料については第7章を参照されたい。

また関山直太郎は、かつて大蔵省文庫に「庚午年概算」と題する統計書類を発見して、その資料から明治3年の全国族籍別戸数と男女別人口総数を発表した。この資料は、恐らく明治3年5月、民部省が府県および諸藩に達した「…在来の人別帳を以戸数人員其外総計不洩様取調早々可差出候事」とある布令によったもので、府県がこれに応じて従来の人別帳方式によって書き上げられた進達書を中央で集計したものと思われる。この数値は全国人口の数値であるが、この「庚午年概算」は、明治3年の諸藩および府県レベルの人口統計数値をとることのできる貴重な資料であった。ただし関山によれば、この資料はその後焼失し、関山による抄録も戦災で焼失したため、現在ではその詳細を知ることができないのは残念である。⁽⁹⁾

つぎに府県レベルの人口統計については、いうまでもなく各府県で刊行された府県統計書と勸業年報がもっとも重要な基礎資料である。本書は、まず全国レベルの統計資料の調査に限定したために、この2種類の統計書の調査はつぎの機会に譲らざるをえなかったが、第7章の全国地誌統計の解題において若干触れておいた。

ただし、杉 亨二の指導によって完成した「甲斐国現在人別調」は、対象を一国に限定した人口調査であるが、後年の全国人口センサスの先駆となった、統計調査史上画期的な人口調査であるため、今回これを収録することとした。

府県段階からさらに郡、町村段階のレベルまで降りた地方人口統計資料としては、まず壬申戸籍をはじめとする戸籍資料をあげなければならない。壬申戸籍については、山梨県立図書館が全県の戸籍を所蔵しているほかは、多くの府県においては既にかなりの部分が失なわれているが、なお地方に残存するものも多い。壬申戸籍の全貌については新見吉治、福島正夫による先駆的業績があり、また最近、地方で発見された壬申戸籍を使用して多くの研究成果が発表されている。この点については後段を参照されたい。

また壬申戸籍以前の戸籍のなかでは、明治3年のいわゆる庚午戸籍、4年の辛未戸籍が注目される。庚午戸籍も山梨県立図書館の所蔵がすぐれているが、他の地方でも発見されつつある。⁽¹⁰⁾ さらにその他の戸籍としては、京都府によって明治元年に発令された「京都府戸籍仕法」の方式によらない、藩または府県独自の編成方針による戸籍も作成されており、これも地方に残存しているものが最近いくつか発見されている。⁽¹¹⁾

壬申戸籍以前においては、以上の戸籍編成とは別に人別帳、宗門改帳、等の徳川時代の人口調査の形式による調査も依然として行なわれていた。⁽¹²⁾ 以上のような壬申戸籍以前の戸籍や人別帳は、その記載事項に民産その他の項目を含み、人口調査にしばった壬申戸籍よりある意味では収録する情報内容が豊富であるといえよう。そのため、明治初期の社会経済状態を対象とした研究が経済史、社会学、法社会学、歴史地理学、歴史人口学の分野において進展するとともに、その資料的価値に対する認識が急速に高まって

きた。したがって今後、各地でこれらの資料がつぎつぎに発掘され、これを使用した研究が活発に行なわれることが期待される。¹³

最後に、徳川期を対象とした人口現象の研究について少し触れておこう。徳川時代の人口統計資料の発掘は本書の直接の課題ではないが、明治初期の人口現象は徳川期の人口の趨勢を引きつぐものと考えられるから、われわれは、徳川期の人口現象に関する諸研究、およびこれらの研究に使用された宗門改帳、人別帳、人畜改帳、五人組帳や、地誌、寺院過去帳、等の史料の発掘調査の現状についても関心をもたないわけにはいかない。

徳川期における人口現象について主として人口調査、人口政策の点から研究を進めた先学としては、関山直太郎、高橋梵仙の両氏があげられる。¹⁴ また社会経済史の面から関心をもった学者としては、本庄栄治郎、野村兼太郎の先学をあげることができる。¹⁵

戦後に入って、速水 融は野村の業績を継承して全国の宗門改帳の発掘調査を行ない、西欧諸国の歴史人口学分野で開発された家族復元分析その他の分析手法を用い、膨大なデータの解析を試みて成果をあげた。¹⁶ また梅村又次は、明治以降における日本の長期経済成長の数量経済史的分析の視角を徳川時代に延長して、人口と経済変動との関係を分析した。¹⁷

また農村小地域の人口の研究は、以前から社会経済史学者等によって進められてきたが、最近になって地方都市や藩を単位とする人口資料が相ついで発掘されるとともに、これらの資料を使用して研究対象地域が点から面に拡大されつつある。¹⁸

一方、日本民俗衛生学会のメンバーである公衆衛生学者によっても、徳川期の人口現象の解明が試みられており、安倍弘毅、丸山 博を中心として過去帳研究委員会が発足して研究が進められている。¹⁹

以上が統計資料の発掘調査という、われわれの視点からみた明治前期の人口統計資料の種類とそれらを使用した研究状況の概観である。大別して、明治前期を対象とした研究と徳川期を対象とした研究に分けたが、それぞれはさらに総人口に関心をもついわばマクロ的研究と、小地域人口を対象としたミクロ的研究に分けることができる。そのうち小地域人口を対象とした研究においては、上掲の諸文献にみられるように、一方では研究対象が点から漸次面に拡大されると同時に、1地域においては、徳川末期から明治初期を連続してとり扱った研究もいくつか発表されている。佐久高士の研究（参考文献、108）においては、越前国の村別人口の推移を徳川初期から昭和45年まで追跡している。しかしながら研究の現段階においては、これを一举にマクロベースに拡大するわけにはいかない。徳川期の人口統計と明治初期の人口統計を接続するためには、社会経済史学、歴史人口学、歴史地理学、公衆衛生学、法社会学、等の諸分野において、なお多くの地方人口統計資料の発掘調査と、それらを使用した地域人口研究の積み重ねが必要であろう。また関連諸科学間の共同研究は、最近ようやくはじめられたが、さらに一層緊密に行なわれることによって、研究方法、データの統計処理技術、地方人口統計資料の発掘状況にかんする情報の交換がさらに活発になることが期待される。

日本経済統計文献センターは、以上のような人口史研究の基礎作業としての人口統計資料の発掘調査を

目的のひとつとしているが、今回はその作業の第一歩として、とりあえず明治前期における内務省戸籍局と衛生局関係の資料を中心とした、人口静態動態統計資料の紹介を課題とした。

2 人口統計資料としての壬申戸籍

1) 明治4年「戸籍法」の成立

明治4年廃藩置県断行直前の中央政府をめぐる政治経済情勢は、深刻な危機を迎えていた。第1に大隈重信による経済政策の失敗と財政危機である。第2には、中央集権国家をめざす新政府の旧幕藩体制変革の措置が士族層に強い不満を呼びおこし、これが苛酷な徴税、凶作、物価騰貴によって引きおこされた農民一揆と結んで、広範な反政府運動に展開する危険をはらんでいた。

このような危機に直面した政府の課題は、一刻も早く廃藩置県を断行して近代国家の体制を整備し、治安対策を強化して不平分子を未然に取り締めることであった。明治4年4月4日、民部省によって公布された「戸籍法」（以下「4年戸籍法」という）は、第1に新政権の近代国家体制創設の根幹をなす税制、兵制、学制、等の改革を断行するため、もっとも重要な基礎的条件である人口に関する情報を収集する調査法であると同時に、第2に不平分子に対する治安対策に必要な情報入手のための調査でもあったのである。

この「4年戸籍法」を根拠法として翌5年に全国で作成された戸籍が壬申戸籍である。明治5年は、干支の壬申に当るためにこれを壬申戸籍と呼ぶ。明治5年の全国総人口は、この壬申戸籍から作成した府県単位の戸籍表を中央で全国集計してえられた数値である。（なお、壬申戸籍の呼称は、明治5年の戸籍のみでなく、明治19年の改正戸籍法の施行以前に作成された戸籍のすべてに対して使用されている。）したがって明治前期の戸籍から作成された人口統計の精度を検討するためには、「4年戸籍法」の性格の理解からはじめなければならない。以下、「4年戸籍法」の内容を点検してみたい。²⁰

「4年戸籍法」は、その前文に「今般府藩県一般戸籍の法別紙の通改正被仰出候条……」とあるように、以前の戸籍に関する法令を改正するという形式をとっている。しかし実質的には、前文と本文33則および表式からなる詳細なものであり、新法といってもよい。まず同法の前文の冒頭に、「戸数人員を詳にして猥りならざらしむるは政務の最も先じ重ずる所なり夫れ全国人民の保護は大政の本務なること素より云ふを待たず然るに其保護すべき人民を詳にせず何を以て其保護すべきことを施すを得んや是れ政府戸籍を詳にせざるべからざる儀なり……今般全国総体の戸籍法を定めらるるを以て普く上下の通義を弁へ宜しく粗略のことなかるべし」ということ明らかに、この法令の最大の目的は人口に関する詳細な情報の掌握であった。

その内容は大きく3つに分けられる。第1は現実の人民を把握するための戸籍編成に関する規定であり、第2は人口調査法に関する規定であり、第3は治安対策としての寄留、旅行の鑑札制度に関する規定である。このように「4年戸籍法」は、本来の戸籍編成と人口調査法に関する規定の他に、鑑札制度のような非戸籍的要素を含んだ複雑な構造をもっている。特に第3の鑑札制度のように、人口に関する情報の把握には違いないが、戸籍法としては異質の詳細な規定が含まれている理由は、「4年戸籍法」が、発令当時

の不穏な社会情勢に対する政府の人民治安対策を含むものとして作成されたものであって、4年以前に発令された戸籍に関する各種の法令が、すべて脱籍浮浪人の取り締まりを目的としているという性格を継承するものであったからである。²¹⁾

しかし、この鑑札制度は、廃藩置県の実施によって明治4年7月22日の布告で廃止され、さらにその処置が不徹底だったために5年6月15日、「無印鑑にて旅行不差支様可致事」と旅行の自由を宣言して完全に廃止された。(印鑑とは鑑札のことである)したがってこの鑑札制度の規定は、5年の壬申戸籍の編成の時点において既に「4年戸籍法」から脱落し、「4年戸籍法」は、戸籍編成および人口調査の法令として純化されたのであった。しかし、いうまでもなくこのことは壬申戸籍がその後の警察行政の資料として無用となったことを意味するものではない。

そこで、つぎに戸籍編成に関する諸規定をみてみよう。その内容は大きく2つに分かれる。第1は戸口調査による戸籍編成に関する規定であり、第2は戸籍表作成、進達に関する諸規定(第4則、5則、20～23則)、および作成すべき書式、表式(区内戸籍表式、区内職分表式、戸籍統計書式、職分統計書式)である。

この法令にもとづいて翌5年に戸籍が編成された。したがって統計調査史の観点から、この「4年戸籍法」を、わが国における最初の包括的な人口統計調査の根拠法であるといつてよい。²²⁾

また、この「4年戸籍法」にもとづいて編成された壬申戸籍が、その編成原理として採用した四民平等の原則によって、これまで除外された皇族、神官、僧侶、士族(旧武士階級)のすべてを含むことになったため、この戸籍から作成された人口統計の精度が、旧幕時代の人口統計と比較すれば画期的に高まったことはいうまでもない。

しかしながら、このことは壬申戸籍にもとづく人口統計の精度がそれ自身として高いことをかならずしも意味しない。事実は全く逆であって、壬申戸籍は、その根拠法である「4年戸籍法」の不備と、これを担当した地方の末端調査機関の低水準のために政府の期待したような精度の高いものではなかった。さらにその後の社会経済情勢の変化によって、人民の実態と戸籍の間に大きなギャップを引きおこし、たびたびの戸籍法の改正は、むしろそのギャップを前提としてこれを制度化する方向をとったのであった。

2) 「4年戸籍法」の歴史的 성격

1) でわれわれは、統計調査史の観点から、「4年戸籍法」の意義を、明治に入ってから最初の組織的な人口調査の根拠法という点にみた。ところで、明治初期人口統計の精度を検討するためには、前述のように壬申戸籍の歴史的な性格を解明しなければならない。²³⁾

この問題に入るためにまずわれわれは、「4年戸籍法」が明治4年4月4日、つまり同年7月の廃藩置県宣言の3ヶ月前に公布されたという事実注目しよう。

「4年戸籍法」の第1則に「戸籍旧習の錯雑ある故以は族籍を分て之を編製し地に就て之を収めざるを以て遺漏の事ありと雖も之を検査するの便を得ざるに依れり故に此度編製の法臣民一般華族士族卒祠官平民迄を云以下僧侶僧侶其住居の地に就て之を収め専ら遺すなきを旨とす……」とある。これは、従来のような族籍別戸口調

査によっては完全な人口の調査は不可能であるから、今回から人民を臣民一般としてとらえ、これを居住地において調査して、その統一戸籍を作成するという戸籍編成原理を冒頭においたものである。まずわれわれは、新政府が戸籍編成の原理として人民を臣民一般としてとらえ、前文にあるように「全国総体の戸籍法」を作成しようとしたことに注目しなければならない。この「4年戸籍法」における臣民一般の出現の歴史的意味を明確にするために、第1則にいう「戸籍旧習」にさかのぼってみよう。

ここにいう「戸籍旧習」とは、新政府が「4年戸籍法」以前に発令した個々の戸籍法令を指すが、その第1が脱籍浮浪人の取り締りを目的として発令された多くの復籍規定であることはすでに述べた。第2はより積極的な戸籍編成規定であり、そのなかでも元年10月の「京都府戸籍仕法」が重要である。²⁴⁾

政府は地方行政の大綱を定めた明治2年2月の「府県施政順序」において、「戸籍を編制戸伍組立の事」と題する第4項目で、はじめて直轄領である府県に戸籍編成を命令し、「戸口の多寡を知るは人民繁育の基戸伍を相組は衆庶協和の本たり宜しく京都府にて編立する所の制度に倣ふべし」と述べているが、同年6月4日、民部省達第505号によって直轄領である府県に対してこの「京都府戸籍仕法」を印刷頒布して、この法式による戸口調査の施行を命じた。この法令にもとづいて甲府県をはじめ、神奈川県、等で作成されたものが明治3年の庚午戸籍である。また堺県、日光県等では、翌4年に辛未戸籍が作成された。²⁵⁾

この「京都府戸籍仕法」は、当時京都が新政府の所在地であったために、第1には各地から集中した脱籍浮浪人の取り締りのため、第2は各種施政の基礎資料としての人民の把握のために、急きょ作成されたものであった。その編成方式をみると、まず第1にこの「戸籍仕法」は、族籍別で編成されており、農工商の庶民を対象とした市中戸籍仕法、郡中戸籍仕法と、その各々に附属する他処人來往奉公人雇入仕法のグループと、士族、卒を対象とした士籍法、卒籍法および社人僧侶を対象とした社寺籍法のグループに分かれている。そのうち、庶民を対象とした市中、郡中の戸籍仕法の原型は、この立案者である京都府知事、榎村正直の出身藩である長州藩の戸籍帳^{とじやく}であった。²⁶⁾ また戸籍編成の単位は伍組であり、戸籍事務を担当するものは市中では中年寄町年寄、郡中では庄屋年寄という従来の町村役人である。戸籍の構造は戸を単位とした記載方式であり、記載事項は人名、年令、戸主との続柄、宗教の他に職業と民産の事項があることが注目すべき点である。また寄留制度の原型として他処人來往奉公人雇入仕法がみられる。

この「京都府戸籍仕法」は、これまでの人別改では調査不可能であった士族、社寺を新たに戸籍に編入した点、また古い宗門改を改革して現実の人口および財産を調査しようとした点では、確かに画期的な法令であった。しかしながら一方においては、戸籍編成が族籍別原理であること、また編成の単位が伍組であり、戸籍事務が旧来の町村役人であること、また調査事項に財産、宗教、等があげられているなどの点において、結局、幕藩体制下の封建的身分制の原理によるものであり、明治元年という中央政府は成立したが、全国の情勢はまだ封建制であった時代の性格を、反映しているものであるといえよう。

封建制を打破しようとする芽は、中央政府の直轄領である府県で実施された「京都府戸籍仕法」方式による戸口調査ではなく、崩壊しつつある藩における戸籍制度にみられるのである。なかでも注目すべきは、高知藩の戸籍法である。高知藩は、板垣退助が「人民平均の理を主とし士族文武の常識を解き同一人民中

の族類に帰すべき事」と、四民平等の宣言を発して藩政改革に着手したが、その際、四民平等の原理による新戸籍法の作成を計画したのであった。新戸籍法は、藩制改革実現のための法的基盤整備と考えられたのである。

この高知藩の改革は、米沢、福井、彦根、丸亀、等数藩の藩政改革に影響を与えたことが知られている。これらの藩政改革はいずれも途中で挫折したが、そこに現われた四民平等のイデオロギーによる封建的身分制撤廃の具体的政策が、廃藩置県後中央政府によってとりあげられて、全国に指令されたのであった。このような諸藩の先進的試みは、戸籍の編成についても現われているのであって、その点においては、直轄領統治の封建制を反映した「京都府戸籍仕法」を1歩越えたものであり、「4年戸籍法」はこのような高知藩の戸籍法の精神によって、「京都府戸籍仕法」を改正したものであるといってもよいであろう。

この点をより明らかにするために、最近発見された明治2年12月、第1次民蔵合併中の民部省で作成された「戸籍諸規則案」を検討してみよう。²⁷

この「諸規則案」の作成された明治2年12月は、政治的には版籍奉還と廃藩置県の間のものであることに注目したい。まず冒頭の御布告案は、「戸籍編製は治国の要務黎庶率育の根柢にて人民戸口の総計明瞭に無之では教育の御徳沢難被為行届実に民政の礎也因今般皇親を除くの外普く天下の人員戸籍編製被為在候条……」とある。また「戸籍編製例目」をみると、はじめに

「一 凡戸籍は貴賤の差異と官位の有無とを論ぜず普く天下の人民体裁を一にし家長を以て戸主とし

……

一 皇親を除くの外天下の人員都て地方官の貫属たり故に管内在住の者其分に從て悉皆其地の籍に編入すべし」

とある。皇室以外の「普く天下の人民」、を「体裁を一にし」て、「地方官の貫属」とし、「悉皆其地の籍に編入」するという、以上の規定によって、新政府の人民掌握の思想が、華族も士族も平民と並ぶ「天下の人民」、天皇の臣民として「平準化」されるという形で戸籍編成原理として具体化していることを、明らかに知ることができる。しかしながら、同時に「天下の人民」は、「地方官の貫属」として規定されることによって、集権国家の支配下に組みこまれたということも見逃してはならない。

ここで注目すべきことは、「編製例目」のつぎの規定である。「凡人の隸侍奴婢是まで原籍なく其主家の籍に混居したる輩は都て其分に從て其居附地にて一戸の新籍を立べし勿論向後皇親華族其外共普代家来は無之筈なれば其召使ふ処の隸侍奴婢は一切仮人別とし雇入の者と心得べし」、「戸籍に編入する者を真人別とし来住人にして未だ出所の原籍を除せざるもの及び人の隸侍奴婢となる者を仮人別とすべし」、「……尤も漂泊流傭の者不得已情実ありて他人の扶助厄介となり居附く地にて既に生計相立分は出所承合の上故障なくば復籍に不及一戸の新籍を立又は引受世話する者の厄介とし真人別に加へ出所の籍を除くべし」

これらの規定は、従来の戸籍では無籍者として処理された下級人民について、新籍を起とし、あるいは真人別、仮人別の処理により、あるいは厄介という後に述べる附籍の処置をすることによって、「上級身

分の押下げと同時に下級身分の吸上げ」²⁸による平準化政策の具体的現われであるとみることができる。最後にこの「諸規則案」は、戸籍の記載から持高、家産の項目が消滅していることも注目される。また、この「諸規則案」は、四民の平準化を意図しながらも、戸籍は華、士、平民の3種の族籍別構成であるという点では、依然として前代の遺産を留めている。

このように「民部省戸籍諸規則案」は、作成された明治2年という時代の制約を免れなかったが、維新政府が戸籍を通じて人民を直接支配しようとする意図が強烈に反映され、「4年戸籍法」の1歩手前まできた重要な法案といわなければならない。

以上の戸籍旧法および「戸籍法草案」において徐々に進められた人民の平準化は、「4年戸籍法」における族籍別編成を廃した統一戸籍編成の原理によって完成する。この戸籍編成による人民の平準化によって、中央政府の全国支配体制はストレートに人民にまで下降することが可能となり、廃藩置県は時間の問題となったのである。²⁹

3) 壬申戸籍による人口把握の構造

つぎにわれわれは、明治初期の人口統計の精度を検討するための基礎作業として、壬申戸籍による人口把握の構造とその主要な問題点をとりあげてみたい。

まず壬申戸籍は「臣民一般……其住居の地に就て之を収め……」という規定によって、人民は個々の個人として籍をもつのでなく、その土地に所在する戸の1員として籍をもつこと、したがって統計調査単位は、戸であって世帯ではないことに注目しなければならない。ここで規定されている「戸」は「家」であって、その内容は原則として共同生活を営む家族集団である。個人は戸の1員として戸主との身分関係を明らかにして登録される。個人が移転しても、彼は戸籍の手続きによって1戸から他の1戸へ移籍することができるのであって、「戸」から逃れることはできない。³⁰

この戸籍の手続きは、戸主の届け出によってなされる。そこで、個人の出生、死亡、身分関係の変動は、「其間の出生死去出入等は必其時々戸長に届け戸長之を其庁に届け出て……」とあるように戸主の届け出がなければ戸籍に記載されないことになり、当時この届け出は迅速に実行されなかったから、戸籍にもとづいて作成された人口統計には、多くの出生、死亡洩れが発生し、また結婚、離婚、他家相続などの身分関係の変動の記録も現実の生活共同体の実態と遊離する結果になることを免れなかったのである。

明治8年12月、太政官布告第209号で婚姻、養子縁組、離婚、離縁の場合に「縦令相対熟談の上たりとも双方の戸籍に登録せざる内は其効なき者と看做す」として、届け出の記載のないものは婚姻等の成立の事実を否定した。これは届出の励行を強制するための処置であったが、その結果は、戸籍の記載あるいは届出の有無が身分関係の変動を決定するということになり、現実の事実と戸籍は一致しないという、いわゆる戸籍の観念化を招くこととなったのである。

ところで、戸長に対する届出責任者は戸主であるから、以上の事実は家における、家族員に対する戸主の身分法的支配権を益々高めることとなった。また戸主が虚偽の申告を行なっても、戸長が黙認すれば、そのまま戸籍が作成がされることとなる。この虚偽の申告のなかでもっとも代表的な例は、人民が徴兵を

逃れるために、戸主とその継嗣は兵役を免れるという「徴兵令」の規定を利用して、名目上の分家や養子となる方法である。この方法は当時、人民の合法的徴兵拒否の手段として盛んに行なわれ、兵隊養子といわれていた。これに対する政府の反撃が、明治17年5月の官選戸長による戸長管区体制であった。³¹⁾

つぎに、壬申戸籍で戸＝家の構成範囲を、親子3代の家族生活共同体と限定しようとしたことは、壬申戸籍法の附録の戸籍書式のなかの「戸籍同戸列次の順」にあげられている龐大な親族の列举とは矛盾する。しかしこれに対しては、第1に現実の戸における生活共同体は、戸籍書式にあげられたような大家族を含むことはない、ということが考えられなければならない。さらに重要なことは、戸籍編成の原理として同戸異姓を禁ずるという原理が実行されていたことである。これは生活共同体の1員である家族でも、その生活共同体の中心である夫婦とその直系の続柄にないものは、同一戸籍に記載できないということである。

そこで、戸籍編成の原則を貫きながら、なお現実の戸の生活共同体をその本籍で把握するために、壬申戸籍はさまざまな工夫をしなければならなかった。³²⁾ その第1が附籍であり、第2が寄留という制度である。まず附籍制度についてみてみよう。³³⁾

附籍の根拠法は、「4年戸籍法」第29則の「此迄厄介と号せしもの或は縁故ありて養育するもの等は其族籍と続柄を肩書にし其事由を其名前の上に記すること式の如くすべし」という規定である。附録の書式で附籍という用語を使っている。この厄介というのは「流離艱難歸する處を失ひ或は孤児寡婦の類独立して一戸を成し難き者」が、他人または縁者に厄介になって生活を援助してもらうという旧幕時代の慣行であり、これを引きついで、一家に埋没していたこれらの戸籍外の生活困窮者に対して、新たに籍をおこすために創設されたのが、附籍という制度であった。

このような附籍者の生じた原因は、幕藩体制の崩壊による武士の主従関係の清算、明治初期のインフレ、凶作のための農村の疲弊による農村家族共同体の解体であったが、この傾向は戸籍制度制定以後も弱まることなく、特に明治14年の松方デフレによる農村の疲弊により崩壊した家族の村外流出が、さらに拍車をかけたのである。

附籍は大別すると、一家全部が附籍となる全戸附籍と、一家の一部が附籍となる家族附籍とがあり、また附籍者と引受家主との族縁によって、縁故附籍と非縁故附籍に分けられる。縁故附籍の最大の原因は結婚、離婚、養子縁組解除などの身分変動にともなう親族の引取扶助である。この場合、現戸主の直系親のほかは入籍ができず、たとえば妻または養子の連れ子は婚家または養家の附籍とされ、離婚して復籍する妻の連れ子も実家の附籍とされた。

このように附籍と入籍を厳重に区別した理由は、当時の新政府の戸籍政策の根底に、戸の内容である家族共同体を戸主とその直系親に限るという、「家」制度に対する基本的な思想があったためである。したがって附籍制度は、前述した脱籍浮浪の徒の復籍対策と並んで、帳外の者を1人でも作らず戸に登録するという、新政府の戸籍政策の具体的な現われであったといえよう。

ここで指摘しておかなければならないことは、附籍制度が戸籍法によって制度化されたということは、附籍者は親族関係の有無にかかわらず家の1員として扶養することが、国家によって期待されたということ

とであって、このことは明治初期における救貧政策の実質が、このような家族共同体としての家によって担われたということである。³⁴⁾

さらにひとつ追加しておかなければならないことは、附籍制度の果した労働力確保の側面である。それは下男、下女のような年季奉公人や子方、譜代と呼ばれる永代奉公人を附籍する場合のように、家内労働者の確保とその身分拘束を原因とする非縁故附籍である。たとえば、伊那谷の「御館」に隷従している「譜代之下人」百姓を「作子」、「子方」として全戸附籍する場合、これらの下人百姓は村落の構成単位としては帳内百姓として扱われ、1戸としては認められなかった。このような労働力確保のための附籍の例としては、赤貧家族の子女を引き取って養育する「しつけ」養子や「貰い子」養子という養育附籍も多く見られた。「これらは農村における労働力補給を目的としたいわば労働附籍の一つであり、附籍制度を利用した無籍労働者の身分支配とその戸籍緊縛を示す一つの典型的な例であろう。」³⁵⁾

以上のように、附籍者は多くの場合家族共同体の崩壊の結果、一家離散して各所に寄食するものであるから、現実的には戸は廃絶している。したがって、戸を単位として戸籍を編成するという「4年戸籍法」の原則からすれば、附籍者は附籍先の世帯の1員であるべきである。ところが他方、「4年戸籍法」では、1戸に記載されるものは現実の生活共同体の1員であると同時に、夫婦または親子の身分関係にあったものでなければならないという原則があるために、これらの附籍者は、別に姓氏をもつからという理由で、従来の族籍身分を引き続きもつものとされて、附籍先の戸籍の1員とならず、附籍扱いとなったのである。いいかえれば、現実の家族共同体としての戸が解体しても、「家」としての戸を存続させようとする政府の意志と、全人員を現実の生活共同体としての場である戸の枠で把握しようとする戸籍政策との矛盾を解決しようとして考案されたのが、附籍制度であったといえる。

ところでこのような附籍制度は、地方における現実の戸籍作成の実施面において多くの混乱を生み、各府県から中央に問い合わせがあった。これに対して内務省は、附籍者は別に姓氏をもつものであるから、他に附籍をしても1戸とみなすべきであるという原則を変えなかった。しかし地方によって、中央の指令どおりこの原則が実施されたかどうかは、非常に問題である。たとえば、附籍の戸主は一般の戸主と同様に兵役の義務が免除されていることからみると、戸主としての権利をもっていると考えられているが、一方、徴兵令上の届出権や、戸長や町村会の選挙権などの、公法上の権利はもっていなかった。前にのべたように、伊那谷の下人百姓附籍者は「御館」に隷属するものであって、帳外の人民であった。このような附籍の戸主には戸数割が免除され、同時に「一戸前」の地位を社会的には否認されることとなった。そこで統計調査の観点からみると、附籍者が1戸として統計表に計上されたかどうかに関しては、統一原理がなく、その実態は不明であるといわざるをえない。この問題を解決するためには、ある程度の小地域にわたる壬申戸籍と、これから作成された戸籍表とをつき合わせる作業をいくつかのサンプルについて実施し、その相互比較を行なうことが今後の研究課題となるであろう。

このようにして戸籍上の戸と現実の戸との矛盾の結果、戸籍によって現実の戸口を把握することはますます困難となり、その結果戸籍の観念化はさけられないこととなった。19年戸籍法の改正は、家族附籍を

寄留に準じて取り扱うこととしたが、全戸附籍制度は引き続き行なわれ、附籍が完全に廃止されたのは、31年戸籍法によって戸籍が完全に身分登録簿としての性格を備えるものに徹してからである。

つぎに寄留制度について述べよう。政府は「4年戸籍法」の前文に、3都府各開港場などの人民輻湊の土地では、寄留表を6月29日より後る可からざる事といって、寄留表の作成に特に重点をおいている。これは同法の本来の目的の1つが、脱籍浮浪の徒の取り締りであったことからみて当然であろう。ここでいう寄留とは、本籍地以外の滞在が90日以上におよぶもの（第16則）であって、3つの場合をあげている。第1は「全戸引移らず又は一時公私の用にて寄留するもの」（第12則）、第2は「修行又は奉公の爲め他國に寄留するもの」（第13則）、第3は「全戸引移りし官員等の内寄留請願のもの」（第13則）である。これは本籍そのまゝでの転任を承認した場合であって、規則にいう90日以上滞在中ではなく、90日以上住所を有する場合である。つまり戸籍法の定めである本籍即住所という原則は、すでに破られることとなる。この住所と本籍の不一致は、人口の移動がはげしくなるとともにますます多くなる。これが本籍における戸籍の観念化である。そのため統計調査の観点からいうと、第1に本籍人口と寄留人口が混同して計上され、第2に入寄留があっても出寄留に脱落が多いため、人口の重複計算が行なわれるという結果になったのである。

以上にみられるように「4年戸籍法」は、その編成単位を親子3代の家族を1戸としながら、附籍、寄留、等の規定を設けて現実の生活共同体をも把握しようとしたものであるために、はじめから身分登録法としても、統計調査法としても不徹底なものとならざるをえなかった。そのため4年に制定されて以降、改正、削除がひんぱんに行なわれた。またその最末端の調査機関である戸長は、そのような複雑な法令を理解する能力もなく、さらにこれを監督する上級の地方吏員もその解釈にとまどう有様であって、戸籍編成方針が府県によって同じ統一原則によって処理されえなかったことは想像に難くない。したがって「4年戸籍法」による壬申戸籍作成の実態を究明するためには、現在各地に残存する数少ない壬申戸籍の原資料と、地方各府県で作成された戸籍法、地方庁より中央政府への伺、それに対する中央からの指令などの中央、地方間の往復文書をできるだけ収集しなければならない。³³

このような戸籍の観念化の傾向は、都市における産業の発達による雇用機会の増大、逆に農村の窮乏による労働者の創出の結果、都市と農村間の人口の移動が活発化するにつれて、益々はげしくなってきた。そのため「4年戸籍法」はしばしば改正されたが、その根本的改正を求める声が各方面から高まり、明治19年9月から10月にかけて「戸籍法」の改正が行なわれた。これが明治19年戸籍法であり、戸籍はこれによって身分登録の色彩を強めた。さらに明治31年、明治民法の公布とともに、再び戸籍法の大改正が行なわれた。この改正は身分登記に関する規定が中心であって戸籍簿のほかに登記簿が設けられた。これによって戸籍は、これまでのように様々な行政目的のための記録でもあるという性格を脱して、専ら民法上の身分を公認するための記録となり、それとともに戸籍事務の管轄は、行政監督の主管省である内務省から司法監督の主管省である司法省へ移管されたのである。

4) 戸籍行政機構の変遷

最後に戸籍行政機構の変遷をみておこう。新政府は明治2年4月、民部官を設置し戸籍事務を同官の所管とした。同年7月、民部官を廃して民部省を設置した。「民部省規則」によると、その所管事務のひとつに「一 郡国の地図戸口名籍を詳明にし兼て租税の多寡を知るべき事」とあるように、この時点の戸籍人口調査は、租税徴収のための基礎的情報として必要であったことがうかがわれる。2年8月、民部省は大蔵省と合併したが、3年7月再び両省は分離された。新民部省の戸籍事務は地理司戸籍掛の所管であった。3年10月の「地理司事務章程」につぎのようにある。

「第一章 本司は民部省の所管にして全国地理戸籍人員地方石高社寺物産調の事を掌管す其事務を執行処方するは渾て本省の決裁に従ふを則とす

第四章 全国戸数人口を明瞭にし及生死嫁娶脱籍復籍棄児の申牒を受けて例に準じ其処分を考案の上之を簿冊に記し或は婦農の印章を与へ又は府藩県人員東京出入の申牒を受付し及び各地方の物産人民所有の田畑山林其他所有品を精案して之を表出し国の均力を算勘するは戸籍掛の掌ることとす但歳末に至り其表を作り太政官へ開申すべし」

第5章は、地方石高の毎年統計の規定であり、第6章は府藩県の租税、社寺領の租税の6ヶ年平均実数の申告に関する規定であり、第7章は官林樹木統計の規定である。

この規程で注目すべきことは、第4章の規定にあるように脱籍復籍の事務を戸籍掛が担当していることである。この「事務章程」の作成された1ヶ月前の8月に「脱籍無産の輩復籍規則」が公布されている。

民部省は明治4年4月、「4年戸籍法」が公布された後、7月に廃止され、土木司を除く他のすべての部局は大蔵省に移管された。戸籍事務は同省戸籍司の所管となり、同年8月、戸籍司は戸籍寮に昇格された。8月19日の「戸籍寮事務章程」によると、「戸籍寮は全国戸数人員身分及社寺の事務を管理する所なり」とあり、本課、貫属課、社寺課、聴訟課の4課制である。そのうち貫属課は諸族及社寺の秩録を制定する事務、聴訟課は府県交渉の訴訟を審判する事務を担当する課である。同年9月、聴訟事務は本省直轄となり、さらに5年3月、社寺行政は教部省の所管となって、戸籍寮は当面の壬申戸籍およびそれにもとづく人口統計の作成に全力をあげることとなった。全国の戸籍簿3万1千有余冊が整備されたのは6年3月である。

6年11月に内務省が新設されるとともに、戸籍寮は大蔵省から同省に移管された。7年1月13日の「内務省戸籍寮職制」の「事務章程」第1条によれば戸籍寮の所管事務は、「戸籍寮は全国社寺戸数人員身分上に関する事務を管理し褒賞救窮の施設に関与する処なり」とあって、依然として戸籍事務以外の府県行財政事務を管掌していた。戸籍統計事務についてはつぎのような規程が設けられている。

「第四条 毎年府県に於て改正せし戸口の総数歳々表紙に綴録して之を卿に呈して毎歳首之を天皇陛下に上奉す

第十五条 本寮一切の事務毎件之を収録して毎月毎三月毎一年と之を区分し其事務の部類を分て詳明なる考課状及計表を作り之を卿に呈す

第十六条 寮中官員の人名官祿俸給及寮中に属する公費旅費其他の諸雜費は毎月之を集録し計表を添て卿に呈す

但官祿旅費其他諸經費の請取方は本省の手續に準ずべし

これに伴なつて戸籍寮はつぎの3課に分かれた。

「 戸籍課

一切戸籍の總管社寺の調査身分上の処分民産豊否等を収録し及災變に罹り流亡せし人畜土地家屋を調査する等の事務を掌る

褒典課

一切褒賞の事務及養老扶持等の事を掌る

救育課

救育所病院及天災變禍不時救助の事務を掌る

慈恵の建設を保護するの事務を掌る」

戸籍局に統計の所管部局である編纂課が設置されたのは7年11月28日であるが、日本における最初の総人口の発表である明治5年の「日本全国戸籍表」が完成、頒布されたのは、同年3月である。

8年5月、褒典事務は本省に移管され、同年8月、戸籍寮は戸籍、救育、編纂、庶務の4課制となったが、同年9月、褒典関係事務は、ふたたび戸籍寮の所管となった。

9年1月29日の「戸籍寮職制章程」では、「戸籍寮は戸数人員を調査し人民身分上及び民産に関する等の事を掌る処其事務を支分して四課と為す」と新たに民産調査事務が加わり、褒典救育事務は再び本省に移管された。その結果同寮は戸籍課、民産課、編纂課、庶務課の4課構成となった。

9年4月17日の機構改革によって戸籍寮は戸籍局と改称され、それに従つてそれ迄の課制は掛制に改められた。10年1月の「戸籍局分務規程」による新しい掛制の職務分掌はつぎのとおりである。

「 戸籍掛

議案

- 一 戸籍式例を訂正する事
- 一 区画制置区戸長職制等を考定する事
- 一 人民族籍の事を処分する事
- 一 婚姻継嗣養子其他人民の身分上の事を処分する事
- 一 全国人民の職業を調査する事
- 一 無祿華士族の人員を取調る事
- 一 棄児迷児養育料等を調査する事

計算

- 一 戸籍及總計算表を調査する事
- 一 毎年一月一日調の戸籍職分寄留表を計算し詳明なる全国戸籍表を編製する事

- 一 死亡表を調査して前年比較の表を製する事

民産掛

議案

- 一 人民の財産に関する事務を処分する事
- 一 人民の財産を調査する事

編纂掛

立案 校正

- 一 諸規則法制に関する事を立案及び校正する事
- 一 諸申牒及回議等異例の者は局長の指揮に依て調査する事
- 一 衆議を要すべき事件は局長の指揮に依て臨時局会議を起し其事の可否を論定する事

局会議規則別冊 にあり（省く）

年報 政表

- 一 局中掌管事務既往の成跡を陳べ現今の実況を詳にし将来の行情を考へ年報書を編製する事
- 一 全局戸口増減比較表回議文書増減比較表官員増減比較表諸経費増減比較表等年報の諸表を編製する事
- 一 正院より達せられたる政表の調当主管に属する者毎年調製して図書局に回送する事

以下省略

11年3月26日、戸籍掛は戸婚掛と改称されたが、11年7月の三新法体制の後、府県会の事務は庶務局に、地方区画の事務は地理局に、区戸長職制の事務は内局に移管された。12年1月31日、再び局内の分課が改正されて、校案、人事、財産、戸籍、編纂、諸務の6掛となった。14年2月、庶務局の賞典および救助慈善事務を引きとることとなり、このため15年6月6日、さらに戸籍、賞恵、編纂、諸務の4掛に改正された。18年6月26日、「内務省処務条例」が定められて局中を第一部、第二部、庶務課の2部1課制に改められた。同年12月、太政官制が廃止され、内閣制となるとともに、19年1月16日の「内務省処務条例」の改正によって戸籍局は廃止され、その事務は総務局に移管されて戸籍課、恩賞課の2課となった。

以上の戸籍行政の変遷にみられるように、創立当初の戸籍行政は、戸籍の編成およびそれにもとづく人口統計の作成が、新政府の財政政策、徴兵政策、等の富国強兵政策の基盤をなす重要な業務であったため、単なる戸籍事務のみでなく、士族授産行政、社会保障行政、さらに一時府県会事務、地方区画事務、等の地方行財政の重要事務を担当していたのであり、それにともなって戸籍担当の部局は明治15年頃までは拡大されていったのであった。その後、戸籍の性格が身分登録的色彩を強くもつようになり、地方行政の基礎資料である性格が次第に稀薄になるとともに戸籍行政事務は縮少していったのである。

3 人口動態統計資料としての衛生統計

1) 衛生行政の誕生

明治前期における人口動態統計としては、戸籍統計と並んで衛生統計がある。しかしこれまでこの期の衛生統計については、資料の制約のために包括的な解説はなく、したがってこれを人口動態統計の資料として利用した研究もなかったといつてよい。³⁷⁾

今回は、人口動態統計資料としての衛生統計のうち、内務省衛生局の「衛生局年報」を中心として紹介し、明治初期において衛生統計として重要な位置をしめると思われる、陸軍患者統計等の陸海軍関係衛生統計の研究は、つぎの課題としたい。この節では衛生統計成立の基盤である、わが国における衛生行政の近代化の過程と、衛生統計調査制度の整備過程について述べることにする。³⁸⁾

明治前期におけるわが国の衛生行政の歴史は、ほぼ2期に分けられる。第1期は、新政府が明治5年2月、文部省に医務課をおき、衛生行政に本格的にのり出してから、明治11年の地方三新法体制までの前史、第2期は地方三新法体制下、直接にはコレラの流行に対する対策樹立がきっかけとなって急速に衛生行政の近代化が展開された時期で、この時期は、明治19年、衛生行政が警察行政の1部に組み入れられる大反動期に入る時代までの約10年間継続し、長與(専齋)衛生局長の指揮下に衛生行政がもっとも充実しつつあった時期であったといえよう。³⁹⁾

明治新政府は慶応4年3月、「西洋医術之儀是迄被止置候得共自今其所長に於ては御採用可有之被仰出候事」と布告を発して西洋医術採用の方針を宣言した。翌明治2年1月、政府は佐賀藩医の相良知安と福井藩医の岩佐 純を医学校取調御用掛に任命して医学改革にとりかかった。このように近代的衛生行政に政府が比較的早くのり出した背景としては、つぎの歴史的事実がある。第1に天然痘、コレラ、腸チブス、赤痢、等の急性伝染病が流行して、年々多数の死者が出ているにもかかわらず、これに対抗すべき医学は漢方医学が主流をしめていて、これらの急性伝染病に全く無力であった。

これに対して西洋医学は、18世紀半ばからオランダ医学が徐々に紹介されていたが、幕末期にシーボルト、ポンペ、等が来日し、体系的な近代医学が導入されてから、急速にその威力が認められてきた。また嘉永2年、天然痘の予防法として牛痘接種法が長崎ではじめて成功し、同法が各藩の蘭方医によって急速にひろまり、これが後に西洋医学が明治政府に採用されるひとつの大きな遠因となった。その後、幕府は自ら旧種痘所を西洋医学所と改称(後の大学東校)、近代医学の研究を開始せざるをえなかった。

明治2年1月、医学校取調御用掛に任命された岩佐 純、相良知安の医学改革は、このようにして既に旧政府によって開始されていた西洋医学による、主として伝染病対策を中心とした医療政策を、新政府によって急速に進めようとするものであった。しかし、わが国の医療、衛生行政の本格的な近代化は、明治5年2月、前年に設立された文部省に医務課がはじめて設けられたときをもってスタートしたといつてもよい。政府は、相良知安を課長に任命して医療近代化の根本的改革案を準備させると同時に、前年10月岩倉使節団の欧米派遣に際して、長與専齋を随員に加え、先進諸国の医事制度の視察を命じたのである。医務課は6年3月医務局に昇格、同月帰国した長與は相良の跡をついで2代目医務局長に任命され、相良、等

の苦心作成になる近代医療制度の大綱を述べた「医制略則」を骨子として、これを立法化すべく努力を続けた。

相良、長與の努力の結晶である「医制」が政府によって採択、公布され、まず東京、京都、大阪の3府に達せられたのは、明治7年8月である。「医制」は全文76条よりなる。

はじめの11条は、中央、地方の医療行政機構に関する規定である。第1条に「全国の医政は之を文部省に統ぶ」とあり、第2条に「医政は即人民の健康を保護し疾病を療治し及び其学を興隆する所以の事務とす」とある。以上の規定によって、文部省が医療、衛生行政の主務官省となった。同省は明治5年9月に公布された「学制」にもとづいて、医学教育の最高機関でもあったから「医制」の発足当時は、文部省が衛生行政と医学教育を兼任した最高機関だったのである。第12条以下は、第1 医学校、第2 教員 附外国教師、第3 医師、第4 薬舗 附売薬、の4部に分かれている。その骨子は、西洋医学によりまず近代的医学教育を確立し、その基礎の上に立って医師開業の免許制、病院設立の許可制、薬舗開業の免許制を定め、近代的な医薬分業制度を確立しようとするものであった。

このようにしてわが国の医療、保健衛生行政、医学教育の近代化の大綱は「医制」によってその基礎をおかれることになった。しかし「医制」は、相良の作成した原案を基礎として長與が欧米の最尖端の医療、衛生制度を見学した成果をとりいれて完成した、いわば理想案であって、この内容のすべてを直ちに実行することは彼も考えてはいなかった。そこで彼は「医制」本文とともに漸進的な実行計画も副申として文部省に提出したのである。この長與の意見にもとづいて文部省は7年8月に東京府へ、また同10月京都、大阪府に対して「医制」の実行可能な部分から施行することを命じた。このとき長與は3府に出張して知事にその趣旨を説明し、着手の順序について協議の結果、まず医学の改良がもっとも重要な任務であることに意見の一致をみている。⁴⁰⁾

明治8年2月、3府に達し、今後医術を開業しようとするものは必ず指定の病院学術試験を受け、その成績によって内務省が許可証を出すこととした。これがわが国における医師開業試験のはじまりである。その後、この試験制度は9年1月、全国に実施することを達し、さらに明治12年2月の「医師試験規則」によって試験制度の改革が行なわれ、これにより全国统一方式による試験が実施されることとなった。

明治8年5月、文部省によって「医制」の改正が行なわれた。そのもっとも重要な内容は、「医制」のうちから医学教育に関する部分を削除して衛生行政と医学教育行政を分離したことである。この改正の1ヶ月後の6月、医療、衛生行政は内務省に移管され、文部省は医学教育のみを担当することとなった。この改正によって内務省には衛生事務担当の第七局が設置されたが、翌月衛生局と改称、局長は引き続き長與専斎であった。彼はその後明治24年に退官するまで局長として第一線に活躍し、衛生行政の近代化に大きな貢献をしたのである。⁴¹⁾

衛生局設置当時の事務機構は、8年11月24日の「衛生局事務順序」によれば庶務、製表、売薬、種痘、出納の5課に分かれている。衛生統計を専管する製表課がこの時期に既に設置されたことは注目すべきことである。翌9年2月、内務省は死亡届の書式を定めて各府県に対し医師の患者死亡届を申告するよう命

じた。これが衛生局系統の全国死亡調査のはじまりである。同年4月、組織変更があって、衛生局各課は掛と改称された。明治10年12月、「衛生局第一第二報告」が刊行された。この報告は、僅か16頁の小冊子であるが、わが国における最初の衛生行政の公式報告と衛生統計を収録した歴史的価値のある年報といえよう。

地方衛生機構の整備については、先に述べたように漸進主義をとることとし、まず、7年8月、東京府に対して「医制」第7条にもとづいて各大区に医務取締りをおいた。続いて10月、京都、大阪の2府にも医務取締りがおかれた。これが地方における最初の衛生事務官の誕生である。このようにして9年末には38府県のうち、23府県に医務取締りがおかれるにいたった。しかしこれらの役人は、何れも兼任あるいは臨時職であって、10年のコレラの流行にはその無能をばく露した。

このコレラの流行は、日本の衛生行政の近代化にもっとも大きな影響を与えた事件であるので、以下簡単にその大要を述べよう。明治10年9月、長崎に入港した英国の商船からコレラが侵入し、内務省はその対策に全力をあげたがついに大流行を招いた。翌11年は小康を保ったが、12年には爆発的流行となり、患者16万人、死者10万人を越えるにいたった。明治10年から12年にかけて、地方衛生行政が急速に整備されるにいたった直接の最大原因は、このコレラの流行によるところが多いといわれている。まず10年8月、衛生局はとりあえず「虎列刺病予防法心得」を各府県に達したが、その後これは12年6月「虎列刺病予防仮規則」として拡大整備され、さらに8月の改正を経て、翌13年に「伝染病予防規則」が制定された。これがわが国における最初の総合的な伝染病の予防法規である。また、12年7月、コレラ病対策のため内務省に日本人、および外人医師が招集されて、中央衛生会と称する衛生会議が開かれた。これをきっかけとして、この中央衛生会が恒久機関として発足し、内務省の衛生行政の一翼を担うこととなった。

2) 衛生行政の近代化過程と明治19年の転換

明治11年7月に公布された地方三新法（「郡区町村編制法」，「府県会規則」，「地方税規則」）によってこれまでの地方行政区であった大区小区制が廃止されて郡および町村が復活した。この地方三新法体制は、自由民権運動を中心とした反政府人民闘争に対処するために、中央政府が地方行政への部分的参加を認めた新しい地方行政体制であった。しかし、三新法体制が衛生局の念願としていた地方衛生行政機構整備の推進にとって、大きなプラス要因となったことは事実である。⁴²

まず衛生局は明治11年5月、これまでの府県の医務掛を廃して、衛生事務担当の専任吏員をおいた。これは2ヶ月後の三新法体制を予想した措置である。その翌年の12月、内務省は達乙第55号をもって府県に「府県衛生課事務条項」を達して、府県に衛生課を設置し、「略々衛生の大意に通ずる者を撰で之を専任」させることとした。翌13年2月に衛生事務担当の判任官を3府4港は7名、他の諸県は5名獲得した。また12年12月、内務省達乙第56号により町村に対し「町村内に於て實際人民に接し致世話候者無之ては日常民間の実況に就き行はれ兼候場合も不少に付更に町村の公撰を以て衛生委員を設け別冊の條項に準拠し戸長を助けて該町村衛生の事務」をとり扱うよう命じている。別冊の事務条項とは、同時に配布された「町村衛生事務条項」である。この通達によって13年から全国町村に衛生委員がおかれ、13年末で全国 48,955

人に達している。さらに府県衛生課の設置とともに、地方の衛生行政を補強するために、地方衛生会、連合地方衛生会も各府県に設置された。

この地方衛生行政機構を指揮する本省の事務機構もさらに拡大された。明治13年4月、「衛生局分局課事務章程」によれば、本局の機構は庶務、医事、統計、計算の4課に分かれ、また統計課は編纂、製表の2掛となった。この年の7月「衛生事務年報並衛生統計様式」が定められて府県に通報された。これは、前年12月の「府県衛生課事務条項」によって府県が進達する報告の様式を統一したものであって、人口動態統計史の大きな画期である。このようにして、明治13年に入って衛生行政機構はほぼ形を整えるにいった。しかし、14年に入って再び流行の徴候をしめしたコレラに対しては、形だけ整備された地方衛生機構は、担当者に人を得ないため、防疫対策の効果を依然としてあげることはできなかった。⁽⁴³⁾

そこで、衛生局は、新たに衛生行政の改善策を計画することとなった。その第1が14年3月の「衛生委員通信手続」であり、第2が15年9月の衛生事務充実のための大幅な予算増額要求であった。しかしながら、この改善計画は実現の途についたとたん、数年後の19年の大反動期に直面し、それ以後、衛生行政は一路後退をすることとなるのである。

まず第1の「衛生委員通信手続」を検討しよう。この「通信手続」は明治14年3月17日に衛生局から「全国衛生百般の実況を審査して其事業を確定するに必要なを以て本局と府県衛生課及び町村衛生委員との間に通信を開き力めて衛生上事実の観察を密にするの方法を設け」（「衛生局第六次年報」p.10）る目的で府県に通達されたものである。ところで、この「通信手続」の内容が、10年11月に内務省勸農局から府県に通達された「農事通信仮規則」と酷似した内容をもっていることが注目される。「仮規則」は、勸農局が計画した全国農業技術情報システムであった。このうちに含まれた農業統計情報システムが、その後、明治13年12月の「内国農事通信規制改正案」、農商務省の「改正農事通信手続」等の改正原案を経て、16年12月の「農商務通信規則」という、わが国の統計史上画期的な重要性をもつ農業統計調査システムとして発展したことについては、「本書 上の1」ですでに詳細に検討した。⁽⁴⁴⁾ ところが衛生局の「衛生委員通信手続」は、スタートの時点においては「農事通信仮規則」に匹敵する雄大な構想の衛生情報システムをめざしたものであったにもかかわらず、早くも5年後の明治18年には衛生委員制度の廃止とともに、有名無実のものとなったのである。その原因はどこにあったのであろうか。

まず「通信手続」の概要を紹介しよう。⁽⁴⁵⁾ 「通信手続」の前文をみると、衛生事務組織は一応中央、地方とも形は整備されたが「通信報知の順序方法」がまだ完全でない、衛生対策の基本方針の樹立のためには、その前提として「各地の景況を詳悉し」、「其弊害の恐惧す可き者を衆人に明示し」なければならない。これが「通信手続」の前文の概要である。

ついで全11条の本文の第1条に「全国衛生百般の実況を審査し以て其業の基礎を確定せんが為内務省衛生局は府県衛生課より各地衛生事項の報告を収集す因りて衛生課は町村衛生委員との間に通信の方法を設け衛生委員は力めて事実の観察を密にし衛生課に通信することを怠らざるべし 但其通信郡役所を経由すると否とは府県の便宜若くは事の緩急に依るべし」と、この制度の目的を述べている。第2条は通信担当

者に関する規定で、各町村衛生委員のなかから3名ないし5名を互選することになっている。第6条が通信に記載すべき事項に関する規定である。はじめに「但伝染病者報知及出産死亡等の月報の如く別に例規ある者は此規則の限に非ず然れども或は其例規ある報告と此通信と重複する事項あるも妨なし」と但書があり、「第一 町村若くは郡区又は其一部分の面積人口幾許其住民の職業農商工若くは漁樵等の區別如何にして一箇月或は幾週間の（氣候常に異なること有らば之を記すべし）出産死亡流産病患の数前年に比し又は各町村互に相比するに其多寡如何而して其死亡は何病に因るか老人多きか小児多きか男子多きか婦人多きか又は死亡に至らざるも何病に罹る者多きか及其原因の探知すべき者（地形寒暖晴雨其他衣食住習慣等の景況）之に関係ある衛生上の全況を報告すること」とあり、以下第24事項まで報告すべき衛生関係事項が詳細に列挙されている。第8条は統計表、図解に関する注意である。「通信中数量其他統計に属せる者は表に製し中毒品其他試験を要すべき物品及文字を以て明記し難き者は現品若くは図解を添ふべし」。以上が「衛生通信手続」の概要である。

この「通信手続」はその後、明治18年には通信委員である衛生委員そのものが廃止され、衛生委員の仕事が戸長に移管されたため、事実上は自然消滅となった。「通信手続」が計画だけに終わった大きな理由は、衛生行政自体が反動期に入ったためであるが、「通信手続」自身にも問題がある。このような本格的な通信システムが有効に働くためには、ネットワークの末端で情報を作成し、これを上部に伝達する通信委員の能力にまつところが大きい。当時の委員は、このような仕事を遂行するためには、余りにも能力が低かったのであった。もちろん衛生局自身も計画当時、このシステムが稼働するためには末端の地方衛生吏員、町村衛生委員の能力を向上することが急務であることを認識していた。衛生行政改善計画の第2の衛生局予算大幅増額要求は、そのための措置であったのである。明治15年9月11日、内務省は衛生行政中もっとも急要な以下の4項に対し別途金として48万6千円を要求し、かつその財源として売葉印紙税を発行し、その売上をこれに当てることを上申した。その4項は以下のとおりである。

第1 中央には衛生の大意に通じた者を選んで衛生上検視の事を任せ、各地を巡視して地方衛生吏員を指導する。

第2 郡区医を設置して郡区の医務衛生事務、町村衛生委員の補助を行う。

第3 3府5港および人口5万以上稠密の都市の溝渠水道家屋等について新築改造の際、衛生上必須の部分につきその一部を国庫より補助する。

第4 以上の3項を実施するために衛生局を抜本的に改組し、衛生局長を衛生総官（勅任）としてその下に1等から6等までの衛生官および衛生試験師（奏任）を設けて衛生事務を分担させる。

この衛生局改革案の詳細は、15年10月24日の内務省上申にある。

この予算要求は15年12月、大蔵省によって常用金のうちから15万を別途支給することが決定され、ほぼ3分の1に削減された。それにしても衛生局予算は16、17年度はそれぞれ15年度に比較して倍の伸びをしめし、衛生行政の近代化が軌道にのりかけたことが予算の面からうかがえる。

明治16年1月、衛生局事務機構はさらに拡大され、同月の「衛生局分課事務掌程」によると、保健、医

事、照査、報告、庶務の5課および書記、試験の2掛となった。報告課は編纂部、統計部の2部に分かれている。17年1月、衛生局の分課事務章程が再び改正され、保健、医事、統計、会計の4課および編纂、書記の2掛制となり、報告課の統計部は統計課に昇格した。18年6月、分課はさらに改正されて3部8課制となり、第三部は調査、統計を担当し、調査、報告、計算の3課に分れ、報告課の下に統計、編纂、図書、の3掛がおかれた。

しかしながら、衛生行政の近代化がようやく軌道にのった明治17年は、山県有朋が内務卿に就任した年であって、衛生行政はこのときを転機としてその後一路後退を続けることになるのである。

まず地方三新法体制は、山県によって終止符をうたれ、戸長管区体制となった。また山県、松方コンビによる軍備拡張予算の影響は、衛生行政費の削減となって現われた。山県にとっての至上命令は、最強の陸軍の建設であり、そのための集権制国家の建設であるから、まず重視すべきは軍事費と警察費であり、そのために転用されるべき費用は教育費と衛生費であったのである。⁴⁶⁾ さらに明治18年8月、内務省布告第24号によって地方の衛生委員制度、地方衛生会、連合地方衛生会はすべて廃止された。

明治18年12月、太政官制から内閣制への移行とともに中央官制の改革が行なわれたが、衛生局は衛生課と医務課の2課に縮小された。また地方行政機構の改革は、19年7月20日勅令第54号の「地方官官制」によって行なわれ、府県に二部が設けられた。府県の衛生事務は土木、学事、兵事とともに第二部の所管となり、独立の衛生課は廃止された。同時に府県郡区に警察署、警察分署が設けられ、衛生事務が行政警察事務の1部としてとり扱われることになった。このため衛生局は、地方にその手足を失うことになったのである。⁴⁷⁾

この明治19年を画期とする衛生行政の後退は、さらに進められ、26年に入って地方衛生行政は全面的に警察行政に組み入れられる。長與専斎が衛生局長に就任以来、念願とした地方自治にもとづく近代的衛生行政制度は完全に破産し、この警察衛生行政制度は第2次大戦まで続けられるのである。

3) 衛生統計調査機構の整備過程

わが国の近代的衛生行政の基礎は、明治7年8月の「医制」によって基礎がすえられたが、衛生統計もこの「医制」にもとづいてスタートしたのである。もっともこの「医制」の立案のため文部省医務局は明治6年6月、各府県に対して管内の医師、薬舗、病院の現状の調査を命じている。これがわが国における全国的衛生統計調査のはじまりであるともいえるが、この調査の結果表は発見することができなかった⁴⁸⁾ 7年11月、文部省は3府に達して管内の死亡者数と病名を調査して表式に記載し、半年毎に申報することを命じた。これが衛生局系統の死亡調査のはじまりである。⁴⁹⁾

明治8年5月、「医制」の改正によって、衛生行政は内務省に移管された。8年11月24日の「衛生局事務順序」によると、当時の衛生局5課のうち、はじめて統計専管の部課として設けられた製表課の所管事務はつぎのようであった。

「本課は製表報告年報等の事を掌る

府県より出す所の申牒庶務課より回付あるときは其送付簿に調印し調査の上原書は同課へ還付すべし

医師薬舗病院開業廃業増減の員数は時々の申牒に因て取調年表を製して翌年三月迄に報告すべし
売薬は免許当分間届の区別を立売薬鑑札割印簿に就て其総数を計算し毎年二月迄に年表を製して報告すべし

流行病は府県時々の申牒に因て取調置地方の分界患者死亡併に給助金の員数等を詳にし年表を製し毎年三月中報告すべし

府県より出す所の種痘表は毎年両度^{四月}_{十月}取纏更に一覧表を製して報告すべし

患者表は毎年両度府県の申牒を取纏め翌年三月迄に一覧表を製して報告すべし

局中各課にて取扱たる事項併に司薬場より出す所の分析書を勘査し人民の裨益となるべき分は凡そ一週間毎に各課へ照会して取纏め且衛生上に関する本課の見込は局長の意見を受け文案を起草し毎月二三報告雑誌を編成し脚輔の決判を請ふべし

局中一週年間取扱たる事務月報考課状併に諸簿冊製表等を取調庶務課協議の上毎年一度二月十五日迄に年報を製し脚輔の検閲に呈すべし

本課の事務に付布達照会等は局長の指図に因りて文案を作り脚輔の決を請ふて之を処分すべし但し其事の他課に渉るものは該課へ廻議すべし

廻議本書併に一切の文書処分済の上原書は庶務課へ送付すべし」

また内務省は、明治8年4月、各府県に対して伝染病流行の際、医師を派遣して貧困な患者を施療する旨を達したが、翌9年2月5日、達乙第12号により府県に対して上記の趣旨によって医師を派遣したときは、その施治の患者を含め、流行地の医師の治療をうけている全患者の数、性別、職業、年齢、治癒、死亡別の統計表を症状、患者の経過および治療法、予防法の概略を付して本省へ差し出すよう命じている。これが全国的伝染病統計調査のはじまりである。

明治11年の地方三新法体制によって翌12年12月、各府県に衛生課が設けられたが、その所管事務のひとつとして人口動態統計、衛生統計の作成および報告の事務がある。その内容は、12年12月の「府県衛生課事務条項」の「第6 統計報告の事」によるとつぎのとおりである。

「 郡区より出す所の出産死亡流産の申報を収録し管内の人口死者の寿夭及び疾病の類別を調査して每半年の統計表を製する事

公私立病院、貧院、盲院、瘂哑院、顛狂院、棄兒院等の設置郡区医町村医の配置及び種痘検徴の員数等を調査し每半年の統計表又は一覧表を製する事

医師、獣医、製薬家、薬舗、産婆等の開閉業地方病の有無製薬の多寡及び売薬の増減等を調査して毎一年の統計表を製する事

一年中施行せる衛生事項及び管内衛生上の全況を蒐録して考案を附し年報を製する事

以上の統計報告等は都て毎期に内務省衛生局に申達する事

伝染病、家畜伝染病、中毒死亡、避病院廃置等は其時々之を内務省衛生局に報告する事」

つぎに町村の人口動態統計および衛生統計事務は、同月の「町村衛生事務条項」につぎのようにある。

「 第一条 出産死亡流産の員数を取調毎月之を郡区長に申出事

第九条 第三項 人家稠密の町村に於ては避病院の場所を見定め患者死者取扱の当否に注意し患者の出入全治死亡等を日々郡区長に申出事

第十条 第三項 町村内の医師より出だせる種痘の統計表を取纏め每期之を郡区長に差出す事

第十一条 黴毒検査所ある町村に於ては毎月其統計表を郡区長に差出す事」

このようにして明治12年末までに府県、郡町村の衛生統計調査機構の骨格はほぼ完成した。

明治13年4月の衛生局の事務機構改革によって本省の衛生統計調査機構も整備された。従来の製表掛は統計課となり、製表、編纂の2掛をもつこととなった。初代統計課長は永井久一郎である。⁵⁰⁾ 統計事務は統計課、計算課の所管事項となったが、統計課の事務は、同月17日の「衛生局口達」によるとつぎのようである。

「 製表掛負担事項

一 全国の人口出産婚姻死亡死者の寿夭疾病の類別其他衛生上諸般の統計調査整備に係る諸件を取扱ふ事

一 全国衛生上の景況及び本局処務の事項を蒐録して年報を編纂する事

一 正産及び流産統計の死亡統計表流行病患者表地方病患者表中毒患者表病院統計表病院患者表公立病院所有品価額表府県直轄学校生徒患者表救済諸院統計表救済諸院人員表救済諸院患者表囚獄患者表種痘人員表黴毒患者表医師産婆及び獣医統計表郡区医統計表町村医統計表医学校及び病院附属医学所生徒統計表薬舗統計表天然生薬物表製薬統計表製薬免許人員統計表売薬統計表鉱泉統計表家畜伝染病統計表衛生課及郡区役所衛生主務吏員統計表町村衛生委員統計表府県衛生費出納表其他須要の統計表及び図象表地図等を調整する事

編纂掛負担事項

一 全国衛生上の景況及び本局処務の事項を蒐録して年報を編纂する事

一 雑誌報告を発行頒付する事

一 編纂翻訳の諸件を取扱う事

一 衛生事項に関する書籍新聞雑誌類其他報告等を蒐集する事

一 本局一切の簿書を類別編纂する事

一 諸規則諸布告達及び将来標例と為るべき本省指令往復文書等を審査し更に之を類集編纂する事

一 本局所蔵の図書及び諸簿冊を保存し其出納を取扱う事

一 本局図書刊行に係する諸件を取扱う事 」

また計算課所管の事務のうち統計事務はつぎのようである。

「 流行病予防費地方衛生会費町村衛生委員費公立各種病院費医務取締及郡区医費等総て衛生上に係る経費を統計し月表年表を調製する事」

以上のような中央、地方の衛生統計調査機構の整備とともに衛生統計表式の統一についても作業が進め

られた。その結果、明治13年には人口1万以上の都市の出産婚姻死亡数の統計月報の表式が完成し、同年2月9日、衛生局はこの表式によって13年1月より月報を作成して差し出すよう各府県へ通報した。明治13年7月8日、衛生局は、府県衛生事務年報の項目および掲載諸統計、37件44表の表式を定め、府県に通達した。⁵¹⁾ これによって衛生統計諸表の表式は一応の完成をみたのである。

明治16年1月の衛生局分課によると人口動態統計および衛生統計は、報告課のうちの統計部の所管となった。報告課の事務分担はつぎのようである。

「 報告課

本課は年報報告雑誌等を編纂し並に本局一切事務の統計を取扱う所とす

編纂部

- 一 本局の年報々告雑誌等を編纂し之に係る諸件を取扱う事
- 一 府県の衛生年報及本局所属場所の年報を蒐集審査する事
- 一 地方より進達せる衛生上の臨時報告を取扱う事
- 一 本局処務に係る一切の簿書を類別編纂する事
- 一 他局より合議の書類を点検して別に編纂する事
- 一 布告布達規則及標例と為るべき本省の指令往復文書等を類別編纂する事
- 一 本局処務に係る諸簿冊を保存し其出入を取扱う事
- 一 本局の図書刊行に係る諸件を取扱う事

統計部

- 一 全国の人口生死婚姻の統計に係る諸件を取扱う事
- 一 衛生上諸統計表の様式制定に係る諸件を取扱う事
- 一 府県及び本局各課掛所属場所より諸統計表を蒐集し之を審査整頓して統計表を製する事
- 一 諸統計表に考説を附し編纂部に回付して年報の材料に資する事
- 一 生死婚姻疾病等に就き必要の統計表を定期若くは臨時に公告する事
- 一 各課掛に属せざる統計表地図等を製する事」

翌明治17年1月9日の事務組織の改正によって、報告課の1分科であった統計部は、再び統計課となった。その所管事務についての規定は、16年1月の統計部の規定と大差はないので省略する。

明治16年5月30日、内務省達乙第27号によって先の衛生統計諸表のうち、監獄在監人患者および死亡者の表式が改正され、警視庁および府県治監に通達された。16年6月4日、内務省達乙第28号によって先に定められた衛生統計諸表のうち、出産婚姻死亡表の様式が改正されて府県に通達された。

ついで16年6月8日、衛生局は通報第253号をもって各府県に対して先の13年7月に決定した37件44表の衛生統計諸表のうち、5月30日の達第27号による監獄在監人患者および死亡者表と6月4日の達乙第28号の出産婚姻死亡表を除くすべての表は、「更に一層確實なる数を設候様致度之見込を以て今般従前之表数を減じ且繁を省」くため、大幅に縮少されて14表に減少し、また統計表式も簡単化したから、今後こ

の表以外のすべての統計表は廃止することを通達した。

その理由は、13年7月の衛生統計表が表数も多くその表式も詳細を極め、地方の末端衛生行政機構の実情を無視した理想案であったため、衛生局の期待に反して実効が上らなかったためである。そこで衛生局は、とりあえず15年9月29日、府県に対して衛生統計諸表のうち、半年報は14年限り中止するよう通達したが、今回さらに大幅に整理することにしたのである。

この衛生統計の整理は、明治18年に入ってからさらに徹底的に進められた。まず同年9月10日、衛生局は府県に対して新たに衛生統計表は16年6月8日の衛生局通報第253号による14表をさらに縮少して下記の7表のみを調査して回附するよう命じた。

第1号 衛生主務吏員及郡区医、第2号 産婆及薬舗、第3号 病院、第4号 種痘人員、第5号 娼妓梅毒検査、第6号 脚気患者、第7号 衛生費

また16年6月4日達乙第28号によって改正された出産婚姻死亡表のうち、他に材料をうることのできるものは、これを廃止することとして死亡者年齢区別表を改正した他、同達中の甲号出産表、同結婚者初再縁年齢区別表、同結婚年齢対照表、同死亡者土地区別表、同死亡者職業区別表、同坪数及戸口表と乙号出産調、同結婚調、同死亡調、同坪数及戸口調の10表が廃止された。

このような衛生局の衛生統計の全面的後退の直接の原因は、明治15年以来しばしば問題になった統計表の精度向上のひとつの対策として中央でたてられた「諸報告材料徴集方は可成繁を省き簡に就き候様」という方針に内務省も従ったためであるが、根本的な原因は、いうまでもなく明治17年を頂点とした衛生行政の近代化が17年の山県有朋の内務卿就任を転機として軍備拡大政策の犠牲となって一路後退していったためである。その端的な現れが明治18年8月の内務省布告第24号による地方の衛生委員制度の廃止であり衛生統計系列は、最末端の調査機構をうばわれることとなったのである。

このような衛生統計の簡素化は、明治19年9月27日、内務省令第17号による「内務報告例」の制定によって一応の結論に達する。この「報告例」は、内務省に報告すべき報告事項とその統計諸表の様式を整備したものであるが、これによって衛生統計にもとづく人口動態統計調査は、戸籍局系統の人口動態統計調査と合併することになった。

注

- (1) 人口史、人口統計史の研究史的展望としては、速水 融：参考文献30、32、37、39と上田正夫：参考文献(146)をあげておく。また幕末より明治初期までの人口史研究については、高橋梵仙：参考文献(131)第1巻の序説、日本人口史研究の略譜と小島勝治：参考文献33の戸口史論を参照。文献目録としては、社会経済史学会編：参考文献：(117)の巻末と上記の速水の論文の注を参照。
- (2) 橋本正己：参考文献(25)。芳茂維夫：参考文献(161)、(162)。松田 武：参考文献(71)。大谷藤郎：参考文献(105)
- (3) Mayet, P.：参考文献(73)
- (4) 森田優三：参考文献(79)、(81)

- (5) 高津英雄：参考文献(135)，(136)，(138)。I. B. トイバー：参考文献(128)。本多龍雄：参考文献(44)。
岡崎陽一：参考文献(102)，(103)。赤坂敬子：参考文献(4)。梅村又次：参考文献(147)，(150)。安川正彬
：参考文献(157)，(158)
- (6) 館 稔：参考文献(126)。大淵 寛：参考文献(98)を参照されたい。
- (7) 中川友長：参考文献(89)。土方成美：参考文献(41)なお明治初期だけを対象とした職業別人口構成については、
戦前では、土屋喬雄：参考文献(143)。平野義太郎：参考文献(43)があり、戦後では山口和雄：参考文献(155)、
等がある。
- (8) 逸見謙三：参考文献(40)。南 亮進：参考文献(74)。梅村又次；山田三郎：参考文献(147)。梅村又次：参考
文献(149)，(151)
- (9) 関山直太郎：参考文献(114) p.308～309
- 10 庚午戸籍については、新見吉治：参考文献(118)のほか、福島正夫：参考文献(21)の資料編1に明治前期山梨県
戸籍法令集がある。この資料については、福島正夫：参考文献(19) p.128～を参照。その他の地方における庚午
戸籍についても最近、資料の発掘とともにこれを使用した研究が進められている。例えば神奈川県については、
安沢秀一：参考文献(159)があり、井戸庄三は徳島藩、甲府県、高田藩、神奈川県の庚午戸籍を検討し、明治初
期戸籍の系譜について仮説をたてている。参考文献(47)，(48)
- 11 新見吉治：参考文献(118)，井戸庄三：参考文献(47)，速水 融：参考文献(27)。
- 12 速水 融：参考文献(27)。佐久高士：参考文献(107)には、旧来の宗門改人別帳形式による明治3年から4年の
越前国各町村の戸籍御改帳が収録されている。新見吉治：参考文献(118)にも明治3年の岩鼻県、神奈川県、等
の宗門改帳が収録されている。
- 13 一例として井戸庄三：参考文献(48)をあげておこう。
- 14 関山直太郎：参考文献(113)，(114)。高橋梵仙：参考文献(129)～(132)
- 15 本庄栄治郎：参考文献(45)。野村兼太郎：参考文献(94)，(95)，(96)
- 16 速水 融：参考文献(26)～(39)
- 17 梅村又次：参考文献(148)，(152)
- 18 多くの文献のうち、ここでは数例をあげるにとどめる。都市人口については、佐々木陽一郎：参考文献(111)。
Smith, Th. C.：参考文献(121)。濃尾地方については、速水 融：参考文献(31)，長州藩については、龜本
洋哉：参考文献(5)，萩藩については一最芳秋：参考文献(56)，佐賀藩については、城島正祥：参考文献(52)，
武蔵国については、佐々木陽一郎：参考文献(110)，越前国については、佐久高士：参考文献(108)，等。また
小林和正：参考文献(61)による徳川期の生命表の作成もここであげておこう。詳細は、速水 融：参考文献(30)，
(37)，(39)を参照されたい。
- 19 安倍弘毅：参考文献(1)。日本人口学会：参考文献(90)。また、過去帳を使用した最近の業績としては、須田圭
三：参考文献(122)がある
- 20 以下、「4年戸籍法」の内容の紹介にあたっては、福島正夫の研究成果による。福島正夫：参考文献(15)～(22)
- 21 明治維新は、もともと各藩の脱藩下級士族のエネルギーによって成功したものであったが、新政府が誕生すると
これら士族は、家録削減を直接の契機として不平士族の1団を形成し、しだいに新政府に対して危険な色彩をお
びてきた。彼等が外国人襲撃事件、徴士襲撃事件のような偶然的な行動から、さらに進んで農民一揆と合同する
ようになると、その行動の性格は、単なる不平士族の犯罪から一変して、当時まだ非常に弱体であった新政府の

基盤をゆるがすような反政府運動へと質的転換をとげることになる。新政府は、このことをもっとも恐れたために、これらの脱藩無籍人に対して急速に取り締りを強化してきたのである。「4年戸籍法」以前の戸籍法令は、ほとんどすべてが、この脱藩無籍人の取り締りを目的とした復籍措置に関するものであった。その集大成が明治3年9月に公布された「脱藩無産の輩復籍規則」である。「4年戸籍法」が旅行、寄留に対する鑑札制度を含むのは、このような同法以前のもつ戸籍法令の脱藩無産の輩に対する治安対策的性格を継承したものである。同法前文に「尤三都府開港場は人民軋湊の地にて取締向速に不相立候では難相成に付送籍入籍並旅行寄留の者へ鑑札渡方寄留表取締等六月二十九日より後る可からざる事」といって、これら脱藩不平士族のもっとも集中した東京、大阪、京都の3府と横浜、神戸等の開港場に対しては鑑札制度の施行を3ヶ月以内に実施するよう命令し、そこで取締という字句を使用していることから分るように、脱藩浮浪の徒に対する治安対策は、新政府が「4年戸籍法」の重要な目的のひとつと考えていたのである。それを証明する一例をあげよう。明治11年に書かれた「戸籍法改正之議」と題する井上 毅の手稿は、「4年戸籍法」に対する不満を述べたメモであるが、そこでは「戸籍法の如きは一新の際、専ら逃亡を防ぎ浮浪を制する為に施行せし者にして今日に至て官民共に其煩に耐へざる者あり……」とあり、後段に「第二戸籍法は宜く元と人員総計に具ふるに過ぎざるべし……」とあるように、井上にとっては「4年戸籍法」の第1の目的は、治安対策であった。（福島正夫編：参考文献(21)第3巻の戸籍立法関係資料 p.22）。なお以上の点に関する詳細は、福島正夫：参考文献(22)の他、福島正夫編：参考文献(20)に収録された山名政幸の論文を参照されたい。

- 22 平賀健太：参考文献(42)。この論文は人口調査法としての「4年戸籍法」をくわしく紹介した先駆的論文である。
- 23 藤田省三は、かつて「4年戸籍法」の意義を単なる戸口の把握に求める見解を、浅い理解に止るとし、“「人民の把握」はいかなる支配体制もこれを行う。問題はその歴史的形態如何にあるのである。”といっている。（藤田省三：参考文献(12) p.84）
- 24 「京都府戸籍仕法」は、福島正夫：参考文献(21)の資料篇1に収録されている。
- 25 庚午戸籍については、福島正夫：参考文献(21)の資料篇3のほか、井戸庄三：参考文献(47)を参照。なお、井戸は徳島藩、高田藩、等の直轄領以外の藩においても「京都府戸籍仕法」にはほとんどつく庚午戸籍が作成されていたことに注目している。
- 26 田中 彰：参考文献(139)。新見吉治：参考文献(118) p.20～24
- 27 明治2年の「民部省戸籍諸規則案」の草稿は、早稲田大学の大隈文書に収録されている。（A 2515～2517）その全文と解題は、福島正夫：参考文献(21)の資料篇2を参照。
- 28 藤田省三：参考文献(12) p.82
- 29 大霞会：参考文献(10) p.595～596。高橋善七：参考文献(133) p.182～186によれば、「4年戸籍法」の草案の作成者は、内務省の地理司および戸籍司の初代地理頭兼戸籍頭であった杉浦 譲である。
- 30 福島正夫は、これを封建体制の人民支配の原理としての土地緊縛に代わる戸籍緊縛の原理といっている。（参考文献, 22. p.122～124）
- 31 この徴兵忌避については、福島正夫：参考文献(22) p.186～のほか、大石慎三郎：参考文献(100)を参照。
- 32 以下、壬申戸籍の観念性の問題については、平賀健太：参考文献(42)によるところが多い。
- 33 以下、附籍の実情については、神谷 力：参考文献(55)の第2章 附籍と「家」によるところが多い。
- 34 この附籍の救済対策としての役割については、神谷の前掲書のほか、小川政亮：参考文献(99)を参照。
- 35 神谷 力：参考文献(55) p.216

- 36 この点については、福島正夫：参考文献(15)および(21)の「資料篇 1」の解説を参照。
- 37 明治前期を含む人口動態統計の解説としては戦前に、森 数樹：参考文献(76)、(77)があり、戦後は、森田優三：参考文献(80)、木村正文：参考文献(58)があるのみであるが、何れも衛生統計については触れていない。衛生統計資料は、これまで疾病史、医学史、衛生史の分野で若干利用されている程度にすぎない。本格的に研究が進められる気運がでてきたのは最近のことである。この点については、大谷藤郎：参考文献：(105)参照。
- 38 明治期におけるわが国における衛生行政の歴史については、厚生省医務局：参考文献(64)、(65)が資料としてもっともくわしいが、最近、以下の諸氏によって日本の衛生行政の原点として長與局長時代の明治初期衛生行政史の見直しが行なわれている。橋本正己：参考文献(25)。松田 武：参考文献(71)。芳茂維夫：参考文献(161)、(162)。この節は、以上の諸文献に負うところが多い。
- 39 明治初期衛生行政史をこのように2期に区分したのは、とりえず便宜上であって厳密な時代区分ではない。なお明治期より戦後を含む衛生統計史の時代区分については、大谷藤郎：参考文献(105)を参照。
- 40 長與は「衛生局第一第二報告」において「医制」の実施計画についてつぎのようにいっている。「故に本局創立の初に當りて着手せし事務の本旨は詮ずる所医学を改良し医師薬舗の学識を進むると地方官吏をして衛生事務の緊要なるを覚悟せしむるとの二途に外ならず而して当時地方未だ吏員の設あらざれば姑く之を闇き医師の如きも全国の現員に就て其履歴を点検するに十中七八は漢方者流にして偶々西洋医術に従事する者も亦真正の学科を修るは落々晨星の如し況んや薬舗に至ては大概薬品の仲買たるに過ぎざれば學術は固より論なく調剤の事も全く之を医手に任放して毫も与り知らざる者の如し此の如き医師薬舗の情勢に対し一定の順序を逐て周密なる衛生規則を履行せんと欲するも萬其成功を期す可きの理なし乃ち医師薬舗たらんと欲する者のために必ず先づ修めざる可からざる所の学科を定め医師をして胸臆の理論を去りて真理実学に就かしめ薬舗を學術場裏に驅りて普通商売の範圍を脱しむるの地を為すを以て第一着手と為さるを得ず」
- 41 長與専斎については、「松香私志」と題する自伝(参考文献, 83)があるのみであって本格的な伝記はない。長與は、大村藩侍医、長與中庵の子として天保元年に生れ、乗継と称した。17才のとき祖父の命によって大阪に遊学、緒方洪庵の適塾に学んだ。安政5年、福沢諭吉の後をついで塾頭をつとめ、翌年洪庵のすすめによってさらに長崎に遊学、医学伝習所に入所、ポンペからオランダの医学を学んだ。文久3年、一旦大村に帰り家業をついで侍医となったが、慶応2年、藩の命により長崎に再遊学した。明治維新の直前、日本で最初に設立された長崎の病院である精得館(最初は養生所といったが、慶応2年に医学伝習所と合併して精得館と称した)の医師頭取となり、当時の蘭人医師マンスフェルトと協力して医学教育の改革を行ない、名称を長崎医学校と改めその学頭となった。これが日本における最初の本格的な医学教育機関である。明治4年上京して文部省の前身である大学に出仕したが、同年11月岩倉使節団に随行して欧米の医学、医療制度を視察して、先進国における衛生行政制度の存在をはじめ知ったのである。なお衛生という訳語は、彼が帰国した後、「医制」を執筆中、sanitaryの訳語に苦心し、中国の莊子の庚桑楚篇からとったと自伝にいつている。(「松香私志」p38)
- 42 地方三新法体制の時期から明治19年の衛生制度の転換期までの衛生行政の動向を主として地方自治制、自由民権運動との観点から考察した研究として、橋本正己：参考文献(25)。松田 武：参考文献(71)。芳茂維夫：参考文献(161)がある。
- 43 衛生委員は公選ではあるが、東京府で明治13年5月4日に制定された「区町村衛生委員事務章程」の第1条に「区町村衛生委員は区役所又は戸長役場へ出頭し^{区長}_{戸長}を助けて其^区_内の衛生事務を取扱ふ事」とあるとおり、区長または戸長の下請人であり、13年末の全国衛生委員48,955人のうち、無給者が3割強もあり、有給者の

奉酬も1人平均年間9円30銭5厘という包み金であった。しかも、東京府は13年5月4日、「区町村衛生委員設置方」によって15区、6郡の衛生委員の定数を定めたが、その年の12月4日の府達によって前記「設置方」を改正して第3条に追加し、「前二箇条の如く人員を定むと雖ども事務の繁閑に依り区町村の決議を以て之を増減して更に適當の人員を定め且つ定員内に於て平時は其幾名を闕員となし置く事を得」とした。このような有様であるから、衛生委員に有能な人材が充分配置されるということはありませんでしたのである。

44 「本書 上の1」p.39～45

45 「衛生委員通信手続」の全文は「法規分類大全 第一編 衛生門 衛生総、p.19～24」にある。この「通信手続」の原案作成者は、現在のところ不明であるが、筆者は、長與の部下で当事統計課長であった永井匡温（初名は朋二郎、後に久一郎、号は禾原、また来青閣主人とも称した。文学者永井荷風は久一郎の長男である）ではないかと推測している。永井は、明治12年11月、文部省から内務省に転任してから19年に帝国大学書記官に転ずるまで、終止一貫衛生行政、とくに統計行政に専念した。13年には衛生局統計課長に任ぜられ、14年5月、大隈重信によって新設された太政官統計院の権少書記官をも兼任している。その間、衛生統計様式の制定、「衛生局年報」の刊行、等の初期衛生統計の整備に力を尽くし、さらに15年1月、内務省に本省全体の統計を総括する統計課が新設されるとその初代課長に任ぜられ、「内務省統計書」、「国勢一斑」等の内務省総括統計書をも編集している。なお当時の衛生局には、太政官政表課から13年11月に転任した呉 文聡が同じく衛生統計の改善に従事していた。呉は15年に通信省に転任している。

当時の統計課における永井と呉を比較すると、呉は統計の専門学者ではあったが、永井は統計行政さらに衛生行政全般のエキスパートであった。そこで筆者は、現段階では「通信手続」の原案作成者は、呉でなくて恐らく永井であろうと考えているが、この問題は今後さらに資料による裏付け調査を必要とするであろう。それとは別に初期衛生統計行政、内務省統計行政に果たした永井の役割は大きく、統計調査史の観点からいっても彼についてはさらに研究の必要があろう。永井については、三男、威三郎による伝記（参考文献、82. 卷二 永井禾原）があり、統計行政家としての永井については、「篠原 亮：故永井久一郎略伝「統計集誌」第383号 大正2年」がある。

46 山県のこの点に関する見解をもっとも端的にみることができるのは、彼が「地方経済改良の議」（「伊藤博文編：秘書類纂財政資料 下巻」所収、p.1～25）にある、つぎの文章である。「現行の法令に拠れば、地方税中警察費及庁舎建築修繕費、土木費、府県会議諸費、郡区庁舎建築修繕費、管内限諸達書及び掲示諸費、府県舎建築修繕費、府県監獄囚徒費及監獄建築修繕費等は必要中の最も必要なる費途なるを以て、容易に減少し難きは言を俟たざるなり……然るときは費途の稍々後にし緩に為し得べきものは教育費と衛生病院費を除て他に在らざるなり」。

47 長與は後年、この事件についてつぎのようにいっている。「仰々明治八年始めて各町村に医務取締といへるを設けて施政の得失利害を攻究する等啓発誘導の手段を尽しけれども、課員は屢々更迭して永く其職に従ふ者少なく、尋常刀筆の吏を駆りて學術的事業に服せしむることなれば、悪疫流行の場合に当りては其の運動活発ならず往々事の肯綮を失することさへありけり。そが故にや十九年の内務省は聯合衛生会を始として地方衛生課衛生委員をも廃せられき。只功績のみに就きて稽ふれば或は無用なるに似たれ共、衛生行政上に欠くべからざる機関なれば氣永く誘導の功を積み、都市町村医などの制をも設けて互に提携せしめたらんには終に衛生自治の仕組をも整ふべかりしに斯くも短期的に廃止せられ而して新設の自治制度には衛生担当者の組織は載せられず、地方衛生の事務は警察吏の一手に歸し了れり。されば中央の衛生局は直に其の指揮の下に働くべき手足もなくして空中に倒懸せ

るものの如く、悪疫流行の時に臨みては只焦躁するのみにして如何ともすること能はず」（長與専斎：参考文献83。p.74～75）

なお、山県による明治17年の地方三新法改正から21年の「市制町村制」にいたる強権的な地方制度改革による衛生行政の後退を追求した研究としては、橋本正己：参考文献(25)。松田 武：参考文献(71)。芳茂維夫：参考文献(161)を参照。

- 48 文部省は、明治6年6月19日、第89号をもって府県に対して管下の開業医師の明細書（この明細書は書上げ式であって、その雛形が添付されている）および大小区の人口と医師の員数を調査して7月15日までに差し出すよう命じている。また6月22日、第90号をもって同じく府県に対して管下の薬舗営業者の明細書を別紙雛形によって至急差し出すよう命じている。また6月27日、第91号によって同じく府県に対して明治3年から5年までの3ヶ年の薬品金属等の生産高明細を調査して差し出すよう命じている。また7月9日、第100号をもって同じく府県に対して管下の府県病院および会社病院等の明細を添付の雛形により調査して早々差し出すよう命じている。以上の医師、薬舗、薬品、病院等の調査は、何れも「医制」のための基礎的準備作業であった。これがわが国における全国的な衛生統計調査のはじまりであるが、残念ながらその調査結果表は、現段階では発見することができなかった。
- 49 この死亡届の根拠法は、「医制」第45条のつぎの条文である。「第45条 施治の患者死去する時は医師三日内に其病名経過の日数及び死する所以の原由を記し^{虚脱瘵瘵窒息等の類を云ふ}医師の姓名年月日を附し印を押して医務取締に出すべし」
- 50 永井久一郎については、(注43)を参照。そこでも述べたように明治13年から19年の衛生行政の大転換までの期間における衛生統計行政の整備は、永井の努力によるところが多い。永井威三郎：参考文献(82)の「巻二 永井禾原」には、彼の作成した「統計課処務規程」の草案が掲載されている。これは13年4月に製表掛より昇格した統計課のために作成されたもので、同月17日の「衛生局口達」の原案と思われる。
- 51 この「衛生事務年報条目」と、そこに収録すべき44表の衛生統計の表式は、「法規分類大全 第一編 衛生門 衛生総」にある。(p.94～152)

第8章 参考文献

- (1) 安倍弘毅：歴史人口の民族衛生学的研究「研究報告集録編集委員会編：昭和44年度 文部省科学研究費による研究報告集録 医学および薬学編I」——総合研究——日本学術振興会 昭和45年」所収
- (2) 相原 茂；鮫島龍行編：統計日本経済——経済発展を通してみた日本統計史——筑摩書房 昭和46年（経済学全集28）
- (3) 赤坂敬子：水産本業従業者数の推計 1872年～1940年 「一橋大学経済研究所 国民所得推計研究会資料 C17」
- (4) 赤坂敬子：男女年令別人口の推計(1872～1898)、学令児童就学不就学(1878～1900) 「一橋大学経済研究所 国民所得推計研究会資料 C18」
- (5) 穂本洋哉：近世農村社会における人口増加と経済——長州藩の場合——「三田学会雑誌」64巻2/3号（昭和46年）
- (6) 穂本洋哉：近世農民の行動観察——西濃、浅草中村、根古地新田の宗門人別帳を素材として——「三

田学会雑誌」66巻8号（昭和48年）

- (7) 安藤慶一郎：明治初年の戸籍に関する一考察——東美濃の事例について——「信濃」18巻1号（昭和41年）
- (8) 有沢広巳：本邦人口統計論「高野岩三郎編：本邦社会統計論 改造社 昭和8年（経済学全集52巻）」所収
- (9) 有沢広巳：明治維新以降本邦人口（静態）統計発達小史「経済学論集」3巻5号（昭和8年）
- (10) 大霞会（代表後藤文夫）：内務省史 第3巻 地方財務協会 昭和46年
- (11) Droppers, G. : The population of Japan in the Tokugawa period 「Transactions of the Asiatic Society of Japan」Vol.22. (1894)
——高橋梵仙訳：江戸時代に於ける日本の人口「人口問題」2巻4号～3巻1号（昭和13年）「高橋梵仙編：日本人口統計 大東出版社 昭和17年」および「高橋梵仙編：日本人口統計史論集 下巻 大東文化大学東洋研究所 昭和51年」に再録
- (12) 藤田省三：天皇制国家の支配原理 第2版 未来社 昭和49年
- (13) 藤原怜子：明治前半期における「家」制度——扶養法を通して——「日本史研究」第63号（昭和37年）
- (14) 福永與一郎：我国人口動態統計調査の変遷を辿る(1)「衛生統計」1巻2号（昭和23年）
- (15) 福島正夫：明治初年における戸籍の研究——地方法令を通して——「我妻 栄他編：穂積先生追悼論文集 家族法の諸問題 有斐閣 昭和27年」所収
- (16) 福島正夫：明治初年の地方官と郡制改革「地方史研究」24号（昭和31年）
- (17) 福島正夫：明治前半期における「家」制度の形成——徴兵制および町村制の推移と関連して——「日本法社会学会編：家族制度の研究 上 歴史 有斐閣 昭和31年」所収
- (18) 福島正夫；利谷信義：明治以後の戸籍制度の発達「中川善之助他編：家族問題と家族法 VII 家事裁判 酒井書店 昭和32年」所収
- (19) 福島正夫：地方体制と戸籍制度——山梨県の場合——「東洋文化研究所紀要」15冊（昭和33年）
- (20) 福島正夫編：戸籍制度と「家」制度——「家」制度の研究——東京大学出版会 昭和34年（大石慎三郎：江戸時代における戸籍について——その成立と性格の検討——。福島正夫：明治四年戸籍法の史的前提とその構造。山主政幸：明治戸籍法の一機能——脱籍取締りについて——。堀内 節：合家について。小川政亮：恤救規則の成立——明治絶対主義救貧法の成立過程——）
- (21) 福島正夫編：「家」制度の研究 資料篇 1～3 東京大学出版会 昭和34～42年 3冊
- (22) 福島正夫：日本資本主義と「家」制度 東京大学出版会 昭和42年（東大社会科学研究叢書23）
- (23) 古島敏雄：明治期における都市の動向「地方史研究協議会編：幕末・明治期における都市と農村——日本の町 III——雄山閣 昭和36年」所収
- (24) Hanley, S. B. ; Yamamura, K. : Population trends and economic growth in Pre-industrial

Japan. in 「Glass, D. V. ; Revelle, R., ed. : Population and social change. London, 1972.」

- (25) 橋本正巳：明治前期における日本の地方衛生制度「医学史研究」8号（昭和38年）
- (26) 速水 融：近世における一漁村の人口動態——紀伊国牟婁郡須賀利浦——「三田学会雑誌」46巻12号（昭和28年）
- (27) 速水 融：宗門改帳より壬申戸籍へ、〇——維新期の人口調査とその一例——「三田学会雑誌」47巻12号，48巻9号（昭和29～30年）
- (28) 速水 融：徳川後期尾張一農村の人口統計——海西郡神戸新田の宗門改帳分析——「三田学会雑誌」59巻1号（昭和41年）
- (29) 速水 融：徳川後期尾張一農村の人口統計続篇——Family reconstruction 法の適用——「三田学会雑誌」60巻10号（昭和42年）
- (30) 速水 融：徳川時代の人口史研究「社会経済史学」32巻2号（昭和42年）「社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告——慶応通信 昭和44年」に再録
- (31) 速水 融：濃尾地方人口史研究序論「研究紀要（徳川林政史研究所）」4号（昭和45年）
- (32) Hayami, A. : La démographie historique japonaise. 「Annales de Démographie Historique, 1970」（この論文には文献目録が付してある。）
- (33) 速水 融：徳川後期人口変動の地域的特性「三田学会雑誌」64巻8号（昭和46年）
- (34) 速水 融；内田宣子：近世農民の行動追跡調査——濃州西条村の奉公人——「研究紀要（徳川林政史研究所）」6号（昭和47年）「梅村又次他編：数量経済史論集 1 日本経済の発展 近世から近代へ 日本経済新聞社 昭和51年」に再録
- (35) 速水 融：近世農村の歴史人口学的研究——信州諏訪地方の宗門改帳分析——東洋経済新報社 昭和48年
- (36) 速水 融：濃州西条村の人口資料——安永二年～明治二年——「研究紀要（徳川林政史研究所）」7号（昭和48年）
- (37) 速水 融：人口史「日本経済学会連合編：経済学の動向 中巻 東洋経済新報社 昭和50年」所収
- (38) 速水 融：近世後期地域別人口変動と都市人口比率の関連「研究紀要（徳川林政史研究所）」9号（昭和50年）
- (39) 速水 融：日本における人口史研究の現況と問題点「社会経済史学会編：社会経済史学の課題と展望——社会経済史学会創立40周年記念——有斐閣 昭和51年」所収
- (40) 逸見謙三：農業有業人口の推計「東畑精一；大川一司編：日本の経済と農業 上巻 岩波書店 昭和31年」所収
- (41) 土方成美：職業別人口の変遷を通じて見たる失業問題「社会政策時報」108号（昭和4年）
- (42) 平賀健太：戸籍制度について「全国連合戸籍事務協議会編：戸籍制度八十年記念論文集——身分法

と戸籍——帝国判例法規出版会 昭和28年」所収

- (43) 平野義太郎：日本資本主義社会の機構 岩波書店 昭和9年
- (44) 本多龍雄：明治維新前後からのわが国人口動態の再吟味「厚生省人口問題研究所編：人口問題研究所年報 昭和36年度第6号 同所 昭和36年」所収
- (45) 本庄栄治郎：日本人口史 日本評論社 昭和16年（「人口及人口問題 日本評論社 昭和5年」の増補改訂版）「本庄栄治郎：日本社会史 日本人口史——本庄栄治郎著作集 第5集——清文堂 昭和47年」に再録
- (46) 井戸庄三：庚午戸籍の歴史地理学的研究(1)——戸籍編製規則を中心として——「徳島大学教養部地理学報告」1号（昭和43年）
- (47) 井戸庄三：明治初期戸籍の系譜とその歴史地理学的意義「織田武雄先生退官記念事業会編：織田武雄先生退官記念人文地理学論叢 京都 柳原書店 昭和46年」所収
- (48) 井戸庄三：幕末・明治初期の通婚圏——徳島藩明治三年戸籍の分析——「歴史地理学会編：人口・労働力の歴史地理 同会 昭和47年（歴史地理学紀要14）」所収
- (49) 池野 茂：明治初期の婚姻圏に関するノート「関西学院高校論叢」14号（昭和43年）
- (50) 池野勇治：我国人口静態統計に於ける人口の種類（資料）「上田貞次郎編：日本人口問題研究 協調会 昭和8年」所収
- (51) 猪谷善一：歴史人口と人口革命「経済学紀要（亜細亜大学）」5号（昭和45年）
- (52) 城島正祥：佐賀藩の人口統計(1), (2) 「史学雑誌」82編9号, 10号（昭和48年）
- (53) 加地成雄：杉 亨二伝 葵書房 昭和35年
- (54) 神谷 力：明治初年の戸籍法上における「附籍制度」の研究(1)〜(2)「愛知学芸大学研究報告 人文科学」第3輯, 第5輯（昭和29年, 31年）
- (55) 神谷 力：家と村の法史研究——日本近代法の成立過程——御茶の水書房 昭和51年
- (56) 一最芳秋：近世中期以降における人口増加の一考察——萩藩の場合——「西村睦男編：藩領の歴史地理——萩藩——大明堂 昭和43年」所収
- (57) 菊浦重雄：徳川後期・維新时期の大和一農村人口の分析——宗門御改帳・壬申戸籍・明治10年戸籍帳を中心に——「経済経営論集（東洋大学）」8号（昭和32年）
- (58) 木村正文：我国人口動態の変遷「統計局研究彙報」5号（昭和28年）
- (59) 岸本 実：人口地理学 大明堂 昭和43年
- (60) 小林英一：明治初年の人口統計資料——信濃国の場合について——「信濃」25巻3号（昭和48年）
- (61) 小林和正：江戸時代農村住民の生命表「人口問題研究」65号（昭和31年）
- (62) 小林和正：人口史研究と人口学の立場「社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告——慶応通信 昭和44年」所収
- (63) 小島勝治：日本統計文化史序説 未来社 昭和47年

- (64) 厚生省医務局編：医制八十年史 印刷局朝陽会 昭和30年
- (65) 厚生省医務局編：医制百年史 記述編，資料編 付録（衛生統計からみた医制百年の歩み） ぎょうせい 昭和51年 3冊
- (66) 熊谷開作 家族法（法体制準備期）「鵜飼信成；福島正夫；川島武宜；辻 清明編：講座 日本近代法発達史——資本主義と法の発展——第3巻 勁草書房 昭和33年」所収
- (67) 熊谷開作：明治戸籍制度の由来「大阪大学法学部編：大阪大学法学部創立十周年記念論文集 法と政治の諸問題 同学部 昭和37年」所収
- (68) 黒羽兵治郎：明治初年の静岡藩及び甲斐国人別調「経済史研究」7号（昭和5年）
- (69) 黒崎千晴：明治前期の都市について「社会経済史学」39巻6号（昭和49年）「梅村又次他編：数量経済史論集 1 日本経済の発展 近世から近代へ 日本経済新聞社 昭和51年」に「明治前期の日本の都市」と改題されて再録
- (70) 松田泰二郎：国勢調査発達史「久留間鮫造他編：インフレーション・統計発達史——高野岩三郎先生喜寿記念論文集1——第一出版株式会社 昭和23年」所収
- (71) 松田 武：日本における初期衛生行政と自治制の展開過程——橋本正巳氏の所論に関連して——「医学史研究」15号（昭和40年）
- (72) 松田芳郎：明治中期のいわゆる「勤業」統計の制度と精度「経済研究（一橋大学）」27巻3号（昭和51年）
- (73) Mayet, P. : Japanische Bevölkerungsstatistik, historisch, mit Hinblick auf China, und kritisch betrachtet. Vortrag, gehalten am 20. Dec. 1882 vor der "Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens." Yokohama, 1888. (Separatabdruck. Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens. Mitteilungen. Heft 36) — 高橋梵仙訳：日本人口統計論「統計集誌」711号（昭和16年）「高橋梵仙編：日本人口統計史 大東出版社 昭和17年」および「高橋梵仙編：日本人口統計史論集 上巻 大東文化大学東洋研究所 昭和50年」に再録
- (74) 南 亮進：農林業就業者数の推計1872～1940「経済研究（一橋大学）」17巻3号（昭和41年）
- (75) 南 亮三郎：日本百年の人口増加と経済発展「経済学論集（駒沢大学）」16・17合併号（昭和44年）「南 亮三郎：日本人口と経済 千倉書房 昭和47年」に再録
- (76) 森 数樹：人口統計論「有沢広巳；小倉金之助；森 数樹：統計学（上） 改造社 昭和5年（経済学全集 第35巻）」所収
- (77) 森 数樹：人口統計論 東洋出版社 昭和10年（統計学全集 第3巻）
- (78) 森川 洋：明治初年の都市分布「人文地理」14巻5号（昭和37年）
- (79) 森田優三：人口増加の分析 日本評論社 昭和19年
- (80) 森田優三：我国人口動態統計前史資料「久留間鮫造他編：インフレーション・統計発達史——高野

岩三郎先生喜寿記念論文集 1 —— 第一出版株式会社 昭和23年」所収

- (81) 森田優三：日本の人口「有沢広巳；東畑精一；中山伊知郎編：経済主体性講座 第6巻 歴史Ⅰ 中央公論社 昭和35年」所収
- (82) 永井威三郎：風樹の年輪 俳句研究社 昭和43年
- (83) 長與専斎：松香私志 第2版 長與又郎 明治37年（初版 明治35年）
——松香私志，日本医史学会編 医師業出版 昭和33年
- (84) 内閣統計局編：明治四十一年日本帝国人口静態統計 同局 明治44年
- (85) 内閣統計局編：現住人口静態に関する統計材料 同局 大正2年（維新以降帝国統計材料彙纂 第2輯）
- (86) 内閣統計局編：人口動態に関する統計材料 同局 大正2年（維新以後帝国統計材料彙纂 第4輯）
- (87) 内閣統計局編：大正二年末人口静態調査の結果に拠る帝国人口概説 同局 大正5年
- (88) 内閣統計局編：明治五年以降我国の人口 東京統計協会 昭和5年（調査資料 第三輯）
- (89) 中川友長：我国農工及商業者数の推計「統計集誌」556号（昭和2年）
- (90) 日本人口学会：日本人口学会会報 No.4 昭和45年度（シンポジウム2 歴史人口に関する諸問題。）
No.5 昭和46年度（シンポジウム2 日本の産業革命と人口動態 —— 歴史人口研究の第二年度として —— ）
- (91) 日本科学史学会編：日本科学技術史大系 24巻 医学 1 第一法規出版KK 昭和40年
- (92) 日本公衆衛生協会編：公衆衛生の発達 —— 大日本私立衛生会雑誌抄 —— 同会 昭和42年
- (93) 日本統計研究所編：日本統計発達史 東京大学出版会 昭和35年
- (94) 野村兼太郎：五人組帳の研究 有斐閣 昭和18年
- (95) 野村兼太郎：村明細帳の研究 有斐閣 昭和24年
- (96) Nomura, K. : On 'cultural conditions affecting population trends in Japan. Tokyo. The Science Council of Japan. 1953. (The Science Council of Japan. Division of Economics & Commerce. Economic Series No.2)
- (97) 野村研究会神海村共同研究班：大垣藩領美濃国本巢郡 神海村の戸口統計 —— 延宝二年より明治五年まで —— 「三田学会雑誌」53巻10, 11合併号（昭和35年）
- (98) 大淵 寛：人口過程の経済分析 —— 人口経済学の一研究 —— 新評論 昭和49年
- (99) 小川政亮：日本における扶養制度 社会保障制度との関連「中川善之助他編：家族問題と家族法 V 扶養 酒井書店 昭和33年」所収
- (100) 大石慎三郎：徴兵制と家 —— 徴兵制と地主制 —— 「歴史学研究」194号（昭和31年）「原口宗久編：明治維新（論集 日本歴史 9）有精堂 昭和48年」および「大石慎三郎：近世村落の構造と家制度 増補版 御茶の水書房 昭和51年」に再録
- (101) 岡崎文規：国勢調査論 東洋出版社 昭和10年（統計学全集 第11巻）

- (102) 岡崎陽一：明治初年以降大正 9 年に至る男女年令別人口推計について「研究資料（厚生省人口問題研究所）」145 号（昭和37年）
- (103) 岡崎陽一：明治時代の人口——とくに出生率と死亡率——について。附 梅村又次：明治時代の人口について コメント。岡崎陽一：梅村又次氏のコメントに対する回答「経済研究（一橋大学）」16巻 3号（昭和40年）
- (104) 大島美津子：明治のむら 教育社 昭和52年（教育社歴史新書＜日本史＞）
- (105) 大谷藤郎：官庁衛生統計からみた近代疾病史序説「医学史研究」4号（昭和37年）
- (106) 笠 文子：飛騨国高山式之町村宗門人別改帳の分析「史論」第7集（昭和34年）
- (107) 佐久高士：越前国宗門人別御改帳 第1～6巻 吉川弘文館 昭和42～47年 6冊
- (108) 佐久高士：近世農村の数的研究——越前国宗門人別御改帳の分析総合——吉川弘文館 昭和50年
- (109) 佐々木陽一郎：人口動態よりみた江戸近郊農村「地方史研究」13巻 1号（昭和38年）
- (110) 佐々木陽一郎：幕末——明治初期武蔵国人口趨勢に関する一考察「三田学会雑誌」59巻 3号（昭和41年）
- (111) 佐々木陽一郎：飛騨国高山の人口研究——人口推移と自然的要因——「社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告—— 慶応通信 昭和44年」所収
- (112) 関森健次：戸籍の編成と人口調査「統計局研究彙報」7号（昭和30年）
- (113) 関山直太郎：近世日本人口の研究 龍吟社 昭和23年
- (114) 関山直太郎：近世日本の人口構造——徳川時代の人口調査と人口状態に関する研究——吉川弘文館 昭和33年
- (115) 関山直太郎：日本の人口 至文堂 昭和34年（日本歴史新書）
- (116) 社会事業研究所編：近代医療保護事業発達史 上巻 総説編 日本評論社 昭和18年
- (117) 社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告——慶応通信 昭和44年
- (118) 新見吉治：壬申戸籍成立に関する研究 日本学術振興会 昭和34年
- (119) 総理府統計局編：総理府統計局八十年史稿 同局 昭和26年
- (120) 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上, 第2巻 人口 上 同局 昭和48年, 51年 2冊
- (121) Smith, Th. C. : Pre-modern economic growth : Japan and the West. 「Past & Present」No. 60 (1973)
- (122) 須田圭三：飛騨〇寺院過去帳の研究 生仁会須田病院 昭和48年
- (123) 菅谷 章：日本医療制度史 原書房 昭和51年（明治百年史叢書 254）
- (124) 杉 亨二：杉先生講演集, 世良太一編 横山雅男 明治35年
- (125) 杉 亨二：杉 亨二自叙伝, 河合利安編 非売品 大正7年

- (126) 館 稔：人口転換過程からみた日本の近代化「土方成美博士喜寿記念論文集刊行会編：経済体制および経済構造——土方成美博士喜寿記念論文集——鹿島研究所出版会 昭和42年」所収。「南 亮三郎；上田正夫編：日本の人口変動と経済発展（人口学研究シリーズ 1）千倉書房 昭和55年」に「経済離陸過程と人口変動」と改題して再録
- (127) Taeuber, I. B. : The population of Japan. Princeton University Press. 1958
— 毎日新聞社人口問題調査会訳：日本の人口 同会 昭和39年
- (128) Taeuber, I. B. : Japan's demographic transition re-examined 「Population Studies」 Vol. 14, No 1 (1960)
- (129) 高橋梵仙：日本人口史之研究 三友社 昭和16年
- (130) 高橋梵仙編：日本人口統計史 大東出版社 昭和17年（大東名著選27）
- (131) 高橋梵仙：日本人口史之研究 第一～第三 日本学術振興会 第一 昭和46年，第二 昭和30年，第三 昭和37年
- (132) 高橋梵仙編：日本人口統計史論集 上，下 大東文化大学東洋研究所 昭和50～51年 2冊
- (133) 高橋善七：初代^{えきでいのかみ}駅遞正 杉浦譲 —ある幕臣からみた明治維新— 日本放送出版協会 昭和52年（NHKブックス）
- (134) 高野岩三郎：杉亨二博士と本邦の統計学「国家学会雑誌」371号（大正7年） 「高野岩三郎：改訂増補 社会統計学史研究 第一出版株式会社 昭和22年」に再録
- (135) 高津英雄：明治年間に於ける我国人口増加の一分析 1 「大日本統計協会雑誌」8号（昭和21年）
- (136) 高津英雄：明治五年以降我国人口の推計「統計局研究彙報」1号（昭和25年）
- (137) 高津英雄：国勢調査前史資料(1)～(7)「統計局研究彙報」2号～8号（昭和27～31年）
- (138) 高津英雄：明治年間に於ける我国人口増加の一分析「統計」12号（昭和48年）
- (139) 田中 彰：明治政権初期政策の原型——戸籍帳を一例として——「日本歴史」83号（昭和30年）
- (140) 東京都編：東京都衛生行政史 東京都 昭和36年
- (141) 外岡茂十郎編：明治前期家族法資料 第1巻，第2巻 早稲田大学 昭和42～45年 5冊
- (142) 利谷信義：「家」制度の構造と機能——「家」をめぐる財産関係の考察——(1), (2)「社会科学研究」13巻2/3号～4号（昭和36～37年）
- (143) 土屋喬雄：明治初年の人口構成に関する一考察「社会経済史学」第1巻第1号（昭和6年）
- (144) 津田秀夫：幕末・維新期の農村構造「日本歴史」290号（昭和47年）「津田秀夫：幕末社会の研究 柏書房 昭和52年」に再録
- (145) 辻 博：「甲斐国現在人別調」の成立について「同志社大学経済学論叢」11巻3号（昭和36年）
- (146) 上田正夫：歴史地理学における地域人口研究の意義「歴史地理学会編：人口・労働力の歴史地理 古今書院 昭和47年（歴史地理学紀要14）」所収
- (147) 梅村又次；山田三郎：農家戸数の推計（1880年～1940年）「一橋大学経済研究所 国民所得推計

研究会資料 D 12」(昭和37年)

- (148) 梅村又次：徳川時代の人口趨勢とその規制要因「経済研究(一橋大学)」16巻2号(昭和40年)
- (149) 梅村又次：有業者数の新推計：1871年～1920年「経済研究(一橋大学)」19巻4号(昭和43年)
- (150) 梅村又次：明治期の人口成長「社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告——慶応通信 昭和44年」所収
- (151) 梅村又次：産業別雇用の変動：1880～1940年「経済研究(一橋大学)」24巻2号(昭和48年)
- (152) 梅村又次：徳川時代の人口と経済「梅村又次他編：数量経済史論集 1 日本経済の発展 近世から近代へ 日本経済新聞社 昭和51年」所収
- (153) 海野福寿：明治初年・都市研究の二・三の問題「地方史研究協議会編：幕末・明治期における都市と農村——日本の町 Ⅲ——雄山閣 昭和36年」所収
- (154) 藪内武司：国勢調査前史(1)——明治人口統計史の一齣——「岐阜経済大学論集 開学十周年記念(社会科学篇)」11巻1/2号(昭和52年)
- (155) 山口和雄：明治10年代の職業別階層別人口構成「経済学研究(北海道大学)」12号(昭和33年)「山口和雄：明治前期経済の分析 増補版 東京大学出版会 昭和38年」に再録
- (156) 山中永之佑：明治初年の氏——四年戸籍法成立の前提——「阪大法学」35号(昭和35年)
- (157) 安川正彬：人口の経済学 春秋社 昭和40年
- (158) 安川正彬；広岡桂二郎：明治・大正年間の人口推計と人口動態「三田学会雑誌」65巻2/3号(昭和47年)
- (159) 安沢秀一：明治3年における人口構造——神奈川県管下武蔵国多摩郡——「桃山学院大学経済学論集」4巻3号(昭和38年)
- (160) 吉田秀夫：日本人口論の史的研究 河出書房 昭和19年
- (161) 芳茂維夫：日本における衛生行政の成立過程——明治期におけるコレラの流行 Ⅲ——「医学史研究」16号(昭和40年)
- (162) 芳茂維夫：明治期における衛生委員と衛生組合「医学史研究」20号(昭和41年)

第9章 戸籍・人口全国総括統計解題

日本全国戸籍表 内務省 編 明治7年～明治17年

- (1) 日本全国戸籍表 明治五年調 内務省戸籍寮 編 明治7年〔凡例〕 1枚(折本)
(総)(内) ③
- (2) 明治五年全国県分戸籍表〔大蔵省戸籍寮〕 編〔明治5年〕(写) 78丁①
(総)(セ・覆)
- (3) 明治五年調 皇族方戸数人員 青森県外三県及琉球藩戸籍職分寄留表〔大蔵省戸籍寮〕
編〔明治6年〕(写) 6丁② (公) ⑥
- (4) 明治五年調 長野山形二県戸籍職分寄留表〔大蔵省戸籍寮〕 編〔明治6年〕(写)
2丁③ (公)
- (5) 明治五年調 開拓使管轄戸籍職分寄留表〔大蔵省戸籍寮〕 編〔明治6年〕(写)
1丁 (公)
- (6) 山城国外三十四ヶ国社寺及戸口人員調簿〔明治五年調〕 大蔵省 編 明治6年(写)
13丁 (「太政類典第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」所収)
(公)
- (7) 河内国外二十九ヶ国社寺戸数人員調〔明治五年調〕 大蔵省 編 明治6年(写)
9丁 (「太政類典第二篇 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」所収)
(公)
- (8) 明治五年調 石狩国外十ヶ国社寺戸数人員及樺太州人員〔大蔵省戸籍寮〕 編〔明治
6年〕(写) 6丁④ (公)
- (9) 日本全国戸籍表 明治六年調 内務省戸籍寮 編 明治8年〔凡例〕 1枚(折本)
(総)(内)
- 10 明治六年一月一日調 全国県分戸籍表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治7年〕(写)
72丁⑤ (総)(セ・覆)
- 11 明治六年調 一使二府一藩外四十五県戸籍職分出入寄留表〔内務省戸籍寮〕 編〔明
治7年〕(写) 49丁⑥ (公)
- 12 明治六年調 東京府外貳拾貳県戸籍職分出入寄留表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治7年〕
(写) 23丁⑦ (公) ③
- 13 明治六年一月一日調 三府六十七県一使一藩国分戸籍表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治7
年〕(写) 75丁⑧ (総)(セ・マ)
- 14 明治六年調 山城国外六拾ヶ国戸籍職分出入寄留表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治7年〕
(写) 51丁⑨ (公)
- 15 明治六年調 河内国外貳拾三箇国戸籍職分出入寄留表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治7年〕
(写) 24丁⑩ (公) ④
- 16 明治六年一月調 毎国戸数人員職分〔内務省戸籍寮〕 編 (写) 227丁⑪(総)(セ・マ)
- 17 日本全国戸籍表 明治七年一月一日調 内務省 編 明治9年〔凡例〕 1枚(折本)
(総)(内)
- 18 明治七年一月一日調 全国県分戸籍表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治8年〕(写)
66丁⑫ (総)(セ・覆)
- 19 明治七年一月一日調 皇家皇族方戸籍表 三府五十八県戸籍職分寄留表〔内務省戸籍寮〕
編〔明治8年〕(写) 62丁⑬ (公)
- 20 明治七年一月一日調 開拓使琉球藩戸籍職分寄留表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治9年〕
(写) 2丁⑭ (公)
- 21 明治七年一月一日調 皇家皇族国分戸籍表 三府六十県一使一藩国分戸籍職分寄留表
〔内務省戸籍寮〕 編 (写) 88丁 (総)(セ・マ)
- 22 明治七年一月一日調 皇家皇族方国分戸籍表 三府五十八県国分戸籍職分寄留表〔内務
省戸籍寮〕 編〔明治8年〕(写) 72丁⑮ (公)
- 23 明治七年一月一日調 山口大分両県戸籍職分寄留表〔内務省戸籍寮〕 編〔明治8年〕
(写) 2丁⑯ (公) ⑤
- 24 明治七年一月一日調 周防国外二ヶ国戸籍職分寄留表〔内務省戸籍寮〕 編 (写)
3丁⑰ (公) ①
- 25 明治七年一月一日調 石狩国外十二ヶ国戸籍職分寄留表〔内務省〕 編〔明治9年〕(写)
13丁⑱ (公)
- 26 日本全国戸籍表 明治八年一月一日調 内務省〔戸籍局〕 編 明治10年〔凡例〕 1枚

- (折本) (総) (内) (国)
- 27) 明治八年一月一日調 皇家皇族方戸籍表 三府六十県一使一藩管轄分戸籍表 [内務省戸籍局] 編 [明治9年] (写) 65丁¹⁹ (公)
- 28) 明治八年一月一日調 皇家皇族方国分戸籍表 三府六十県一使一藩国分戸籍表 [内務省戸籍局] 編 [明治9年] (写) 89丁²⁰ (総) (公) (セ・マ)
- 29) 日本全国戸籍表 明治九年一月一日調 内務省 編 明治11年 [附言] 1枚 (折本) (総) (内)
- 30) 明治九年一月一日調 皇家皇族方戸籍表 三府五十九県一使一藩管轄分戸籍表 [内務省戸籍局] 編 (写) 66丁²¹ (総) (セ・覆)
- 31) 明治九年一月一日調 皇家皇族方国分戸籍表 三府五十九県一使一藩国分戸籍表 [内務省戸籍局] 編 (写) 88丁²² (総) (セ・マ)
- 32) 日本全国戸口表 明治十年 [内務省] 戸籍局 編 明治11年 [附言] (写) 1枚 (折本)²³ (総)
- 33) 日本全国戸口表 明治十一年 [内務省] 戸籍局 編 明治11年 (写) 1枚 (折本)²⁴ (総)
- 34) 日本全国戸籍表明治五年～九年 日本全国戸口表明治十年～十一年 東京 日本統計協会 昭和40年 85p. 翻刻本 (統計古書シリーズ第4輯)²⁵
- 35) 明治十二年一月一日調 日本全国郡区分人口表 内務省戸籍局 編 明治13年 [例言] 74p. (総) (内) (国) (セ・覆)
- 36) 明治十三年一月一日調 日本全国人口表 内務省戸籍局 編 明治14年 [卷末附言] 70p. (総) (内) (国) (セ・覆)
- 37) 明治十三年一月一日調 郡区分及国分人口表 [内務省] 戸籍局 編 (写)²⁶ (総) (セ・覆)
- 38) 明治十四年一月一日調 日本全国人口表 内務省戸籍局 編 明治15年 [卷末附言] 87p.²⁷ (総) (内) (国) (セ・覆)
- 39) 明治十四年一月一日調 一使三府三拾八県郡区分人口表 [内務省] 戸籍局 編 (写) 77丁²⁸ (総) (セ・覆)
- 40) 明治十五年一月一日調 日本全国戸口表 内務省戸籍局 編 明治16年 [卷末附言] 98p.²⁹ (総) (内) (国) (セ・覆)
- 41) 明治十五年一月一日調 郡区分戸口表 [内務省] 戸籍局 編 (写)³⁰ (総) (セ・覆)
- 42) 明治十六年一月一日調 日本全国戸口表 内務省戸籍局 編 明治17年 [卷末附言] 100p. (総) (内) (国) (セ・覆)
- 43) 明治十六年一月一日調 郡区分及国分戸口表 [内務省] 戸籍局 編 (写)³¹ (総) (セ・覆)

所 蔵 注 記

- ㊤ 内閣文庫所蔵のものは、5年調より9年調までの5回の「日本全国戸籍表」が1冊に合綴されている。
- ㊦ (4)(5)(6)の資料と合綴されている。
- ㊧ 15と合綴されている。
- ㊨ 12と合綴されている。
- ㊩ 24と合綴されている。
- ㊪ 23と合綴されている。
- ㊫ 内閣文庫には2冊所蔵されているが、1冊は「日本全国戸口表」の書名で国書の部に分類され、明治13～18年、21年、24年の「戸口表」(ただし、書名は年度によって変更あり)とともに合綴されている。各年の「戸口表」の表題紙はついていない。また13～19年については複本があり、洋装本の部に分類されている。これも一冊に合綴されているが、これには各年の「戸口表」とも表題紙がある。

書 誌 注 記

- ① 総理府統計局で戦後、原資料を解体製本しなおしたもので、もとの資料に丁数があったかどうかは不明である。編者の推定は統計局図書館蔵書目録による。
- ② 巻頭に明治6年10月19日付の大蔵省総裁大隈重信から太政大臣三条実美への上申書があり、これによって編者を大蔵省、作成年を明治6年と推定した。県分戸籍表の中間集計表である。「太政類典第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」にも収録されている。国立公文書館には他に「明治六年 皇族戸数人員総計表 青森県外六県一使総計表」という表題の資料があるが、内容は数字まで全てこの(3)の「明治五年調…」と同じであり、この明治六年は明治五年の誤りである。巻頭に「太政類典附録 明

治六年」と記した上申書が綴込まれているため公文書館で製本するときに誤記したものとと思われる。

- ③ 「太政類典第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」にも収録されている。
- ④ 太政官の罫紙を使用している。
- ⑤ 編者の推定は統計局図書館蔵書目録による。作成年については統計局図書館蔵書目録では6年と推定しているが、戸籍寮が内務省に移って仕事を開始したのは7年なので、ここでは7年と推定した。
- ⑥ 表紙に「明治七年十二月内務省公文録ニ付ス」とあり、これは内務省上申と同じ意味である。また「奉 戸籍頭杉浦議」の墨書がある。これによって編者、作成年を各々内務省、明治7年と推定した。「太政類典第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」にも収録されている。
- ⑦ 表紙に「明治七年五月内務省公文江付ス」とあり、また「奉 戸籍頭杉浦議」の墨書がある。「太政類典第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」にも収録されている。
- ⑧ 統計局図書館蔵書目録では作成年を6年と推定しているが、戸籍寮が内務省に移って仕事を開始したのは7年なので、ここでは作成年は7年と推定した。
- ⑨ 表紙に「七年十二月内務省上申但二冊之内」とあるので、作成年は明治7年と推定した。巻末に「開拓使管轄拾壹箇国郡区村町戸数人員及樺太州人員国分表」がある。「太政類典第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」にも収録されている。
- ⑩ 内表紙に「奉 戸籍頭杉浦議」と墨書きがある。「太政類典第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第百三十二巻」にも収録されている。
- ⑪ 表紙に「史官第五科政表係」と墨書きがある。
- ⑫ 統計局図書館蔵書目録では、作成年を明治7年としているが、資料⑨の作成年が8年であり、この資料がそれ以前に作成されたということは考えられない。ここでは8年としたが、9年の可能性も大である。
- ⑬ 内表紙に「戸籍頭松田道之」と墨書きがある。また「八年十二月内務省上申ニ属ス」と記した符箋がある。
- ⑭ 表紙に「九年二月内務省公文録附属」とあり、また「奉 戸籍頭松田道之」という墨書きがある。
- ⑮ 表紙に「明治八年十二月内務省伺ニ附ス」とある。内表紙には「奉 戸籍頭松田道之」と墨書きがある。
- ⑯ 表紙に「八年十二月内務省附属」と記した符箋がある。内表紙に「奉 戸籍頭松田道之」と墨書きがある。
- ⑰ 内表紙に「奉 戸籍頭松田道之」とある。
- ⑱ 表紙に「九年二月内務省上申」とあり、内表紙に「奉 戸籍頭松田道之」と墨書きがある。
- ⑲ 表紙に「九年十一月内務省公文録ニ付ス」とある。内表紙に「奉 内務権少丞村上政養」とある。
- ⑳ 国立公文書館に所蔵されている資料の表紙に「九年十一月内務省公文録ニ付ス」とある。
- ㉑ 表題紙に「奉 戸籍局長 内務権大書記官船越衛」と墨書きがある。
- ㉒ 総理府統計局図書館に2冊所蔵されており、そのうちの1冊の表題紙に「奉 戸籍局長 内務権大書記官船越衛」とある。
- ㉓ この資料は刊本ではなく草稿であり、最終原稿と推定される。刊本は現在の調査段階では発見することができなかった。
- ㉔ この資料も㉓と同じく刊本ではない。最終原稿と推定。刊本は現在の調査段階では発見することができなかった。
- ㉕ 上記1)(9)172629 3233の資料が収録されている。
- ㉖ 刊本36の原稿と推定される。刊本36では数字が訂正されており、表側も多少異っている。
- ㉗ 巻頭に正誤表の綴込みがあり、巻末にも「明治十三年一月一日調全国人口表中各県より更正申出により」として正誤表の添付がある。
- ㉘ 刊本38の原稿と推定される。刊本38では数字が訂正され、表側も多少異っている。
- ㉙ 巻末に「明治十四年一月一日調郡区分正誤表」と「同管轄分及び国分正誤表」の綴込みあり。
- ㉚ 刊本40の各府県別集計表である。
- ㉛ 刊本42の各府県別国別の集計表である。

統計内容注記

(1) 日本全国戸籍表 明治五年調
調査対象年 明治5年

内容細目

〔使府藩県別表〕(使、府、藩、県、国、郡、区、村、町、社、寺、戸)

〔族籍別表〕（表頭 皇族，華族，等；表側 戸主
〈男，女〉，家族，合計，男，女）
〔人員總計〕（人員總計，男合数，14以下，15以上，
21以上，40以上，60以上，80以上，年齢未詳ものく平民家族の内，樺太人員），女合数，14以下，15以上，
40以上，80以上，年齢未詳ものく平民家族の内，樺太人員），總計内く廢疾・囚獄・流刑・徒刑〈男，女〉
）
〔管轄別表〕（表頭 使府藩県別；表側 社数，寺数，
戸数，人員，男数，女数）
〔国別表〕（表頭 国別；表側 同前表）

(9) 日本全国戸籍表 明治六年調

調査対象年 明治5年～6年

内容細目

〔皇居皇族戸数人員表〕（皇居，皇族戸数，皇居皇族
戸数總計，皇家皇族人員總計）
〔皇家人名表〕（今上天皇睦仁，皇太后夙子，等）〔皇
族人名表〕（表頭 当主；表側 家族，男，同女）
〔人員總計〕（人員總計，男合数，14以下，15以上，
21以上，40以上，60以上，80以上，年齢未詳ものく平民家族の内，樺太人員），女合数，14以下，15以上，
40以上，80以上，年齢未詳ものく平民家族の内，樺太人員），總計内く（出生・廢疾・等〈男，女〉） 總
計外く（死亡〈男，女〉） 明治5年比較（人員増，男，
女）
〔使府藩県別表〕（同前年同表）
〔族籍別表〕（同前年同表）
〔管轄別表〕（同前年同表）
〔国別表〕（同前年同表）

(16) 明治六年一月調 毎国戸数人員職分

調査対象年 明治6年

内容細目

山城国：第1表（社数，寺数，等） 第2表 人員
（華族・士族・等〈戸主〉・家族〈男，女〉）
第3表 年齢區別：男（14以下，15以上，21以上，40
以上，60以上，80以上） 女（14以下，15以上，40以
上，80以上） 内く（廢疾・出生・囚獄・流刑・徒刑
〈男，女〉） 第4表 職業區別（官員・神官・等
〈男，女〉） 第5表 右總計の外く（死亡・出寄留人
員・入寄留人員〈男，女〉）
以下，各国別に同様式の統計書がある。

(17) 日本全国戸籍表 明治七年一月一日調

調査対象年 明治6年～7年

内容細目

〔皇居皇族戸数人員表〕（同前年同表）
〔皇家人名表〕（同前年同表）
〔皇族人名表〕（同前年同表）
〔使府藩県別表〕（同前年同表）
〔族籍別表〕（同前年同表）
〔人員總計〕（同前年同表） 總計内く（同前年同表）
總計外く（同前年同表） 明治6年比較（同前年同表）
〔管轄別表〕（同前年同表）
〔国別表〕（同前年同表）

(26) 日本全国戸籍表 明治八年一月一日調

調査対象年 明治7年～8年

内容細目

〔皇居皇族戸数人員〕（同前年同表）
〔皇家皇族人名表〕（同前年同表）
〔使府藩県別表〕（同前年同表）

〔族籍別表〕（同前年同表）
〔人員總計〕（同前年同表） 總計内く（夫婦・出生・
等〈男，女〉） 同外く（脱籍80歳以上除籍・死亡〈男，
女〉） 明治7年比較（同前年同表）
〔管轄別表〕（同前年同表）
〔国別表〕（同前年同表）

(29) 日本全国戸籍表 明治九年一月一日調

調査対象年 明治8年～9年

内容細目

〔皇族表〕（同前年同表）
〔皇家皇族人名表〕（同前年同表）
〔使府藩県別表〕（同前年同表）
〔族籍別表〕（同前年同表）
〔人員總計〕（同前年同表） 總計内く（同前年同表）
同外く（失踪80歳以上除籍・死亡〈男，女〉） 明治8
年比較（同前年同表）
〔管轄別表〕（同前年同表）
〔国別表〕（同前年同表）

(32) 日本全国戸口表 明治十年

調査対象年 明治9年～10年

内容細目

明治10年1月1日現在と見做す可き人員及9年中生死
員数一覧表（表頭 庁：東京，京都，等；表側 人員
・出生・死亡〈男，女〉）

(33) 日本全国戸口表 明治十一年

調査対象年 明治10年～11年

内容細目

明治11年1月1日現在と見做す可き人員及10年中生死
員数一覧表（同前年同表）

(35) 明治十二年一月一日調 日本全国郡区分人口表

調査対象年 明治12年

内容細目

明治12年1月1日調〔皇上皇族人員表〕（皇上皇族御
人員，男，女）〔皇上皇族人名表〕（皇上，皇族く
御当主，御家族男，同女）
明治12年1月1日調全国郡区分人口表（表頭 使府県
別く国別く郡区別）；表側 町数，村数，男数，女
数，男女合数）

(36) 明治十三年一月一日調 日本全国戸口表

調査対象年 明治12年～13年

内容細目

明治13年1月1日調〔皇上皇族人員表〕（同前年同表）
〔皇上皇族人名表〕（同前年同表）
明治13年1月1日調人口表（表頭 使府県別く国別く
郡区別（男，女）；表側 華族・士族く戸主，家
族，平民く戸主，家族，棄児，増減く出生，死亡，
除籍，年齢区分く7年未満，7年以上，20年以上，
50年以上，80年以上）

(38) 明治十四年一月一日調 日本全国人口表

調査対象年 明治13年～14年

内容細目

明治14年1月1日調〔皇上皇族人名表〕（同前年同表）
皇上皇族御人員表（表頭 男，女；表側 御出生，御
年令区分く7年未満，7年以上，20年以上，50年以上，
80年以上）
郡区分人口表（同前年人口表）
管轄分人口表（表頭 使府県別く男，女；表側 皇
族・華族・士族く戸主，家族，平民く戸主，家族，
棄児，年令区分く7年未満，7年以上，20年以上，

50年以上、80年以上〉、増減〈出生、死亡、除籍〉
国分人口表（表頭 国別〈男、女〉；表側 同前表）
正誤表（明治13年1月1日調人口表の正誤）

40 明治十五年一月一日調 日本全国戸口表

調査対象年 明治14年～15年

内容細目

明治15年1月1日調〔皇上皇族人名表〕（同前年同表）
皇家皇族御員数（表頭 男、女；表側 御出生、御死亡、御年令区分く7年未満、7年以上、20年以上、50年以上、80年以上）、皇族御戸数）
郡区分戸口表（表頭 同前年同表；表側 華族・士族〈戸主、家族〉、平民〈戸主、家族、棄児〉、等、人員、戸数）
管轄分戸口表（表頭 同前年同表；表側 皇族・華族・士族〈戸主、家族〉、平民〈戸主、家族、棄児〉、

等、戸数）

国分戸口表（表頭 同前年同表；表側 同前表）

〔正誤表〕：明治14年1月1日調郡区分正誤表 同管轄分及び国分正誤表

42 明治十六年一月一日調 日本全国戸口表

調査対象年 明治15年～16年

内容細目

明治16年1月1日調〔皇上皇族人名表〕（同前年同表）
皇家皇族御員数（表頭 男、女；表側 御出生、御年令区分く7年未満、7年以上、20年以上、50年以上）、皇族御戸数）
郡区分戸口表（同前年同表）
管轄分戸口表（同前年同表）
国分戸口表（同前年同表）

解説

ここに収録された「日本全国戸籍表」系列の戸籍・人口全国統計資料は、3つのグループに分けることができる。第1は、壬申戸籍にもとづいて地方府県庁が作成、進達した戸籍表を中央で集計した全国集計値の公式発表資料であり、「日本全国戸籍表」から「日本全国戸口表」系列の刊本（刊本がないばあいは最終原稿）が含まれる。本書の収録対象は明治17年までに作成された統計資料に限ったので、この系列の統計表の調査対象期間は明治16年にとどまる。第2は、この公式発表資料の直前に戸籍局で作成した全国集計表で、「全国県分戸籍表」、「全国国分戸籍表」、「郡区分及国分人口表」等の系列の資料がこれにあたる。

以上の2種類の統計資料のうち、第1グループは戸籍局から刊行されたが、今回われわれが調査した範囲では、(32)の「日本全国戸口表 明治十年」と(33)の「日本全国戸口表 明治十一年」だけは、刊本を発見することができなかった。総理府統計局図書館に所蔵されているものは、最終原稿である。また、第2のグループの未発表全国集計表のうち、明治5年から9年までの「全国県分戸籍表」（明治8年からは県分といわず管轄分という）と「全国国分戸籍表」については、「明治五年 全国国分戸籍表」のみが、総理府統計局図書館でも国立公文書館でも発見できなかった。また(27)の「明治八年 全国管轄分戸籍表」は、総理府統計局図書館では発見できず、国立公文書館で発見することができた。

(32)と(33)の「戸口表」は、当然刊行されたものであるし、「明治五年 全国国分戸籍表」も、後に述べるように作成された筈である。以上の3点の資料を発見できなかった理由は、一に調査の時間切れのためである。今後さらに調査を続ける予定であるが、本書の利用者から上記3点の資料の所在に関する情報をいただければ幸である。

つぎに第3グループの資料は、第2の全国中間集計表を作成するために使用された府県戸籍表で、全国各府県、開拓使および沖繩から進達してきた戸籍表が、戸籍局によって適宜1冊に合綴されている。われわれは今回の調査で、国立公文書館所蔵の「太政類典」、「公文録」のなかから、この種の進達戸籍表のファイルをかなり多く発見することができた。限られた作業時間のため、十分な調査はできなかったため、なお相当の調査洩れがあると思われる。つぎの機会にこの調査を再開して補充したい。なお、第6章で紹介した「府県史料」には、これらの府県戸籍表の中央への進達の控えがかなり含まれているが、この調査も次回に譲らなければならなかった。

以上の3種類の統計資料のうち、下記に第1グループの戸籍局の発表した「全国戸籍表」の刊本（明治10年、11年は最終原稿）と、第2グループの未発表全国中間集計表を、左右に対照して掲載した。左肩の年は対象年であり、カッコに入れた番号は上記の資料番号である。

刊本または最終原稿

未発表全国集計表

明治5年

(1) 日本全国戸籍表

明治6年

(9) 日本全国戸籍表

明治7年

(17) 日本全国戸籍表

明治8年

(26) 日本全国戸籍表

(2) 全国県分戸籍表

(10) 全国県分戸籍表

(13) 三府六十七県一使一藩国分戸籍表

(16) 毎国戸数人員職分

(18) 全国県分戸籍表

(21) 皇家皇族国分戸籍表 三府六十県一使一藩国分戸籍職分寄留表

(27) 皇家皇族方戸籍表 三府六十県一使一藩管轄分戸籍表

(28) 皇家皇族方国分戸籍表 三府六十県一使一藩国分戸籍表

明治9年

②9 日本全国戸籍表

80 皇家皇族方戸籍表 三府五十九県一使一藩管轄分戸籍表

81 皇家皇族国分戸籍表 三府五十九県一使一藩国分戸籍表

明治10年

③2 日本全国戸口表（最終原稿）

明治11年

③3 日本全国戸口表（最終原稿）

明治12年

③5 日本全国郡区分人口表

明治13年

③6 日本全国人口表

37 郡区分及国分人口表

明治14年

③8 日本全国人口表

39 一使三府三拾八県郡区分人口表

明治15年

④0 日本全国戸口表

41 郡区分戸口表

明治16年

④2 日本全国戸口表

43 郡区分及国分戸口表

この対照表に明らかなように、明治9年分まで作成されていた県分および国分戸籍表が、10年以降作成されなかった理由は、後段に述べるように、明治10年2月5日の太政官達第20号によって府県から戸籍表を差し出すことを中止したためである。13年以降、再び未発表全国集計表が存在する理由は、これも後述するように、12年12月に戸籍局から新統計表式が発表され、この表式によって作成した戸籍表を進達するように府県に対して通達があったためである。

1～2. 沿革 調査目的

「日本全国戸籍表」系列の人口統計表は、明治4年に公布された「戸籍法」にもとづいて編成された壬申戸籍から作成されたものである。「4年戸籍法」および壬申戸籍の沿革と目的については、第8章の総括解題を参照されたい。ここでは「4年戸籍法」を根拠法として、明治5年以降実施された戸籍の編成状況および人口統計の作成の沿革を述べることにする。(1)

壬申戸籍編成の時期については、「4年戸籍法」の前文に「戸籍編製は来申年二月一日より以降の事に候へ共……」と、壬申戸籍編成の時期を5年2月以降と規定したが、それ以上の具体的指定はない。ところが第21則では「……六ヶ年目毎に戸籍を改正するに当り其戸籍を検査する日は天下府藩県一般二月一日より五月十五日を以て終るを法とすべし此間凡」とある。この法文から考えると当然壬申戸籍の最初の編成年である明治5年においても、この規定は適用されると考えていたのであろう。しかし、この規定はまだ期間の指定であって、具体的に何月何日の時点で押えて戸籍を作成するという指定はなかった。

この戸籍作成の日時を明らかにしたのが翌5年、いよいよ戸籍編成を開始する直前の1月13日に府県に通達した太政官第4号達である。そこでは、冒頭に戸籍編製の事という項目をたてて「戸籍編成は来申年正月晦日現在の人員を根拠とし同二月一日より凡百日の間は右人員検査の期限なれば右日限中の増減は翌年正月の取調に因て改むべき事」と、具体的に調査対象時点を1月29日（当時は陰暦であって1月は小の月であるから晦日は29日である）と指定し、翌2月1日よりおよそ百日で完成するように指令している。この通達にもとづいて全国各府県で戸籍の作成が開始され、ほぼ6年末に完成したが、この戸籍の精度については多くの問題があった。（この点については後段の、3 調査対象の項を参照。）

つぎに、この戸籍を資料とした人口統計表である戸籍表の作成については、「4年戸籍法」につぎの規定がある。

第4則 「戸長其区内の戸籍を式の如く之を集め二通を清書し更に第一号と第二号の式の如く其区内総計の戸籍表と職分表とを作り其集る所の籍は戸長に備へ置清書二通りと共に其支配所に差出すべし支配所之を其庁に差出し其庁之を第五号第六号の式の如く其管内総計の戸籍表と職分表とを作り戸籍一通は其庁に備へ置き一通に庁印を押し表と共に六ヶ年目に改め太政官へ差出すべし支配所とは管轄内広遠の処別に一小部を置き支配せしむる所を云ふ総て出張所といふの類なり但支配所なき所は直に其庁に出すべし以下準之」

第5則 「編製は爾後六ヶ年目を以て改むべしと雖も其間の出生死去出入等は必其時々戸長に届け戸長之を其庁に届け出て……其庁之を受け人員の増減等本書へ加除し毎年十一月中戸籍表を改め十二月中太政官へ差出すべし加除はものと入るものを加へ死者と出るものを除く類を云ふ

第23則 「六ヶ月目毎に五月十六日迄に戸籍検査既に終り其庁に於て六月中第四則の例の如く其管轄内総計の戸籍表を作り第五号式本書共に七月中太政官へ差出すべし第四則と見合すべし但一紙は其庁に留置毎年出す所の表の基とすべし」

以上の規定では、まず戸籍表は小区の戸長が小区内の戸籍表と職分表を作成して、大区を経て府県庁へ通達し、府県長はその管轄内の戸籍表、職分表を作成して毎年12月に中央政府へ差出すことになっている。（大区小区制については、後段の4 調査系列の項を参照。）ところが5年1月13日の戸籍法実施直前の府県に対する指令では、府県の総計表の申告については「但来る申年は戸籍共七月中届出爾後は一ヶ年分翌正月中取調二月に至可届出事」と、5年の戸籍帳と戸籍表は6年7月まで、また6年以後の分については翌年の2月までの期限と改定された。しかし、この5年戸籍表の7月中提出という申告期限は守られず、「公文録」によると、明治6年12月に総計30,938冊の戸籍帳と府県戸籍表が太政官に提出され、ほぼ完了したと記録されているが、この時点でも鹿児島県、琉球藩は未納であった。

何れにしても、多くの問題をかかえた壬申戸籍は完成して中央に送付され、この戸籍帳と戸籍表を資料として、わが国における最初の全総人口の公式発表である「日本全国戸籍表 明治五年調」が完成、公刊されたのは、明治7年である。

つぎに明治6年以降の人口統計の作成の沿革について述べよう。

「4年戸籍法」の第5則、23則によれば、はじめ政府は6年目毎に戸籍の改正をする予定であったことがわかる。ところが、明治6年7月8日の太政官第242号の布告「戸籍法中第廿則第廿二則第廿三則六ヶ年目戸籍改の条令追て相達候迄不及施行候事」によって、この6年目毎の新戸籍編成は中止となった。その理由は明らかではないが、福島は「おそらく、地租改正の施行を前にして戸長に戸籍と改租の両任務を負担させることの過重を考慮したためであろう。」といっている。(2)（地租改正法は6年7月28日公布された。）しかし毎年の戸籍表の提出は、従前どおり実行される点については変更はなかった。その結果、明治5年の全国人口は、実際の戸口調査の結果にもとづいて作成された戸籍表の集計結果であるが、明治6年から9年の期間は、出生、死亡、出入を前年の人口に加除して、戸籍表が作成されたのである。明治6年から9年迄の結果表は「日本全国戸籍表」として刊行された。

ところが、地方庁のこの毎年の戸籍表の作成および進達についても、明治10年2月5日の太政官第20号の達「戸籍調査の儀は毎年一月一日現在の調査を以て製表差出来候処追て更に規則相定候迄は右製表差出に及ばず此旨相達候事 但生死送入籍寄留等総て戸籍の増減加除に関する事件区戸長役場に於て取扱儀は従前の通可相心得事」によって中止されることとなった。この進達中止の理由については、「明治十年日本全国戸口表」の附言に「十年に至り更に規則を改正するを以て姑く製表の進達を停止せらる」とあり、戸籍法の改正が予定されているために受けとれるが、これについては、西南戦争による混乱のためという意見もある。(3)ただし、中止されたのは戸籍統計表の作成であって、戸籍事務は従前のとおり実行するよう指令されている。そこで戸籍局では、明治10年、11年の人口については、改めて本籍人口の出生、死亡数のみの報告を地方庁から徴収して、これを前年の人口に加算して人口数を算出したのである。したがってこの両年度については、出入は加除項目に入っていない。(4)この結果表は明治10年、11年の「日本全国戸口表」として刊行された筈である。

明治12年についても問題がある。12年の人口増加には、単なる自然増のみでなく、過去3ヶ年分（9～11年）の就籍人口が含まれている。(5)この集計方法については、出生、死亡数に過去3ヶ年の就籍人口残れの項目を追加した報告を、内務省が直接府県庁から徴収して、前年人口に加算して作成したのであろう。(6)

明治13年から16年迄の調査については、明治12年12月に戸籍局長より地方長官へ通知したつぎの照会によって、改正戸籍表式による戸籍表が作成された。「戸籍表入用の儀有之候条明治十三年一月一日現在を以て別紙雛形に照準同表調整同年三月三十一日限御通達有之度此段及御照会候也」。この通達によって府県から送付された戸籍表を戸籍局で集計した結果表は、明治13年、14年については、「日本全国人口表」、明治15年、16年については、「日本全国戸口表」という統計書名で刊行された。(7)

以下は、本書の収録対象外の人口統計資料に関する沿革であるため、簡単に大要を述べておこう。

明治16年11月7日、内務省より第43号の達によって戸籍表の表式が再び改正され、明治17年から毎年1月1日現在をもって調査、3月迄に差出よう府県に命ぜられた。この通達にもとづいて作成された結果表が、明治17年、18年の「日本全国戸口表」および「明治十八年一月一日調 日本全国民籍戸口表」である。これによって明治17年から男女5歳刻みの人口数が得られるようになったことは、注目すべき点である。

さらに明治19年5月6日、戸籍表の改正があって、表式は著るしく詳細になった。その結果表を公刊したものが「明治十九年一月一日調 日本全国民籍戸口表」である。

明治19年5月6日、内務省令第3号によって戸籍表の様式が改正され、年首現在調査を年末現在調査に変更した。また同年から、本籍人口から出入寄留を加除した現在人口が算出されることとなった。この結果表が「明治十九年十二月三十一日調 日本帝国民籍戸口表」である。さらに同年9月27日、内務省令第17号によって内務省への報告は、「内務報告令」によって定められた表式によることとなった。その結果、戸籍局と衛生局関係の人口統計調査が統合され、明治31年までこの方式による調査が続けられた。

明治31年6月15日、法律第12号により、あらためて新戸籍法が制定され、戸籍事務は司法省に移管され、人口統計事務は内閣統計局に所属することとなった。その結果、明治31年11月内閣訓令第1号甲号「人口統計材料統計表取扱手続」により、これまでのように、前年の人口に異動を加除する方式によらず、戸籍上現在の人口を帳簿によって調査する方式の、人口動態調査が同年12月31日現在で行なわれ、その後5年目毎に実施されることになった。この調査は大正7年まで5回続けられ、大正9年の最初の国勢調査以前のもっとも重要な人口動態統計となった。また明治32年以降の人口動態統計については、明治31年11月16日、内閣訓令第1号乙号「人口統計材料統計小票取扱手続」により、出生、死亡、死生、婚姻、離婚の調査が統計小票によって行なわれるようになった。わが国において人口動態統計が、地方分査方式から中央集計方式に改められたのは、これをもって画期とする。この方式による調査は大正11年、勅令第478号「人口動態調査令」による調査に改められるまで続けられた。

3 調査対象

壬申戸籍にもとづく戸籍表を集計して作成されたこの時期の人口統計の精度に相当の疑問があることはすでに述べたが、その原因をあらためてここで整理してみると、2つに分けることができよう。第1は、壬申戸籍そのものの不備、いいえれば集計のための原資料である戸籍帳そのものの不備である。第2は、この原資料である戸籍帳から人口統計を作成する手続き、つまり集計方法に問題があったことである。ここでは第1の点について述べ、第2の集計方法については、4 調査系列、で述べることにしたい。

壬申戸籍そのものの不正確の原因は、第1に調査対象の問題、第2に調査時期の問題に分けられる。

壬申戸籍の調査対象は、前章で詳説したように、わが国の支配下の全人口を「其住居の地に就て」把握しようとした

ものであり、したがって本籍人口調査である。その調査単位は戸＝家族であって世帯ではない。しかもそのばあいの家族の内容は、親子3代にわたる生活共同体であった。ところが現実の「戸」の内容は遥かに複雑であり、そのために考えられたのが寄留、附籍の制度であったが、これに関する「4年戸籍法」の規定は非常に簡単であり、この調査を実際に担当した各府県では、末端の戸長はもとより府県庁の担当官吏をも大に悩ませることとなった。その結果は、中央の指導にもかかわらず、作成された戸籍帳の精度は甚だ低いものとならざるをえなかったのである。この点については、第8章を参照されたい。

第2の調査時期については、「4年戸籍法」の第22則に「六ヶ年毎に二月一日より五月十五日迄凡百日の間は戸籍の出入を止むべし……」とあり、また5年1月13日の通達に「同二月一日より凡百日の間は右人員検査の日限なれば右日限中の増減は翌年正月の取調に因て改むべき事」とある通達によって、最初の戸籍編成のため、2月から凡そ百日間、造籍が停止されたから、この間の就籍洩れ人口が多数にのぼったことが予想される。

以下、刊行された「戸籍表」およびその資料となった全国中間集計表を年代順に追って、その大要を紹介しよう。

(1) 日本全国戸籍表 明治五年調

調査対象時は5年1月29日（太陰暦で月末）である。ただし巻末の凡例に、開拓使は同6年1月、琉球藩は同年2月とあるように、この「戸籍表」の調査時点は全国同一ではない。またここで集計された人口は、前述のように本籍人口であるが、戸数については同じく凡例の「寄留戸数人員編籍の法未一定せず故に姑く戸数は寄留の地に編み人員は本籍に存す」という注に注意すべきである。また、この本籍人口に相当の就籍洩れがあることは、すでに述べたとおりである。この洩れは、その後の内閣統計局の推計によると約169万7千人である。

内容は、族籍別の戸主とその家族（男女別）の統計、さらに年齢別の男女総人員と、社寺、戸数、人員（男女別）の府県別表、国別表からなる。総計内に廃疾、囚獄、流刑、徒刑の男女別人員数があるが、出生、死亡、寄留については数値はない。したがってこれは、人口静態統計のみで動態統計はない。年齢区分については、男性と女性では異なり、男性は14以下、15以上、21以上、40以上、60以上、80以上の6階級、女性は14以下、15以上、40以上、80以上の4階級である。女性に21歳という区分がないのは、女性に兵役がないためである。なおこの年齢区分は、明治9年分まで同じ区分で発表されているが、10年から12年までの公表「戸籍表」にはなくなっている。

(2) 明治五年全国県分戸籍表

「全国県分戸籍表」については「内閣統計局編：維新以後帝國統計材料彙纂 第二輯 現住人口動態に関する統計材料 大正2年刊」の緒言に、当時の内閣統計局長花房直三郎博士がつぎのように述べている。「本編は分ちて前後二編となす其の材料の出所は各之を例言中に示すが如く前編は内務省戸籍局より明治五年乃至同九年の間毎年太政官に上申せる全国県分戸籍表に拠る此の書は現今内閣記録課及本局に各一部を蔵する外復た世間に見るを得ざるものとす」。これによって、内務省戸籍局で各府県から提出された府県単位の戸籍表から、この「全国県分戸籍表」を作成して、毎年太政官に上申していたことが判明する。上記で「明治五年乃至同九年の間」というのは、調査対象年である。現在この5冊のうち、明治8年分を除く4冊は、原本が総理府統計局図書館に現存し、明治8年分は、国立公文書館の公文録のなかから発見された。前記の花房の言によれば、総理府統計局図書館と国立公文書館（同館は内閣記録課の文書を引き継いだ）に所蔵されていなければならぬ筈であるが、現在の所蔵状況は上のとおりである。その理由は不明である。今後の調査にまちたい。

内容は、戸籍表と職分表に分けられる。戸籍表の内容は、刊行されたものとほとんど同様であるが、出生の欄に「本年は起発に付十四以下へ入る」とあり、死亡欄に「本年は起発に付除之」とあり、何れも数値が記入されていない。これは、恐らく出生については、5年調査対象日の1月29日以降調査完了日までの出生者は、すべて1月29日に生存していたものとみなし、14歳以下の人口へ算入したことを意味する。また死亡については、1月29日より調査完了時点までの死亡者は無視して、これを総人口から減算しなかったことを意味しよう。(8) これによって、刊行された「日本全国戸籍表 明治五年調」に出生、死亡の数値がない理由が判明する。

職分表は今日の職業別有業人口統計表の前身であり、明治以降全国の数値が把握できる最初の統計表という意味で、貴重な資料である。ただしこの職分表分類は、職分という名称にも現われているように、明治初期における「職業・産業・身分の諸概念が未分化の状態では混合していた段階の経済活動ないし就業の種類」である。(9) まず、明治4年の戸籍表の表式第6号職分表の区分は、官員、兵隊、華族、士族、卒、祠官、僧侶、農、工、商、雑業である。ここでは、族籍というような身分を現わす区分が職分のなかに混入していた。5年1月の戸籍法改正にさいしては、この身分表はつぎのように改められた。官員、神官、兵隊、従者、皇学、支那学、英学、仏学、兵学、医術、武術、算術、筆学、農、工、商、雑業、雇入。ここで従者と雇入というのは、この表式の注によれば「官員神官華族卒兵隊僧侶尼旧神官の召仕は従者の部、平民の召仕は雇入の部に入れ」とある。この改正職分表は、以前の表に比較すれば、族籍別が混入しない点では1歩前進したが、なお従者、雇入のように封建的身分制の影を残していることは明らかである。また、皇学以下の学問、技術に関する項目が詳細にあげられるようになったのは、明治4年10月10日、大蔵省第77号より、新たに僧侶と農の間に「学術の部相設け儒医算術測量書家並兵学武芸陰陽師卜筮者の類」を記載するよう、府県に命令があったからである。この理由は明白ではないが、新見は「これは職を失った士族がかかる職業につくものが多かった故かとも考えられるが、維新前士分外の儒医以外浪人として算術測量、書道の師範、兵学、武芸の町道場を開いていたものもあった……」といっている。(10)

この学問技術の項目は、その後府県の職分表に年次によってさらに追加されているものもある。たとえば、明治5年の「県分戸籍表」では、以上の表式の項目のほかに独乙学、邏卒が追加されている。また6年以降の「全国県分戸籍表」「全国国分戸籍表」では、この職分にさらに若干の追加（師範学、学校教員、小学科、普通科、などの教育関係の項目が多い）、分類替がある。たとえば9年調の「国分戸籍表」では皇学、支那学、英学、仏学が本邦学、漢学、欧米学と変更され、また8年の「国分戸籍表」の冒頭に、「9年国分戸籍表」作成の注意書が貼付してあるが、それによると

「農学，工学，魯学は欧米学に合算し」とある。

なお当時の職分表を使用して個人の職業を分類する際の注意については，5年1月13日の法令第4号の末尾にある，職分表に対する注意書にもある程度記載してあるが，これは職分表の分類基準ではない。5年当時，この分類原理（職業分類表）について，内務省または太政官政表課が作成していたかどうかははっきりしない。政表課で詳細な職業分類表を作成したのは明治10年で，「甲斐国現在人別調」のための分類表「日本職業区分稿」がそれである。ところが，地方においてこの職業分類表が発見されるばあいがある。ここに掲載する例は，明治7年に佐賀県で作成された「戸籍加除式雛形」の附録である。以下参考までに全文をかかげる。

「平民一般職業部分左之通可相心得事

農之部

一切之耕耘稼穡を以て職とする者

工之部

大工 左官 鍛冶 船大工 金具師 桶屋 杵物師 指物渡世 彫物渡世 織物師 挑燈張渡世 研師 傘張渡世 鋳物師 表具師 塗師 轆轤師 下駄草履作渡世 簾師 線著作 産類 陶器師 筆墨師 羽毛類 珠玉珍玩 皮細工 竹細工 砧鉦 縫物渡世 縫箔渡世 木挽 髪結渡世 塩浜渡世 綿打渡世 皮剥渡世 刻裏渡世 畳刺渡世 染物渡世 紙漉渡世

以上之目を総称して工と云故に右之職を勤むる者は戸外標札を始め諸願等名前肩書皆工と記すべし

商之部

店^{坐するもの}質屋 穀物商 料理屋 呉服物 荒物 瀬戸物 小間物 船問屋 陸荷問屋 酒 油 醬油 酢 旅人宿 菓子 古物類 魚問屋 魚仲買 魚荷渡世 味噌 海草 材木 薬品 薪 蚕種 繭 蛹 生糸

以上之目を総称して商と云故に右之職を勤むる者は戸外標札を始め諸願等名前肩書皆商と記すべし

雑業之部

鍼^{坐するもの}療^{座敷敷}業^{座敷敷} 風呂屋渡世 石炭^{石炭} 焼渡世 日雇渡世 漁獵渡世 仲仕 博勞 賃碓渡世 牧畜 炭焼 渡穀渡世 水車渡世 茶製

以上之目を総称して雑業と云然れども右之職を勤むる者は戸外標札を始め諸願等名前肩書皆其現名を記すべし

一 右に洩る職業を勤むる者あらば部分之儀同之上可相定事」¹¹⁾

この分類表で注目すべきことは，漁獵渡世，牧畜炭焼，茶製，等の農林業，水産業に分類されるべき職業が，雑業に分類されていることである。この分類表が佐賀県独自のものか，他県でも同様のものが作成されていたのか，中央の指令を仰いで作成されたものか，等の詳細については今後の調査にまちたい。

明治5年から9年までの「全国県分戸籍表」の結果を整理した数値は，「内閣統計局編：維新以後帝国統計材料彙纂 第二輯 現住人口静態に関する統計材料 大正2年刊」の「第1篇 地方別職業別有業現住人口 自明治五年至同九年」に収録してある。またこの「県分戸籍表」には「他管轄へ寄留表」，「他管轄より寄留表」という寄留統計表も収録されている。これも公刊の「日本全国戸籍表」には発表されなかったが，「内閣統計局編：維新以後帝国統計材料彙纂 第四輯 人口動態に関する統計材料 大正2年刊」の「第2編 地方出入人口 明治五年乃至同三十年」に資料として使用されている。

(9) 日本全国戸籍表 明治六年調

この戸籍表の調査対象時は明治6年1月1日現在である。収録統計表で前年の「5年調戸籍表」と異なるところは，明治5年の男女別の出生，死亡数が収録されたことである。また，前年と比較した人員増が掲載されている。

まずこの出生，死亡数については，つぎの点に注意を払う必要がある。第1に壬申戸籍の編成時点は，明治5年1月29日と定められたため，それ以前の出生，死亡については先に述べたように，独立の項目としては計上されなかったということである。第2に，この年は12月に太陰暦を太陽暦に改暦した年である。その結果，明治5年12月3日を太陽暦の1月1日としたため，12月1日と2日を旧暦の11月29日のあとに30日と31日をつけ，明治5年は12月を省略してしまったのである。このため出生，死亡の数値は，12月分の数値はなく，1月分も前記のように省略されたから，明治5年の出生，死亡数は10ヶ月分の数値にすぎないのである。これが，明治5年の出生，死亡数値の異常に低い理由である¹²⁾

さらにこの年の出生，死亡数の少ない理由として，戸籍作成期日を2月1日から約100ヶ日としてこの間の造籍を停止したため，この間の出生，死亡の届出洩れが多数あったことを考慮にいれるべきであろう。¹³⁾

つぎに明治6年の人口増加については，この資料の巻末の凡例に「表中所載明治五六両年対照比較人員の内出生・死亡を加除し式万六千式百式拾人増殖するものは戸籍法発効明治五年二月以後同年十二月二日迄に漸次就籍せし男女の員数とす」とある。これは，出生，死亡の差の自然増よりなお26,220人増加した人口で，すべて明治5年の就籍洩れが6年1月1日現在の調査時点で加算されたということである。この就籍洩れについては，その後も絶えず補充が行なわれているために，戸籍表の人口増加数値が人口の自然増加より多いという，見かけの人口増加をもたらす結果となっている。この本籍人口の増加と出生死亡の差による人口の自然増加との差（つまり就籍洩れの追加）は，明治22,3年頃より俄かに少なくなった。そこで「戸籍の整備は大体明治二十一年を以て一先づ一段落を告げ，二十二年以降は就籍により人口の増加はその数を著減したものと推定することが出来る」¹⁴⁾

10) 明治六年一月一日調 全国県分戸籍表

内容は府県別の出生，死亡数値が追加されたほかは，前年5年の県分戸籍表と変わらず，職分表を含む。ただし，公刊された「日本全国戸籍表」では，出生，死亡数値は全国集計のみであり，職分表は全部削除されている。

13) 明治六年一月一日調 三府六十七県一使一藩国分戸籍表

「国分戸籍表」は「県分戸籍表」と同じく，府県から申告された戸籍表にもついて内務省戸籍局が編纂して太政官へ

上申したもので、戸籍局がこれを全国集計材料として使用したものであることは前述のとおりである。現在は明治9年分まで総理府統計局図書館に所蔵されている他、国立公文書館でもいくつか発見することができた。内容は、「県分戸籍表」が府県別の表章であるのに対し、「国分戸籍表」は国別の表章になっているだけで、調査対象項目および統計表の形式は変わっていない。

16 明治六年一月調 毎戸数人員職分

表紙に史官第五科政表係と所蔵者の記入があり、罫紙は内務省である。恐らく「国分戸籍表」のための中間集計表を戸籍局で作成、政表係へ写して送ったものであろう。数値は「国分戸籍表」と同様であるが、統計表形式が異なる。

明治7年調の「日本全国戸籍表」およびその原表である「全国県分戸籍表」、「三府六十県一使一藩国分戸籍職分寄留表」については、前年の統計表とそれぞれ同様であるので注記は省略する。

26 日本全国戸籍表 明治八年一月一日調

前年の戸籍表と比較すると、統計表中にいくつかの項目の増加がみられる。第1に夫婦と棄児の項目が追加された。また減員中の項目のなかでは、死亡のほかは脱籍八十才以上除籍の項目が新たに設けられた。

明治8年、9年調の「県分戸籍表」は、名称が県分のかわりに「管轄分戸籍表」となったが、表式については統計欄に夫婦、棄児、脱籍の項が増えたのみで、前年同表と変更がない。「国分戸籍表」も同様の変更があったのみで、その他は「県分戸籍表」と変りない。

明治10年、11年の「日本全国戸口表」は、先に調査の沿革の項で述べたように、明治10年2月5日の太政官達第20号により、地方庁より戸籍表を差出すことが中止された。そこで明治10年、11年分については、内務省戸籍局は本籍人口の出生、死亡数の報告を地方庁より徴収して、これを前年の人口に加除して各地方の本籍人口を算出したのである。そこでこの2年分については、加除は寄留を含まずまた前年の就籍数も含まれないため、前年人口との差は人口の自然増加数と一致するのである。なお、総理府統計局図書館所蔵の明治10年、11年の「日本全国戸口表」は最終原稿であって刊本ではないことは前に述べたとおりである。

35 明治十二年一月一日調 日本全国郡区分人口表

明治12年の結果表は再び表名が変わって「日本全国郡区分人口表」となった。この12年の本籍人口が、前年より著しく増加している理由は、自然増の他に過去3年分(10～12年)の就籍洩れ人口が、ここで加えられたからであることは前に述べた。

13年、14年の「日本全国人口表」、15年、16年の「日本全国戸口表」は、明治12年12月の、戸籍局から発せられた新しい統計表式により作成された府県の戸籍表を中央で集計した結果表である。もっとも大きく変わったのは、男女人口の年齢区分が同じになって7年未満、7年以上、20年以上、50年以上、80年以上と改められたことである。この年齢区分変更の理由は、恐らく、杉亨二の主催した明治9年の「第五科政表掛会議」における議論によるものであろう。この点については後出の「甲斐国現在人別調」の解題を参照されたい。

4 調査系列

「4年戸籍法」は、壬申戸籍編成のために全国に戸籍区を設けた。戸籍区の規定としては、第1則の後半に「各地方土地の便宜に随ひ予め区画を定め毎区戸長並に副を置き長並に副をして其区内戸数人員生死出入等を詳にする事を掌らしむべし」とあり、また第3則に「凡そ区画を定むる譬ば一府一郡を分け何区或は何十区とし其一区を定むるは四五丁もしくは七八村を組合すべし然れ共其小なるものは数十に及び大なるものは一二に止るも都て其時宜と便利とに任せ妨なし……」とある。これにしたがって、全国の府県が戸籍区として大区小区に分けられることになった。大区はほぼ従来の郡を大区としたが、必ずしも旧郡の区画と新大区とは一致しない。大区の下に数小区がおかれた。1小区の支配下の町村数は、10数町村から数十町村に及ぶばあいもあった。

この戸籍区としての大区小区制が、郡政改革の過程で新任の地方行政官によって一般地方行政事務執行のための行政区に転用され、これを中央政府が追認するという形で、地方行政区画としての大区小区制となったことは、「本書 上の1」で述べた。このようにして大区には官選の区長がおかれ、小区に戸長がおかれたが、戸長は最初民選であったのがその後、漸次官選になった。町村におかれた副戸長は、従来のとおり民選であった。そしてこのばあい、行政の最末端は小区の戸長であって、従来の村は行政区画としては否定されたのである。また先に述べたように、壬申戸籍による戸籍の作成は戸長の届出にもとづくものであるから、「戸長＝戸主という系列が戸籍調査の底辺の基盤であった」。(15)

ところで、壬申戸籍による人口統計の作成は先の沿革の項で述べたように、戸長が先ず小区内の戸籍表、職分表を作成し、これを大区を経て府県庁に提出、府県長がその管轄内の戸籍表と職分表を所定の統計表式に従って作成して中央政府へ進達するのであるから、その調査系列は、

戸主－戸長(小区)－区長(大区)－府県庁－内務省戸籍局となる。

以上は明治11年三新法体制以前の調査系列であるが、11年7月に公布された地方三新法体制以降の地方行政機構は、従来の大区小区制に代って郡町村制に改められた。そこで地方三新法体制下の戸籍表の調査系列は、

戸主－戸長(町村)－郡長(郡)－府県庁－内務省戸籍局となる。(16)

このばあい戸長は大体1町村に1名、民選により設けられていたが、明治17年に入って山県内務卿により地方制度は根本的に改革され、戸長役場の管轄区域は5ヶ町村5百戸を標準とされ、戸長は官選となった。そこで、この拡大された戸長役場区域が地方行政の末端機構となった。これが戸長管区体制とよばれる制度で、その結果この官選戸長は県令、郡長の支配下にある地方の最末端官僚となるのである。

ここで先の、3 調査対象の冒頭でとりあげた、壬申戸籍にもとづく人口統計の精度の不良の原因のうち、第2の集計方法の問題に移ろう。「4年戸籍法」は、戸籍編成の方法についても不備が多いが、戸籍表つまり集計表の作成につ

いても表式（雛形）は添付されているが、戸籍簿から表式を作成する手続きに関してはくわしい規定がなく、明治5年1月13日の戸籍編成のための通達においても、この点は少しも改善されていない。しかも原資料である戸籍簿の加除については、明治10年2月の太政官達第20号によって戸長の専任とし、府県庁の管掌を解除したため、各町村で統一方針による戸籍の加除を実施することは、全く不可能になった。またはじめは、府県庁に戸籍簿の控えを備え付け、府県庁の控えにも加除を行っていたようであるが、これも実施されなくなった。¹⁷⁾

その結果、戸籍簿の不統一記載を、戸籍表作成の際に統一基準によって修正するという作業を実施することは不可能であって、町村段階における戸籍簿の欠陥が、地方三新法体制以前では大小区の戸籍表に、また、三新法体制下では郡の戸籍表に、そのまま持ちこまれたのであった。またこれらの戸籍表を府県段階で修正することは、ほとんど不可能であったと考えられるし、まして府県から戸籍表の送付を受けた戸籍局において、これを修正することができなかったことはいうまでもない。

さらに明治10年以降は、この戸籍表の送付も停止されてしまったため、戸籍局が直接、府県から出生、死亡の数値を徴集して、前年の人口に加除して作成したために、加除の細目が不明となった点については前に述べたとおりである。

5 根拠法

明治元年4月7日 太政官第220（諸国私領寺社領の村高帳を進致せしめ諸藩預所併代官支配所等より村高帳其他帳簿を進致せしむ 法令全書 自慶応3年10月至明治元年12月）

明治2年2月5日 行政官第117（府県施政順序を定む 法令全書 明治2年）

明治2年3月8日 行政官(布)第261（脱藩無産の徒を東京府下に留宿せしむるを禁じ公卿諸侯以下従者の氏名を開申せしむ 法令全書 明治2年）

明治2年3月8日 第262 会計官、軍務官、刑法官（東京府下の戸籍を改正し脱藩無産の徒を提理せしむ 法令全書 明治2年）

明治2年3月 行政官第323（戸籍を明にし無籍者をして入籍せしむ 法令全書 明治2年）

明治2年4月15日 行政官(沙)第358（脱籍者復籍の措置を定む 法令全書 明治2年）

明治2年5月16日 民部官第459（脱籍者復籍の節東京府戸籍改正所より直に府藩県に照会せしむ 法令全書 明治2年）

明治2年6月4日 民部官第505（京都府編制の戸籍仕法書を各府県に頒つ 法令全書 明治2年）

明治3年5月 民部省第383 府県（府県石高戸口を録上せしむ 法令全書 明治3年）

明治3年5月 民部省第384 諸藩（諸藩石高戸口を録上せしむ 法令全書 明治3年）

明治4年4月4日 太政官(布)第170（戸籍法を定む 法令全書 明治4年）

明治4年4月22日 太政官(布)第198（縁組規則中平民は願に及ばず戸籍法第五則に照依せしむ 法令全書 明治4年）

明治4年4月23日 太政官(布)第203 府藩県へ（脱藩無産の者復籍規則更定 法令全書 明治4年）

明治4年7月22日 太政官(布)第365 府県（寄留旅行の者に鑑札交付を須ひす 法令全書 明治4年）

明治4年7月3日 太政官(布)第319（戸籍法第4号書式中本属を以て寄住地に編籍の例を取消す 法令全書 明治4年）

明治4年10月3日 大蔵省第70（宗門人別帳を廃す 法令全書 明治4年）

明治4年10月10日 大蔵省第77 府県（職分表雛形の内改正 法令全書 明治4年）

明治5年正月13日 太政官第4号 府県へ（戸籍法中心得方及改正 法令全書 明治5年）

明治5年10月20日 大蔵省第154号（戸籍法中第3号届書式の内兵隊従者役夫等姓名記載を須ひす 法令全書 明治5年）

明治6年2月5日 太政官布告第35号（年齢計算方を定む 法令全書 明治6年）

明治6年5月28日 太政官布告第177号 開拓使府県（脱籍並に行衛知れざる者八十歳を過ぐれば除籍せしむ 法令全書 明治6年）

明治6年7月8日 太政官(布)第242（戸籍法則中第二十則及第二十三則六ケ年目戸籍改施行に及ばず 法令全書 明治6年）

明治8年12月9日 太政官達第209号 輪廓附 使府県（婚姻養子女若くは離縁等戸籍に登録せざる内は其効なきものとす 法令全書 明治8年）

明治10年2月5日 太政官達第20号 輪廓附 使藩府県（戸籍表差出すに及ばず 法令全書 明治10年）

明治12年12月 〔内務省〕戸籍局長照会〔本局の問合に対する内務省主任の回答に拠る〕 府県長官宛（戸籍表調整

明治13年3月31日限進達 自明治2年至明治33年人口統計材料に関する法規類）

明治16年6月4日 内務省達乙第28号 輪廓附 府県（衛生統計諸表中出産婚姻死亡表様式並調査式及毎月差出方 法令全書 明治16年）

明治16年11月7日 内務省達乙第43号 府県（戸籍表式 法令全書 明治16年）

明治17年10月4日 太政官布達第25号 内務卿連署（墓地及埋葬取締規則 法令全書 明治17年）

明治17年11月18日 内務省達乙第40号 警視庁、府県（墓地及埋葬取締規則方法細目標準 法令全書 明治17年）

明治19年5月6日 内務省令第3号 北海道庁、府県（戸籍表改正 法令全書 明治19年）

明治19年9月27日 内務省令第17号 庁府県、憲兵本部、集治監、仮留監（内務報告例 法令全書 明治19年）

明治19年9月28日 内務省令第19号（戸籍法中出生死去出入及寄留等届出方 法令全書 明治19年）

明治19年10月16日 内務省令第22号（戸籍取扱手続 法令全書 明治19年）

注

- (1) この時期における壬申戸籍からの人口統計作成の沿革については、「内閣統計局編：大正二年末人口動態調査の結果に拠る帝国人口概説 大正5年刊」（この抄録が「総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第2巻 人口 上」に掲載されている。現在の目的のためにはこれで足りる。）と「戸籍局年報」の各年版が、とりあえずよい資料である。
- (2) 福島正夫：第8章 参考文献(22) p.109
- (3) 「しかし大正五年に開催された内閣の統計展覧会の目録には“国内騒擾のため”と述べている」（森田優三：第8章 参考文献(79) p.236）
- (4) 「戸籍局第七回年報」に掲載されている明治5年から15年の「累年人口増減表」（p.8～10）には増員の内訳が「出生にて」と「就籍にて」とに区分されているが、10年、11年の「就籍にて」の欄は数値が0であり、この点について「明治十一年十二年は戸籍調を中止し出生死亡調のみをなしたるにより其実際の員数を知ること能はずと雖も其出生死亡を扣除し剰得したる人員を前年の現員に加へて仮りに兩年の現員と見做し有系統の統計とす」という注記がある。
- (5) 上記の注(4)に引用した「戸籍局第七回年報」の「累年人口増減表」の明治12年の「就籍にて」の欄に「9年より3ヶ年合せて増 59,8438」と3年分の就籍洩れ人口を12年人口に加算している。
- (6) この12年人口の計算方法について、内閣統計局編：第8章 参考文献(87)では、「此の年は人口調査の基礎たる様式及調査の方法とも今之を知るの途なし然しながら検戸の方法に依り現実の人口を調査せしものにあらざして異動を加除せしものなることは当時の状況に照して推測に難からず惟加除の目は果して何々なりしや今日に於ては全く不明なり」といっている。
- (7) この13年から16年の間の調査方法についても後年統計局は、「……其の様式に記載すべき計数は果して如何にして計査されたるか之を知ることを得ず然れども是亦現実の人口を調査せしものにあらざして異動を加除せしものたるは論を俟たず而して其の加除の目は今之を詳にすることを得ず。」といっている。（内閣統計局編：第8章 参考文献, 87）
- (8) 森田優三：第8章 参考文献(79) p.239～240
- (9) 相原 茂；鮫島龍行編：第8章 参考文献(2) p.36
- (10) 新見吉治：第8章 参考文献(118) p.451
- (11) 福島正夫編：第8章 参考文献(21) 資料篇二 p.514～515
- (12) 内閣統計局編：第8章 参考文献(87)には、この点について「而してその出生率の特に低かりしは出生の最も多き季節に属する陰暦正月、十二月を包含せざるに依るもの多きが如し」と述べている。
- (13) 森田優三：第8章 参考文献(79) p.365～366
- (14) 同上文献 p.372
- (15) 福島正夫：第8章 参考文献(22) p.182
- (16) 調査系列の詳細については、なお木村正文：第8章 参考文献(58)を参照されたい。
- (17) 府県における以上のような戸籍簿の実情を語る資料を2点あげておこう。第1は、明治14年に陸軍卿大山 巖が徴兵制度確立の観点から、戸籍制度を批判したつぎの文章である。「抑も現今の戸籍法たる明治四年始めて大蔵省に於て戸籍編製難形を頒布せられしより成立したるものにして創業の制に係るが故に今日より之を見れば頗る簡単にして唯梗概を示すに過ぎず、且明治十一年太政官第三十号御達を以て戸籍の加除を戸長職務の目中に掲示し府県庁の管掌を解除せられたるが為め各町村区々の法を以て之を管理し、加除添削一定の規律なく甚だしきは簿中加除のことあれば或は墨を以てし或は朱を以てし塗沫徒横なるあり、記入散乱するあり、其体裁一ならずのみならず、混淆錯雑言ふべからず。殆んど反故紙の如し。」（「法規分類大全 第一編 兵制門 一」p.89～）第2は、国学院大学図書館の梧蔭文庫に所蔵されている「戸籍の実情と改正要綱」と題する資料で、福島は、作成年を明治13年と推定している。全文、福島正夫編：第8章 参考文献(21)に収録されているが、その一部を掲げる。「戸籍原帳は戸長役場に備へ其写一冊を府県庁に備へ置くの成規なりと雖ども元来府県庁には各町村の戸籍表を備ふるのみにして別に繁密なる戸籍帳を備ふるを要せざるなり且つ生死婚嫁出入等の加除は戸帳〔町の誤りか〕役場の原帳に止まり府県庁備付の写帳には其加除を為さざれば数年間には出入増減等大に其实を失ひ戸籍帳の用を為さざるに至らん又従来戸籍に関する布告等を考査するに戸籍のことは漸次地方庁の手を離れ戸長の専任に帰せしめたる政旨の如く……」

2 戸籍局年報〔内務省〕戸籍局 編〔明治9年〕～明治17年

- (1) 戸籍局〔第一回年報〕〔内務省第一回年報 全 内務省 編 明治9年〕所収 p.51～65 ① (総)(内)(セ)
- (2) 戸籍局〔第一回年報〕〔内務省第一回年報 全 東京 丸善株式会社 昭和19年 覆刻本(土屋喬雄編：維新産業建設史資料 第二巻)〕所収
- (3) 戸籍局〔第一回年報〕〔内務省第一回年報 全 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 覆刻本(「明治前期産業発達史資料 別冊26～(1)」所収)
- (4) 自明治9年七月至明治十年六月 戸籍局年報〔内務省戸籍局〕編〔明治10年〕(写) ② (セ・覆) ③
- (5) 戸籍〔局第二回年報〕〔内務省第二回年報 全 内務省 編 明治10年〕所収 p.483～526 ③ (総)
- (6) 戸籍〔局第二回年報〕〔内務省第二回年報 全 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 覆刊本(「明治前期産業発達史資料 別冊 26～(4)」所収)
- (7) 戸籍局第四回年報 自明治十一年七月至同十二年六月〔内務省〕戸籍局 編 明治13年 31 p. (総)(内)(セ・覆)
- (8) 戸籍局第五回年報 自明治十二年七月至同十三年六月〔内務省〕戸籍局 編 明治14年 39 p. (総)(内)(セ・覆)
- (9) 戸籍局第六回年報 自明治十三年七月至同十四年六月〔内務省〕戸籍局 編 明治15年 52 p. (総)(内)(セ・覆)
- (10) 戸籍局第七回年報 自明治十四年七月至同十五年六月〔内務省〕戸籍局 編 明治16年 67 p. (総)(内)(セ・覆)
- (11) 戸籍局第八回年報 自明治十五年七月至同十六年六月〔内務省〕戸籍局 編 明治17年 81 p. (総)(内)(セ・覆)

所 蔵 注 記

- ④ この9年度を対象とした「戸籍局第二回年報」草稿の原本は早稲田大学図書館の大隈文書に所蔵されている。

書 誌 注 記

- ① 「戸籍局第一回年報」の刊本は現在の調査段階では発見されず、「内務省第一回年報」に収録されているのみである。
- ② 大蔵省の野紙を使用している。この「戸籍局第二回年報」の刊本は現在の調査段階では発見できなかった。
- ③ 前注②で述べたように「戸籍局第二回年報」の刊本は発見できず、草稿のみ大隈文書にあるが、この草稿と「内務省第二回年報」に収録されている「戸籍」と題する戸籍局の報告とを対照すると殆んど同じであるが、草稿の最後の部分は省略されている。

統計内容注記

(1) 戸籍局〔第一回年報〕

調査対象年 明治7年～8年

内容細目

沿革概略・戸口増減・生死及年齢〔以上記事〕

棄児：〔記事〕

本周年各府県棄児人員表(表頭 府県別、比較く増、減)；表側 前半年・後半年く人員，男，女，死亡，男，女)

相続・婚姻・区画及区戸長・地方民会〔以上記事〕

事務の繁簡：〔記事〕

明治8年7月より同9年6月に至る本周歳回議件数増減比較表(表頭 正院の命令に係るものく決裁，指令，諸達)，御輔の決判を乞ひしものく決判，指令，等)等，総計，比較く増，減)；表側 前半年く7～12月)，後半く1～6月)

官員増減：〔記事〕

官員増減比較一覧表(表頭 奏任く4～7等)，判任く8～15等)等，総計，比較く増，減)；表側 本周年，前周年)

明治7年1月1日調全国戸口増減比較表(表頭 使府藩県別；表側 戸数，寄留戸数，等，合計，前年比較

く増，減)，皇族，華族，等，総計，前年比較く増，減) 別表 全国戸主(表頭 男，女；表側 族籍別)

(4) 自明治9年七月至明治十年六月 戸籍局年報

調査対象年 明治6年～9年

内容細目

戸口調査〔記事〕

戸数：〔記事〕

〔明治5年より9年に至る5ヶ年間増減表〕(5～9年く戸数)

人口：〔記事〕

人口蕃殖の概景(5～9年く人口，男，女)

戸主：〔記事〕

戸主一覧表(表頭 族籍：皇族・華族・等く男，女)；表側 5～9年)

家族一覧表(同前表)

1戸主携帯する家族の割合(同前表)

出生：〔記事〕

自明治6年至明治9年出生の実況(6～9年く人数，男，女)

死亡：〔記事〕

自明治6年至明治9年死亡の実況(同前表)

歐洲各邦死亡概表（表頭 瑞典，噠馬，等；表側 死亡比例，調査対象年）

年齢：〔記事〕

年齢区分表 男（表頭 5～9年く人員，総人口百人に比較）；表側 15歳以下，15歳以上21歳未満，21歳以上40歳未満，40歳以上60歳未満，60歳以上80歳未満，80歳以上） 女（表頭 同前表；表側 15歳以下，15歳以上40歳未満，40歳以上80歳未満，80歳以上）

男子15歳以上60歳以下の者全国人口百人に付比較（5～9年く人員））

明治9年1月1日調全国戸口増減比較表（表頭 社数，寺数，等，合計，前年比較く増，減），皇族・華族・等く戸主・家族・《男，女》合計，男，女，前年比較く増・減《男，女》；表側 東京，京都，等）

棄児：〔記事〕

自明治9年7月至明治10年6月各府県棄児収養表（表頭 東京，京都，等，通計，前年総計，前年比較；表側 収養・死亡く人員，男，女））

欧州各国棄児統計表（表頭 外国名別；表側 歳次，棄児の生数，出生総計，出生総員と棄児の比較）

地方民会：〔記事〕

民会開設県名表（区県会両立の県・県会のみ設立の県・区会のみ設立の県く於前年度開設上告，於本年度開設上告，廃県，廃県を併管する府県，現時開設の県）

自明治9年7月至明治10年6月戸籍局年報附録

事務の繁間：〔記事〕

自明治9年7月至同10年6月本周年回議件数増減比較表（表頭 正院の命令に係るもの・卿輔の決判を乞ひしもの・等く裁決，指令，等），総計，前周年総計，比較く増，減；表側 前半年く7～12月，後半年く1～6月））

官員増減：〔記事〕

官員増減比較一覧表（表頭 奏任く4～7等，判任く8～17等）等，総計，比較く増，減；表側 前周年，本周年）

(7) 戸籍局第四回年報

調査対象年 明治11年度

内容細目

人口〔記事〕

戸数：〔記事〕

自明治5年至明治9年戸数戸主比較表（表頭 戸数，戸主，等；表側 5～9年）

出生〔記事〕

死亡：〔記事〕

明治12年1月1日調人員及出生死亡比較表（表頭 使府県別く男，女）；表側 人員，9年1月調比較く増，出生，前年比較く増，減，死亡，前年比較く増，減））

明治12年1月1日調種族戸主家族引分表（表頭 同前表；表側 皇族・華族・等く戸主，家族））

無籍者の死亡：〔記事〕

自明治11年7月至同12年6月原籍不明病死入等員数及埋葬費表（表頭 府県別く男，女，費金），通計，前年比較く増・減《男，女，費金》；表側 病死，倒死，等）

棄児：〔記事〕

自明治11年7月至同12年6月棄児増減及現在人員表（表頭 府県別，通計，前年総計，前年比較く増，減）；表側 収養・死亡・現在人員く男，女））

復族祿出願人の数：〔記事〕

自明治11年7月至同12年6月復族祿〔出〕願人員表（表頭 府県別；表側 復族願出調査中のもの，復族願聞届たるもの，等）

正誤

(8) 戸籍局第五回年報

調査対象年 明治12年度

内容細目

人口〔記事〕

第1表 明治13年1月1日調人口前年比較歩合及び国分表 その1（表頭 使府県別；表側 人口く男，女），前年比較・百人に付歩合く増，減）） その2（表頭 国別；表側 男，女）

年齢：〔記事〕

第2表 明治13年1月1日調年齢区分表（表頭 使府県別；表側 7年未満・7年以上・20年以上・50年以上・80年以上く男，女））

出生死亡：〔記事〕

第3表 明治13年1月1日調出生死亡前年比較歩合表（表頭 使府県別く人員，増，減；表側 出生・死亡・等く男，女），人員百人に付出生の歩合，人員百人に付死亡の歩合，出生百人に付死亡の歩合）

種族：〔記事〕

〔12年1月1日調種族戸主家族引分表の内調査未了なりし東京府管下伊豆七島等4箇所的人员前年比較表）（表頭 鹿児島県管下3郡，伊豆七島，小笠原島，根室支庁管；表側 12年調，13年調，両年比較く増，減））

第4表 明治13年1月1日調種族類別表（表頭 使府県別・通計・前年に対し4ヶ所的人员を除きたる合計く男，女），前年比較く増・減《男，女》；表側 皇族・華族・等く戸主，家族，1戸主に付家族の歩合）

妾及び附籍者：〔記事〕

第5表 明治13年1月1日調妾及附籍者表（表頭 使府県別；表側 華族・士族・平民く附籍者《戸主男，同女，家族男，同女》，妾））

棄児：〔記事〕

第6表 自明治12年7月至同12年6月棄児表（表頭 使府県別；表側 収養・増員・等く男，女），前年比較く増，減））

正誤

(9) 戸籍局第六回年報

調査対象年 明治13年度

内容細目

人口：〔記事〕

第1 明治14年1月1日調全国人口表（表頭 国別；表側 男，女，合計，前年比較・人員百人に付く増，減），女百人に付男の比例）

寄留：〔記事〕

第2 入寄留人員表（表頭 国別；表側 14～13年く男，女））

出生死亡：〔記事〕

第3 出生死亡表（表頭 国別；表側 同前年同表）

年齢：〔記事〕

〔琉球国，伊豆六島2ヶ所の人員を仮に年齢不詳と見做し両年比較表）（表頭 年齢不詳；琉球国，伊豆国の内三宅島を除く諸島；表側 13年調，14年調，13年より14年の増）

第4 年齢区別表（表頭 7年未満，7年以上，20年以上，50年以上，80年以上，年齢不詳；表側 男，女，前年比較く増，減））

種族：〔記事〕

第5 種族及び戸主家族区分表（表頭 皇族，華族，等；表側 戸主く男，女，前年比較く増，減，家族く男，女，前年比較く増，減））

逃亡失踪：〔記事〕

第6 逃亡失踪及び80年以上除籍人員表（表頭 国別；表側 14～13年く逃亡失踪・逃亡失踪80年以上除籍く男，女））

無籍死亡：〔記事〕

第7 自明治13年7月至同14年6月原籍不明死亡人員数埋葬費前年比較表（表頭 府県別く男，女，費金）；表側 本周年・前周年く病死，倒死，等））

棄児：〔記事〕

第8 自明治13年7月至同14年6月棄児異同現在員数表（表頭 使府県別；表側 収養・増員・等く男，女））

篤行賞典：〔記事〕

第9 自明治13年7月至同14年6月篤行者員数表（表頭 使府県別；表側 篤行奇特，孝子，等，合計，賞品く銀盃，木盃，反物，賞金，賞詞）

捐金者賞与：〔記事〕

第10 自明治13年7月至同14年6月捐金者賞与表（表頭 使府県別；表側 捐金高，10円以上の者及び賞品く人，町村社寺等，等））

済貧恤窮：〔記事〕

第11 自明治13年7月至同14年6月済貧恤窮表（表頭 使府県別く男，女，米額，米価）；表側 廃疾，幼弱，等）

(10) 戸籍局第七回年報

調査対象年 明治14年度

内容細目

戸口：〔記事〕

第1表 明治15年1月1日調戸口表（同前年同表）

第2表 累年人口増減表（表頭 5～15年く男，女）；表側 人員，出生，等，増員く総計，出生にて，就籍にて））

出生死亡：〔記事〕

第3表 出生死亡表（同前年同表）

寄留：〔記事〕

第4表 入寄留人員表（表頭 国別；表側 男，女，合計，前年比較く増・減く男，女））

年齢：〔記事〕

第5表 年齢区別表（同前年同表）

種族：〔記事〕

京都府華族正誤（表頭 誤，正；表側 13～15年）

第6表 種族及び戸主家族区分表（同前年同表）

失踪逃亡：〔記事〕

第7表 逃亡失踪及び80歳以上除籍人員表（表頭 国別；表側 逃亡失踪く男，女，前年比較く増，減，等））

無籍死亡：〔記事〕

第8表 自明治14年7月至同15年6月原籍不明死亡人員数埋葬費表（表頭 同前年同表；表側 病死，倒死，等））

棄児：〔記事〕

第9表 棄児増減現員表 9の1表（表頭 府県別く

男，女）；表側 14年7月より15年6月に至るく増員く拾揚官費，人の養子女になる，等，減員く満期，死亡，等）），15年6月30日く現在人員く官費，自費）） 9の2表（表頭 府県別；表側 1周年く官費く石高，石代金））

済貧恤窮：〔記事〕

第10表 自明治14年7月至同15年6月済貧恤窮表（表頭 府県別く男，女，米額，米価）；表側 廃疾，幼弱，等，合計・前年比較く増，減，現在人員，前年比較く増，減））

篤行賞典：〔記事〕

第11表 明治14年自7月12月篤行奇特者賞与表（同前年同表）

出金者賞与：〔記事〕

第12表 明治14年自7月至12月出金者賞与表（表頭 使府県別；表側 10円以上の者及び賞品く出金高，人員，等，金盃，銀盃，等），10円以下の者及び賞詞く出金高，人員，等））

恩給扶助：〔記事〕

第13表 陸軍恩給扶助表の1（表頭 15年中新たに受ける者く傷痍・寡婦・等く人員，金員），前年より引続き受ける者く傷痍・寡婦・孤児く人員，金員），合計，中止の者く傷痍く就職，犯罪），権利消滅の者く寡婦く復籍，死亡），孤児く満年，死亡）；表側 将校，下士，兵卒） 海軍退隠扶助表の2（表頭 15年中新たに受ける者く退隠・扶助料及一時賑恤金を賜う寡婦く人員，金員），前年より引続き受ける者く退隠・寡婦・等く人員，金員），合計，権利消滅の者く孤児く満年）；表側 同前表） 武官傷痍扶助表の3（表頭 従前より引続き受ける者く傷痍・家族扶助・等く人員，金員）；表側 同前表） 別表（表頭 三表総計；表側 同前表）

第6回年報追加：〔記事〕

第14表 自明治13年7月至同14年6月済貧恤窮表の1（表頭 府県：京都・千葉・福岡く男，女，米額，米価）；表側 廃疾，幼弱，等） 自明治13年7月至14年6月済貧恤窮表の2（表頭 府県別く人員，金員）；表側 水災，火災，等）

第6回年報正誤

(11) 戸籍局第八回年報

調査対象年 明治15年度

内容細目

人口：〔記事〕

第1表 明治16年1月1日調人口及増減（表頭 国別；表側 男，女，合計，前年比較く増・減く男，女），男女比較く女より男の過，男より女の過）） 無籍在監人員（表頭 府県別く男，女）；表側 入監，放免，等）

戸数：〔記事〕

第2表 戸数増減及比例（表頭 国別；表側 戸数，前年比較く増，減），1戸数に対する人員の比例，等） 種族及戸主家族：〔記事〕

第3表 種族戸主家族及増減（同前年同表）

年齢：〔記事〕

第4表 年齢（同前年同表）

出生死亡：〔記事〕

第5表 出生死亡（同前年同表）

逃亡失踪：〔記事〕

第6表 逃亡失踪及80歳以上除籍（同前年同表）

寄留：〔記事〕

第7表 入寄留人員及比較（同前年同表）

賞典：〔記事〕

第8表 褒賞及出金者（15年中）（表頭 府県別；表側 褒章授与の者・褒状授与の者〈人命救助，德行卓絶，等〉，出金者〈人員，金員〉）

恩給扶助：〔記事〕

第9表 陸軍恩給扶助（16年中）（表頭 16年中新たに受ける者〈傷痍，寡婦，等〉，前年より引続き受ける者〈傷痍，寡婦，孤児〉，等；表側 将校・下士・兵卒〈人員，金員〉） 旧警視局員恩給扶助（表頭 同前表；表側 士官・下士・兵卒〈人員，金員〉） 海軍退穩扶助（表頭 16年中新たに受ける者〈退穩，扶助料及一時賑恤金を賜う〈寡婦，孤児〉，前年より引続き受ける者〈退穩，寡婦，等〉等；表側 同前々表） 武官傷痍扶助（表頭 従前より引続き受ける者〈傷痍，父母，等〉，權利消滅の者〈父母死亡，孤児満年〉，統計，4表総計；表側 同前表）

棄児：〔記事〕

第10表 棄児（15年度） 10の1表（表頭 府県別〈男，女〉；表側 官費・私費〈増〈拾上げ，雑〉，減〈死亡，雑〉，現在人員〉） 10の2表（表頭 府県別；表側 官費〈石高，石代金〉，公費〈地方税，協議費〉）

済貧恤窮：〔記事〕

第11表 済貧恤窮（15年度） 11の1表（表頭 同前々表；表側 痼疾・老衰・等〈新に救助を受ける者，救助を廃する者〉） 11の2表（表頭 府県別；表側 救助米高，米代金）

行旅死亡人：〔記事〕

第12表 明治15年自7月至9月行旅死亡人埋葬費（表頭 府県別〈男，女，費金〉；表側 病死，倒死，等） 自明治15年10月至同16年6月行旅死亡人埋葬費 第1表（表頭 府県別〈男，女〉；表側 本籍不詳者〈病死，変死〉，有籍者〈当初より本籍詳なる者・公告により本籍判明せし者〈病死，変死〉〉） 第2表（表頭 府県別；表側 本籍不詳の者費金〈病死，変死〉，家元赤貧にして地方税支弁の者〈人員，金員〉）

地所建物売買質入書入：〔記事〕

第13表 明治14年中土地建物売買（表頭 府県別；表側 地所〈反別，地券面金高，売買金高，等〉，総反別百町に付売買せし反別の比例，建物〈売買金高，件数〉，等）

明治14年中土地建物質入書入（表頭 府県別；表側 地所〈反別，地券面金高，質入書入金高，等〉，総反別百町に付書入にせし反別の比例，建物〈書入質金高，件数〉，等）

正誤

解題

1～2. 沿革 目的

「戸籍局年報」は、内務省戸籍局によって刊行された業務年報である。明治9年4月、戸籍寮が戸籍局に昇格してから、19年1月、総務局の戸籍課に降格されるまでの期間を対象とし、第1回（明治8年度）から第9回（明治18年度）まで9冊刊行された。ここでは明治17年に刊行された「戸籍局第八回年報」までを収録した。この年報に収録された人口統計とその解説は、「日本全国戸籍表」とともに壬申戸籍を資料として作成された人口統計の重要な情報源である。

「第一回戸籍局年報」の刊本は発見することができなかったため、「内務省第一回年報」に収録された「戸籍局」の項をもってこれに替えた。その理由は、戸籍局以外の内務省各局の年報の第1回が、何れも「内務省第一回年報」の対象年度である明治8年度を対象として刊行されており、そのひとつの「勸農局年報」の第1回である「旧勸業寮第老回年報撮要」と、「内務省第一回年報」に収録された「勸業寮」の内容を比較してみると、文章にいたるまではほとんど同一であることによる。（この点については「本書 下巻」の「勸農局年報」の解題を参照されたい。p.42）

また、明治9年度を対象とする「戸籍局第二回年報」の刊本も発見できなかったが、その草稿が大隈文書にあった。この草稿と「内務省第二回年報」の「戸籍局」の内容を比較すると、草稿の方が収録内容が多いので、統計内容はこの草稿から採録した。明治10年度を対象とした「戸籍局第三回年報」の刊本も発見できなかった。さらに、これまで各局の年報の内容をほとんど完全に収録していた「内務省年報」が、第3回から本報告を著るしく簡単にし、別に各局の年報を添えて太政官に報告をするという形式に変ったため、そこに収録された戸籍事務の項をもって「戸籍局第三回年報」とみなすことはできない。したがって統計内容は収録されていない。

3. 調査対象

(1) 戸籍局〔第一回年報〕

「戸籍局〔第一回年報〕」は、明治8年度を対象としているが、人口統計については、7月1月1日調の府県別族籍別の「全国戸口増減比較表」があるのみであり、7年の「日本全国戸籍表」より内容が簡単である。ただしこの年報では、戸口増減という記事を立てて前年明治6年と比較し、その原因についてつぎのように述べている。「……是れ畢竟流氓の籍に帰し隠漏の版に登る者多きのみならず邇年医学頗る開け種痘盛に行はれ其他墮胎拉殺等の弊減少する等亦其原由たるを得ず然りと雖ども僅々一年の間にして其増加の数此の如く極めて夥多なるは何の緣由たる事を判然明言する能はざる者あり是亦戸籍法の未だ其精を尽さざるに出でずといはざるべけんや是を以て将来其方法を改正し戸口重複遺漏の謬なからしめ又表式を整理し其戸口の増加するは何に由り其減少するは何に原くの故を明瞭ならしむるは今日民政の急需とする所なるべし……」（「内務省第一回年報」p.52～53）

その他の項目としては相続、婚姻、区画及区戸長、民会に関する簡単な事務の報告がある。区画については「地方の区画従来戸籍編制便宜の為に設けし者なりと雖ども今日に至ては自然行政区となり土地に関する百般の事尽く之に依らざるはなし然るに其分画の法一般の制規なく地方各自の便宜に任ずるが為め其制定同じからず……」と述べている。この記事によって、はじめ戸籍区であった大区小区制が行政区に転用されたため、区画事務が戸籍局の担当となった経過がうかがえる。

(4) 自明治九年七月至明治十年六月 戸籍局年報

明治9年度を対象とした第2回の「戸籍局年報」の刊本は発見されず、この草稿が大隈文書にあるのみであることは

前に述べた。ただし、そのほとんどの内容は「内務省第二回年報」に収録されている。

人口統計の内容は、第1回に比較して遥かに詳細となり、その解説も付してある。とくに戸数、戸主、人口、家族、出生、死亡、年齢別人口、有業人口（15～60歳）の全国人口百分比については、5年～9年の累年統計表があり、それぞれについて増減の理由が述べられている。たとえば、人口繁殖の概景の項の5年間の人口増加の理由については、つぎのようにいっている。「前項所掲五ヶ年間の実跡に就き之を稽查するに六年の五年より増加したる割合頗る少数なるは未だ其何故たるを詳明にする能はずと雖も当時猶ほ墮胎拉殺等の積弊を洗脱する能はざりしと戸籍の調査其精密を尽さざるとに由るならん爾卒頻年其割合を進むるを以て之を推考すれば一は漸次に此悪弊を艾除し一は調査法逐次精密に赴くが爲めにして既往の景況亦自ら推知し得可きが如し」

また戸主が7年から8年にかけて急増した主要な原因については、「各地方官分家云々の申牒に就きて当時の景況を考察するに蓋し丁壯の賦兵を忌避する弊起りて一家自営資産の有無を問はず切りに分戸せし者多きが爲めならんも亦知る可からざるなり……」とあって、徴兵忌避のための兵隊養子をあげている。

また出生数の解説では、わが国の出生率が欧米に比較して非常に低率であることに疑問を提し、さらに明治7年以降、徐々に出生数が増加した最大の原因は、明治6年1月18日、太政官布告第21号によって、私生子が公認されたためであるといっている。

最後に「男子の或は稼穡或は工作通商に従事し邦土の富饒を助くる者を十五歳以上六十歳以下の者と仮定し」として、明治5年から9年までの男子有業人口の百分比を掲げている。

人口統計以外については、地方民会の簡単な概況と統計があるのみである。

「戸籍局第三回年報」

この「第三回年報」は、先に述べたように刊本の所在が不明であり、また「内務卿第三回年報」には、僅か4頁にわたりその内容の簡単な紹介があるのみである。統計表も「明治五年以来人口繁殖の概計」という、5年から11年までの総人口数と増加数があるにすぎず、その解説も簡単である。

(7) 戸籍局第四回年報

「第四回年報」は、明治11年度を対象としている。統計内容注記に掲載した統計表の解説のうち、興味あるものを1、2あげておこう。明治12年の人口総数は、先に述べたように、自然増に9年から11年の就籍洩れ人口を加算した結果の数値であるが、この就籍洩れの原因についてつぎのように述べている。「果して然らば之を戸籍調査の不完全より生ずと謂ふと雖ども其実は人民に於て戸籍法則の在るあるを知らずして切りに届出を等閑にするの致す所と謂はざるを得ざるなり本年既に戸籍法改正の草案を上申したれば他年實際施行の日漏脱遺逸の弊亦從て除去するに至らん事信じて疑はざるなり」。

上記の文章に「本年既に戸籍法改正の草案を上申したれば」とあるが、この戸籍法改正の草案とは、恐らく「第四回年報」の刊行直前に作成されて太政官に提出された、「民籍条例」および「民籍条例戸長心得」ではないかと考えられる。この草案は曲折を経て明治15年「戸籍規則」案として元老院会議へ提出され、審議の結果、可決されたが結局制定はされなかった。戸籍法の改正は明治31年まで実施されなかったのである。(1)

また戸数については、戸数とはもともと家屋のことであるが、1棟の家屋に数戸主が同居寄留附籍するものもあり、1棟をもって1戸とするか、1竈をもって1戸とするか、計算方法が各自一樣でないので、戸数を調査するときは、「別に一定の掲目を設け府県をして之に由らしむるに如くはなしと信ずるなり故に本年度は戸数の調査をなさず戸主の数を掲げて仮に之を換用し」とある。これによってみると、明治12年に入っても戸数調査の基準が設けられていなかったこと、12年は戸数の代りに戸主の調査のみを実施したことが判明する。

つぎに、最後に掲げた「復族禄(出)願人員表」については、注記によれば、旧藩士の処分については、旧藩士卒処分法によって処理をしたが、この対象から漏れた者を、「特別に其所願を聴許せしを以て各県の人民其事実の詳細を究めず妄に之を口に籍き相競て以て哀歎愁訴し僥倖を万一に望むもの其数第三回年報に記載するが如く殆ど幾万余人の多きに至れり爾来出願するもの陸續として絶えず而して其所願は到底聴許し難きものなるも其情実に於ては亦以て斟酌せざるべからざるものあれば其本来の実跡を詳明にし各自の現況を審査し至当の処置をなすは今日宜しく心を用ふべき所なる可し乃ち左表に復族禄出願人及び許否の別を掲げて之を明にす」とある。

(8) 戸籍局第五回年報

「第五回年報」の対象年度は明治12年度である。人口統計は明治13年1月1日現在で、この人口統計表については注記に「本年は別に調査を要する所ありて府県に照会して表を製せしめ合せて概要を作る事を得たり」といっている。また年齢区分では、はじめて7年未満、7年以上、20年以上、50年以上、80年以上の区分が採用されている。

また、戸数調査は13年度も実施されず、戸主の調査があるのみである。この年報で特記すべきものは、13年1月1日現在で調査された、妾及び附籍者の統計表である。これを1表に掲載した理由は、注記によると附籍者は「概して之を鰥寡孤独の貧困者と見做さざるを得ず」、また「妾と附籍者とは其原因を来す貧富相反する如きものと見做さざるを得ざるを以て此表に掲げて該府県肥瘠の概況を察知するに足らん歟」とある。

(9) 戸籍局第六回年報

「第六回年報」は明治13年度を対象とする。全国人口総数は明治14年1月1日現在調査の人口であり、前年対比で自然増より「なお、153,695人の差を生ずるものは遺漏者の漸次就籍せしに由る事と信ずるなり」といっている。またはじめて入寄留人員表が現れたが、その理由については「凡そ本地住民の外他方より来て寄留する者の多数なるは多く三府五港の地にして生計を立てるに易き所あるに由るべし果して然るときは寄留者の多寡を数へて其地の盛衰榮枯を卜するの一端となす可きなり」といっている。

またこの年報で、明治13年、14年の逃亡失踪統計および篤行者員数表、損金者賞与表、済貧恤窮表がはじめて掲載された。損金とは寄附金のことである。この篤行賞典関係の統計が掲載された理由は、明治14年2月に、賞典および救助

慈恵関係事務が、庶務局から戸籍局の所管に移ったためである。

⑩ 戸籍局第七回年報

「第七回年報」は明治14年度を対象としている。人口統計表については、明治5年から15年までの全国男女別総人口、出生、死亡の累年統計表が掲載された。また本年に入って戸数の調査が復活したが、そのばあいの戸数の定義は、「総て戸数は本籍寄留の別なく現住人の居るべき家屋なるにより其戸数の繁殖するは乃ち現住人の増殖するに由る」ということに、注意をしなければならない。

また入寄留人員表については「寄留人取締の事は別に詳明なる規則なきを以て本書も只入寄留のみを挙げて出寄留の調査なく従て出生死亡等に至りても確正なる事実を集め得たるや否や是れ未だ信用すべからざるものなり故に精密の報は他日規則の整備するを待たんとす」というている。軍人恩給統計表が掲載された理由は、明治14年2月に旧警視局軍籍掛の所管事務であった従軍警察史の恩給扶助等の事務が、戸籍局に移管されたためである。

⑪ 戸籍局第八回年報

「第八回年報」は明治15年度を対象とする。全国人口は明治16年1月1日調査の数値である。本年度は無籍在監人員がはじめて掲載されたが、これは明治15年に内務省乙第39号達によって、無籍在監人の定籍の手続きが規定され、また在監人の出入死生の現員を在監地の戸長へ通知することとなったためである。

また本年報ではじめて「土地建物売買および質入統計表」が掲げられたが、これは明治12年1月の戸籍局分課改定によって、同局内に人民の財産事務を所管する財産掛が設けられたためである。この表については注記に「左に記する所の地所建物売買質入書入は登記法取調局に於て取集たる材料にて之れに依て各府県金銀売買質借融通の概況を見る可く且当局事務財産の一部なるを以て記して参考とす」とある。

4～5. 調査系列 根拠法

「戸籍局年報」に掲載された諸統計調査は、いづれも「戸籍表」系列の統計調査と同じく、戸籍局によって実施されたものであるから、調査系列、根拠法については「日本全国戸籍表」の解題を参照されたい。

注

- (1) 「民籍条例」および「民籍条例戸長心得」の原本は、内閣文庫に所蔵されており、その全文が、福島正夫編：第8章 参考文献(21)の「資料篇 三」に収録されている。この改正草案については、同書p.16～20を参照されたい。なお、同書には当時作成されているいくつかの戸籍法草案および意見の全文とその解題が収録されており、人口統計調査法としての戸籍法の実情に関するよい情報を提供する。

3 全国人口耕地比較図表〔内務省〕戸籍局 編 明治14年 1枚 (内)

統計内容注記

調査対象年 明治12年～13年

内容細目

〔全国人口耕地比較表〕(表頭 国別；表側 明治13

年の調査に拠る人口〈男，女〉，明治12年の調査に拠る反別〈田，畑〉，毎1人配当段別の数〈1歩～10歩，20歩，1畝～9畝，1反，2反〉)

4 明治十五年 棄児増減現員表〔内務省〕戸籍局 編 明治15年 1枚 (総)

統計内容注記

調査対象年 明治14年度

内容細目

棄児増減現員表 第1表(表頭 府県別〈男，女〉；表側 明治14年7月より同15年6月に至る〈増員〈拾

揚官費，人の養子女になる，等〉，減員〈満期，死亡，等〉)，15年6月30日〈現在人員〉) 第2表(表頭 府県別；表側 14年7月より15年6月に至る〈官費〈石高，石代金〉〉)

5 戸口概表 内務省戸籍局 編 明治16年～17年

- (1) 明治十六年一月一日調 戸口概表 〔内務省〕戸籍局 編 明治16年〔附言〕 1枚(折本) (総)
- (2) 明治十七年一月一日調 戸口概表 〔内務省〕戸籍局 編 明治17年〔附言〕 1枚(折本) (総)

統計内容注記

(1) 明治十六年一月一日調 戸口概表

調査対象年 明治16年

内容細目

明治16年1月1日調戸口概表(表頭 府県別；表側 皇家，皇族・華族・士族〈戸主，家族〉，平民〈戸主，家族，棄児，無籍在監〉，総人員〈男，女〉，戸数)

(2) 明治十七年一月一日調 戸口概表

調査対象年 明治17年

内容細目

明治17年1月1日調戸口概表(表頭 国別；表側 皇家，皇族・華族・士族〈戸主，家族〉，平民〈戸主，家族，棄児，無籍在監〉，総人員〈男，女〉，前年比較〈増，減〉，戸数，前年比較〈増，減〉)

解題

内務省戸籍局の作成した人口統計表としては，「日本全国戸籍表」およびその中間集計表，「戸籍局年報」の他，そのときどきの戸籍局の行政目的に応じて，さまざまな種類の統計表が作成されていたと考えられる。ここに掲載した3から5までの統計表は，それらの諸表のうち印刷公刊されたものが，たまたま内閣文庫や総理府統計局図書館で発見されたにすぎない。このような種類の統計表はなお発見される可能性があるが，その探索は今後の課題としたい。

統計内容注記

調査対象年 明治15年～16年

内容細目

第1 各府県戸長役場町村戸口数(表頭 府県別;表側 区部・郡部<戸長役場,町,村,戸,口>)

第2 全国各府県平均1戸長役場に対する町村戸口及1町村に対する戸口数(表頭 部類:郡部,戸長を置く区部,等;表側 1戸長役場に対する<町村,戸,口>,1町村に対する<戸,口>)

第3 各府県郡部平均1戸長役場に対する町村戸口及1町村に対する戸口数(表頭 府県別〔順序別〕,平均;表側 1戸長役場に対する<町村,戸,口>,1町村に対する<戸,口>)

第4 各府県区部平均1戸長役場に対する町村戸口及1町村に対する戸口数(表頭 府県別〔順序別〕,平均;表側 戸長を置く・区長の戸長を兼る<1戸長役場に対する<<町村,戸,口>>,1町村に対する<<戸,口>>>)

解題

1～2.沿革 調査目的

この「戸口表」の作成された直接の動機についての情報は、この「戸口表」からとることができなかった。後出の「都府名邑戸口表」と同じように、この「戸口表」作成を、政府の新地方行政改革と直接関連させることは、少し無理かとも考えるが、収録された統計表の内容から判断すると、必ずしもそうともいいきれない。今後の検討にまちたい。

3.調査対象

この「戸口表」は戸長役場を調査単位として、町村および戸口数値に関する統計表を編集したものであって、戸長役場町村数については明治16年11月の現在値、戸数および人口は15年1月または16年1月から7月までの現在値である。第3表と第4表は、人口数の多い順に配列してある。

書誌注記

① 書名は題簽による。

統計内容注記

調査対象年 明治17年

内容細目

第1表 府県別都府名邑戸口：東京府（表頭 都府名邑く国郡区）；表側 本籍・出寄留・入寄留・差引現在（戸、口））〔以下、各府県別に同様の統計表がある。〕

第2表 全国都府名邑戸口：百万人未満50万人以上（表頭 都府名邑く府県 国 郡区）；表側 同前表）〔以下、50万人未満10万人以上、10万人未満5万人以上、5万人未満3万人以上、3万人未満1万人以上、1万人未満5千人以上、5千人未満3千人以上、3千人未満1千人以上、1千人未満500人以上、500人未満100人以上の戸口数別統計表がある。〕

第3表 都府名邑本籍及出入寄留戸口：本籍（表頭 都府名邑：50万人以上く東京）、50万人未満10万人以上く大阪、京都、等）、10万人未満5万人以上く広島、徳島、等）、5万人未満3万人以上く鹿児島、福岡、等）、3万人未満1万人以上く鳥取、盛岡、等）、1万人未満5千人以上く輪島、小倉、等）、5千人未満3千人以上く高田、一宮本郷、等）、3千人未満1千人以上く松山、太田、等）、1千人未満500人以上く

久慈、鶴川、等）、500人未満300人以上く山口、清末、等）、300人未満く出水、高野山、等）；表側 府県郡区、戸、口） 出寄留（表頭 都府名邑：1万人以上く東京）、1万人未満5千人以上く京都、静岡、等）、5千人未満3千人以上く盛岡、秋、等）、3千人未満1千人以上く福山、和歌山、等）、1千人未満500人以上く高崎、佐倉、等）、500人未満300人以上く石岡、八王子、等）、300人未満100人以上く八代、庭瀬、等）、100人未満50人以上く甘日市、青梅、等）、50人未満30人以上く二俣、中野、等）、30人未満10人以上く岩屋、大橋、等）、10人未満く西条、油木、等）；表側 同前表） 入寄留（表頭 都府名邑：10万人以上く東京）、10万人未満5万人以上く大阪）、5万人未満1万人以上く京都、横浜、等）、1万人未満5千人以上く札幌、名古屋、等）、5千人未満3千人以上く江差、高知、等）、3千人未満1千人以上く横須賀、新潟、等）、1千人未満500人以上く津山、飯田、等）、500人未満300人以上く青梅、難波、等）、300人未満100人以上く船橋、小見川、等）、100人未満50人以上く丸岡、府中市、等）、50人未満く桜井、新谷、等）；表側 同前表）

解題

1～2. 沿革 調査目的

「都府名邑戸口表」が編集された趣旨について、この資料から直接知りうることは、緒言に「此編は我国都府名邑の戸口を蒐集す」とあるのみである。しかしこの書物の刊行された明治17年は、政府が本格的に新地方制度の改革に着手した年であって、この年の12月に町村法調査委員会が発足している。その結果、明治21年に入って市制町村制が施行され、大規模な町村合併が実施された。政府がこのような地方制度改革を立案するための基礎資料として、まず地方市町村の実態を知るための情報を必要としたことはいうまでもない。そこで、この「戸口表」は、そのような目的のための行政参考資料として作成されたのではないかと推測される。

この前後に地理局は「内務省地理局編：地名索引 明治18年 2巻」および「内務省地理局編：地方行政区画便覧 明治20年」を刊行しており、また戸籍課は、「内務省総務局戸籍課編：明治十九年十二月三十一日調市街名邑及町村二百戸以上戸口表 明治21年」を刊行している。「地名索引」および「地方行政区画便覧」については、戦後刊行された「地名索引」の覆刻本（雄松堂により昭和42年刊行）の解説で、洞 富雄はこの両書が「地方制度整備事業と関係がなかったとはいえないようである」といっている。戸籍課の「市街名邑及町村二百戸以上戸口表」についても同様のことがいえるであろう。以上の事実も、上記の推測を裏づけるものといえよう。

3. 調査対象

この「戸口表」の調査対象人口は、明治17年1月1日現在の数値である。統計表は3表収録されている。第1表の府県別都府名邑戸口は、1府県毎に都市の本籍人口、出寄留、入寄留、差引現在の戸、口を収録している。この差引現在が現住人口数である。都市の配列は本籍人口の大きさの順になっている。第2表の全国都府名邑戸口は、府県にかかわらず、本籍人口の多い順に全国の都市を配列したものであり、その際、人口規模別に100万人未満50万人以上、50万人未満10万人以上、等の区分を使用している。最後の区分は500人未満100人以上である。第3表の都府名邑本籍及出入寄留戸口は、本籍人口、出寄留、入寄留別の人口表で、第2表と同じく人口規模別区分を使用しており、それぞれの人口の多い順に配列している。

以上がこの「戸口表」の内容であるが、明治初期の都市人口に関する統計表としては、古くは「日本地誌提要」と「共武政表」があり、この「戸口表」刊行前後の資料としては、上記の「地方行政区画便覧」と「市街名邑及町村二百戸以上戸口表」がある。前者は明治19年首の都市人口、後者は同じ19年の年末の都市人口に関する情報を提供している。ただし、両書とも刊行が17年以降であるために、本書の収録対象外とした。「日本地誌提要」については本書の第7章を、また「共武政表」については「本書 下巻」を参照されたい。

この「戸口表」の特色は、黒崎によれば「本籍・現住の両戸口を集録した本格的資料の最も初期のものと推定される」。この本籍人口と現住人口を対比することによって、各都市の人口変動の傾向を知ることが出来るわけである。しかし一方、「これが示す地区数は、資料e〔「市街名邑及町村二百戸以上戸口表」を指す〕のその1/2以下にすぎないのみならず、集録された地区の中には「郷的」な地域の総人口をそのまま中心部落の戸口とする事例が少なからず認めら

れる。とくに九州各県の中には、かかるケースが少なくない」。したがって「これらについては、可能な限り中心集落たる市街の名邑だけの戸口を求める必要があろう」。(1)

注

- (1) 黒崎千晴：第8章 参考文献(69)

8 日本全国戸口総計表 〔太政官〕 編

- (1) 日本全国戸口総計表 〔太政官〕 編 (写) 92丁^① (総)
 (2) 明治六年一月一日調 日本全国戸口総計表 〔太政官〕 編 (写) 144丁^② (総) (セ・覆)
 (3) 明治七年一月一日調 日本全国戸口総計表(国分) 〔太政官〕 編 (写) 85丁^③ (総) (セ・覆)
 (4) 日本全国県分戸口総計表 明治七年 全 〔太政官〕 編 (写) 66丁^④ (総) (セ・覆)
 (5) 日本全国戸口総計表 明治八年 全 〔太政官〕 編 (写) 88丁^⑤ (総)
 (6) 明治九年一月一日調 日本全国国分県分戸籍表 〔太政官〕 編 (写) 92丁^⑥ (総)

書 誌 注 記

- ① 表紙に「全国人員 全国社数 全国寺数 明治5年と6年の比較表 其他」と墨書きがある。太政官の罫紙を使用している。
 ② 太政官の罫紙を使用している。内容は国分のみ。
 ③ 太政官の罫紙を使用している。
 ④ 書名は題簽による。太政官の罫紙を使用している。
 ⑤ 書名は題簽による。本文首には「日本全国戸口総計表 明治八年一月一日調」とある。太政官の罫紙を使用している。内容は国分のみ。
 ⑥ 表紙右下に「会計部」と墨書きがある。太政官の罫紙を使用している。

統計内容注記

(1) 日本全国戸口総計表

調査対象年 明治5～6年

内容細目

日本全国人員比較表(表頭 府県73国・北海道・等・合計・異宗徒・脱籍・等く男,女);表側 明治6年1月1日調,明治5年正月29日調,両年比較く6年増,6年減) 別表(表頭 異宗徒,脱籍,永尋;表側 5年総人員の比例,6年総人員の比例)
 全国社数5年と6年の比較表(表頭 国別;表側 5年調,6年調,比較) 別表(5年より増,5年より減,差引減数)
 全国寺数5年と6年の比較表(同前表) 別表(同前表)
 職分区別(6年1月1日調)(表頭 国別;表側 官員,神官,兵隊) 比例(表頭 官員,神官,兵隊;表側 百人中)
 職分区別(6年1月1日調)(表頭 国別く男,女);表側 農,工,商,雑業) 比例(表頭 農,工,商,雑業;表側 男より女少なき事,人口百人中,比例男百人に付女)
 罪人員数(6年1月1日調)(表頭 国別く男,女);表側 囚獄,流刑,徒刑) 比例(表頭 囚獄,流刑,徒刑;表側 同前々表)
 他管轄より寄留人員(6年1月1日調)(表頭 国別;表側 男,女)
 他管轄へ寄留人員(6年1月1日調)(同前表)
 他管轄へ寄留罪人表(表頭 囚獄・流刑・徒刑く男,女);表側 国別)
 他管轄より寄留罪人表(同前表)
 御預異宗徒表(表頭 国別;表側 6年1月1日調・5年調く男,女)
 全国痲疾囚流徒表(6年1月1日調)(表頭 国別く男,女);表側 痲疾,囚獄,流刑,徒刑)
 全国男女年齢區別(同上)(表頭 国別,百人之内;表側 男く14以下,15以上,21以上,40以上,60以上,80以上),女く14以下,15以上,40以上,80以上)

(2) 明治六年一月一日調 日本全国戸口総計表

調査対象年 明治6年

内容細目

日本全国戸口総計表(6年1月1日調):第1表(表頭 府県73国,北海道,樺太,琉球;表側 社,寺,戸,寄留戸) 第2表(表頭 府県73国・北海道・等・合計・異宗徒・脱籍・等く男,女);表側 人員,男より女少なき事,男百人に付女比例) 第3表(表頭 出生・死亡く男,女);表側 人員,男より女少なき事,男百人に付女比例,百人中比例)
 族籍表(6年1月1日調):府県73国(表頭 族籍別く男,女);表側 人員,内戸主) 琉球国(同前表) 右之外族戸主未詳者(表頭 北海道・樺太・異宗徒・等く男,女);表側 人員)
 [増減表](表頭 族籍別く男,女);表側 差,合計,内戸主)
 日向国(6年1月1日調):第1表(社,寺,戸,寄留戸,人員総計く男,女,男より女少なき事,比例男百人に付女,女百人に付男) 第2表(表頭 族籍別く男,女);表側 人員,内戸主) 第3表(表頭 出生・死亡く男,女);表側 人員) 附表(出生男より女の少なき事,死亡男より女の少なき事,右百人中比例く出生,死亡)
 以下,国別に同様式の統計表がある。
 明治5年中北海道旧土人戸口調(表頭 国別;表側 戸数,人員,男,女,女百人に付男比例)

(3) 明治七年一月一日調 日本全国戸口総計表(国分)

調査対象年 明治7年

内容細目

日本全国戸口総計表(7年1月1日調):第1表(戸数く社,寺,戸,寄留戸),人員く男,女,男より女少なき事,男百人に付女,女百人に付男) 第2表(表頭 族籍別;表側 男,女,上の内戸主く男,女) 第3表(表頭 出生,死亡,脱籍;表側 男,女,人員百人中比例)
 日向国:第1表(戸数く社,寺,戸,寄留戸),人員く男,女,男百人に付女,女百人に付男) 第2表

(表頭 族籍別；表側 男，女，上の内戸主く男，女>) 第3表(表頭 出生，死亡，脱籍；表側 男，女，人員百人中比例) 別表(比例く出生男百人に付女，死亡>)

以下，国別に同様式の統計表がある。

(4) 日本全国県分戸口総計表 明治七年

調査対象年 明治7年

内容細目

日本全国戸口総計表(7年1月1日調)：第1表(戸数く社，寺，戸，寄留戸)，人員く男，女，男より女少なき事，女百人に付男>) 第2表(表頭 族籍別；表側 男，女，上の内戸主く男，女>) 第3表(表頭 出生，死亡，脱籍；表側 男，女，人口百人中比例)

東京府：第1表(戸数く社，寺，戸，寄留戸)，人員く男，女> 第2表(表頭 族籍別；表側 男，女，上の内戸主く男，女>) 第3表(表頭 出生，死亡，脱籍；表側 男，女>)

以下，使府藩県別に同様式の統計表がある。

(5) 日本全国戸口総計表 明治八年

調査対象年 明治8年

内容細目

日本全国戸口総計表(8年1月1日調)：第1表(戸数く社，寺，戸，寄留戸)，人員く男，女>，比例く

女百人に付男>) 第2表(表頭 族籍別；表側 男，女，上の内戸主く男，女>) 第3表(表頭 夫婦，出生，死亡，等；表側 男，女，人員百人中比例，等) 日向国：第1表(戸数く社，寺，戸，寄留戸)，人員く男，女>，比例く女百人に付男>) 第2表(表頭 族籍別；表側 男，女，上の内戸主く男，女>) 第3表(表頭 夫婦，出生，死亡，等；表側 男，女，人員百人中比例，等)

以下，国別に同様式の統計表がある。

(6) 明治九年一月一日調 日本全国国分県分戸籍表

調査対象年 明治9年

内容細目

日本全国戸口総計表(9年1月1日調)：第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表) 第3表(同前年同表) 別表(夫婦比例)

府県73ヶ国戸口総計表：第1表(戸数く社，寺，戸，寄留戸)，人員く男，女>，比例く女百人に付男>) 第2表(表頭 族籍別；表側 男，女，上の内戸主く男，女>) 第3表(表頭 夫婦，出生，死亡，等；表側 男，女，人員百人中比例) 別表(夫婦比例) 日向国：第1表(同前年同表) 第2表(同前年同表) 第3表(同前年同表)

以下，国別に同様式の統計表がある。

また，同様式で北海道11ヶ国戸口総計表がある。

日本全国3府59県1使1藩人員総計表(表頭 使府藩県別；表側 男，女>)

9 全国男女年齢職業区別 [太政官] 編

- | | | | | | |
|--------------------|-------|---|-----|------------------|-----|
| (1) 明治八年全国男女年齢職業区別 | [太政官] | 編 | (写) | 18丁 ^① | (総) |
| (2) 明治九年全国男女年齢職業区別 | [太政官] | 編 | (写) | 18丁 | (総) |

書 誌 注 記

- ① 書名は題簽による。太政官の野紙を使用している。

統計内容注記

(1) 明治八年全国男女年齢職業区別

調査対象年 明治8年

内容細目

年齢区別(明治8年1月1日調)(表頭 国別：日向・大隅・等・合計・渡嶋・後志・等・合計・樺太・琉球・総計く男，女>；表側 14歳以下，15歳以上，21歳以上，40歳以上，60歳以上，80歳以上)

職分区分(明治8年1月1日調)(表頭 同前表；表

側 農，工，等)

(2) 明治九年全国男女年齢職業区別

調査対象年 明治9年

内容細目

年齢区別(明治9年1月1日調)(表頭 同前年同表；表側 14年11月以下，自満15年至20年11月，自満21年至39年11月，自満40年至59年11月，自満60年至79年11月，満80年以上)

職業区別(明治9年1月1日調)(同前年同表)

解題

1～2. 沿革 調査目的

ここに収録した太政官関係の「日本全国戸口総計表」，「全国男女年齢職業区別」等の人口統計表は，太政官政表課(政表課は度々所管および名称が変わっている)が当時，全力をあげてとりこんでいた「日本政表」編集作業の1部としての「日本全国人員」統計編集の中間集計表として作成されたものである。その材料は先に「日本全国戸籍表」の解題で述べたように，戸籍局から上申された「全国県分戸籍表」，「全国国分戸籍表」その他の戸籍局作成資料である。

政表課の「日本全国人員」の刊行状況については，「本書 上の1」の第4章の3 日本政表の項で述べたように，「明治七年政表 日本全国人員」と「明治八年明治九年日本政表 全国人員之部」が刊行されたのみである。また，明治7年から9年までを対象とした全国人員の中間集計表は，「日本政表」の草稿としていくつかを「本書 上の1」に採録したが，この「日本全国戸口総計表」，「全国男女年齢職業区別」も実は「日本政表」の中間集計表であるから本来はそこに収録すべきであった。この機会に訂正をしておきたい。

「日本政表」の「日本全国人員」の刊本および中間集計表は，以上のように明治9年分までである。その後政表課で作成された資料としては，明治10年と11年を対象とした「生国区分 生国区別……」(「本書 上の1」所収 p.98)のみにとどまっている理由は，「日本全国戸籍表」の解題で述べたように，戸籍局の人口統計作成法が明治10年分より

変更され、この年から「全国県分戸籍表」、「全国国分戸籍表」が太政官へ上申されなくなったためであろう。

3. 調査対象

ここに収録された「戸口総計表」の収録統計表は、前述のとおりすべて戸籍局提供の資料により、それを政表課で編集したものであるから、個々の調査対象に関するコメントについては、先の「日本全国戸籍表」および「戸籍局年報」の解題を参照されたい。ここでは各年の「戸口総計表」について簡単な注記をしておこう。

「日本全国戸口総計表」は書誌注記にあるように、明治5年と6年の府県別国別全国人口比較表、全国社数、全国寺数の統計表が収録されている。その他、明治6年の職分区分、罪人員数、6年1月調の入寄留と出寄留の統計表、等を収録している。

「明治六年一月一日調 日本全国戸口総計表」は国別の出生、死亡統計が収録されている。また、明治5年の北海道旧土人戸口調が最後に収録されている。

「明治七年一月一日調 日本全国戸口総計表(国分)」以下の「戸口総計表」についても内容は戸籍局で作成された「全国県分戸籍表」、「全国国分戸籍表」とほとんど変わらないので、先の「日本全国戸籍表」系統のそれぞれの解題を参照されたい。

明治8年、9年の「全国男女年齢職業別」は、「全国国分戸籍表」から作成されたもので、国別の年齢別人口、職業別人口が収録されている。

10 衛生局年報 内務省衛生局 編 明治10年～17年

- (1) 衛生局第一第二報告 自明治八年七月至明治十年六月 内務省衛生局 編 明治10年〔緒言〕 67p. (総) ② (セ・マ)
- (2) 日本科学技術史大系 24 医学1 日本科学史学会 編 昭和40年 562p. 「付録 衛生局第一第二報告 p.509～544」
- (3) 衛生局第三次年報 自明治十年七月至明治十一年六月 〔内務省衛生局〕 編 〔明治14年〕 55p. ① (総) (内) (セ・マ)
- (4) 衛生局第四次年報 自明治十一年七月至明治十二年六月 〔内務省衛生局〕 編 〔明治15年〕 144p. (総) (内) (国) (セ・マ)
- (5) 衛生局第五次年報 自明治十二年七月至明治十三年六月 〔内務省衛生局〕 編 〔明治16年〕 261p. (総) (内) (国) (セ・マ)
- (6) 衛生局第六次年報 自明治十三年七月至明治十四年六月 〔内務省衛生局〕 編 〔明治17年〕 540p. (総) (内) (セ・マ)

所蔵注記

- ④ 総理府統計局図書館所蔵のものは「売薬表乙号表」が落丁となっている。

書誌注記

- ① 衛生局第三次年報より第六次年報に至る刊年推定は、「日本科学技術史大系 24 医学 1 付録」による。

統計内容注記

(1) 衛生局第一第二報告

調査対象年 明治8～9年度

内容細目

第1章 本局沿革の概略〔記事〕

第2章 衛生事務各項の報告

第1款 死亡及疾病の調査：〔記事〕

死亡表 甲号 8年度前半期3府死亡員数表(8年7月～12月)(表頭 東京府・京都府・大阪府<初生以上・15以上・50以上〔男、女〕>;表側 熱諸病,呼吸機病,等)

死亡表 乙号 8年度後半期死亡員数表(9年1月～6月)(表頭 熱性病・呼吸器病・等<15以下,45以下,46以上,年齢不詳>,合計,人口,人口百分死亡比例;表側 府県別<男,女>,合計,死亡百分各病比例)

患者表 丙号 病院患者員数表(表頭 自9年7月至10年6月<東京府<大学医学部附属病院,府病院,等>,愛知県<公立病院>等>,9年自1月至12月<山梨県<公立病院>,岡山県<公立病院>等>等,小計,患者百分各病比例;表側 熱性病,呼吸器病,等)

患者表 丁号 1府2県管内患者員数表(表頭 自9年7月至10年6月<京都府>,自9年11月至10年6月<群馬県>,等,小計,百分比例;表側 熱性病,呼吸器病,等,小計,人口,人口百分患者比例)

第2款 伝染病：〔記事〕

伝染病表 甲号 8年度伝染病患者員数表(8年7月～9年6月)(表頭 患者数,天然痘・痢病・等<治,死>,小計,派出医員,救助費;表側 府県別)

伝染病表 乙号 9年度伝染病表(9年7月～10年6月)(表頭 熱病,痢病,等,合計,派遣医員,救助費;表側 府県別)

伝染病表 丙号 9年度伝染病患者明細表(9年7月～10年6月)(表頭 熱病・痢病・等<15年以下・45年以下・46年以上〔男,女〕,年齢及男女不詳,治,死>;表側 府県別)

第3款 種痘：〔記事〕

種痘表 甲号 8年度前半期種痘員数表(8年7月～

12月)(表頭 善感,不善感,等,合員,人口比較,種痘医;表側 府県別)

種痘表 乙号 8年度後半期種痘人員表(9年1月～6月)(表頭 初種・再三種<善感,不善感>,合計,人口,人口百分比例,種痘医,種痘所;表側 使府県別,合計,百分比例,8年度前半期種痘人員,前年比較<増,減>)

第4款 病院：〔記事〕

病院表 甲号 8年度病院員数表(表頭 9年<病院・微毒病院・等<新,旧>>,8年<病院,微毒病院,等>;表側 府県別<公立,私立>)

病院表 乙号 9年度病院員数表(9年7月～10年6月)(表頭 病院・微毒病院・等<本院,分院>;表側 府県別<官立,公立,私立>,通計,前年度員数,前年度比較<増,減>)

第5款 梅毒予防及娼妓検査：〔記事〕

娼妓検査表 甲号 9年度娼妓検査人員表(9年7月～10年6月)(表頭 前半期<7～12月>,後半期<1～6月>,合計,人員百分患者比例;表側 兵庫県<兵庫病院・姫路病院<検査人員,有患者>>,栃木県<病院<検査人員,有患者>>)

娼妓検査表 乙号 兵庫県下微毒病院患者(表頭 人員,百分比例;表側 硬性下疳,等)

第6款 薬品監督 其1 薬品検査〔記事〕

其2 薬用製煉品の製造〔記事〕

其3 売薬の調査及販売：〔記事〕

薬品表 甲号 8年度各司薬場薬品検査表(8年7月～9年6月)(表頭 前半年・後半期<許薬用,禁薬用,等>;表側 司薬場:東京府,京都府,大阪府,合計,比較<増,減>)

薬品表 乙号 9年度各司薬場薬品検査表(9年7月～10年6月)(表頭 前半年<7～12月>,小計,百分比例,後半期<1～6月>,小計,百分比例;表側 東京司薬場・京都司薬場・大阪司薬場<許薬用,禁薬用,等>,合計,前周年員数,前年比較<増,減>)

薬品表 丙号 9年度前半期罰則内薬品検査明細表(9年7月～12月)(表頭 7～12月<許,禁>,合計,

許可百分比；表側 薬品名別〈東京府，京都府，大阪府〉）

薬品表 丁号 9年度後半期罰則内薬品検査明細表（10年1月～6月）（同前表） 外国人出願物品検査表（表頭 分析品数，手数料収入〈円，銭〉；表側 横浜〈10年5月，10年6月〉，大阪〈10年6月〉）

製煉薬品表 9年度製煉薬品人員表（9年7月～10年6月）（表頭 使府県別；表側 薬品名別）

売薬表 甲号 8年度売薬検査許禁員数表（8年7月～9年6月）（表頭 前半年・後半年〈出願人員〈既済，未済〉，出願方数〈許，禁，等〉〉；表側 府県別，合計，比較〈増，減〉）

売薬表 乙号 9年度検査売薬員数表（9年7月～10年6月）（表頭 同前表；表側 府県別，合計，百分比，比較〈増，減〉，前周年員数，前年比較〈増，減〉）

売薬表 丙号 売薬請売免許員数表（10年4月～6月）（表頭 4～6月〈人員，方数，等〉；表側 使府県別）

売薬表 丁号 売薬行商免許員数表（同上）（表頭 人数，方数，等；表側 府県別）

第7款 医師薬舗及地方衛生吏

其1 医師〔記事〕

其2 薬舗〔記事〕

其3 地方衛生吏〔記事〕

医師表 甲号 8年度医師人員表（8年7月～9年6月）（表頭 試験免許，漢，洋，等；表側 府県別）

医師表 乙号 9年度医師員数表（9年7月～10年6月）（表頭 試験免許，漢，洋，等，合計，人口，人口千分比例；表側 府県別，合計，前周年員数，前年比較〈増，減〉）

薬舗表 甲号 8年度薬舗員数表（8年7月～9年6月）（表頭 試験免許，従来営業；表側 府県別）

薬舗表 乙号 9年度薬舗員数表（9年7月～10年6月）（同前々表）

地方衛生吏表 甲号 8年度府県医務取締人員表（8年7月～9年6月）（表頭 人員，給料；表側 府県別）

地方衛生吏表 乙号 9年度府県医務取締人員表（9年7月～10年6月）（表頭 人員；表側 府県別）

第8款 鉍泉試験：〔記事〕

鉍泉表 甲号 8年度鉍泉員数表（9年6月調査）（表頭 温・冷〈試験既済，試験未済〉；表側 府県別）

鉍泉表 乙号 9年度鉍泉員数表（10年6月調査）（表頭 同前表；表側 使府県別，合計，前年員数，前年比較〈増，減〉）

第3章 政府規則及公布公達〔記事〕

(3) 衛生局第三次年報

調査対象年 明治10年度

内容細目

第1章 本局処務の概略：〔記事〕

官員増減比較表（表頭 本年度，前年度；表側 奏任〈4～7等〉，判任〈8～17等〉等，合計，比較〈増，減〉）

本周年回議件数表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 前半期〈7～12月〉，後半期〈1～6月〉；表側 正院の命令に係るもの・脚輔の裁決を経しもの・等〈決裁，指令，等〉，総計，前周年員数，前年比較〈増〉）

第2章 衛生事務各項の報告

第1項 死亡：〔記事〕

第1表 死亡人員（9年7月1日～10年6月30日）（表頭 熱性病・呼吸器病・等〈15年以下，50年以下，50年以上，年齢不詳〉，合計，人口千分死亡比例；表側 府県別〈男，女〉，合計，死亡百分年齢比例〈男，女〉，死亡百分各病比例，前周年死亡数，前年比較〈増〉）

第2項 疾病：〔記事〕

〔京都府及び群馬栃木2県に於ける患者員数前年比較表〕（表頭 京都府，群馬県，栃木県；表側 前年度・本年度・前年度より増く員数，人口每百比例）

第2表 府県管内患者表（10年1月1日～11年6月30日）（表頭 從10年7月至11年6月〈京都府，群馬県〉，從10年1月至11年6月〈栃木県〉等，合計，患者百分各病比例；表側 熱性病，呼吸器病，等，合計，人口百分患者比例）

第3項 伝染病：〔記事〕

第3表甲号 伝染病患者総計表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 霍乱・虎列拉・等〈10年7月～11年6月〉，合計，救助費；表側 使府県別，合計，患者百分各病比例，前周年員数，前周年比較〈増，減〉）

第3表乙第1号 腸霍乱患者明細表（同上）（表頭 7年以上15年以下・40年以上50年以下・50年以上〈男，女〉，等，合計，治愈，死亡，患者百分死亡比例；表側 県別，合計，男女通計，男女比較〈多〉，患者百分各病比例）

第3表乙第2号 虎列刺患者明細表（同上）（表頭 15年以下・50年以下・50年以上〈男，女〉，等，合計，治愈，死亡，真偽比較〈多，少〉，患者百分死亡比例，人口万分患者比例；表側 使府県別〈真，偽〉，合計，真偽通計，男女比較〈多，少〉，患者百分各病比例）

第3表乙第3号 赤痢患者明細表（同上）（表頭 15年以下・50年以下・50年以上〈男，女〉，等，合計，治愈，死亡，治死不詳，患者百分死亡比例；表側 県別，男女通計，男女比較〈多〉，患者百分各病比例）

第3表乙第4号 天然痘患者明細表（同上）（表頭 1年以下・3年以下・7年以下・10年以下・15年以下・30年以下・30年以上〈男，女〉，男女年齢不詳，合計，治愈，死亡，患者百分死亡比例；表側 府県別〈種痘済否：既，未〉，合計，男女比較〈多，少〉，患者百分各病比例）

第3表乙第5号 実布の里亜患者明細表（同上）（表頭 同前表；表側 同前々表）

第4項 種痘：〔記事〕

第4表 明治9年度種痘人員表（9年7月1日～10年6月30日）（表頭 初種・再三種〈善感，不善感，等〉，合計，人口百分比；表側 使府県別，合計，接種百分感否比例，前周年員数，前年比較〈増〉）

第5項 病院及地方医学生徒 附梅毒病院

第5表甲号 各地病院員数表（11年6月30日調査）（表頭 本病院・支病院〈官，公，私〉，小計，梅毒・貧民・等〈公，私〉；表側 使府県別，合計，前年員数，前年比較〈増〉）

第5表乙号 病院患者人員表（10年1月～11年6月）（表頭 熱性病，呼吸器病，等；表側 從10年7月至11年6月〈東京〈大学医学病院，陸軍病院，等〉，神奈川県〈十全病院〉等〉，從10年1月至同12月〈山梨

県《公立病院総合病院》、岡山県《公立病院》等、合計、患者百分各病比例）

第5表丙号 病院及医学所生徒人員表（11年6月30日調査）（表頭 本科、予科、等；表側 府県別）

第5表丁号 各地梅毒検査人員表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 検査人員、有患者く真性《局発症、汎発症》、仮性《局発症》等）、検査毎百患者比例、娼妓日常平均員数；表側 神奈川県く横浜病院・横須賀病院・等《自10年7月至11年6月》、兵庫県く兵庫病院《自10年7月至11年6月》等）

第5表戊号 各地梅毒病院患者表（同上）（表頭 神奈川県く横浜病院、横須賀病院、等）、兵庫く兵庫病院等、合計、患者毎百各症比例；表側 真性梅毒く局発症（硬性下疳）、汎発症《斑状梅毒（蔷薇疹、錢苔癖、等）、疹状梅毒（粟粒疹、扁豆疹、等）等》等、仮性梅毒く局発症（軟性下疳、便毒）等）

第6項 薬品監督

其1 薬品検査：〔記事〕

〔横浜及び大阪司薬場に於て外国人の請求に由り試験したる薬品員数表〕（表頭 横浜司薬場、大阪司薬場；表側 薬品の数、手数料）

第6表甲第1号 本周年罰則内外薬品検査総計表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 罰則内・罰則外く許薬用、禁薬用）、合計、検査毎百各場比例；表側 東京司薬場、大阪司薬場、等、合計、検査毎百許禁比例、前周年員数、前年比例く増）

第6表甲第2号 本周年罰則内薬品検査明細表（同上）（表頭 東京司薬場・大阪司薬場・等く許・禁）、合計、検査毎百許可比例、外国輸入高、検査輸入比較く検査超過、検査不足；表側 品名別）

其2 製煉薬品の製造：〔記事〕

第6表乙号 本周年製煉免許薬品及人員表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 府県別；表側 薬品名別、合計、前年員数、前年比較く増、減）

其3 売薬調合及販売：〔記事〕

第6表丙第1号 明治11年度売薬検査表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 出願人員く指令既済、指令未済）、方数く許、禁、等；表側 使府県別、合計、各種百分比例、前年員数、前年比較く減）

第6表丙第2号 売薬請売免許表（10年7月～11年6月）（表頭 人員、方数、等；表側 使府県別、合計、前年員数、前年比較く増）

第6表丙第3号 売薬行商免許人員表（10年7月1日～11年6月30日）（同前表）

第7項 医師薬舗及地方衛生吏

其1 医師：〔記事〕

第7表甲号 明治11年度医師人員表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 免許く前年度迄に試験せしもの、本周年間試験せしもの、等）、小計、従来開業；表側 同前々表）

其2 薬舗：〔記事〕

第7表乙号 薬舗人員表（11年6月30日調査）（表頭 試験免許く前年度迄に許可せしもの、本周年間許可せしもの）、小計、旧来営業；表側 府県別、前周年員数、前年比較く増、減）

其3 地方衛生吏〔記事〕

第8項 鉱泉：〔記事〕

第8表 明治11年度鉱泉員数表（10年7月1日～11年6月30日）（表頭 温泉・冷泉く試験既済、試験未済

）；表側 使府県別、合計、前周年員数、前年比較く増）

第3章 内務省達〔記事〕

(4) 衛生局第四次年報

調査対象年 明治11年度

内容細目

第1章 本局処務の概略〔記事〕

本周年回議件数表（表頭 太政官の命令に係るもの・卿輔の裁可を経しもの・等く決判、指令、等）、総計、前周年員数、前年比較く増、減）；表側 前半期く7～12月）、後半期く1～6月）

官吏増減比較表（表頭 奏任く4～7等）、判任く8～17等）、試薬師く准判任、准等外、等）等、合計、比較く増、減）；表側 本年度、前年度）

第2章 衛生事務各項の報告

第1項 死亡：〔記事〕

第1表甲号 病類区別全国死亡数及男女表（表頭 熱性病、呼吸器病、等；表側 死亡総数、男、女、男女百分比例く男、女）

第1表乙号 病類区別全国死亡数及其比例前年比較表（表頭 同前表；表側 9～10年度、9年度より10年度のく増、減）、9年度各病百分比例、10年度各病百分比例）

第1表丙号 年齢区別各病死亡数比例表（表頭 同前表；表側 15年以下、50年以下、50年以上、年齢不詳）

第1表丁号 府県区別死亡数男女及人口比例（表頭 府県別；表側 人口総数、死亡総数、人口毎千死亡歩合、等）

第1表戊号 各府県死亡数前年比較表（表頭 府県別；表側 9～10年度、9年度より10年度のく増、減）

第1表己号 各府県死亡数人口比例前年比較表（表頭 府県別；表側 9年度死亡歩合、10年度死亡歩合、9年度より10年度のく増、減）

第1表庚号 病類区別各府県死亡表（表頭 府県別、合計、各病百分比例；表側 熱性病、呼吸器病、等）

第1表辛号 病類区別各府県死亡数比例表（表頭 府県別；表側 同前表）

第2項 伝染病：〔記事〕

第2表甲号 腸胃扶斯患者月別表（表頭 府県別；表側 7～6月、月記不詳）

第2表乙号 虎列刺患者月別表（同前表）

第2表丙号 赤痢患者月別表（同前表）

第2表丁号 天然痘患者月別表（同前表）

第2表戊号 実扶の里亜患者月別表（同前表）

第2表己号 腸胃扶斯患者明細表（表頭 府県別、合計、男女比較く多、少）、患者百分各齡比例；表側 患者総数く7年以下・15年以下・20年以下より50年以下迄10年刻み・50年以上《男、女》、合計）、治癒、死亡、患者百分死亡比例）

第2表庚号 虎列刺患者明細表（11年7～12月）（表頭 府県別く真、仮）；表側 患者総数く7年以下・10年以下・15年以下・20年以下より50年以下迄10年刻み・50年以上《男、女》、合計）、治癒、死亡、真仮不詳く多、少）、患者百分死亡比例、人口万分患者比例）

第2表辛号 赤痢患者明細表（表頭 同前々表；表側 患者総数く15年以下・50年以下・50年以上《男、女》、合計）、治癒、死亡、患者百分死亡比例）

第2表壬号 天然痘患者明細表（表頭 府県別く種痘済、否）、合計、男女比較く多、少）、患者百分各齡

比例；表側 患者総数く1年以下・3年以下・7年以下・10年以下・15年以下・30年以下・30年以上《男、女》，合計》，治癒，死亡，患者百分死亡比例）

第2表癸号 実扶の里亜患者明細表（同前表）

第3項 地方病：〔記事〕

第3表 本周年後半期脚気患者明細表（表頭 府県別，陸軍省兵卒大阪鎮台，東京警視病院；表側 5年以下・10年以下・15年以下・25年以下・40年以下・60年以下・60年以上・年齢不詳く男、女》，合計，治癒，死亡，患者百分死亡比例）

第4項 種痘：〔記事〕

第4表 10年度種痘人員表（表頭 使府県別，合計，接種百分感否比例，前周年員数，前年比較く増，減）；表側 初種・再三種く善感，不善感》，合計，人口百分比例）

第5項 病院及医学生徒 附 検梅：〔記事〕

第5表甲号 各地病院員数表（表頭 使府県別，合計，前年員数，前年比較く増，減）；表側 本病院・支病院く官，公，私》，小計，梅毒・貧民・等く公，私）

第5表乙号 病院患者人員表（表頭 從11年7月至12年6月く東京《大学医学部病院，警視病院，等》，神奈川《十全病院》等》，從12年2月至同6月く愛知《博愛病院》等》，合計，患者百分各病比例；表側 熱性病，呼吸器病，等）

第5表丙号 公立病院及医学所生徒員数（表頭 府県別，合計，前年員数，比較く増，減）；表側 本科，予科，等）

第5表丁号 3県梅毒検査人員表（表頭 神奈川く横浜梅毒病院，横須賀梅毒病院，等），兵庫く神戸公立附属病院，公立姫路病院，等）等；表側 検査人員，有患者く真性《局発症，汎発症》，仮性《局発症》等），検査每百患者比例，娼妓日常平均数）

第5表戊号 各地梅毒検査人員表（表頭 使府県別；表側 同前表）

第6項 医師 附産婆：〔記事〕

第6表 医師及産婆人員表（表頭 使府県別，合計，前周年員数，前年比較く増，減）；表側 免許く前年度迄に試験せし者，本周年間試験したる者，等），小計，從來開業，合計，産婆）

第7項 薬舗：〔記事〕

第7表 薬舗人員表（表頭 府県別，合計，前周年員数，前年比較く増，減）；表側 試験免許く前年度迄に許せし者，本周年間許したる者），小計，旧来営業）

第8項 薬品取締：〔記事〕

第8表甲号 罰則内外薬品検査総計表（表頭 東京司薬場，大阪司薬場，等，合計，検査每百許禁比例，前周年員数，前年比較く増，減）；表側 罰則内・罰則外く許薬用，禁薬用），合計，検査每百各場比例）

第8表乙号 罰則内外薬品検査総計表（表頭 薬品名別；表側 東京司薬場・大阪司薬場・等く許，禁），合計，検査每百許可比例，外国輸入高）

第8表丙号 罰則外薬品検査明細表（表頭 薬品名別；表側 同前表）

第8表丁号 裁判及警察関係品試験表（表頭 東京司薬場・横浜司薬場・等く品名別）；表側 事由，成分）

第8表戊号 鉱石試験表（表頭 同前表；表側 產地，成分）

第8表己号 雑品試験場（表頭 同前表；表側 品名，事由，成分，品数）

第8表庚号 湿潤阿片買上明細表（表頭 内国買上，外国買上；表側 量目）別表（乾燥粉末製造高，同内訳く各司薬場及使府県等へ送付高，12年度へ越高），等）

第8表辛号 払下阿片司薬場及使府県へ送付明細表（表頭 司薬場及使府県別；表側 百分中モルヒ子含量9乃至10のものく粉末1匁入，生8匁入，代価），百分中モルヒ子含量11乃至12のものく粉末1匁入，代価）

第8表壬号 阿片特別交付明細表（表頭 東京製薬所，大学医学部，等；表側 量目，代価）

第8表癸号 阿片買上及製造費用金額明細表（元受金額，11年度仕払高，内訳く内国産買上代，外国産同上，等）等）

第8表号外 外国人出願物品試験表（表頭 東京司薬場，大阪司薬場，等；表側 分析品数，手数料収入）

第9項 製煉薬品：〔記事〕

第9表 製煉免許薬品及人員表（表頭 薬品名別，合計，前年員数，前年比較く増，減）；表側 府県別）

第10項 売薬：〔記事〕

第10表甲号 検査売薬員数表（表頭 使府県別，合計，検査每百許禁廃業每百旧新比例，前年員数，比較く増，減）；表側 検査方数く許，禁），廃業く旧方数，新方数），鑑札書換）

第10表乙号 売薬請売免許表（表頭 府県別，合計，前年員数，前年比較く増，減）；表側 方数，下付鑑札）

第10表丙号 売薬行商免許表（同前表）

第11項 鉱泉：〔記事〕

第11表 鉱泉員数表（表頭 同前々表；表側 温泉・冷泉く試験既済，試験未済）

第12項 中毒：〔記事〕

第12表 中毒患者表（表頭 府県別；表側 河豚・山鳥頭・等く患者，死亡）

第13項 飲食物及着色料顔料染料の取締：〔記事〕

第13表甲号 飲食物及着色料試験表（表頭 東京司薬場く海塩《副食料》，山塩《同》等），大阪司薬場く筍孟宗竹《副食料》，筍真竹《同》等）等；表側 品数，反応く良，悪）

第13表乙号 井水及川水試験表（表頭 東京司薬場，大阪司薬場，等；表側 井数，反応く良，中，悪），川数，反応く良，中，悪）

第14項 地方衛生吏：〔記事〕

第14表 府県衛生係人員表（表頭 府県別；表側 人員）

第3章 政府規則及公布公達〔記事〕

衛生局第4次年報正誤

(5) 衛生局第五次年報

調査対象年 明治12年度

内容細目

第1章 本局処務の概略〔記事〕

本周年回議件数表（同前年同表）

官吏増減比較表（同前年同表）

第2章 衛生事務各項の報告

第1項 死亡：〔記事〕

〔9年度以来死亡者の総数及毎千人に対する死亡の歩合増減表〕（表頭 9～12年度；表側 全国死亡者総員，生存者千人に付死亡者歩合）

第1表第1号 11年度病類区別全国死亡数及男女表く

表頭 流行病，全身病，等；表側 死亡總數，男，女，男女百分比（男，女）

第1表第2号 11年度府県別死亡數男女及人口千分比例表（表頭 府県別；表側 人口總數，死亡總數，人口每千死亡步合，男人口，男死亡，男每千男死亡步合，等）

第1表第3号 11年度病類區別各府県死亡表（表頭 府県別；表側 流行病，全身病，等）

第1表第4号 11年度病類區別各府県死亡數百分比比例表（同前表）

第1表第5号 11年度各病死亡職業表（表頭 諸業，農，等，小計，死亡每日各病比例；表側 同前々表）

第1表第6号 12年度病類區別全國死亡數及男女表（表頭 流行病，全身病，等；表側 死亡總數，男，女，男女百分比（男，女））

第1表第7号 12年度府県別死亡數男女及人口千分比例表（表頭 府県別；表側 人口總數，死亡總數，人口每千死亡步合，男人口，男死亡，男每千男死亡步合，等）

第1表第8号 12年度病類區別各府県死亡表（表頭 府県別；表側 流行病，全身病，等）

第1表第9号 12年度病類區別各府県死亡數百分比比例表（同前表）

第1表第10号 12年度各病死亡職業表（表頭 諸業，農，等，小計，死亡每百各病比例；表側 流行病，全身病，等）

第1表第11号 病類區別全國死亡數及其比例年度比較表（表頭 流行病，全身病，等；表側 11～12年度，11年度より12年度のく増，減，11年度各病百分比比例，12年度各病百分比比例）

第1表第12号 各府県死亡數年度比較表（表頭 府県別；表側 11～12年度，11年度より12年度のく増，減）

第1表第13号 各府県死亡數人口千分比例年度比較表（表頭 府県別；表側 11～12年度死亡步合，11年度より12年度のく増，減）

第2項 伝染病：〔記事〕

第2表第1号 腸窒扶斯患者月表（表頭 使府県別；表側 12年7～13年6月，月記不詳）

第2表第2号 赤痢患者月表（表頭 府県別；表側 12年7～13年6月）

第2表第3号 天然痘患者月表（表頭 府県別；表側 同前々表）

第2表第4号 実扶の里亜患者月表（表頭 使府県別；表側 同前表）

第2表第5号 発疹窒扶斯患者月表（表頭 使府県別；表側 12年7月～13年6月）

第2表第6号 腸窒扶斯患者表（自12年7月至13年6月）（表頭 使府県別，合計，患者百分各齡比例；表側 患者く5年以下・10年以下・15年以下・25年以下・40年以下・60年以下・60年以上く男，女，転帰く治癒，死亡く男，女，患者每百死亡比例，流行地人口，人口每千患者比例）

第2表第7号 虎列刺患者統計表（12年自1月至12月）（表頭 所轄：開拓・東京・等・陸軍々人・海軍々人く真，仮，真正類似總計，患者每百各齡比例；表側 患者く3年以下・7年以下・15年以下・30年以下・50年以下・70年以下・70年以上・年齡不詳く男，女，転帰く治癒，死亡く男，女，患者每百死亡比

例，流行地人口，人口每千患者比例）

第2表第8号 赤痢患者表（自12年7月至13年6月）（同前々表）

第2表第9号 天然痘患者表（自12年7月至13年6月）（表頭 府県別く既，未，既種痘未種痘總計，患者百分各齡比例；表側 患者く1年以下より5年以下迄1年刻み・7年以下・10年以下・15年以下・20年以下・30年以下・30年以上・年齡不詳く男，女，転帰く治癒，死亡く男，女）

第2表第10号 実扶の里亜患者表（同上）（表頭 府県別，合計，患者每百各齡比例；表側 患者く1年以下より5年以下迄1年刻み・7年以下・10年以下・15年以下・20年以下・30年以下・30年以上く男，女，転帰く治癒，死亡く男，女，患者每百死亡比例，流行地人口，人口每千患者比例）

第2表第11号 発疹窒扶斯患者表（同上）（表頭 同前表；表側 患者く5年以下・10年以下・15年以下・25年以下・40年以下・60年以下・60年以上く男，女，転帰く治癒，死亡く男，女，患者每百死亡比例，人口，人口每千患者比例）

第2表第12号 全国伝染病患者職業表（同上）（表頭 虎列刺，腸窒扶斯，等；表側 官吏，陸海軍々人，等）

第2表第13号 伝染病予防及救済諸費金額員數表（表頭 府県別；表側 虎列刺予防諸費く臨時費，地方税，等，虎列刺を除き外5病救済諸費）

第3項 地方病：〔記事〕

第3表 各地脚気患者明細表（表頭 府県別，東京海軍病院；表側 5年以下・10年以下・15年以下・25年以下・40年以下・60年以下・60年以上・年齡不詳く男，女，治癒，死亡，未治，患者百分死亡比例）

第4項 種痘：〔記事〕

第4表甲号〔年度別種痘人員表〕（表頭 10～12年度；表側 初種，再三種，等）

第4表乙号 種痘人員表（自11年7月至12年6月）（表頭 使府県別；表側 初種・初種百分感否比例・等く善感，不善感）

第4表丙号 種痘人員表（自12年7月至13年6月）（同前表）

第5項 病院及其患者 附陸海軍患者：〔記事〕

第5表甲号 各地病院員數表（表頭 使府県別，合計，前年員數，前年比較く増，減；表側 本病院・支病院く官，公，私，小計，梅毒・貧民・等く公，私）

第5表乙号 各地病院及陸海軍患者人員表（表頭 自12年7月至13年6月く東京各地く大学医学部病院，大学医学部附属病院，等，神奈川く横浜十全病院等，自12年1月至同12月く山梨く公立病院，陸合病院，等，巖手く医学校附属病院等）等，合計，患者百分各病比例；表側 流行病，全身病，等）

第6項 検梅：〔記事〕

第6表甲号 3県梅毒検査人員表（表頭 神奈川県く横浜梅毒病院，横須賀梅毒病院，等，兵庫県く神戸公立附属病院，公立姫路病院等；表側 検査數，有患者く真性く局発症，汎発症，仮性く局発症等，検査每百患者比例，娼妓日常平均數）

第6表乙号 各地梅毒検査人員表（表頭 使府県別；表側 同前表）

第7項 医師 附産婆：〔記事〕

第7表 医師及産婆人員表（表頭 使府県別，合計，前周年員數，前年比較く増，減；表側 免許く前年

度までに試験せし者、本周年間試験したる者、等）、小計、従来開業、合計、産婆く免許、従来開業）

第8項 薬舗：〔記事〕

第8表 薬舗人員表（自12年7月至13年6月）（表頭 同前表；表側 試験免許く前年度迄に許せし者、本周年間許したる者）、小計、旧来営業）

第9項 薬品取締：〔記事〕

第9表甲号 罰則内外薬品検査総計表（同前年同表）

第9表乙号 罰則内薬品検査明細表（同前年同表）

第9表丙号 罰則外薬品検査明細表（同前年同表）

第9表丁号 外国人分析出願薬品数及収入手数料表（表頭 東京司薬場、大阪司薬場、等；表側 分析薬品、手数料）

第9表戊号 裁判及警察関係品試験表（表頭 東京司薬場・大阪司薬場・く品名）；表側 事由、反応）

第9表己号 砒石試験表：東京司薬場（表頭 品名：砒、緑色砒、等；表側 産地、成分）長崎司薬場（同前表）

第9表庚号 雑品試験表：東京司薬場（表頭 品名別；表側 事由、反応）大阪司薬場（同前表）横浜司薬場（同前表）長崎司薬場（同前表）別表（表頭 品名別；表側 良品、不良品）

第9表辛号 薬用阿片交付一覧表（表頭 司薬場及地方名別；表側 11～12年度く9乃至10・11乃至12く1匁入瓶数、代価）；総括く代価合計、収入代価、未収入代価）

第10項 製煉薬品：〔記事〕

第10表 製煉免許薬品及人員表（表頭 薬品名別、合計、前年員数、前年比較く増、減）；表側 開拓、東京、等）

第11項 売薬：〔記事〕

第11表甲号 検査売薬員数表（表頭 使府県別；表側 同前年同表）

第11表乙号 売薬請売免許表（同前年同表）

第11表丙号 売薬行商免許表（同前年同表）

第12項 砒泉：〔記事〕

第12表 砒泉員数表（表頭 使府県別；表側 同前年同表）

第13項 中毒：〔記事〕

第13表 中毒患者表（表頭 毒物品名：河豚、天狗茸、等；表側 東京府、神奈川県、等）中毒患者年齢別（表頭 毒物品名別く治若くは死に至るまでの経過時間別）；表側 10年未満・10年以上20年未満・20年以上30年未満・30年以上50年未満・50年以上・年齢不詳く治、死）

第14項 飲食物及著色料顔料染料の取締：〔記事〕

第14表甲号 飲食品試験表（表頭 水、製氷用水、等；表側 東京司薬場・大阪司薬場・等く反応く良、悪）

第14表乙号 井水及川水試験表（表頭 東京司薬場、大阪司薬場、等、合計、百分比；表側 同前年同表）

第15項 清潔法〔記事〕

第16項 地方衛生吏〔記事〕

第15表甲号 府県衛生課員統計表（表頭 府県別；表側 設課年月、1等属、2等属、等）

第15表乙号 衛生委員撰挙法一覧表（表頭 府県別；表側 衛生委員撰挙法布達の日、同事務取扱手続布達の日、撰挙の日、配置の方法）

第17項 地方衛生会：〔記事〕

第16表 地方衛生会一覧表（表頭 府県別；表側 衛生会規則を管下へ布達せし月日、第1回開会の月日、会員く衛生課長、警察官、等）

第18項 衛生費寄附金

衛生費寄附金額及人員表（表頭 府県別；表側 金額、人員）

第3章 政府布告及公達〔記事〕

附録 本局附属諸場報告の摘要

第1項 東京司薬場 沿革概略〔記事〕

薬品、砒泉、飲食物併裁判物等検査に関する説明及其景況：〔記事〕

〔明治9年罰則内外薬品試験表〕（表頭 罰則内、罰則外、合計、百分比；表側 許適、禁不適）

〔明治10年罰則内外薬品試験表〕（同前表）

〔明治11年罰則内外薬品試験表〕（同前表）

〔本年度前半期内外産別罰則内外薬品試験表〕（表頭 罰則内薬品・罰則外薬品く内国製、外国製）、総計、百分比；表側 許適、禁不適）

〔本年度後半期内外産別罰則内外薬品試験表〕（同前表）

第2項 大阪司薬場〔記事〕

第3項 横浜司薬場〔記事〕

第4項 長崎司薬場〔記事〕

第5項 牛痘種継所〔記事〕

第6項 東京製薬所〔記事〕

衛生局第4次年報正誤

衛生局第5次年報正誤

(6) 衛生局第六次年報

調査対象年 明治13年度

内容細目

第1章 本局処務の概略〔記事〕

回議件数（13年度）（同前年同表）

官吏増減比較表（13年度）（表頭 奏任く4～7等）、判任く8～17等）等；表側 本年度、前年度、前年度に比較本年度く増、減）

第2章 衛生事務各項の報告

第1項 出産婚姻死亡：〔記事〕

生死婚姻総表（13年度）（表頭 府県別；表側 総人員、生産く男、女）、死産、結婚、死亡く男、女）、生産の死亡より超過）

出産：〔記事〕

出産と人員及夫婦の比較（13年度）（表頭 府県別；表側 人員、人員百中出産く生産、死産）、出産1に対する人員、生産1に対する人員、死産1に対する人員、現在夫婦の数、夫婦百中出産く生産、死産）等）生産死産の別（13年度）（表頭 府県別；表側 出産総数、生産く公生・私生く男、女）、死産く公生・私生）、生産百に対する死産、死産1に対する生産、公生百中死産比例、私生百中死産比例）

公生私生及男女の別（13年度）（表頭 府県別；表側 生産百中公私及男女比例く公生・私生く男、女）、死産百中公私比例く死産く公生、私生）

出産月別（13年度）（表頭 府県別く生産、死産）；

表側 13年7月～14年6月）

出産多少極数（13年度）（表頭 府県別；表側 月次、最少数、月次、最多数、差）

婚姻：〔記事〕

結婚（13年度）（表頭 府県別；表側 結婚の数く20歳以下の婦、20歳以上の婦、50歳以上の婦）、人員千

に対する結婚、結婚1に対する人員、14歳以上人員千に対する結婚、結婚1に対する14歳以上人員）
離婚（13年度）（表頭 府県別；表側 離婚の数く妻20歳以下の者、妻20歳以上の者、妻50歳以上の者）、人員千に対する離婚、等）
配偶の1（13年度）（表頭 府県別；表側 配偶の数く妻20歳以下の者、妻20歳以上の者、妻50歳以上の者）、人員百に対する配偶、等）
配偶の2（13年度）（表頭 府県別；表側 40歳以上の人員、14歳以上の人員と配偶の比例く人員百に対する配偶、配偶1に対する人員、14歳以上の未婚者、14歳以上の配偶なき既婚者、14歳以上にして配偶なき者と配偶者の比例く未婚者く未婚者百に対する配偶、配偶1に対する未婚者、既婚者く既婚者百に対する配偶、配偶1に対する既婚者））
生死婚姻市街村落の別（13年度）（表頭 府県別く市街、村落）；表側 人員百中出産比例く公生、私生、人員百中結婚比例、人員百中死亡比例）
死亡：〔記事〕
人口毎千に死亡者歩合（表頭 年紀：1869～1878；表側 英吉利、丁抹、等）
累年全死亡者（表頭 9～13年度、平均；表側 死亡く全数、男、女）
累年死亡者全国病類別（表頭 流行病、全身病、等；表側 11～13年度）
累年死亡者男女別（表頭 府県別；表側 9～13年度く全数、男、女）
累年死亡者病類別府県別（表頭 府県別く11～13年度）；表側 流行病、全身病、等、合計、3年間百分比例）
出産死亡比例：人口毎千に付出産死亡の比例（表頭 府県別；表側 出産、死亡、出産の死亡より多き数）〔欧州10箇国の人口毎千に付出産死亡の平均比例〕（1865年より同77年に至る）（表頭 英吉利、仏蘭西、等；表側 同前表）
出産死亡比例（13年度）（表頭 府県別；表側 出産総数、死亡総数、死亡数く出産百に付、男の出産百に付男、女の出産百に付））
全国死亡多少極数：〔年齢に關せず1年を4期に分ちてその人口千人死亡者比例〕（表頭 第1期く自1月至3月、第2期く自4月至6月、等、月記不詳；表側 人口千人死亡者比例）
〔1838年より同71年に至る34年間英國に於ける死亡平均月別数〕（表頭 第1期く自1月至3月、第2期く自4月至6月、等；表側 同前表）
全国死亡極数（13年度）（表頭 1年未満、1年以上2年未満より4年以上5年未満迄1年刻み、5年以上10年未満より15年以上20年未満迄5年刻み、20年以上30年未満より70年以上80年未満迄10年刻み、80年以上、總年齡；表側 最多数・最少数く月、死亡数、多少之差）
死亡者府県月別：〔1年を4期に分て人口千人に付每期比例〕（表頭 府県別；表側 1～4期く123月、456月、等）、月記不詳）
死亡者府県月別（13年度）（表頭 府県別く全数、男、女）；表側 13年7月～14年6月、月記不詳）
死亡者毎國月別：〔1年を4期に分て人口千人に付每期比例〕（表頭 國別；表側 同前々表）
死亡者毎國月別（13年度）（表頭 國別く全数、男、女）；表側 同前々表）

死亡者年齡月別：死亡毎百に付4期各齡比例（表頭 5年未満、5年以上10年未満より15年以上20年未満迄5年刻み、20年以上30年未満より70年以上80年未満迄10年刻み、80年以上；表側 同前々表）
死亡者年齡月別（13年度）（表頭 1年未満・1年以上2年未満より4年以上5年未満迄1年刻み・5年以上10年未満より15年以上20年未満迄5年刻み・20年以上30年未満より70年以上80年未満迄10年刻み・80年以上く全数、男、女）；表側 同前々表）
死亡者病類別月別：總死亡毎百に付4期各病比例（表頭 流行病、全身病、等；表側 同前々表）
死亡者病類別月別（13年度）（表頭 流行病・全身病・等く全数、男、女）；表側 同前々表）
死亡者年齡府県別：毎府県死亡者百分中各齡比例（表頭 府県別；表側 初生以上5年未満より15年以上20年未満迄5年刻み、20年以上30年未満より70年以上80年未満迄10年刻み、80年以上）
死亡者年齡國別：毎國死亡者百分中各齡比例（表頭 國別；表側 同前々表）
死亡者毎國年齡別（13年度）（表頭 國別く全数、男、女）；表側 同前々表）
死亡者病類別府県別：毎府県死亡者百分中各病比例（表頭 府県別；表側 流行病、全身病、等）
死亡者病類別府県別（13年度）（表頭 府県別く全数、男、女）；表側 流行病、全身病、等、合計、人口千人死亡比例）
死亡者病類別國別：毎國死亡者百分中各病比例（表頭 國別；表側 同前々表）
死亡者病類別國別（13年度）（表頭 國別く全数、男、女）；表側 同前々表）
死亡者年齡病類別（13年度）（表頭 1年未満・1年以上2年未満より4年以上5年未満迄1年刻み・5年以上10年未満より15年以上20年未満迄5年刻み・20年以上30年未満より70年以上80年未満迄10年刻み・80年以上・總計く全数、男、女、死亡百分各病比例；表側 流行病、全身病、等、合計、死亡百分各齡比例）
死亡者病類別職業別：各病毎百職業比例（表頭 流行病、全身病、等；表側 諸業、農、商、職工、力役）
死亡者病類別職業別（13年度）（同前表）
第2項 伝染病：〔記事〕
〔痘瘡患者最多2県の累年患者数〕（表頭 愛媛、高知；表側 10～13年度）
〔種痘の済否につき患者百分年齡比例〕（表頭 10～13年度く概、未）；表側 1年以下、3年以下、7年以下、10年以下、15年以下、30年以下、30年以上）
虎列刺患者月別（13年）（表頭 府県別；表側 1～12月）
虎列刺患者年齡府県別（13年）（表頭 府県別・總計く全数、男、女、年齡百分比例；表側 5年未満、5年以上10年未満、10年以上15年未満、15年以上25年未満、25年以上40年未満、40年以上60年未満、60年以上、年齡不詳、合計、人口1万患者比例）

虎列刺患者年齢国別（13年）（表頭 国別・総計〈全数，男，女〉，年齢百分比；表側 同前表）

累年虎列刺患者治死（表頭 使府県別，陸海軍人，三菱会社船中；表側 10～13年度〈全数，治，死，患者百分死亡比例〉）

発疹室扶斯患者月別（13年度）（表頭 府県別，総計，月別百分比；表側 13年7月～14年6月，月記不詳）
発疹室扶斯患者年齢別（13年度）（表頭 府県別・総計〈全数，男，女〉，年齢百分比；表側 5年未満，5年以上10年未満，10年以上15年未満，15年以上25年未満，25年以上40年未満，40年以上60年未満，60年以上，合計，人口1万患者比例）

累年発疹室扶斯患者治死（表頭 使府県別；表側 12～13年度〈全数，治，死，患者百分死亡比例〉）

腸室扶斯患者月別（13年度）（表頭 府県別，総計，月別百分比；表側 13年7月～14年6月，月記不詳）
腸室扶斯患者年齢府県別（13年度）（表頭 府県別・総計〈全数，男，女〉，年齢百分比；表側 5年未満，5年以上10年未満，10年以上15年未満，15年以上25年未満，25年以上40年未満，40年以上60年未満，60年以上，年齢不詳，合計，人口1万患者比例）

累年腸室扶斯患者治死（表頭 使府県別；表側 9～13年度〈全数，治，死，患者百分死亡比例〉）

実布の里亜患者月別（13年度）（表頭 府県別，総計，月別百分比；表側 13年7月～14年6月，月記不詳）
実布の里亜患者年齢別（13年度）（表頭 府県別・総計〈全数，男，女〉，年齢百分比；表側 1年未満，1年以上2年未満より4年以上5年未満迄1年刻み，5年以上7年未満，7年以上10年未満，10年以上15年未満，15年以上20年未満，20年以上30年未満，30年以上，年齢不詳，合計，人口1万患者比例）

累年実布の里亜患者治死（表頭 使府県別；表側 9～13年度〈全数，治，死，患者百分死亡比例〉）

赤痢患者月別（13年度）（表頭 府県別，総計，月別百分比；表側 13年7月～14年6月，月記不詳）

赤痢患者年齢別（13年度）（表頭 府県別・総計〈全数，男，女〉，年齢百分比；表側 5年未満，5年以上10年未満，10年以上15年未満，15年以上25年未満，25年以上40年未満，40年以上60年未満，60年以上，年齢不詳，合計，人口1万患者比例）

累年赤痢患者治死（表頭 府県別；表側 9～13年度〈全数，治，死，患者百分死亡比例〉）

痘瘡患者月別（13年度）（表頭 府県別，総計，月別百分比；表側 13年7月～14年6月，月記不詳）

痘瘡患者年齢別（13年度）（表頭 府県別・総計〈全数，既種，未種〉，年齢百分比；表側 1年未満・1年以上2年未満・4年以上5年未満・5年以上7年未満・7年以上10年未満・10年以上15年未満・15年以上20年未満・20年以上30年未満・30年以上・年齢不詳〈男，女〉）

累年痘瘡患者治死（表頭 府県別〈全数，既種，未種〉；表側 9～13年度〈全数，治，死，患者百分比例〉）

全国伝染病患者職業別（13年度）（表頭 官吏・医師・等〈全数，男，女，男女不詳〉；表側 虎列刺，腸室扶斯，等）

伝染病患者人口及病類比例（13年度）（表頭 府県別；表側 人口，患者数，患者百分各府県比例，人口百人に付患者比例，患者百人に付病類比例〈虎列刺，腸

室扶斯，等〉）

累年伝染病患者府県別（表頭 使府県別〈9～11年度，12～13年度〈全数，男，女〉；表側 虎列刺，腸室扶斯，等，合計，患者百分各年比例）

第3項 地方病：〔記事〕

地方病患者国別（13年度）（表頭 国別〈全数，男，女〉；表側 間歇熱，懷麻質私，等）

脚気患者月別（13年度）（表頭 府県別〈国別〉，海軍軍人；表側 13年7月～14年6月，月記不詳）

脚気患者年齢別（13年度）（表頭 府県別・海軍軍人〈全数，男，女〉；表側 10年未満，10年以上15年未満，15年以上25年未満，25年以上40年未満，40年以上60年未満，60年以上，年齢不詳）

累年脚気患者治死（表頭 府県別，陸軍軍人，海軍軍人，東京警視病院；表側 11～13年度〈全数，治，死，患者百分死亡比例〉）

脚気患者職業別（13年度）（表頭 府県別〈全数，初感，再三感〉；表側 官吏，陸海軍人，等）

第4項 種痘：〔記事〕

種痘人員（表頭 使府県別〈10～13年度〉；表側 初種・再種以上〈全数，善感，不善感，感否百分比例〈善感，不善感〉〉）

第5項 病院及其患者学校生徒患者 附囚獄患者：〔記事〕

〔本周年に於ける患者の病症別表〕（表頭 外科的諸病，消化器病，等；表側 患者百人に付割合）

各地方病院（13年度）（表頭 使府県別；表側 内外科〈全数，本病院，支病院〉，専門科〈梅毒病院，貧民病院，等〉）

病院患者医師及金員出納（13年度）（表頭 府県別〈所在地別〈病院別〉〉；表側 患者〈全数，入院，外来〉，医師〈全数，内国人，外国人〉，収入金，支出金）

病院患者病症別（13年度）（表頭 府県別・陸軍省・海軍省・等〈所在地別〈病院別〉〉；表側 流行病，全身病，等）

朝鮮国釜山港病院日本人患者表（13年度）（表頭 流行病・全身病・総計〈男，女〉，患者百分各月比例；表側 13年7月～14年6月，合計，患者百分各病比例）
朝鮮国元山港生々医院日本人患者表（13年度）（同前表）

病院所属財産価額（13年度）（表頭 府県別〈所在地別〈病院別〉〉；表側 家屋敷地並附属地価，書籍価，等）

官立及府県立学校生徒患者（13年度）（表頭 諸省及府県別〈男，女〉；表側 流行病，全身病，等，合計，死亡）

囚獄患者（13年度）（表頭 府県別・総計〈男，女〉，死亡；表側 同前表）

第6項 救済院：〔記事〕

救済諸院（13年度）（表頭 府県別〈院名別〉；表側 本期中総人員〈総人員，前期より越人員，本期内入院〉，本期中退院人員〈総人員，退院，死亡〉，本期末現員，金員出納〈収入，支出〉，入院者1人に付支出の割）

救済諸院患者（13年度）（表頭 同前表；表側 病類〈流行病，全身病，等〉，転帰〈治癒，死亡，未治〉）

第7項 検梅：〔記事〕

梅毒検査（13年度）（表頭 府県別；表側 娼妓日常

平均的，受験者1ヶ年間延人員，等，受検者百人患者者比例）

第8項 醫師 附産婆：〔記事〕

府県医師及産婆獣医（13年度）（表頭 使府県別；表側 内務省免許医く試験，試験を不須者），府県免許院，計，医師1人に付人口の割合，専門医く歯科，眼科，等），医師合計，産婆，産婆1人に付出産の割合，獣医）

郡区医（13年度）（表頭 府県別く郡区の別）；表側 郡区の数，人口，医員く有給，無給），等）

第9項 薬舗：〔記事〕

薬舗人員（表頭 府県別；表側 11～13年度く総員，試験免許，旧来営業））

第10項 薬品検査及阿片取締：〔記事〕

薬品検査（13年度）（表頭 第1類注意薬・第2類毒薬・第3類劇薬・通常薬く薬品名別く全数，許，禁），総計区別く第1類注意薬・第2類毒薬・等く全数，許，禁；表側 検査総高・東京司薬場・横浜司薬場・等く内国品，外国品），検査十分許禁比例）

洋薬輸入（13年度）（表頭 薬品名別；表側 全数，横浜，神戸，大阪，長崎）

〔右の外量目不詳のもの〕（表頭 薬品名別；表側 数）

裁判及警察関係品試験之1 東京司薬場（表頭 品名別；表側 事由，反応）同2 横浜司薬場（同前表）同3 大阪司薬場（同前表）

諸品試験之1 東京司薬場（同前表）同2 横浜司薬場（同前表）同3 大阪司薬場（同前表）同4 長崎司薬場（同前表）

鉱石試験之1 東京司薬場（表頭 品名別；表側 産地，反応）同2 長崎司薬場（同前表）

外国人出願薬品試験之1 大阪司薬場（表頭 薬品名別；表側 良，悪，合計，手数料）同2 横浜司薬場（同前表）

外国人出願雑品試験 横浜司薬場（表頭 品名別；表側 成分，手数料）

薬用阿片交付（13年度）（表頭 各司薬場及使府県別；表側 前期越高く量目，代価），本期交附高く9乃至10・11乃至12く量目，代価），等）

薬用阿片特別配付（13年度）（表頭 東京司薬場，大阪司薬場，等；表側 前期越高く9乃至10く8匁入，代価），本期中交付高く粉末・エキスク量目，代価），代価合計，収入高・未収入後期へ越高く粉末・エキスク量目，代価））

第11項 製煉薬品：〔記事〕

製薬人（13年度）（表頭 使府県別；表側 前年度迄の免許，本年度内免許）

製薬（13年度）（表頭 府県別く薬品名別）；表側 数量）

第12項 売薬：〔記事〕

売薬検査（表頭 使府県別；表側 11～13年度く全数，許，禁））

売薬請売免許（13年度）（表頭 同前表；表側 11～13年度く方数，下附鑑札））

売薬行商免許（表頭 同前表；表側 11～13年度く方数，札数））

第13項 鉱泉：〔記事〕

鉱泉（13年度末）（表頭 同前表；表側 温泉・冷泉く全数，試験既済，試験未済））

第14項 中毒：〔記事〕

中毒患者府県別（13年度）（表頭 府県別く患，死）；表側 河豚，西洋種刀豆，等）

中毒患者年齢治死別（13年度）（表頭 初年以上15年未満・15年以上45年未満・45年以上・年齢不詳く全数，治癒，死亡く6時間以内，12時間以内，24時間以内，24時間以上），総計く全数，治癒，死亡）；表側 同前表）

第15項 飲食物及着色料顔料染料の取締：〔記事〕

飲食物試験の1 東京司薬場（13年度）（表頭 品名別く所在地及産地別）；表側 個数，反応く良，中，不良）同2 横浜司薬場（同前表）同3 大阪司薬場（同前表）同4 長崎司薬場（同前表）
飲食物試験表附録 大阪司薬場（13年度）（表頭 品名別く産地く用法）；表側 成分百分中く水分，湿食塩麻佃湿失重量，乾食塩麻佃湿失重量））

第16項 清潔法：〔記事〕

第17項 地方衛生吏：〔記事〕

府県衛生吏員及給料（13年度末）（表頭 府県別；表側 衛生課く総員，判任准判任，等，1ヶ年給料），郡区役所く総員，書記，雇，1ヶ年給料））

町村衛生委員（13年度）（表頭 府県別；表側 委員く総員，有給，無給），1ヶ年間給料，人口，等）

第18項 地方衛生会：〔記事〕

地方衛生会員（13年度）（表頭 府県別；表側 衛生課長，警察官，等）

第19項 地方衛生費：〔記事〕

衛生費出納（13年度）（表頭 府県別；表側 収入く総額，地方税，協議書，等），支出く総額，地方衛生会費，衛生委員費，等））

第3章 政府布告及公達：〔記事〕

附録 本局附属諸場報告の摘要

第1項 東京司薬場：処務概略〔記事〕

阿片試験の記事：〔記事〕

〔モルヒ子定量成績表〕（表頭 種類：白色花・紫色花・赤色花く採収時期）；表側 収穫，モルヒ子）

駒場試験の記事：〔記事〕

〔明治14年7月東京司薬場に於て試験せし成績表〕（表頭 採収時期；表側 収穫，モルヒ子）

第2項 大阪司薬場〔記事〕

第3項 横浜司薬場〔記事〕

第4項 長崎司薬場〔記事〕

第5項 牛痘種継所：〔記事〕

13年度初種再三種の感否牒牛種痘頭数省使府県例規分苗及払渡人民払下並痘苗代価収入金額（初種痘・再三種痘・牒牛種痘く善感，不善感），省使府県例規分苗，省使府県払渡苗，人民払下苗，痘苗代価収入金）

省使府県例規分苗及官民払渡管数並収入金合計表（表頭 7～13年；表側 省使府県例規管数，同上払渡管数，人民払下管数，痘苗代金収入金）

初種再三種種痘人員並百分感否比例附牒牛種痘頭数表（表頭 7～13年；表側 初種・初種百分感否比例・再三種・再三種百分感否比例く善感，不善感），合計，牒牛種痘く善感，不善感））

第6項 東京製薬所：〔記事〕

〔11年度以降営業費受払明細表〕（表頭 建築費，器械費，俸給，等；表側 11～13年度）

〔11年度以降製造品受払明細表〕：11年度（石炭酸再製「タール」油曹達等前年より在来品代価，同上諸品及其他本年度製造薬品価額，右薬品払下代金，等）

12年度（前年持越薬品価額，本年度諸製薬品価額，右
諸薬払下代価） 13年度（同前表）

衛生局第6次年報正誤
衛生局第5次年報正誤

解題

1～2. 沿革 調査目的

「衛生局年報」は、明治6年、文部省に設置された衛生局が、創立以来の所管衛生行政および衛生統計を編集して刊行した業務年報であり、同省戸籍局の「日本全国戸籍表」，「戸籍局年報」と並ぶ、わが国人口動態統計の重要な情報源である。そのうち第10回（明治17年6月～20年12月）の年報までが太政官時代を対象年次とするが、本書では明治17年に刊行された「衛生局第六次年報」までをとりあげた。なお「衛生局年報」の刊行年については、とりあえず，「日本科学史学会編：第8章 参考文献(91)の付録の「衛生局第一第二報告」に付した解題によった。

またこの年報に収録された各種統計調査のうち、ここではもっとも重要な人口動態統計として死亡、出産、疾病、婚姻の調査の沿革を述べ、その他の衛生統計調査については、3. 調査対象のなかで適宜とりあげることとしたい。(1)

死亡調査

衛生局の死亡統計調査は、明治8年3月、文部省が達および指令をもって東京、大阪、京都の3府に対して「医制」第45条、46条にもとづき、医師が施治の患者が死亡したときは、その病名、経過の日数、死因を各府の医務取締に申告するよう通達したことによってはじまった。(2)

翌9年2月5日、文部省の衛生行政を引きついで内務省より、達乙第13号をもって3府以外の全県に対して、管内医師の施治患者の死亡届を提出することを義務づけた。3府に対してはあらためて同月8日に同様の通達を発している。これが内務省の全国死亡統計調査のはじまりである。「衛生局第三次年報」には「始めて死亡申牒の制を定め普く之を府県に達せしは明治九年二月に在り故に各地方死亡の調査は実に九年一月以降の事に係る」とある。

明治9年10月27日、内務省は府県に対して医師の患者死亡届様式中に必ず本人の職業を記載させるよう通達を出している。(達乙第124号)しかしこの職業の記載は、もともと同年2月、府県に対して患者死亡届を提出するよう通達したときに、死亡届の書式には、姓名の上に何業何職と記載するようになっていたのであるが、これがなかなか実行されないため、さらに念をおしたのである。

明治13年2月9日、衛生局は府県に通達して、人口1万人以上の都市の死亡統計を毎月申告させることとした。この結果表が、14年から刊行された「都市生死婚姻統計月報」および15年から刊行された「都市生死婚姻統計表」である。

明治13年7月8日、衛生局の制定した衛生統計諸表のうち、死亡統計は以下の4表である。死亡人員統計表（病因別、職業別、男女年齢区分別、前5年間死亡人員表）、郡区別死亡人員表（表章は前表に同じ）、死亡人員毎月表（病因別、月別）、死亡人員平年表（病因別、月別）

明治16年6月4日の内務省達乙第28号によって、さらに死亡表式が改正された。統計表は甲号と乙号に分かれ、甲号は毎月郡役所で作成、乙号は衛生委員が受持市町村の1ヶ月の事実を集計して郡役所に提出する。甲号は死亡者土地区別表、死亡者年齢区別表、死亡者職業区別表、坪数及戸口表で、乙号は死亡調、坪数戸口調である。甲号の死亡表中の職業細目については、同月23日に衛生局より「死亡表中職業細目要領」が、また病類細目については同月25日に「死亡表中病類細目要領」が各府県へ通知された。

ここで死亡者職業分類表についてコメントを少し加えよう。明治9年10月の内務省達乙第124号では、職業区分は添付されていないようである。13年7月に定められた衛生統計諸表中の第4号「死亡人員統計表」で、はじめて表頭に職業分類が現われている。これは、諸業、農、商、職工、力役の5区分でその分類規定は、注記につきのようにあるのみである。

「一 職業を分つに婦女若くは老幼廢疾等にて常職定業なきものは戸主家族を論せず其一家の営業による例えば一家の営業は農事を専とし戸主独り工業を執る者の家族にして自己一身の恒職なきものの如きは戸主の何業たるに拘はらず其家業（即ち農）の部に入るものとす

一 官員及び芸術家を始め華士族平民共に農商工力役^{表面職業科目第五に}を^第を除くの外は総て之を諸業^{科目第三の}の部に編入」

明治16年6月4日の内務省達乙第28号による死亡者職業区別表では、職業の区別は、公務に関する業（以下，「に関する業」は省略），學術，医事，農耕，商賈，製造工作，漁撈採藻，舟楫，採鉱，力役，其他諸業，の11区分と詳細になった。またこの職業細目の分類について、同月23日につきのような「死亡表中職業細目要領」が府県に配布された。

「死亡表中職業細目要領」

一 公務に関する業とは官吏其他諸官公庁の雇員、給仕、小使、門衛、牧場山野橋梁等の看守人の類
但陸海軍々人にして陸軍部に於て直に埋葬する者を除く

一 學術に関する業とは諸学校の教授教員生徒神仏教導職、著訳者、新聞記者、代言人、測量家、画工、筆耕等の類

一 医事に関する業とは医師、製薬師、産婆、獣医、針治、按摩、灸治、看病人等の類

一 農耕に関する業とは農作主、農作人、養蚕者、機織、炭焼、牧畜家、植木職、猟師、樵布等の類

一 商賈に関する業とは凡百の商業に従事する者及諸会社役員、商店の番頭支配人雇人等の類

一 製造工作に関する業とは諸職工、其他製造工作に関する業務等の類

一 漁撈採藻に関する業とは漁夫、海苔採等の類

一 舟労に関する業とは船長以下水火夫及船中にて事業を執る者、渡守、筏乗等の類

一 採鉱に関する業とは採掘夫、熔鉱夫等の類

一 力役とは人力車及荷車挽、土方、米搗、人足等の類

一 其他諸業

右職業は各本人の現業に依りて區別し家族にして戸主と同一なる職業を操る者は本人の部類に合算し又家族にして戸

主の定職外なる職業を有せる者は其職業の部類に記入するを要す

但二業以上を兼ねる者は其主なる業を記す」

明治17年10月、太政官布達第25号「墓地及埋葬取締規則」が制定された。この第4条に「区長若しくは戸長の認許証を得るに非ざれば埋葬又は火葬をなすことを得ず」とある。またこの規則の施行細則が、同年11月18日に内務省達乙第40号の「施行方法細目標準」で定められたが、その第8条に「死屍を埋葬又は火葬せんと欲する者は主治医の死亡届書を添えて区長又は戸長の認許証を乞ふべし、医師の治療を受くるの猶予なくして死亡したる者を埋葬又は火葬せんと欲するときは医師の検案を差出し区長又は戸長の認許証を乞ふべし、妊娠四月以上の死胎に係るときは医師若しくは産婆の死産証を差出し区長又は戸長の認許証を乞ふべし」とある。

この2つの条例によって死亡届に関する法的措置は一步前進し、また医師死亡届書が死亡統計の資料となった。

明治19年9月28日、内務省令第19号をもって、この死亡届についてはさらに罰則規定をとまうこととなったから、明治20年以降の死亡統計の精度は、それ以前より格段に高まったと推定してよいであろう。

出生調査

衛生局の出生統計の根拠は、明治12年12月27日、内務省より達乙第55号をもって府県に衛生課を設けるよう命令した「府県衛生課事務条項」である。この第六 統計報告の事に「郡区より出す所の出産死亡流産の申報を収録し管内の人口死者の寿夭及び疾病の類別を調査して毎半年の統計表を製する事」とある。ただし、死亡についてはすでに医師の届出が義務制となっているが、出産についてはこの「事務条項」中に申告者の規定はない。しかし、改正「医制」の第28条に「産科医は生児の男女死生及び年月日を記して医務取締に出すべし 但流産も三箇月以上の者は右に同じ（当分）内外科を論ぜず総て産婦を取扱ふ者は皆本条に準ず」とあるので、町村の衛生委員が管轄地の医師または産婆に対して、出産死産の届出書の提出を求めたものと考えられる。

これにもとづいて衛生局は、まず明治13年2月9日、府県へ通報して、人口1万人以上の都市の出産統計を毎月申告させることとした。この結果表は、14年から刊行された「都市生死婚姻統計月報」および15年から刊行された「都市生死婚姻統計表」に収録されている。

明治13年7月、衛生局の定めた衛生諸統計の表式によると、出産統計は府県別の正産流産統計表（公生、私生別）と国別の正産流産表の2表である。

16年6月4日の内務省達乙第28号によって出産表様式は再び改正されている。

疾病調査

疾病のうち伝染病については、明治8年3月、衛生局が3府に対して先に述べた死亡調査の申告を求めた達および指令において、悪性伝染病流行の際は、急速に医務取締りおよび区戸長に届け出るよう義務づけている。その後9年2月5日、内務省より府県に対して達乙第12号をもって、伝染病流行の際は、派遣された医師は、その施治の患者について、また地元の医師は各自の施治の患者についてその数、男女、年齢、職業、治癒・死亡の別、疾病の性質、経過の日数、治療法、予防法の概略を申告するよう義務づけている。これが伝染病に対する統計調査の最初の根拠法である。

明治10年の「虎列刺病予防法心得」の第8条、第9条、第10条にもコレラ病患者についての届出を義務づけている。またこの「予防法心得」を拡大した13年7月の太政官布告第34号による「伝染病予防規則」の第2条、第3条に、つぎのように伝染病に関する調査結果を申告するよう義務づけている。

「第二条 医師の伝染病を診断する者は遅くも24時間之内を患者所在の町村衛生委員に通知するを要す衛生委員は速に之を郡区長及び最寄警察署に通知し郡区長は速に之を地方庁及び警視本署に届出べし 但土地の便宜に依り医師より直に警察署に届出警察署より衛生委員に通知するも妨なし」

第三条 地方長官は管内に伝染病流行の兆ありと認むるときは其性状を記して速に之を内務省に申報し且つ其管内及び隣接若しくは船舶交通の府県最寄兵営其地碇船舶の軍艦等に報告すべし 但流行の勢盛るときは毎週に新旧患者及び治癒死亡の数を内務省に申報すべし」

この第2条には、明治13年12月に、末尾に「地方庁は一週間毎に新旧患者及び治癒死亡の数を内務省に申報すべし」という週報に関する改定が追加され、またこの週報の報告書式は、16年5月3日の内務省達乙第20号によって定められた。

また表式については、明治13年7月8日公布された衛生統計諸表の第8号、第9号によって伝染病統計の表式が定められている。

つぎに一般疾病の調査については、発足草々の衛生局は、コレラをはじめとする急性伝染病の対策に全力をあげざるをえず、到底一般疾病調査まで手がまわらなかったのである。その中でも明治9年、衛生局吏員が府県を巡廻し、府県衛生吏員に管下の公私立病院患者表を申告するよう依頼している。しかし、当時は病院の概念は明確に定められず、病床数も患者数も、陸海軍病院を除いては全国的統計をうることは不可能であった。病院の申告が全国病院のほぼ50%に達したのは、やっと明治13年度からである。

ただし脚気病については、明治10年前後より軍隊に蔓延し、死亡者も多く、戦闘力に著るしく影響するためその対策が急がれていたが、その一環として衛生局は、明治10年12月8日に達乙第109号をもって府県公立病院に脚気病患者の申告を義務づけた。また翌11年3月、陸海軍病院と警視本署に依頼して脚気病の患者表の提出を求め、さらに翌12年3月28日、府県に対して脚気患者明細表の提出を命じている。

婚姻調査

婚姻については、壬申戸籍において毎年の出生、死亡、出入を加除することになっていたから、出入の1項目として結婚および離婚も、戸籍の上では記録されていたが、戸籍局ではこれを戸籍表の集計項目として採用していない。

衛生局がはじめて婚姻統計を発表したのは、「明治十三年都市生死婚姻統計表」であり、その根拠法は明治13年2月9日、内務省から府県へ通報された、人口1万人以上の都市の出生婚姻死亡数の毎月統計調査の依頼である。もっとも、

このときの表式は結婚のみで離婚はなく、地域も都市に限られていた。

結婚および離婚の全国統計がはじめて発表されたのは、「衛生局第六次年報」であって、その根拠法は明治13年7月、衛生局の制定した衛生統計諸表のうちの第3号 結婚統計表である。この表式は男女共、初縁、再縁区分のみで年齢区分はないが、表側の「平均の年齢（男、女）」の注記に「平均年齢は仮会へば初縁の男にして結婚する者あれば其都度年齢及端月を記録し……」とあるので、申込表には年齢区分があったと思われる。「第六次年報」では妻の年齢の3区分のみを採用している。

明治16年6月4日、内務省達乙第28号により衛生統計が改正された際、婚姻統計表として新たに結婚者初再縁及年齢区別表および結婚者年齢対照表の表式が定められた。ところが、明治18年10月5日、内務省達甲33号によって、上記の2表は廃止されることになり、衛生局関係の婚姻統計は中断してしまったのである。したがって、この時期における婚姻統計は、16年11月7日、内務省達乙第43号によって制定された戸籍表のうちの「前一周年出生死亡及就籍除籍及結婚離婚」にもとづいて作成された戸籍局関係の結婚、離婚総数の数値しかえられないこととなった。衛生局関係の婚姻統計数値がえられるのは、明治24年からである。

3. 調査対象

(1) 衛生局第一第二報告

刊行は明治10年で対象年度は明治8年、9年度である。内容は統計表が主体であり、各統計表の前にその解説を試みているという体裁であって、衛生行政については、第1章で明治6年、衛生局創設以降の概略が述べられているにすぎない。したがって、この報告は名称は報告であるが事実は統計書であり、この形式は第3回以降においても変わらない。このように「第一第二報告」は、簡単な内容を収録したわずか67頁の小冊子であるが、わが国における最初の衛生統計書として歴史的意義をもつものといえよう。

統計表の内容は、当時の衛生統計調査がまだやっと開始された直後であるという歴史的事情を反映していて、貧弱であることはやむをえない。以下、人口動態統計表についてのみ簡単に紹介しておこう。

死亡表は、死亡統計調査が明治8年3月のはじめて3府に開始され、また全国に実施されたのは9年以降であるため、この報告に掲載された統計表は、8年については7月～12月の3府死亡表、9年については全国統計（府県別、病因別、年齢別）があるが、「各地未だ衛生担当の吏員あらず且つ死亡申牒の制新たに出で医師病家共に其事に慣れざるを以て猶ほ若干の遺漏あるを免れず」とあるとおり、信頼性の点では甚だ疑問である。例えば表の解説によると、この半年間を2倍した8年の死亡数191,378人と全国人口32,812,116人（9年1月1日調査）の比を求めると、1,000人について5.84人で、これを欧米の34人ないし23人に比較すると少なすぎる。しかも、日本の医学は幼稚で衛生行政も発達していないのであるから、これは結局、死亡の調査洩れが原因といわざるをえないといっている。なお年齢区分は、15歳未満、15歳以上、50歳以上である。

患者統計表も、前述のように明治9年に入ってはじめて開始されたものであり、その結果、収録統計は、9年度は1府11県の公立病院からの申告によるものである。ただし京都府、群馬県、栃木県は管内の全患者表を送付してきたので、その結果表が収録されている。

伝染病統計についても、前述のように全国調査は9年2月の通達によって開始されているため、8年度は1府18県、9年度は2府20県の申告を収録するのみである。

(3) 衛生局第三次年報

「第三次年報」は明治14年に刊行され、10年度の統計を収録している。この年度は西南戦争の年であり、またコレラの流行が同時におこり、内務省はこの2大事件の対策に全力をあげた。しかし、この年度はコレラ病対策がきっかけとなって、地方衛生行政機構の整備がようやく開始された年でもあった。したがってこの年報に収録された衛生統計表の精度が、年報自身認めているように、甚だしく低いものであったことは当然である。

死亡表についていえば、全国統計表は9年度のものであり、しかも北海道、琉球および鹿児島県が除かれている。いま、8年度後半の実数を2倍してこれを8年度の全数とみなし、9年度の死亡数と比較すると、8割増加している。しかしこれは、実数が倍近く増加したのではなくて、下記のように前年の調査洩れが多いためである。「想ふに第二次年報に載する所は僅か十の二三に過ぎざるべし九年度に至り方法稍く整ひ調査較密なるを得て今統計上非常の増加を生じ一展観る者をして此一周年死亡の夥多なるに驚異せしむると雖も是れ畢竟死亡の増加せしに非ずして遺漏の減少したるなり而して此一周年の計数も尚ほ未だ若干の遺漏なきを免れざれば……」。年齢区分は前年報と同じく15歳未満、15歳以上、50歳以上の3区分である。

患者統計についても、依然としてカバー率は悪く、この年報では京都府、群馬県、栃木県、神奈川県、神奈川県の患者統計を収録するのみである。

伝染病統計はやや充実し、腸チブス、コレラ、赤痢、天然痘、ジフテリアの年齢別、男女別、府県別の統計表が掲載されている。

(4) 衛生局第四次年報

「第四次年報」は明治15年に刊行され、対象年度は11年度である。死亡統計については対象年度は10年度であり、対象地域は全国のうち北海道、琉球および鹿児島県は除外されている。死亡率について年報自身の解説を要約しよう。この10年度の死亡率を9年度と比較すると、9年度は人口1,000人につき10.43人であったが、10年度は12.17人と1.74人増加している。この増加は調査が精密になったためである。しかしこの12.17ではまだ低すぎるのであって、これを府県別にみると、最大は東京の25.78人であるのに対して、山梨県は僅かに2.72人にすぎず、このように府県によって大差がある理由は、府県の申告に調査洩れがあるためである。全国平均が12.17人では余りに低く、東京、大阪のように少なくとも25人以上の比例に達して、はじめて真実の値をえたといつてよいのではないか。したがって、死亡の増加は、「今後尚ほ数年の間は衛生の事業漸く整理するに随ひ年々之を報告上に見るべき者とす」。

しかし、死亡統計表の種類がこの年報からかなり詳細になったことは注目すべきことである。たとえば、死亡統計表は前年の1表に比べて7表に増加し、病類別、府県別、人口別の各種の組合せ分類表が作成されるようになった。とくに第1表丙号（年齢区別各病死亡数比例表）のように、年齢別病因別統計表は今回はじめて採用されたものである。

疾病統計では、脚気患者統計がはじめて掲載されたことが注目される。ただし半年分のみである。

(5) 衛生局第五次年報

「第五次年報」は12年度を対象とし、明治16年に刊行されている。「第五次年報」の死亡統計は、明治11年度（長崎県及び北海道を除く）と12年度（北海道と沖縄県を除く）の全国統計が収録された。ただし今回の年報には、年齢区分はどの表にもない。12年度の死亡人員率は16.28人と増加した。ただし、この対比に使用した全国人口については、「原籍と寄留とを混ぜ故に其比例妥ならずと雖今日精密なる調査を為すを得ざるが為姑く此に拠りて衛生事務の考按に供するのみ」という注がある。

(6) 衛生局第六次年報

「第六次年報」は明治13年度を対象として、17年に刊行された。この年報から、版型もこれまでのB5版の小冊子から大型となり、頁も540頁と著しく増えた。このことはこの時点から「第八次年報」の刊行された明治19年までが衛生行政のもっとも充実した時期であることを反映している。

まず「第六次年報」のもっとも大きな特徴は、はじめて出産および婚姻統計が収録されたことである。ただし出産については、長崎県以下5県と開拓使の全部および滋賀県、石川県は1部を欠いている。また婚姻については東京府、長崎県以下7県と開拓使は報告なく、神奈川県は上半期のみ、兵庫県は総数のみで結婚者の年齢区分がないという状況で、全国集計はえられない。

死亡統計も27表と著しく充実した。また、9年～13年度の各種累年死亡統計表がある。またつぎの注記は重要である。「本表中9年度より12年度に至る死亡の比例に用ふる人口は戸籍局の調査に拠ると雖本周年は本局に申報したる現在の人口にて出寄留入寄留を加減せし者を用ふ」。ただし、対象地域は開拓使、伊豆七島、小笠原島を欠き、9年10年度は鹿児島、琉球藩、11年度は長崎県、琉球藩、12年度は沖縄県、13年度は越前国7郡の調査を欠いている。またこの年度から死亡者年齢区分が詳細になり、1歳から5歳迄は各歳別、5歳以上から20歳迄は5年刻み、20歳以上は10年刻みとなったことは注目すべきである。

患者統計では、この年度は全国510の病院のうち申告病院が50%以上に達し、その結果、患者数は前年に比し7倍以上になっている。これは13年7月に、各種衛生統計表の表式が定められて地方に通達されたためである。

またこの「第六次年報」でとくに注目されることは、死亡職業表が収録されたことである。ただしこの職業区分は簡単なもので、諸業、農、商、工、力役の5分類にすぎない。この分類によると、全死亡者のうち農業者は11年度で65%、12年度で67%に達する。

4. 調査系列

死亡統計

死亡統計は前述のように、明治9年2月の内務省達によって全国調査が可能となった。この死亡届は医師によって行なわれる。したがって、この時点での調査系列はつぎようになる。

医師 — 戸長 — $\left\{ \begin{array}{l} \text{医務取締} \\ \text{区長} \end{array} \right\}$ — 府県庁 — 内務省衛生局

これによって内務省の全国的な死亡統計の調査系列はほぼ整備されることとなった。

また明治11年、地方三新法体制に入って大区小区制が廃止され、郡および町村が下部行政機構として復活したが、その年の12月、「府県衛生課事務条項」の実施後の調査系列はつぎようになる。

医師 — $\left\{ \begin{array}{l} \text{産婆} \\ \text{町村衛生委員} \end{array} \right\}$ — 郡長 — 府県庁 — 内務省衛生局

出生統計

出生統計は明治12年12月の「府県衛生課事務条項」が根拠法であるが、これには申告者の規定はなく、ほかにも見当たらない。しかし改正「医制」第28条に、「産科医は生児の男女死生及び年月日を記し医務取締に出すべし 但流産も三箇月以上の者は右に同じ」という条文があるので、恐らく管轄地の医師または産婆から、町村衛生委員または区郡の衛生課へ届け出ることになっていたであろう。(3)

したがってその調査系列は、三新法体制以降の死亡統計のばあいの系列と同様である。

疾病統計

伝染病統計の調査系列は、三新法体制以前の大区小区制下では、明治9年2月5日の内務省達乙第12号によれば、

医師 — $\left\{ \begin{array}{l} \text{町村医務取締} \\ \text{区戸長} \end{array} \right\}$ — 府県庁 — 内務省衛生局

となる。ただし医務取締は区戸長が兼任のばあいが多く、後には廃止された。

明治11年、地方三新法体制に入ってまず翌12年、「府県衛生課事務条項」が施行され、さらに翌13年、「伝染病予防規則」が制定されて調査系列は、つぎのように整備された。

医師 — $\left\{ \begin{array}{l} \text{町村衛生委員} \\ \text{警察署} \end{array} \right\}$ — 府県庁衛生課 — 内務省衛生局

一般疾病統計の調査系列は、

地方公立病院 — $\left\{ \begin{array}{l} \text{陸海軍病院} \end{array} \right\}$ — 府県庁 — 内務省衛生局

である。

婚姻統計

衛生局の全国婚姻統計の調査は、明治13年から在存するが、その原資料は戸籍帳であるから、府県庁以下の調査系列は戸籍表の調査系列と同様であり、衛生局によってそのときどきに定められた婚姻統計表の表式にしたがって府県庁が戸籍帳より集計したものと思われる。ただし郡単位の集計を郡区に依頼していたかどうかについては、現在の調査段階では資料を見出しえなかったので不明である。

5. 根拠法

明治6年6月19日	文部省達第89号（開業医師の明細書併管下大小区の人口及毎区医師の員数取調へ差出さしむ 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治6年6月22日	文部省達第90号（薬舗営業者取調雛形定め具申せしむ 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治6年6月27日	文部省達第91号（各府県所産の薬品金属を調査開申せしむ 法規分類大全 第1編 衛生門 薬劑）
明治6年7月9日	文部省達第100号（府県病院併会社病院等設立の分取調具申せしむ 法規分類大全 第1編 衛生門 薬劑）
明治7年8月18日	文部省より東京京都大阪3府へ達（医制を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治7年11月2日	文部省より京都大阪両府へ達（京都大阪府下死亡者表式を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治8年3月23日	文部省より東京大阪両府へ達（医師施治の伝染病患者は時々届出さしむ 法規分類大全 第1編 衛生門 疾疫）
明治9年2月5日	内務省達乙第12号 府県（悪病流行医員派出の節施治患者等届出方 法令全書 明治12年）
明治9年2月5日	内務省達乙第13号 輪廓附 各県（死亡届諸式 法令全書 明治9年）
明治9年2月8日	内務省より東京京都大阪3府へ達 三府（医師施治の患者死亡届出方 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治9年4月1日	内務省達乙第44号 輪廓附 各県（死亡届差出方 法令全書 明治9年）
明治9年10月27日	内務省達乙第124号 輪廓附 府県（死亡届は必ず其職業を記載せしむ 法令全書 明治9年）
明治9年12月28日	内務省達乙第139号 輪廓附 府県（死亡届書式中改正 法令全書 明治9年）
明治10年8月27日	内務省達乙第79号 輪廓附 府県（東京府を除く）（虎列刺病予防法心得 法令全書 明治10年）
明治10年12月8日	内務省達乙第109号 輪廓附 府県（脚気病取調に付各公立病院の見込経験等取調差出 法令全書 明治10年）
明治12年3月28日	内務省衛生局より東京警視本署へ通報（脚気患者明細表を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治12年12月27日	内務省達乙第55号 輪廓附 府県（府県衛生課設置併事務条項 法令全書 明治12年）
明治12年12月27日	内務省達乙第56号 輪廓附 府県（府県衛生課設置併事務条項 法令全書 明治12年）
明治13年2月9日	内務省衛生局より各府県へ通報（都市の出産婚姻死亡月報を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治13年7月8日	内務省衛生局より各府県へ通報（衛生事務年報併衛生統計様式を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治13年7月9日	太政官布告第34号 輪廓附（虎列刺病予防仮規則廃止伝染病予防規則制定 法令全書 明治13年）
明治13年12月14日	太政官布告第54号 輪廓附（伝染病予防規則中改正加除 法令全書 明治13年）
明治15年9月29日	内務省衛生局より各府県へ通報（衛生諸表中半年表を廃す 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治16年5月3日	内務省達乙第20号 輪廓附 府県（東京府を除く）（伝染病予防規則第2条毎週申報書式 法令全書 明治16年）
明治16年5月30日	内務省達乙第27号 輪廓附 警視庁、府県（東京府を除く）集治監（衛生統計諸表中監獄在監人患者及死亡者明細表様式併差出期限 法令全書 明治16年）
明治16年6月4日	内務省達乙第28号 輪廓附 府県（衛生統計諸表中出産婚姻死亡表様式併調書式及毎月差出方 法令全書 明治16年）
明治16年6月8日	内務省衛生局より各府県へ通報（衛生統計諸表式を改正す 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治16年6月11日	内務省衛生局より警視庁集治監各府県へ通報（在監人患者及死亡者明細表中病名記載方を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治16年6月12日	内務省衛生局より各府県へ通報（出産結婚死亡表調製心得方を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治16年6月19日	内務省衛生局より各府県へ通報（在監人患者表記入心得方を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治16年6月23日	内務省衛生局より各府県へ通報（死亡表中職業細目要領を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治16年6月25日	内務省衛生局より各府県へ通報（死亡表中病類細目要領を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）
明治16年7月20日	内務省衛生局より各府県へ通報（衛生統計表式第1号表中未種痘人員の欄内記入方心得を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総）

規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治16年8月14日 内務省衛生局より各府県(岐阜県を除く)へ通報(死亡者土地別年齢区別及職業区別の3表中を訂正す 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治16年11月1日 内務省衛生局より各府県へ通報(出産表中へ棄児の員数等記入方を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治16年11月10日 内務省衛生局より各府県へ通報(衛生統計諸表式第12号第13号表中を改正す 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治16年11月15日 内務省衛生局より各府県へ通報(衛生統計諸表式中第6号第8号表記入方を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治16年12月27日 内務省衛生局より各府県(大阪京都府を除く)へ通報(出産婚姻死亡表様式中死亡者年齢区別表内年齢記入方を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治17年6月16日 内務省衛生局より各府県へ通報(衛生統計諸表の内第6号表式中医師員数の調査を止め産婆員数統計表を定む 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治17年10月4日 太政官布達第25号 内務卿連署(墓地及埋葬取締規則 法令全書 明治17年)

明治17年11月18日 内務省達乙第40号 警視庁, 府県(墓地及埋葬取締規則方法細目標準 法令全書 明治17年)

明治17年12月1日 内務省衛生局より各府県へ通報(出産婚姻死亡調に係る現在人員調査方を示す 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治18年9月10日 内務省衛生局より各府県へ通報(衛生統計諸表式を改正す 法規分類大全 第1編 衛生門 衛生総)

明治18年10月5日 内務省達甲第33号 府県(明治16年乙第28号達衛生諸表中改廃 法令全書 明治18年)

明治19年9月27日 内務省令第17号 庁府県, 憲兵本部, 集治監, 仮留監(内務報告例 法令全書 明治19年)

注

- (1) 衛生局の人口動態統計調査の沿革については、森 数樹：第8章 参考文献(77)および木村正文：第8章 参考文献(58)によるところが多い。
- (2) もっとも、この前年の明治7年11月にも文部省は、3府に対して管内の死亡数と死因を調査して毎半年毎に申告するよう通達している。
- (3) 木村正文：第8章 参考文献(58)

11 都市生死婚姻統計表 内務省衛生局 編 明治15年～17年

- (1) 明治十三年都市生死婚姻統計表 内務省衛生局 編 明治15年 78 p.
(総) (内) ④ (国) ① (セ・マ)
- (2) 明治十四年都市生死婚姻統計表 [内務省] 衛生局 編 明治16年 92 p.
(総) (内) (国) (セ・マ)
- (3) 明治十五年都市生死婚姻統計表 [内務省] 衛生局 編 明治17年 168 p.
(総) (内) (国) (セ・マ)
- (4) 明治十六年自一月至六月都市生死婚姻統計表 [内務省] 衛生局 編 明治17年 172 p.
(総) (内) (国) (セ・マ)

所 蔵 注 記

- ④ 内閣文庫所蔵のものには正誤表がついている。明治13年(1)より16年(4)までを1冊に合本してある。
- ⑤ 明治13年(1)より16年(4)までを1冊に合本してある。

統計内容注記

(1) 明治十三年都市生死婚姻統計表

調査対象年 明治13年

内容細目

- 第1 都市83箇所結婚出生死亡合計月別表(表頭 1～12月;表側 結婚,出生,死亡,結婚毎千各月比例,出産毎千各月比例,死亡毎月比例)
- 第2 都市百箇所死亡者合計原因区別表(表頭 流行病,全身病,等;表側 男,女,合計,男の死者毎千各因比例,女の死者毎千各因比例,死者毎千各因比例)
- 第3 都市百箇所死亡者合計年齢区別表(表頭 初生以上10年未満,20年未満より80年未満迄10年刻み,80年以上;表側 同前表)
- 第4 都市83箇所死亡者合計原因月別表(表頭 1～12月;表側 流行病,全身病,等)
- 第5甲 都市83箇所男死亡者合計原因月別表(同前表)
- 第5乙 同女死亡者合計原因月別表(同前表)
- 第6 都市百箇所結婚出生死亡表(表頭 府県別<国別<都市別>>;表側 面積坪数,12ヶ月平均人員,結婚,出生,死亡,等,出生・公生・私生<男,女>,等)
- 第7 都市百箇所結婚出生死亡月別表(表頭 1～12月;表側 都市別<結婚,出生,死亡>>)
- 第8 都市百箇所死亡者原因区別表(表頭 流行病,全身病,等;表側 都市別<男,女>)
- 第9 都市百箇所死亡者年齢区別表(表頭 1年未満～5年未満,合計,初生以上10年未満,20年未満より80年未満迄10年刻み,80年以上;表側 同前表)

(2) 明治十四年都市生死婚姻統計表

調査対象年 明治14年

内容細目

- 第1 都市119箇所結婚出生死亡合計月別表(同前年第1表)
- 第2 都市119箇所死亡者合計原因区別表(同前年第2表)
- 第3 都市119箇所死亡者合計年齢区別表(同前年第3表)
- 第4 都市119箇所死亡者合計原因月別表(同前年第4表)
- 第5甲 都市119箇所男死亡者原因月別表(同前年第5甲表)
- 第5乙 都市119箇所女死亡者原因月別表(同前年第5乙表)

- 第6 都市119箇所結婚出生死亡表(同前年第6表)
- 第7 都市119箇所結婚出生死亡月別表(同前年第7表)
- 第8 都市119箇所死亡者原因区別表(同前年第8表)
- 第9 都市119箇所死亡者年齢区別表(同前年第9表)

(3) 明治十五年都市生死婚姻統計表

調査対象年 明治15年

内容細目

- 第1 都市120箇所結婚出生死亡者総計月別表(同前年第1表)
- 第2 都市120箇所死亡者総計原因区別表(同前年第2表)
- 第3 都市120箇所死亡者総計年齢区別表(同前年第3表)
- 第4 都市120箇所死亡者総計原因月別表(同前年第4表)
- 第5 都市120箇所死亡者総計原因年令区別表(表頭 1年未満～5年未満・合計・初生以上10年未満・20年未満より80年未満迄10年刻み・80年以上・総計・死亡百分各病比例<男,女>;表側 流行病,全身病,等)
- 第6甲 都市120箇所男死亡者原因月別表(同前年第5甲表)
- 第6乙 同女死亡者原因月別表(同前年第5乙表)
- 第7 都市120箇所結婚出生死亡表(同前年第6表)
- 第8 都市120箇所結婚出生死亡月別表(同前年第7表)
- 第9 都市120箇所死亡者原因区別表(同前年第8表)
- 第10 都市120箇所死亡者年齢区別表(同前年第9表)
- 第11 都市120箇所死亡者原因年齢別表:東京府都市5箇所死亡原因年齢別(表頭 1年未満～5年未満・合計・初生以上10年未満・20年未満より80年未満迄10年刻み・総計・死亡百分各病比例<男,女>;表側 流行病,全身病,等)

以下,3府34県の府県別に同内容の表が作成されている。

(4) 明治十六年自一月至六月都市生死婚姻統計表

調査対象年 明治16年1月～6月

内容細目

- 第1 都市131箇所結婚出生死亡総計月別表(表頭 1～6月,月記不詳;表側 同前年第1表)
- 第2 都市131箇所死亡者総計原因区別表(同前年第2表)
- 第3 都市131箇所死亡者総計年令区別表(同前年第3表)

第4 都市131箇所死亡者総計原因月別表(表頭 1～6月, 月記不詳; 表側 同前年第4表)
 第5甲 都市131箇所男死亡者原因月別表(同前表)
 第5乙 都市131箇所女死亡者原因月別表(同前表)
 第6 都市131箇所死亡原因年齢区別表(同前年第5表)
 第7 都市131箇所結婚出生死亡表(表頭 同前年第7表; 表側 面積坪数, 6ヶ月平均人員, 等)
 第8 都市131箇所結婚出生死亡月別表(表頭 1～6月; 表側 同前年8表)
 第9 都市131箇所死亡者原因区別表(同前年第9表)
 第10 都市131箇所死亡者年齢区別表(同前年第10表)
 第11 都市131箇所死亡者原因年齢区別表: 東京府都市5箇所死亡原因年齢別(同前年第11表)
 以下, 府県別の表も前年に同じ。
 第12附録 新潟県管内都市7箇所結婚出生死亡表(15

年)(表頭 新潟・越後・新潟, 新潟田, 等), 佐渡・相川); 表側 面積坪数, 12ヶ月平均人員, 等)
 別表 同出生公私別(表頭 同前表; 表側 出生・公生・私生(男, 女), 女の出生毎百男の出生, 等)
 別表 同出生月別(表頭 1～12月; 表側 出生・新潟, 新潟田, 等)
 別表 同死亡者原因区別表(表頭 流行病, 全身病, 等; 表側 新潟・新潟田・等(男, 女))
 別表 同死亡者年齢区別表(表頭 1年未満～5年未満, 合計, 初生以上10年未満, 20年未満より80年未満迄10年刻み, 80年以上; 表側 同前表)
 別表 同7箇所総計原因年齢区別表(表頭 1年未満～5年未満・合計・初生以上10年未満・20年未満より80年未満迄10年刻み・80年以上・総計・死亡百分各病比例(男, 女); 表側 流行病, 全身病, 等)

解題

1. 沿革

ここに収録した「都市生婚姻統計表」に掲載された諸統計調査の根拠法は, 内務省が府県に通報して, 13年1月以降の出産, 婚姻, 死亡の員数を翌月20日までに毎月差し出すよう依頼した, 明治13年2月9日の通報である。その調査結果は, 明治14年1月から「都市生婚姻統計月報」として公刊された。ただしこの「月報」は, 現在の調査段階では内閣文庫および国立国会図書館で4月号までの4冊分を発見したのみである。

この毎月統計表を編集した第1回の「都市生婚姻統計表」が明治15年に刊行された。13年2月9日の通報を収録した「法規分類大全 第一編 衛生門 衛生総」の当該箇所の欄外に「十三年七月八日衛生局通報を以て衛生事務年報を定むるに依て廃止す」とあるので, この調査は明治14年以降は中止されるはずのものであるが, 実際はその後もしきつづき刊行された。明治16年を対象とした「統計表」は, 半年刊で2回刊行されている。本書の収録対象は明治17年までに刊行された統計表であるので, この「半年報」のうち, 明治19年に刊行された「明治十六年自七月至十二月都市生婚姻統計表」は, 採録の対象外とした。

明治17年以降の数値を収録した年報は, 現在の調査段階では発見することができなかったが, この「統計表」は, 上記のような経過もあるので, 16年対象年をもって廃止されたのかもしれない。

2. 調査目的

第1回の年報である「明治十三年都市生婚姻統計表」の巻頭に, この統計調査の調査目的をつぎのように述べている。「生死統計の調査は衛生上欠く可からざるの要務たる固より辯を俟たず而して都市は人家稠密にして汚物或は多かるべく空気自ら清潔ならざる等人の健否に關涉あるの景況村落の比に非ざるを以て衛生上大に注目を要する所たり故に明治十三年以降各府県の申報に拠り全国中の人口一万以上及び其他の首重なる都市の出産婚姻死亡の員数を調査し之を左表に収録して以て衛生家の参閱に供せんとす……」これにつけ加えることはないが, 要するに衛生局は, 都市における衛生行政を有効に実施するための衛生諸情報を収集する目的で, この調査を開始したものである。

この通報の発せられた年の9月25日, 衛生局は府県に対して, 町村衛生委員が衛生事務を施行する際, 都鄙の区別に注意するよう, つぎのような照会を出している。「……衛生事務たる都鄙に従て實際其利害を殊にし市街に行べき事は村落に施すべからざるもの多々可有之依ては衛生委員取扱上に於ても多少の差別可有之と存候篤と御考量の上都鄙の区別相立斟酌御施行相成候様希致候此段及御照会候也」これによってみると, 明治13年頃より, 衛生局では都市衛生行政については, 独自の問題があることについての認識が高まってきたことが察せられる。

3. 調査対象

13年2月9日の通報によれば, 調査対象は人口1万以上の府県都市における出産, 婚姻, 死亡数である。この通報に添えられた表式によれば, 調査すべき統計はつぎのとおりである。死亡統計月報(病名別, 職業別, 年齢別), 死亡月表(男女別), 死亡者平均年齢(男女別, 年齢別<0歳以上, 15年以上, 45年以上>), 18年以上の死亡者婚姻上関係(男女別, 既婚・未婚別), 婚姻出産及流産(男女別), 病院貧院等に於ける死亡, 前5年間当月死亡表。附言として, 表中の員数増減の原因その他の解説を添えるように記してある。もっとも, 表のうち調査困難なものはしばらくこれを欠いてもよいといっている。以下, 刊行された「統計表」について簡単にその内容を紹介しよう。

第1回の「統計表」の調査対象年は明治13年であり, 調査地域は2府30県の管内都市100ヶ所であった。(京都府は第1回の調査対象となっていない。その理由は不明である)ただし, 東京府の15区, 大阪府の4区は, それぞれ1ヶ所とみなした。またこの100ヶ所のうち, すべての都市の分について回答がえられたわけではなく, 都市によって半年分の数値のばあいもある。また, 調査項目によって全く回答のえられなかった都市もある。収録統計表は, 統計内容注記に掲げたとおりである。

第2回の「明治十四年都市生婚姻統計表」では, 調査地域は3府34県の管内の都市119ヶ所と, 前回より拡大された。

第3回の「明治十五年都市生婚姻統計表」では, ほとんど前回と変わらず, 3府34県の120ヶ所が調査対象都市である。

明治16年を調査対象時期とする「明治十六年自一月至六月都市生死婚姻統計表」が、半年報となった理由は、明治16年6月、衛生局において出産、婚姻、死亡の調査表式が制定されて、この「統計表」の調査表式と符合しないために、1年分の集計が不可能となったためである。凡例に、17年以降は旧に復して、1年分を1冊として刊行する予定であると記してあるが、前述のように実際刊行されたかどうかについては不明である。

4. 調査系列

この調査の調査系列は衛生局所管の諸統計調査と同じく、内務省より府県に集計表の申告を要求したものであるから、ここに集計されている個々の項目の調査の調査系列については、前述の「衛生局年報」の調査系列の項を参照されたい。

5. 根拠法

明治13年2月9日 内務省より各府県へ通報（都市の出産婚姻死亡月報を定む）法規分類大全 第一編 衛生門 衛生総）

12 甲斐国現在人別調 太政官統計院 編 明治15年

- (1) 明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調 太政官統計院 編 明治15年 194, 452 p. ① (総) (内) (国) (セ)
- (2) 甲斐国現在人別調 統計院編纂 東京 芳文閣 昭和43年 覆刻本
- (3) 明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調 山梨県知事官房統計係 明治39年 147 p. 覆刻版② (総)
- (4) 太政官統計院編 甲斐国現在人別調(抄) 東京 日本統計協会 昭和39年 182 p. 復刻本(統計古書シリーズ第3輯)

書 誌 注 記

- ① 書名は表紙による。
- ② 統計院編「甲斐国現在人別調」のうち甲斐全国の部を複製したものである。

統計内容注記

(1) 甲斐国現在人別調

調査対象年 明治12年

内容細目

山梨県現在人別調緒言：〔記事〕 政府の出費に係る者(人別調心得書家別表小札等, 編纂及び写字, 等) 甲斐国人の出費に係る者(甲斐国9郡人別調費) 1人の調費(甲斐国, 奥地利, 等) 人別調心得併家別表書辻難形〔記事〕

甲斐全国

甲斐国(郡, 町, 村)

人員及び住家等：〔記事〕 第1表(表頭 総人員, 住地に居る者, 他国に居る者, 等; 表側 人員, 男, 女) 第2表その1(表頭 男, 女; 表側 比例) その2(表頭 住地に居る者, 他国に居る者行方知れざる者; 表側 比例) その3(表頭 他国に居る者行方知れざる者, 他国より入寄留; 表側 比例) 第3表(表頭 住家総数, 持地持家, 等; 表側 〔員数〕, 男, 女) 第4表(表頭 持地持家, 借地持家持地借家, 等; 表側 比例)

〔1人暮及び家族暮〕(表頭 西山梨郡, 東山梨郡, 等; 表側 1人暮・家族暮<男, 女>)

〔生国別人員表〕(表頭 国別<男, 女>; 表側 郡<西山梨, 東山梨, 等>)

男女年齢及び身上の有様(表頭 年令: 零月より12月迄, 1年より99年迄1年刻み, 年令知れず; 表側 男<息男, 夫, 等>, 女<息女, 妻, 等>)

年齢大別及び比例(表頭 15年以下, 15年以上20年以下, 20年以上60年以下, 60年以上70年以下, 70年以上, 年知れず; 表側 男, 女, 〃, 百分比<男, 女>) 生者中数の年齢(表頭 西山梨郡, 東山梨郡, 等, 甲斐国; 表側 男及び女の中数の年齢<男, 女>, 男女の中数年齢)

夫妻配偶(表頭 夫年平均月<12.0, 13.5, 等>; 表側 妻平均年月, 配偶数, 妻の年別<〔年齢区分: 15歳以下, 16歳以上5年刻み〕, 〔年齢別人員〕>) 夫妻年齢(表頭 11~12年間より20~21年間は1年刻み, 21~26年間より76~81年間は5年刻み, 81~82年間より95~96年間迄は1年刻み, 知れず; 表側 夫, 妻) 夫妻中数の年齢及び配偶比例 第1表(表頭 西山梨郡, 東山梨郡, 等, 甲斐国; 表側 夫妻中数の年齢<夫, 妻>, 年令の差) 第2表(表頭 夫妻配偶; 表側 比例)

職業分類：〔記事〕

本業(表頭 本業: 農作等に係る業<直農作主, 直農

作, 等>, 飲食等に係る業<酒造主, 同支配人, 等>等; 表側 男, 1人前に足らざる者, 女, 1人前に足らざる者) 〔1人前に足らざる者の年齢〕(表頭 10以下・10~11年間より14~15年間迄は1年刻み・15~20年間より85~90年間迄は5年刻み・95~100年間<男, 女>; 表側 農作, 飲食, 等>)

〔甲府新柳町の貸座敷主及び芸娼妓等〕(表頭 貸座敷主, 同雇, 等; 表側 男, 女)

〔兼業〕(表頭 兼業: 農作等に係る業<農作雇, 同日雇, 等>, 飲食等に係る業<酒造主, 酒造, 等>等; 表側 本業<農作・飲食・等><男, 女>)) 本業者と兼業者との比例(表頭 職業者百人中; 表側 本業者, 兼業者)

有業者と無業者との比例(表頭 総人員百人中; 表側 有業者, 無業者)

〔職業者の内男女別比例〕(表頭 職業者百人中; 表側 男, 女)

〔有業者年齢〕(表頭 10年以下, 10年より90年迄1年刻み, 96年, 知れず; 表側 男, 女)

〔有業者無業者等の年齢毎5年別〕(表頭 10年以下10乃至14から95乃至99迄5年刻み, 知れず; 表側 有業者・無業者・職業知れざる者<男, 女>)

宗教：〔記事〕

〔寺院僧尼及び其家族男女等の員数表〕(表頭 曹洞宗, 日蓮宗, 等; 表側 寺院, 檀家, 宗徒, 僧, 尼, 僧家族<男, 女>)

不具者等：〔記事〕

第1表(表頭 痴愚<白痴・半痴><男, 女>, 盲<生来・病・怪我><男, 女>, 啞聾<男, 女>; 表側 幼年, 成年, 婚姻者, 寡) 第2表(表頭 痴愚, 生盲, 啞聾; 表側 人員1万人に付比例)

第3表(表頭 啞・聾・等<男, 女>; 表側 同前々表)

県庁の調に係る者：〔記事〕

小学校第1表(表頭 就学幼童<男, 女>; 表側 〔人員〕, 比例)

第2表(表頭 不就学幼童<男, 女>; 表側 同前表) 第3表(表頭 就学幼童, 不就学幼童; 表側 就学幼童と不就学幼童との比例)

第4表(表頭 小学校, 教員, 就学幼童; 表側 〔員数〕, 学校と幼童との比例, 教員と幼童との比例)

〔甲府に設立せる公立及び私立学校〕(表頭 公立学校<師範学校, 女子師範学校, 附属小学校>, 私立学校<漢学社, 英学義塾>; 表側 校数, 生徒・教員<

男、女〉）
〔諸製造場〕（表頭 郡：西山梨，東山梨，等；表側 生糸・紡績・等工場，工人〔男，女〕）
〔勸業諸製造所併に職工生徒の員数〕（表頭 製絲場，織工場，等，雇工・織工雇・生徒・生徒及雇く男，女；表側 員数）
牛馬及び水車（表頭 郡：西山梨，東山梨，等；表側 牛，馬，水車）

甲府

甲府（町）

人員及び住家等：〔記事〕

第1表（表頭 総人員，住地に居る者，他国に居る者，等；表側 人員，男，女）第2表その1（表頭 男，女；表側 比例）その2（表頭 住地に居る者，他国に居る者行方知れざる者；表側 比例）その3（表頭 他国に居る者行方知れざる者，他国より入寄留；表側 比例）第3表（表頭 住家総数，持地持家，等；表側 〔員数〕，男，女）第4表（表頭 持地持家，借地持家持地借家，等；表側 比例）

〔甲府新柳町の芸娼妓〕（表頭 娼妓，芸妓；表側 甲斐国，他国）

職業分類：本業（表頭 本業：農作等に係る業く直農作主，直農作，等），飲食等に係る業く酒造主，同支配人，等）等；表側 男，1人前に足らざる者，女，1人前に足らざる者）

〔甲府新柳町の貸座敷主及び芸娼妓等〕（表頭 貸座敷主，同雇，等；表側 男，女）

兼業（表頭 兼業：農作等に係る業く農作日雇，養蚕，等），飲食等に係る業く酒造雇，醬油醸造主，等）等；表側 本業く農作・飲食・等〔男，女〕）

本業者と兼業者との比例（表頭 職業者百人中；表側 本業者，兼業者）

有業者と無業者との比例（表頭 総人員百人中；表側 有業者，無業者）

〔職業者の内男女別比例〕（表頭 職業者百分中；表側 男，女）

〔職業者中縫針等の婦女を合せての男女別比例〕（同前表）

〔有業者年齢〕（表頭 0年以下，10年より85年迄1年刻み，知れず；表側 男，女）

〔有業者無業者等の年齢毎5年別〕（表頭 10年以下，10乃至14から90乃至94迄5年刻み，知れず；表側 有業者・無業者・職業知れざる者く男，女））

各郡

西山梨郡（町，村）

人員及び住家等：〔記事〕第1表（表頭 総人員，住地に居る者，他国に居る者，等；表側 人員，男，女）第2表その1（住家数）その2（表頭 男，

女；表側 比例）第3表（表頭 持地持家，借地持家，等；表側 〔員数〕，男，女）

男女年齢及身上の有様（表頭 零月より12月迄，1年より99年迄1年刻み，知れず；表側 男く息男，夫，等），女く息女，妻，等））

夫妻配偶表（表頭 夫年平均月く13.6，14.1，等）；表側 妻平均年月，配偶数，妻の年別く〔年齢〕，〔人員〕）

夫妻年齢表（表頭 12～13年間より20～21年間迄は1年刻み，21～26年間より76～81年間迄は5年刻み，81～82年間より89～90年間は1年刻み；表側 夫，妻）

職業分類：本業（表頭 本業：農作等に係る業く直農作主，直農作，等），飲食等に係る業く酒造主，同支配人，等）等；表側 男，1人前に足らざる者，女，1人前に足らざる者）

〔甲府新柳町の貸座敷主芸娼妓等〕（表頭 貸座敷主，同雇，等；表側 男，女）

兼業（表頭 農作等に係る業く農作雇，同日雇，等），飲食等に係る業く酒造主，酒造雇，等）等；表側 本業く農作・飲食・等く男，女））

〔本業者と兼業者との比例〕（表頭 職業者百人中；表側 本業者，兼業者）

有業者と無業者との比例（表頭 総人員百人中；表側 有業者，無業者）

〔職業者の内男女別比例〕（表頭 職業者百分中；表側 男，女）

有業者年齢表（表頭 年齢：10年以下，10年より89年迄1年刻み，知れず；表側 男，女）

有業者無業者等の年齢毎5年別（表頭 年齢：10年以下，10乃至14より95乃至99迄は5年刻み，知れず；表側 有業者・無業者・職業知れざる者く男，女））

小学校：第1表（表頭 就学幼童く男，女）；表側 〔人員〕，比例）

第2表（表頭 不就学幼童く男，女）；表側 同前表）

第3表（表頭 就学幼童，不就学幼童；表側 就学幼童と不就学幼童との比例）

第4表（表頭 小学校，教員，就学幼童；表側 〔員数〕，学校と幼童との比例，教員と幼童との比例）

宗教：〔記事〕

〔寺院僧尼及び其家族男女等の員数表〕（表頭 曹洞宗，日蓮宗，等；表側 寺院，檀家，宗徒，僧，僧家族く男，女））

不具者の種類（表頭 痴愚く白痴・半痴〔男，女〕），盲く生来・病〔男，女〕等；表側 幼年，成年，婚姻者，寡婦）

以下，東山梨郡，東八代郡，等8郡の同じ統計表が掲載されている。

解題

1～2. 沿革 調査目的

「甲斐国現在人別調」は題名のとおり1地方を調査対象とした地方統計書である。しかし本資料は，壬申戸籍にもとづく人口統計を批判していた杉 亨二によって，全国人口センサスのテスト・ケースとして甲斐国を選んで実施された人口調査の結果報告書であり，後年の第1回国勢調査（大正9年）の淵源となった，わが国における統計調査史上画期的な価値をもつものである。その意味において，全国統計資料の探究の調査を当面の課題とする本書においても，この統計書をとりあげないわけにはいかない。ただし，本資料については最近いくつかの研究が発表されているので，詳細な紹介はそれらの文献にゆずる。また杉の経歴と業績についてもいくつかの研究があり，筆者も「本書 上の1」の第3章，第4章でその一端を紹介したので，本格的な研究は今後の課題として，ここではできるだけそれらの文献にゆずることとした。(1)

「甲斐国現在人別調」の淵源は、明治2年の駿河国における人別調査までさかのぼる。杉は幕末においてオランダおよびドイツの統計学、統計書を学んだ最初の人物のひとりであった。明治2年、彼は、徳川家に従って駿河国に移住した機会をとらえて、かねてから西欧の統計学で学んだ人口調査を府中（駿府、静岡）、江尻、沼津、原で実施した。この調査は途中で中止され、沼津、原の調査結果表のみ残されている。これが「駿河国沼津政表」と「駿河国原政表」である。(2) この「政表」には、すでに年齢別人口表（10歳以下は各歳別、10歳以上は5歳刻み）、婚姻統計表、職業別人口表、出稼、入稼人員表が収録されており、その先駆的意義は、同「政表」の前書きに、「封建割拠の遺習未だ除かざるの時に当り、仮令一小部分なりと雖実地に之を施行せられしは其識見の卓偉なる豈賛歎せざるを得んや」とあるように高く評価すべきであろう。(3)

明治3年7月、杉は維新政府から民部省出任を命ぜられた。当時民部省は人口調査を主目的とした戸籍調査を計画していた。そこで、「沼津・原政表」を作成した杉にこの業務を担当させようとしたのである。杉を推薦したのは渋沢栄一であった、と杉の「自叙伝」にある。渋沢は、前年に民部大輔兼大蔵大輔の大隈重信に抜てきされて、静岡藩から新政府に出仕し、民部省租税正であった。静岡藩時代、渋沢と杉がどの程度の交友関係をもっていたかについては、「自叙伝」にもなく、不明である。しかし、渋沢が杉の業績を高く評価していたことだけは確実であろう。

杉はスタチスチックというものは戸籍調をすることではないといって、7月29日に政表調査の実施を主張した建白書を大隈に提出して、駿河に帰国してしまった。

この建白書は、わが国における統計作成に関する最初の建白書であり、「4年戸籍法」に先立つこと1年前に、すでに統計調査の観点から人民を把握するための前提として四民平等を主張した、統計史上注目すべき史料である。(4)

杉の主張がどの程度、当時の新政府に理解されたかは問題であるが、彼が再び出仕の要請を受け、沼津兵学校の教官を辞して太政官政表課主任として上京したのは、翌年の12月である。この年から明治18年、中央政府機構が太政官制から内閣制となり、それに伴って統計院が廃止された機会に辞職するまでの15年間、杉は太政官統計行政の事実上の指導者として活躍したのである。(5) この間、彼は「辛未政表」から「日本政表」にいたる、わが国における最初の統計年鑑の編集に全力をあげるとともに、中央統計機関の独立を主張して、大蔵省統計寮と猛烈な論争を展開している。これについてはすでに「本書 上の1」で詳説した。(6)

ところで、杉が2年間の統計行政の経験をふまえて、人別政表調査を試験的に1ヶ国で実施したいという上申を行なったのは明治6年3月である。この上申書で彼は、戸籍にもとづく人口調査を痛烈に批判して、つぎのようにいっている。「……然る処当今人口取調之法未だ其宜を得不申先年民部省に於て設立之戸籍法至て煩細に涉候様相見へ畢境父祖親族之続を取調候事専務と相成政表に於て必用たる事件之敷様存候就ては人口戸数産業等精々簡便に取調方相立其詳細を得候様無之ては広く其他之事務に及し兼差支候に付右戸籍法之簡条無用を省き有用之廉に御改正相成候様仕度且又戸籍取調の儀に付先般静岡県へ問合候処昨壬申年二月より九月迄戸長等給料其外にて一萬二千両餘相掛候趣右を以て全国三府七十二県を概算候得ば大凡昨年分にて百萬兩に至可申候莫大なる民費に候得共其前文之次第にて民間にては却て戸籍法之為め困苦仕候事共々々々伝聞仕候依之全国戸籍法之儀実用第一簡易に御改正相成然る上差向き関東地方に於て別に一箇国大実地政表御取調相成度……」(7)

要するに、戸籍法にもとづく人口統計の作成は、莫大な費用を投入してもいたずらに煩わしい手続きのため、かえって政府の必要とする人口、戸数、産業に関する情報をとることは失敗している。そこで、この戸籍法を簡素化するとともに、別に人口調査を1国において試験的に実施すべきである、と主張しているのである。この杉の「戸籍法」批判の詳細は、各庁の政表担当主任を召集して明治9年9月から開かれた「第五科政表掛会議」においてみることができる。(8)

杉はこのようにして「政表掛会議」を主催する一方、他方ではそこで主張した人別調査の準備を着々と進めていた。明治9年9月から11月までの2ヶ月にわたって準備会議が開かれ、調査事項、人別調心得書、家別表式及記入例、等が定められた。以上の準備を整えて杉は11年11月、人別政表に関する上申書を提出、「東京近傍にて便宜の地方一ヶ国相折み」調査を実施したい旨を訴えた。この上申が決裁されたのは翌12年2月24日である。明治12年12月31日午後12時を調査時点として甲斐国における人口調査が開始された。以上の経過については、辻、藪内、等の文献を参照されたい。(9)

この調査結果である11万枚という龐大な調査票は、東京へ輸送されて整理された。その集計作業中に政表課は大隈によって改組され、統計院が設立されたのである。この統計院は、一見杉の年来の主張である政表課の中央統計局への昇格が認められたかのようであるが、実は当時中央政府内で弧立していた大隈の苦肉の策であった。統計院のそもそもの狙いは、会計院とともに大隈の地位を守るための機関として設立されたものであった。この段階で杉は大隈と決定的に分かれることとなる。(10) その後は集計作業の人員も意にまかせられないという悪環境のなかで、彼はひたすら「甲斐国現在人別調」の完成に努力したのである。(11)

明治15年10月、ついにすべての作業を終了し、「甲斐国現在人別調」は刊行された。ただし、このときの刊行形態については若干の疑問がある。この調査に参加した杉の弟子である高橋二郎が、明治38年2月18日、東京統計協会で行った講演の筆記である「明治十二年末甲斐国現在人別調簡末」でつぎのようにいっている。「此調査の結果は明治十五年出版甲斐国現在人別調に存す只大体を申せば同書は十一部とせり即ち初めに甲斐全国部、次に同式にて九郡九部、次に甲府市の一部にせしことにて九郡一市の体裁は全国のものに同じければ特に全国の分文け多数に印刷せしが今は之さへ乏しくなりぬ」。(12)

現在残されている「甲斐国現在人別調」は、高橋のいう「甲斐全国部」と甲府市と9郡のすべてを含み、甲斐全国、甲府、各郡、と3部に分かれている。つまり、彼のいう「十一部」のすべてが1冊に含まれているのである。ところで総理府統計局図書館には、高橋の「特に全国の分文け多数に印刷された」という刊本（資料(3)「明治十二年十二月三十一日甲斐国現在人別調」）が所蔵されている。そこで高橋の「同書は十一部とせり」という表現を十一冊に分け刊行されたと仮定してみたが目下の調査段階では、この「甲府市」と郡単位の刊行物は発見することができなかった。したが

ってこの十一部の部という表現は、冊ではなくて「甲斐国現在人別調」1巻のなかの各部を意味するものと考えられる。なおこの点について読者のお教えを請いたい。

3. 調査対象

「甲斐国現在人別調」の緒言につきのようにある。「凡そ人別を調ぶるの方法其大要二あり一を人員所静の調と云ふ即ち現在人別調にして人の静止する所に就て一挙して同時に其国の人別を調査し其の定法に従て五年若くは十年毎に之を行ふものとす一は人員所動の調と云ふ毎年一月一日午前零時より十二月三十一日午後十二時に至る一年間の出生死亡婚姻移住等総て人の変動する所に就て調ぶるものとす」。ここで人口動態統計と人口動態統計が明確に区別されている。

つきに「此甲斐国人別表は即ち人員所静の調に係るものにして其調は明治十二年十二月三十一日午後十二時に現在せる人員に拠るものなり」とある。この「現在せる人員」の内容は、「人別調人心得並家別表書込雛形」の「寄留人を調ぶる心得」につきのようにある。

- 「一 一国内にて同郡又は他郡に寄留し所帯を持ちたる人は其寄留先の地にて取調べ家別表雛形に依り書出すべし但し右寄留先にて所帯を持ちたる人を本籍にて書出す時は二重になりて人数を誤るが故に其本籍にては取調ぶるに及ばず
- 一 雇又は稼ぎ等の為め一国内にて同郡又は他郡に寄留すといへども出先にて所帯を持たざる人は尚ほ本籍にて取調べ書出すべし但し右所帯を持たざる寄留人を出先にて書出す時は二重になりて人数を誤るが故に出先にては取調ぶるに及ばず
- 一 他国より寄留して所帯を持ちたる人も家別表雛形に依り書出すべし尤も他国より寄留すといへども其所帯を持たざる人は書出すに及ばず
- 一 籍を移さずして一家を挙て他国に寄留する人は本籍にて家別表雛形に因り取調べ其住家の桁に（何国へ出寄留）と書して之を分つべし尤も家主或いは家族の内雇又は稼ぎ等の為めに他国に滞在する者は出寄留と書するに及ばず」

つまりこの現在人口は、今日の人口調査の定義にいう本籍人口、現住人口（常住人口）、現在人口のどれにもあてはまらない。この点について高橋は、結局「常住家族的人口と云ふべきものなり」といっている。¹³⁾

つきに以上の意味における現在人口の属性のうち、何が調査対象として選択されたかという問題について述べよう。

「甲斐国現在人別調」の巻頭には、「人別調人心得並家別表書込雛形」と題する統計表式と調査要領が掲載されている。このうち「人別調人心得」については、原案と思われる「人別調人心得附録」と題する手稿本が総理府統計局図書館にあり、またそのうちの「職業を調ぶる心得」については、同図書館に「日本職業区分稿」、「日本商業区分稿」と題する2篇の手稿本がある。¹⁴⁾これらの資料によると、調査対象はつぎの10項目である。

1 姓名、2 住家（持地持家）、3 世帯人および附籍、4 年齢（満年齢）、5 男女別、6 身上の有様（婚姻関係）、7 生国、8 宗旨、9 職業、10 不具

この調査項目は、先に述べた明治11年9月から2ヶ月余りの会議で決定されたのであったが、その資料としてドイツ、フランスの人口センサスの資料のほか、明治5年のペテルスブルグで開催された第8回国際統計会議で採択された「人口センサスに関する国際調査事項」も参照されたようである。¹⁵⁾

この調査項目のうち、年齢は満年齢であげられているので年齢別人口構造の把握が可能である。¹⁶⁾また生産年齢（15歳～60歳）人口もとらえることができる。

つきに職業分類について述べよう。

家別表の作成と並行して杉は、職業分類表の作成に苦心した。岡松 径の思い出によると、大分類はケトレーの分類表が基礎になったといっている。¹⁷⁾

また先に述べた総理府統計局図書館所蔵の「日本職業区分稿」は、明治10年に杉によって作成されたものであるが、この例言を見ると、「此編は澳国現在人別調規則中職業区分に拠て日本現在の職業を記載する者なり」とある。また「日本商業区分稿」の例言を見ると、「商業の区分は澳国計民規則中職業区分に基づき日本現今の商業を記載する者なり」とある。その他、前述の明治11年9月からの準備会議で調査項目を決定した際に提出された各国の資料からも参照したと思われる。

このようにして最終的な17項目の大分類と681の細分類項目を含む職業分類表と「人別調人心得並家別表書込雛形」中の「職業を調ぶる心得」が作成されたのである。ここでは、大分類項目のみをあげておこう。

農業等に係る業（以下、に係る業を省略） 飲食等 身装 建物等 家具等 織物等 金物 其他の製造 商業 通達融通等 公役等 宗教 教育 医術等 學術等 遊芸等 其他の業

この大分類項目は、ほぼ今日の産業分類にあたるものであるが、これに対して細分類項目は、個人の営む労働の種別としての職業分類となっている。

この分類表の意義については、鮫島による詳細な解説があるのでそれにゆずり、ここではその結論のみを引用しておこう。

「要するに杉の職業分類は、産業職業を概念的に区別しがたい経済発展の一時期、つまり社会の大部分の経済活動が生業形態（上掲一覧表のとおり明治12年当時の商業のおどろくべき専業化形態がそれを雄弁にものごとく）でいとなまれるが、すでに若干の雇用労働と職種分化が発生しつつあった一断面をとらえたもので、彼の職業分類は、とくに細分類段階では一見して職業分類的色彩を濃くそなえているにもかかわらず、その本質において産業分類としての性格をも同時に具備していたと解釈することができるだろう。この意味で「甲斐国現在人別調」の職業分類は限られた地域についてではあったが、近代的意味での、すなわち封建社会の身分構造から解放された意味での初期の日本の人口の産業構造を統計的にとらえた最初の試みであったといえるのである。¹⁸⁾

最後に、この調査では男女年齢別職業人口の他、本業・兼業別人口、有業者・無業者・職業不詳別人口が5歳刻みの

年齢区分であげられており、何れも当時の山梨県の産業構造をとらえる上で貴重な統計表であることを書き添えておく。

4. 調査系列

杉とその弟子数人は、この人別調の予備調査のため、まず山梨県へ出張した。帰国後、当時入手しうる限りの諸外国の人口センサス資料を参考にして調査の大綱が決定された。このようにして周到な準備の下に設計された調査票と調査要領が山梨県に送付され、記入された結果表は再び中央へ返却されて集計されている。つまり、この人口調査は、企画—実施—審査—集計、という、現在の第一義統計調査の必要条件を完全にみたした本格的な直接点計調査であり、また中央集計方式であるという点で、わが国における最初の近代的統計調査の誕生として高く評価される。

しかし、ここで注意すべきは、高橋二郎のつぎの記述である。

「斯くて明治十二年中兼て議定したる左の家別表十一万枚を印刷し之を山梨県へ送付し各町村に頒布し十三年の一月初旬より戸籍に依りて知るべきものを記入せしめ二月一日迄三十日間に下調完結を約せり」。(19)

つまりこの家別表への記入の最初は戸籍から転記されたのである。(ただし、注20の岡松の言によれば北都留郡のみは、最初に実地に各家を調査して記入している)。

この下調は「徴兵令」の改正、御巡幸、等のために遅れ、結局8月下旬完成した。この点検を、杉以下7人の部下が山梨県に出張して管下の町村を巡って実施したが、これも緒言に「疑はしきものは一人毎に取調掛に質問し」とあるように、村役場段階でとまっている。20つまり杉は、戸籍の正確性には批判的であったが、この調査において家別表の作成は結局、戸籍に依存しているのである。「甲斐国現在人別調」を近代的点計調査の画期とすることは決して誤りではないが、そのばあい、それは現在実施されている方式と全く同一ではなく、上のような限界をもっていたことを忘れてはならない。

この家別表の集計については、緒言につきのような述べられている。「家別表の人を一人毎に小札に写し其男女年齢身上の有様職業等を条列し家別に番号を附して以て之を分ち一村畢れば順次に各村に及ぼし各村を集めて一郡とし各郡を集めて一国とし前条に述ぶる所の簡条種類を逐ふて部を分ち類を集め又同種の等級に拠りて更に之を配叙し随て合せ随て分ち各其関係する所に應じて之を網羅組織す……」

以上の簡潔な説明につきているが、具体的な経過について高橋二郎の後年の講話によって若干の補足をしておこう。家別表、約11万枚(正確な枚数は知ることができなかった)は、13年末に東京へ送られた。翌14年1月から集計作業が開始されたが、そのときに集計方法について議論があった。結局、高橋二郎の意見を入れて家別表は小札(小票、単名票とも呼ばれた)に分類された。(21)

この小札(調査個表)が作成されたことは特筆すべきことであって、これによって各種の分類による中間集計表(當時は中集表と呼ばれた)の作成が可能となったのである。(22)中集表は村表と郡表に大別される。村表は総表、年齢及身上別表、年齢表、職業表、夫婦年齢表の5種類が作成された。この村表からさらに郡表が作成され、この郡表から一国表が作成されたのである。

以上が「甲斐国現在人別調」の紹介であるが、この調査は杉のいう人員所静の調であった。杉のいう人員所動の調(人口動態調査)については、静態調査のすべての作業が完了した明治15年の翌年の春から企画されている。まづ静態調査と同じく杉と高橋によって「人員運動調心得書及雛形草案」が作成された。(23)

翌17年に調査が実施され、18年の10月に西八代郡と南都留郡の調査簿が送付されてきた。ところがちょうどこの年の12月に内閣制が誕生し、それに伴って統計院の機構が大幅に縮小されたため、この人口動態調査は中止されてしまったのである。送付された上記の結果表も現在、総理府統計局図書館に残されていない。(24)

注

- (1) 杉の伝記としては、自身による「杉 亨二自叙伝」(第8章 参考文献, 125)および「杉先生講演集」(第8章 参考文献, 124)に収録された「杉先生実歴談」があるが、何れも談話の記録であるため不正確なところがある。また伝記としては、上記「杉先生講演集」に河合利安による「杉先生略伝」が収録されている他、「加地成雄: 杉 亨二伝」(第8章 参考文献, 53)と、杉の郷土長崎において昭和41年、杉の50周年忌を記念して長崎公園に胸像がたてられた際に作成された小伝(杉亨二先生顕彰会編: 杉亨二先生小伝——昭和41年12月、50周年忌記念——長崎 同会 昭和41年。執筆者は長崎新聞主筆の郷土史家、杉浦直治)等があるばかりで、何れも本格的詳伝ではない。最近、杉の孫にあたる杉 勇(東京教育大学名誉教授)氏が杉の伝記の調査を開始したので、何れ本格的な伝記が完成されることと期待している。その他「甲斐国現在人別調」に直接関係した資料としては、つぎのようなものがある。

- ① 黒羽兵治郎: 明治初年の静岡藩及び甲斐国人別調「経済史研究」7号(昭和5年)
- ② 花房直三郎: 明治十二年末の甲斐国①〜⑤「統計集誌」314号, 316号, 319号〜321号(明治40年)
- ③ 河合利安: 静岡藩各地政表調査概要「統計集誌」359号(明治44年)
- ④ 岡松 径: 甲斐国現在人別調記憶談①〜⑨「統計学雑誌」279号, 282〜287号, 290号, 293号(明治42年〜43年)
- ⑤ 総理府統計局編: 第8章 参考文献(119)
- ⑥ 総理府統計局編: 第8章 参考文献(120)
- ⑦ 高橋二郎: 明治十二年末甲斐国現在人別調頤末「統計集誌」288号(明治38年)(「総理府統計局編: 第8章 参考文献(120)第2巻 人口 上」所収)
- ⑧ 高橋勝弘: 政表券量法案「統計集誌」397号(大正3年)(「総理府統計局編: 第8章 参考文献, 120. 第

2巻 人口 上」所収)

また杉の研究としては、とりあえずつぎの文献をあげておく。

- ⑨ 相原 茂；鮫島龍行編：第8章 参考文献2)
 - ⑩ 加地成雄：杉 亨二伝 葵書房 昭和35年
 - ⑪ 川島 博：国勢調査論講 日本統計協会 昭和30年
 - ⑫ 小島勝治；松野竹雄：国勢調査之文献 昭和15年
 - ⑬ 大橋隆憲：日本の統計学 法律文化社 昭和40年(1 杉 亨二)
 - ⑭ 岡崎文規：第8章 参考文献(101)
 - ⑮ 高野岩三郎：第8章 参考文献(134)
 - ⑯ 高津英雄：第8章 参考文献(137)
 - ⑰ 塚谷晃弘：杉亨二の学問と思想——明治の忘れられた一思想家像——「史学雑誌」76巻8号(昭和42年)
 - ⑱ 辻 博：第8章 参考文献(145)
 - ⑲ 上村恵一：杉 亨二氏の業績について、日本における統計学の発祥——杉 亨二氏の業績について(承前)——「長崎造船大学研究報告」9巻, 11巻2号(昭和43年, 45年)
 - ⑳ 渡辺和一郎：わが国における統計思想の成立——「日本帝国統計年鑑」の成立——「経済論集(新潟大学)」12巻4号(昭和38年)
 - ㉑ 藪内武司：第8章 参考文献(154)
 - ㉒ 藪内武司：日本における民間統計団体の生誕——「表記学社」とその系譜——「経済論集(関西大学)」26巻4/5号(昭和52年)
- (2) この「沼津・原政表」は、杉 亨二：第8章 参考文献(124)に収録されている。またこの表についてはとりあえず、辻 博：注(1)の参考文献⑩を参照されたい。
- (3) 杉 亨二：第8章 参考文献(124)所収、附録 p. 1
- (4) この点については、「本書 上の1」, 第4章の「辛未政表」の解題を参照されたい。
- (5) 「本書 上の1」p. 89~90
- (6) 「本書 上の1」第3章 中央統計機構の確立過程, 第4章 太政官国勢総括統計解題を参照。
- (7) 杉 亨二：第8章 参考文献(125)所収。附録 p. 38
- (8) 杉の「戸籍法」にもとづく人口統計に関する批判を、「第五科政表掛会議」の記録によって抄録してみよう。「第五科政表会議」とその記録である「政表会議日誌」については「本書 上の1」の第4章, 3 日本政表の解題を参照されたい。以下の抄録の柱は、会議の議題より適当に筆者が選択してつけたものである。この全文については、総理府統計局：第8章 参考文献(120) p. 435以下を見られたい。

「政表会議日誌稿」より

9月5日の会議の討論をみると、戸籍法による人口統計の不備については戸籍局より出席した船越 衛(局長)もこれを認め、地租改正の終了を予想される明治11年1月1日に全国大調(全国人口調査)を実施したいという発言をしている。これに対して杉は、そのためには巨大な経費を要し、しかも重複計算等もあって経費に見合うほどの成果をあげられるか疑わしいから、先ず試験的に「易きより着手」することを主張している。この船越と杉の論争は、注目すべきであろう。

「政表会議日誌」より

明治9年9月5日

人の部 男女及び年齢

「杉曰一歳未満、一歳、二歳以上十歳に至る迄は毎歳を記し十歳以後は五歳を隔てて記する可ならん

船越曰一歳毎に皆其数を記する可ならん

池田曰毎歳を調ぶるも五歳を隔てて記するも手数を費すは同一なり且つ一度手数を費せば以後は生死の数を増減差引するのみにて労を省くべし故に毎歳を記する却て簡明ならん

杉曰先ず五歳を隔てて調べ漸次に詳細に及ぶ可ならん目今全国の大体を知るを以て急とす然れども毎歳を記する方却て簡易ならば毎歳にて可なり」

人の部 出産但し男と女とを分つ可し

「杉曰戸籍調信じ難き者多し但男女出生の数は和蘭等に符合す是れ実を得る者ならん」

人の部 死亡但し男と女を分ち死者の年齢を記す可し

「死亡の調必ず謬あらん西洋に於て英蘭二国は年々稍平一なり普仏の如きは頗る差異あり今日本死亡の数を和蘭等に比すれば大差あり是れ其謬あるを疑ふ所以なり」

人の部 来り住む者行き住む者

「杉曰寄留人は存りに来住して動く者なり之を調ぶるは難し且つ之を調ぶるも事実に於て其益少なかる可し

杉曰寄留人の職業を併記せば則益あり惟人員のみを記するは益あるを見ず」

人の部 一般

「船越曰壬申年中戸籍大調以来己に歳月を経るを以て帳簿淆乱す且其大調実を得る者と為し難し今人口の数をみるに生死を差引たるの余逐年増すこと万を以て数ふ是れ根元の調査粗なるに因る此の如き帳簿を本とせば百年を経ると雖ども猶其實数を知る可らず故に一度全国大調を為し其根元を精正せんとす爾時に職業年齢等を併せて詳査すべし(戸籍上の人口出生を差引せし外に年々増殖すること万を以て算するは疑ふべし是れ或は調査の密ならざるより重複に記載する者あるならん例へば一人を僧尼の部にも記し又平民の部にも載するの類なり)

杉曰此の事大に望む所なり然れども之を施行するに艱難あり是亦慮らざる可らず先づ第一に巨大の金を費すに非れば為し難し往時英国に於て之を行ひしに三万余の人員を用ひ白耳時に於ては六十余万フラン（我十二万五千円余）を費せり今日日本の戸口は白耳時に比すれば十余倍の多に居る故に其調費も亦之に準ず可し第二に大調は往々計算重複の恐あり且其巨費に当る程の益あるべきや否や未だ知る可からず

船越曰設使大費を要するも必ず為さざる可らず嘗て佐嘉県下の人口を調査せしに格別の費を要せざりしなり且つ現今は各地方巡査の数を増すを以て区戸長巡査協力して之を為さば甚だ難きに非ざる可し各地方凡十日内或は十五日内に調べたるを要す大凡一人一日五十戸を調査することを得べし

杉曰余も亦嘗て駿河の人口を調べしことあり一日に四十戸乃至四十五戸を調べ得たり

又曰米仏等に於て「センシユス」全国の戸口を同時に調べるを以て為す多くは人民の移動せざる時を以てす例えば十二月三十一日の夜の類なり然れども巨金を費すを以て屢なす能はず或は十年を隔て或は五七年を隔てて之を為す今此法分に倣ふを可とすれども官吏及び人民等戸口調の意旨方法を熟知するに非れば成り難からん且つ合衆国の如きは「センシユス」の法共和政体に必用なるを以て止むを得ざる者なれども本邦に於ては人口の国法に関する等の事少なし故に先づ四五年間官吏及び人民に戸口調査の事務を慣習せしめ而後に之を行ふ何ぞ遅しとせん

池田曰全国同時に為すを可とす若し其調査数日に涉らば人民の艱苦頗る多からん

岡谷曰今や学校なり地租改正なり民費重疊し民其費に堪へず知らず大調の費額は官より出すか將た民より供ずるか

船越曰余固より此の民費重疊するの日に當りて急に大調を行はんと欲するに非ず先づ大調の方法難形等を詳細に記載し当今より全国に布達して預じめ区戸長等に之を熟知せしめ明治十一年一月一日に至て之を行はんとす其れ迄には地租改正等は皆了る可し故に民費に為すも可ならん此の大調の大本定まらざれば死生及び諸般の数年々誤謬を生じ確實の数を得べからず今其大本を定正することに着手せずして細末の諸件に工夫を費すは勞して功なからん

杉曰先づ教へて後に行ふは同論なり本邦人民は調査を厭ふの情態未だ脱せざるを以て大調は実に容易に非ず故に先づ其易きより着手して漸次其難きに及ぼんとす」

「杉曰功を省くの論は理の一部を得たりといへども之に従ひ難き者あり抑人民の年齢を調ぶるは天下の一大事に於て我日本の盛衰に関する者なり其用を知らずして可ならんや生命請合の如き必らず年齢を知らざる可らず前會一年調の繁にして行ひ難きを以て五年となしたるなり年齢の書き上げは詳らかに区戸長に達する者ならん而るに之を十四歳以上等に分ち男女段を異にする如きは果して何れの手を歴て然かする者か一怪事と云ふ可し

杉曰年齢を約するに五を以てする者は西洋各国の定説にて迂濶の妄論にあらず而るに五と十とを同一視する如きに至りては恐らくは因循姑息に流れん」

ここで生命請合といっているのは生命保険のことである。

戸籍調

「杉曰是迄の戸籍調は恰も古昔の系図調の如く先祖の死んだ日は何年何月じゃ祖父の忌日は何日に當るぞと無用の事のみ甚だ多い事でござる何卒大調査をするに就ては右等の無用の事を省くやうに致したい者でござる

池田曰当今は右様の事はなき筈でござるされども猶局議を尽さんことでござらう

杉曰是は別の話なるが彼の寄留は如何でござらう私は何しても無益の者と思ひます

池田曰否私は無益ならずと思ひます先づ東京なら東京の盛衰を知らんには寄留に因らずば知れがたいことでござらう

杉曰然らば寄留を調べれば其土地の景況を明白に知ることが出来ませうか又寄留を精密に調ぶることが出来ませうか何も私は覺束ないやうに思ひます因て寄留は無益の者と云ふ訳にて寄留は廃すとも別に差支なき者でござらう」

「全体人が一軒の家を持つは重大なる事件にて知恵の上にも関し風俗の上にも関し經濟の上にも関することとござる實に一軒の家を持たる人の殖ゆるは一国富強の基礎にて此上もなき有り難きことでござるそこで今日の戸主と云ふを見るに家を持たざる者が沢山あることにて竊数は五百万にて戸主の数は七百万もあることでござる故に方今は本當の戸主が何程法律上の戸主が何程と區別せねば其実況は知れぬことでござる」

「政表會議記事 第三号 第二稿」より

11月7日

明治六年七月人員表について

「杉 物を製出する年齢西洋にては大抵十五歳より七十歳迄とす或は二十歳より七十歳迄とする国もあり此内より乞食病人及び遊惰にして職業を為さざる者等を除きて計算せざるを得ず方今本邦にては右等の區別未だ詳かならざれども姑く十五歳より六十歳迄を以て物を製出する年齢と見做し現今全国人の消費する百般の物品は皆此人の製出する所に係る者とす然れども大工等は十五歳より二十歳迄を半手間とする者多し（以下削るべきか）往日武士の初陣は大抵十五歳とせしを以て見れば其教育の方法に因て十五歳より役に立つ者なるを知るべし」

- (9) 辻 博：第8章 参考文献(145)、藪内武司：第8章 参考文献(154)。また注1の高橋二郎による文献⑦は、この調査に参加した当事者によるもっともくわしい回想である。

- (10) 大隈によって代表される大蔵省統計寮と杉によって代表される太政官政表課の対立の経過については、「本書上の1」第3章 第4節 太政官統計院の成立過程（p.69～74）を参照されたい。

- (11) 当時、調査に協力した高橋二郎は、つぎのようにいっている。

「特に此調査に際し杉君の境遇は終始逆境に在り統計院の設立せしは幸運なりしも杉君が多年採用し経験を積みたる属官二十余人中十一人は十三年三月二十七日一時に免ぜざるを得ざることとなり同政表課は半潰れとなり統

計院は矢野氏幹事となり尾崎、犬養両氏書記官となりて杉君は全く別派の姿となり加ふるに残れる僚属は事業の半に相率ゐて他に転じ四面楚歌の中に統計の爲め忍耐を以て残員を鼓舞し竟に能く此破天荒の一事業を完成せられしは亦欣尚すべきことと謂ふべし」(高橋二郎：注1参考文献⑦ p. 188)

112 高橋二郎：注1参考文献⑦ p. 189

113 「当時戸籍局の人口調は本籍人口のみなるが此度の調は寄留にても一家を為すものは皆其地に入るゝことゝし大旨現在人口と云ふことゝせしは新生面を開きたる所なれども所帯を成さゞる奉公人の類を本地へ入れたれば歐洲の所謂事実人口にはあらず結局常住家族的人口と云ふべきものなり本籍及寄留の戸籍帳を基礎としたものなれば亦止むを得ざることなりし」(高橋二郎：注1参考文献⑦ p. 183)

花房直三郎は、この点について「此の所謂総人員なるものに就ては一言の注釈を要す蓋し此の総人員は欧米の人口調査に於て現在人口(Population de fait)と称する者にあらず又現住人口(Population de résidente)と称する者にあらず並に我各種の統計書に載す所の本籍人口にもあらず実に左の如き分子より構成せるものとす

一 住地に居る者	三九三、三五五	
二 他国に居る者	一、三六九	
三 行方知れざる者	一、五九四	
四 他国より入寄留	一、〇九八	計 三九七、四一六

右の中第四項を除き一、二、三の三項のみを合すれば或は現住人口に近き人口を得べく又二、三を除きて一、四の二項を合すれば現在人口に近き人口を得べしと雖も「人別調」に於ける各種の統計表は総て此の総人員に依るを以て今強て現住人口又は現在人口を算出せず」(花房直三郎：注1参考文献② 319号)

114 これらの手稿は、総理府統計局編：第8章 参考文献(120)の「第2巻 人口 上」に収録されている。

115 藪内武司：第8章 参考文献(154) p. 203～204

116 花房直三郎：注1参考文献②の319号にこの人口ピラミッドが作成されている。

117 「先生は普魯士国統計雑誌に出て居ります千八百四十六年第一回白耳義国人別調に於て夫の著名なるケトレー(Quetelet)が意見で実行したる職業の類聚と分類法を口訳され私が之を筆記するのであった……此のケトレーの類聚及分類法が甲斐国現在人別調の基礎となり参酌となったのである……去りながら実際に於ては大部門の区分法のみが参考であつて個々職業の筋め方は特に先生の主義があるが……」(岡松 徑：注1参考文献④) このケトレーの分類表を杉が口訳したのは、明治13年11月である。

118 相原 茂；鯉島龍行編：第8章 参考文献(2) p. 48

119 高橋二郎：注1参考文献⑦ p. 183

120 岡松は、このときの情况について貴重な記録を残した。以下に引用する。

「諸各郡に至りて先生始一同が検閲に取掛る前に各郡の主任書記に面して何れも同一に質問した簡条の大意は左の如きものと覚えます

一 此の人別政表の調は各役場にある戸籍帳に依て家別表へ記入したるか又は諸の記入事項を実地毎家に就て調べたるか又は戸籍で分らない分のみ毎家に就き調べたるか

一 毎家に就て調査したのであらば如何様の人を使用し及幾何の手当等を給与したるか

右第一項に就て八郡主任者の応答する処は何れも予め戸籍に照らして氏名年齢族籍住家の事実を家別表に記入し此の事項の不明なる廉と身上の有様及職業事項とを実地毎家に就いて調べたのでありましたが独り北都留郡だけは先づ以て実地毎家に就き総体の簡条を記入し後之を戸籍に対照したといふことであります」(岡松 徑：注1参考文献④第4回)

121 高橋は、この小票に分解する方法をブロック(M. Block)の統計書からヒントをえたと話している。(高橋二郎：注1参考文献⑦) p. 184

122 この家別表より中集表を作成する方法について当時、高橋二郎は類函投札法、政表券量法(または政表投壺法)、札測法、刻量法、等の特殊な分類、集計、計算器具を考案して杉掛長に提出した。この時の思い出を高橋は後に「政表券量法案」と題して「統計集誌」に投稿している。(高橋勝弘：注1参考文献⑧)

その結果、中集表は「只並の十三行の美濃紙を糊にて何枚となく継ぎ合せて便宜に作ることなれば本業兼業表又は夫婦年齢表などは方三尺以上に及び記入に便ならず依て各三四尺の大定規を扱い大低一人は坐して読み一人は立ちて記入するなど今より見れば頗る奇観なりし」という有様であった。(高橋二郎：注1参考文献⑦)

なお、高橋二郎と勝弘は同一人であり、勝弘は二郎の改名である。彼は久留米藩の出身で、昌平黌で漢学をおさめた後、大学南校に進んでフランス語を修得、明治8年から大正2年まで統計局に在職した統計行政のベテランであった。20年後半の統計局刊行の各種統計書の仏訳は、すべて彼の手になるものである。その間、明治24年から33年まで10年間、高等商業学校(一橋大学の前身)の統計学担当の教授を兼任している。大正6年、64歳で没した。

123 この原文は、総理府統計局図書館に所蔵されている。またその抄録が「総理府統計局編：第8章 参考文献(120)の「第2巻 人口 上」p. 989～990にある。

124 この人員運動調については、高橋二郎：注1参考文献⑦、p. 189 および藪内武司：第8章 参考文献(154) p. 37～38を見よ。

明治前期日本経済統計解題書誌

——富国強兵篇(上の2)——

昭和53年3月31日発行

著 者 細 谷 新 治

発 行 者 一 橋 大 学 経 済 研 究 所

日本経済統計文献センター

東京都国立市中2の1

電 話 (0425)72-1101

印 刷 所 日 本 プ リ ン ト セ ン タ ー

東京都文京区千石4-22-15

電 話 (03)943-1521~2

統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山凉子『在庫と在庫投資：1880～1940年』, 1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940年』, 1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇(下)』, 1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇(上の1)』, 1976年3月
5. 藤野正三郎・秋山凉子『証券価格と利子率：1874～1975年』, 第1巻, 1977年3月
6. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』 第1巻 1977年3月
7. 藤野正三郎・秋山凉子『証券価格と利子率：1874～1975年』, 第2巻, 1977年3月
8. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇(上の2)』, 1978年3月

明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵篇（上の2）——

正 誤 表

頁	欄	行	誤	正
1		下から4	データ・パーク	データ・バンク
175		11	藩政一覧表	藩制一覧表
176		17	13年	14年
179		8	造幣,	造幣寮,
179		8	8 司制	7 司制
181		下から9	勸業課	勸農課
183		5	地理局	地理寮
184		8	大久保内務卿時代	大久保内務卿
186		4	地質局	地質課
186		下から8	処分及原の	処分及原野の
187		下から5	地方行財政策	地方行財政政策
189		1	地理寮事務章程	地理寮職制及事務章程
189		下から3	業績	
190		5	局長は、戸籍局	寮長は、戸籍寮
190		下から2	科学的業績	科学的業績
191		7	補遺	補遺
192		4	覆刻本	翻刻本
192		8	藩政一覧	藩制一覧
194		5	願っている。	願っている。)
195		下から22	某職被仰付候事	某職被 仰付候事
195		下から21	某職被免候事	何等出仕申付候事
198		17	編輯大項	編輯大綱
198		下から24	成績	成績
198		下から13	照合	照会
203		下から7	川田	河田
203		下から5	川田	河田
204		下から4	三正総覧	三正綜覧
207		22	川田	河田
207		23	川田	河田
207		24	川田	河田
207		下から3	三正総覧	三正綜覧
208		下から20	大槻如庵	大槻如電
209		下から16	28 / 29号 (昭和51年)	28~29号 (昭和51~52年)

頁	欄	行	誤	正
212	右	下から22	正院の命正	正院の命令
213	右	3	墳墓地, 等,	墳墓地, 等>,
214		下から24	地租改政事業	地租改正事業
214		下から16	地方行政改革	地方行財政改革
215		3	各所旧跡	名所旧跡
215		24	釐正及分会の事	釐正及分合の事
215		下から26	名称旧蹟	名所旧蹟
216		下から10	同じ計算課の	文書課の
216		下から8	10年以降は計算課が…	10年以降は地籍課, 計算課が…
218	右	下から10	使府藩県別	使府藩県別
219	左	15	距離	距離
219	右	下から1	牝, 牡>,	牝・牡>>,
200	左	2	調査対象年	調査対象年
200	左	下から6	郡区長村表	郡区町村表
200	右	8	公正百に付私生	公生百に付私生
222	右	12	難波船表	難破船表
222	右	15	難波船噸石區別表	難破船噸石區別表
223	右	16	<増, 減>	<増, 減>)
224	左	22	陶摸拐帶…	陶摸拐帶…
226		1	国勢一斑	国勢一斑
226		下から8	国勢一斑	国勢一斑
226		下から6	袖珍国勢一斑	袖珍国勢一斑
226		下から5	国勢一斑	国勢一斑
226		下から3	袖珍国勢一斑	袖珍国勢一斑
227		1	袖珍国勢一斑	袖珍国勢一斑
230	左	2	(4) 使府藩県概表	(6) 使府藩県概表
230	左	下から1	平民<男, 女>,	平民<男, 女>>,
230	右	2	<<人員, 米>>	<<人員, 米>>>
230		下から24	使府藩県概表	使府藩県概表
234	右	下から18	次の4 県の…	欠の4 県の…
235	右	5	10前3 府33県	10年3 府33県
237		23	網羅的	網羅的
237		24	網羅的	網羅的
237		下から1	行刑人員	行刑人員

裏へつづく

頁	欄	行	誤	正
238		下から2	等19号	布告第19号
239		〔追加〕		(3) 杉 亨二： 杉先生講演集， 世良太一編 横 山雅男 明治35 年
240	左	7	大縄畑反別)	大縄畑反別>)
240		下から17	正院第五科統計 掛	正院第五科政表 掛
244	左	8	12年	12月
248	左	14	鑄造貨幣	鑄造貨幣
250	右	下から2	，等>>等，	，等>>等>，
251	左	3	工部務	工部省
252	右	15	返却，等，	返却，等>，
253	左	29	本年度間支出額	本年度間収入額
253	左	下から15	内地人民の分	内地人民の分>
254	左	下から24	～14月6	～14年6
257		下から19	大政官	太政官
274		13	戸籍局	戸籍寮
285		下から4	橋本正己	橋本正己
286		9	(151)。	(151)。赤坂敬 子：参考文献(3)
288		8	橋本正己	橋本正己
288		下から5	橋本正己	橋本正己
288		下から5	参考文 (161)	参考文献 (161)

頁	欄	行	誤	正
289		14	国勢一斑	国勢一斑
290		4	橋本正己	橋本正己
290		18	(注 43)	(注 45)
291		11	日本人口統計	日本人口統計史
294		下から7	日本人口と経済	日本の人口と経 済
297		3	昭和55年	昭和50年
302	右	下から21	日本全国戸口表	日本全国人口表
304		下から6	長はその…	庁はその…
305		2	全総人口	全国総人口
310		下から4	〔町の誤りか〕	〔長の誤りか〕
313	右	18	等>	等>)
314	右	下から3	…の比例>，	…の比例，
327	右	下から29	試験未済)	試験未済>)
330	左	下から23	出産百に付>	出産百に付女>
332	左	1	平均的，受験者	平均数，受検者
332	左	2	者比例)	比例)
333		3	明治6年	明治8年
333		3	文部省	内務省
337		19	明治12年	明治9年
342		11	覆刻	覆刻
342	左	19	借地持家持	借地持家，持
344		下から14	会計院	会計検査院
346		22	網羅組織す…」	網羅組織す…」